明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十六年三月五日

○第百五十九回国会 衆議院会議録 第十二号（一）

平成十六年三月五日（金曜日）

平成十六年三月五日
午後三時三十分　本会議

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件
平成十六年度一般会計予算
平成十六年度特別会計予算
平成十六年度政府関係機関予算
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
所得譲与税法案（内閣提出）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後三時四十七分開議

○議長（河野洋平君）　これより会議を開きます。

議員辞職の件

○議長（河野洋平君）　議員佐藤観樹君から辞表が提出されております。これにつきお諮りいたしたいと思います。

まず、その辞表を朗読させます。

〔参事朗読〕

辞　職　願

今般　一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしたくご許可願います。

衆議院議員　佐藤　観樹

平成十六年三月四日

衆議院議長殿

○議長（河野洋平君）　採決いたします。

佐藤観樹君の辞職を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。よって、辞職を許可することに決まりました。

○小渕優子君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成十六年度一般会計予算、平成十六年度特別会計予算、平成十六年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　小渕優子君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

平成十六年度一般会計予算
平成十六年度特別会計予算
平成十六年度政府関係機関予算

○議長（河野洋平君）　平成十六年度一般会計予算、平成十六年度特別会計予算、平成十六年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長笹川堯君。

平成十六年度一般会計予算及び同報告書
平成十六年度特別会計予算及び同報告書
平成十六年度政府関係機関予算及び同報告書
〔本号㈡に掲載〕

〔笹川堯君登壇〕

○笹川堯君　まず、予算委員会の皆様には、連日、大変熱心な質疑が行われ、理事、委員各位の御協力もあり、円満に充実した審議を行うことができましたことを、委員長として心から感謝を申し上げます。（拍手）

ただいま議題となりました平成十六年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この予算三案は、去る一月十九日本委員会に付託され、二十三日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二月十日から質疑に入り、基本的質疑等の質疑、公聴会、分科会を行い、本日、締めくくり質疑の後、討論、採決をいたしたものであります。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

平成十六年度一般会計予算の規模は八十二兆一千百九億円であり、前年度当初予算に対して〇・四％の増加となっております。

歳出のうち、国債費及び地方交付税交付金等を除いた一般歳出の規模は四十七兆六千三百二十億円であり、前年度当初予算に対して〇・一％の増加となっております。

歳入のうち、公債の発行額は、建設公債、特例公債合わせて三十六兆五千九百億円で、公債依存度は四四・六％となっております。

特別会計及び政府関係機関予算につきましては、資金の重点的、効率的な配分に努め、事業の適切な運営を図ることとされております。特別会計の歳出純計額は二百七兆三千五百十一億円であり、その数は、本年四月から国立学校特別会計が廃止されることにより、三十一となっております。政府関係機関は、前年度と変わりなく九となっております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は二十兆四千八百九十四億円で、前年度当初計画に対して一二・五％の減少となっております。

次に、予算委員会における主な質疑について申し上げます。

質疑は、財政健全化、特別会計の見直し、国債管理政策、為替政策、中小企業対策などの財政・経済問題、足利銀行破綻、新生銀行の株式上場などの金融問題、北朝鮮問題、イラク復興支援などの外交問題、年金改革及び年金資金運用のあり方、三位一体改革、犯罪の増加に伴う治安対策のあり方、児童虐待防止対策、若年者の雇用対策、道路公団民営化問題、BSE、鳥インフルエンザなど食の安全問題、地球温暖化対策、北海道警察の報償費不正使用疑惑、政治倫理及び政治献金問題など、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくして、本日、質疑を終局いたしましたところ、日本共産党から、平成十六年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、佐々木憲昭君から趣旨の説明がありました。

次いで、予算三案及び動議を一括して討論に付しましたところ、自由民主党及び公明党を代表して杉浦正健君から政府原案に賛成、動議に反対の意見が、民主党・無所属クラブを代表して達増拓也君から政府原案及び動議に反対の意見が、日本共産党を代表して佐々木憲昭君から動議に賛成、政府原案に反対の意見が、社会民主党・市民連合を代表して照屋寛徳君から政府原案及び動議に反対の意見が、それぞれ述べられました。

引き続き採決を行いました結果、動議は否決され、平成十六年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。鉢呂吉雄君。

〔鉢呂吉雄君登壇〕

○鉢呂吉雄君　私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出の平成十六年度一般会計予算案等に一括して断固として反対する立場から討論を行います。（拍手）

これまでの反対討論は、単なる反対のための反対討論が多かったわけでありますけれども、私は、民主党の予算についての考え方をしっかりと対置して、議員や国民の皆さんの御理解を得るものにしてまいりたいと思います。（拍手）

反対理由の第一は、本予算が、過去最高の国債発行額三十六兆六千億、このような将来世代への膨大なツケを前提に成り立っており、財政の破綻の危機と国民に対する増税などの負担増を一層推し進めるものであるという点であります。

十六年度末において、国、地方を合わせた債務残高は七百二十兆円を上回る過去最高となり、GDPに占める債務の割合も一四〇％に達しようとしています。また、与党族議員、縦割り省庁の既得権益が聖域化している中で、国民生活や経済・雇用対策のために本当に必要な予算が回らないものになっておるのであります。

民主党は、昨年に引き続き、独自の予算案を編成いたしました。過去のしがらみにとらわれず、未来への責任を自覚する私たちの案では、一般行政経費や特殊法人向けの予算のむだを徹底的に排除することによって、国債発行額を政府案に比べて一・二兆円削減することに成功いたしました。それでも、年金の国庫負担率引き上げなどセーフティーネットの強化に三・八兆円の予算を投入でき、また、百二十五万人の雇用を生み出すことができるものになりました。

民主党案は、安心と雇用への重点投資を行い、これによって消費の拡大が実現できる。また、高速道路の原則無料化は、国民生活の向上や地域振興、観光産業拡大など、はかり知れない経済効果があるわけであります。

このように、本予算の中に含まれる既得権益やむだを徹底して排除し、より国民ニーズの高い、そして効果の高い分野へ税金を重点的に投入する、すなわち、税金の使い道を抜本的に改めることで、経済再生、財政健全化を実現するというのが、民主党の予算案の基本的な考え方であります。

反対理由の第二は、本予算が改革断念予算であるということであります。

政策の集大成たる予算に構造改革の姿は全く見えません。総理は、改革は進んだと強弁しておりますが、十六年度予算は、本質的には十五年度予算と全く変わっておりません。

中でも、年金改革であります。

将来の人口見通しや経済見通しがあいまいな中、負担と給付水準をめぐる数合わせに終始をし、制度の抜本的改革には全く踏み込んでいないばかりか、株式などの資金運用の失敗、グリーンピアのような施設や運営にこれまで五兆六千億といった膨大な損失を出してきたほか、年金関連団体への多数の天下りなど、このまま放置をしてきた問題であります。

四年前に国民に約束した国庫負担率三分の一から二分の一への引き上げも、わずか二百六十億の国庫負担の増額という、本来必要な額の一％しか充当しておらないのであります。

私たち民主党は、昨年の総選挙におけるマニフェストで、年金制度の抜本改革を提案いたしました。今国会では、このマニフェストに基づいた対案の提出を予定しておりますが、その前段階として、既に民主党の予算案では、徹底した歳出の見直しによって、新たな国民負担増を求めずに、国庫負担二分の一を実現することを提案しておるのであります。

歳出の見直しを全く行わないままに安易に国民負担増を求め、あげくに年金保険料を社会保険庁職員の宿舎建設などに流用しようとする小泉内閣と、明確に財源を示して、年金制度の将来にわたる安定性を確保しようとする民主党と、どちらが国民への責任を果たし、政権担当能力があるかは明らかではないでしょうか。（拍手）

第三に、地方財政改革について、政府予算案はいかなる理念に基づいて分権改革をするのか不明確なため、どたばたの数字合わせと省庁の抵抗の中で、地方へのしわ寄せに終始したものになっておるのであります。今、地方自治体は、予算を組むことができずに悲鳴が上がっておるのであります。

小泉総理は、地方の自由度や裁量を拡大するための改革を推進しますと言っておりますが、もし本当にその気があるのなら、民主党案のように、

約二十兆円の補助金を抜本的に改めて、五・五兆円の税源移譲と約十三兆円の一括交付金の創設こそ実現すべきだと考えるものであります。（拍手）

第四に、予算審議でも重ねて取り上げられた特別会計の大きな問題であります。

特別会計は、一般会計の約六倍の規模にまで肥大化をしておるにもかかわらず、その実態は極めて不透明なままであります。小泉内閣が真に財政健全化への道を目指すのなら、特別会計の抜本的な改革は不可避であるにもかかわらず、その取り組みは全く不十分なものであります。

この点でも民主党は、発生主義会計の導入や、厳格な公会計基準の設定と情報公開に努め、特別会計を含めた公会計のあり方を根本的に見直していくことといたしておるのであります。

最後に、族議員や霞が関の既得権益やしがらみに縛られ、身動きのとれなくなっている現在の政府・与党に、我々のような大胆な予算は決して編成できません。

現政権が続く限り、何らビジョンも展望もない数合わせが繰り返され、そのしわ寄せは常に国民に押しつけられていくのであります。その行き着く先は財政破綻であり、国民生活の崩壊であると私は思います。現在の我が国に改革が必要なこと、そして小泉総理が改革と叫ぶものは本来の改革とは到底言えないことを、国民の多くが肌で知っておると言わざるを得ません。

この際、小泉総理に対して、即刻内閣総辞職をすべきであることを強く要求いたします。（拍手）

そして、新しい民主党政権により財政破綻を回避し、国民生活の再生のための予算を編成していくことが国民への責任を果たすことであるということを訴えまして、私の反対討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君）　園田博之君。

（園田博之君登壇）

○園田博之君　私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております平成十六年度一般会計予算、平成十六年度特別会計予算、平成十六年度政府関係機関予算、以上三案に対し、賛成の討論を行うものであります。（拍手）

昨年十一月に行われた総選挙において、改めて国民の信任をいただいた小泉内閣のもと、政府は、構造改革なくして日本の再生と発展はないというこれまでの方針を堅持し、活力ある経済社会の実現を目指し、規制、金融、税制及び歳出の各分野にわたる構造改革を進めてきました。

我が国経済は、企業収益の改善が続き、設備投資が増加するなど、明るい兆しも見られるところですが、持続的経済成長に結びつけるためには、外需から内需へ、大都市圏から地方へ、大手企業から中小企業へ循環させるなど、きめ細かな施策と構造改革の取り組みを加速、拡大していくことが重要であります。

歳出改革については、財政規律を維持し、将来世代に責任が持てる財政を確立するとともに、限られた資源を真に必要な分野、施策に適切に配分することが、今まさに政府に求められているところであります。

このような理念のもと、平成十六年度予算の編成に当たっては、引き続き歳出改革路線を堅持し、一般会計歳出及び一般歳出について、実質的に前年度の水準以下に抑制する一方、予算の内容については、めり張りをつけることにより、重点的、効率的な予算配分を図ることとされました。

以下、賛成する主な理由を申し述べます。

その第一は、本予算が、歳出の質の改善に努め、例えば科学技術や治安対策など、活力ある社会経済の実現や国民の安心の確保につながる分野に重点的に配分したほか、各分野においても真に必要な施策への絞り込みを行うなど、めり張りのきいた予算配分を行っている点です。

例えば、科学技術の分野においては、経済活性化のためのみらい創造プロジェクトを大幅に拡充して、近い将来実用化の見込める研究開発を重点的に支援し、将来の企業化や雇用の創出を目指しております。

また、公共事業については、その水準を抑制しており、景気が上向いている中で、知恵を絞り、懸命の努力をしながらも、その好況感を共有できていない地方や中小企業にとっては厳しいものがあるため、金融面や人材、技術面でできるだけの支援をし、さらに地域の創意工夫によるまちづくり交付金を創設するなど、地域経済の活性化にも配慮しております。

さらに、治安対策については、治安関係職員の大幅な増員、刑務所等の収容定員増への積極的な対応など、国民の安心の確保に向けた取り組みを行っております。

賛成の第二の理由は、我が国財政が極めて厳しい状況にある中、歳出の合理化、効率化を進め、持続可能な財政構造の構築を図っている点であります。

本予算の編成においては、国と地方の改革、年金改革などの重要課題に着実に取り組むとともに、予算編成過程について、モデル事業や政策群といった手法の導入、予算執行調査の拡充を行ったほか、特別会計については、すべての特別会計を対象として幅広い見地から検討を行い、事務事業の見直し等を進めております。

本予算においては、このような歳出改革努力などの結果、国債発行額を極力抑制しており、また、国、地方を通じた基礎的財政収支は改善が見込まれるなど、黒字化に向けた一つの手がかりをつくることができたのではないかと考えられます。このように、国と地方が歩調を合わせつつ厳しい歳出改革を行い、財政規律の維持に努めている点は評価に値するものであります。

以上、本予算に賛成する理由を申し述べました。地方においては、地域の努力にもかかわらず依然として厳しい状況にあるなど、私たちに与えられた課題はまだまだ少なくありませんが、平成十六年度予算は、今後の我が国の発展、国民生活の安心の確保に向けてまことに重要なものであり、ここに賛成の意を表するものであります。ぜひともその一日も早い成立を期しつつ、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（河野洋平君）　吉井英勝君。

（吉井英勝君登壇）

○吉井英勝君　私は、日本共産党を代表して、二〇〇四年度政府予算三案に対する反対討論を行います。（拍手）

反対理由の第一は、国民が最も求めている景気の回復と生活の安定に逆行するものだからであります。

政府は、景気は着実に回復していると言っていますが、経済の実態も国民生活の実感も全く違っています。輸出上位三十社で輸出総額の五割を占める大企業が、輸出と大規模リストラで史上最高の利益を上げているだけです。肝心の国民生活は、厚生労働省の調査によっても、給与は三年連続減少、完全失業率は五％を超え、正規社員はこの五年間に百九十二万人リストラで減少し、派遣労働は百二十八万人ふやされたのを初め、アルバイトやパートという低賃金、不安定雇用に置きかえられています。

これは、小泉首相が、大企業がリストラするのは当然だと答弁して、ヨーロッパの雇用を守るルールの確立とは逆に、失業と低賃金を加速する労働政策を推進してきた結果です。

雇用者所得の落ち込みの上に、増税と社会保障の負担増は、昨年からの年間四兆四千億円に追加して、ことしから三年間かけてさらに年間三兆円も負担をふやす予算ですから、家計消費を冷え込ませ、景気の足を引っ張るばかりです。小泉内閣の経済政策では、景気の立て直しも中小企業の経営と国民生活の防衛もできません。

第二に、年金大改悪を進める予算だということです。

とりわけ、憲法二十五条を根拠法とする国民年金について、生活保護水準より今でも低い平均月受給額四万六千円をさらに一五％切り下げようとするのは、憲法の生存権保障の原則を踏みにじる重大問題です。政府統計でも、六割のお年寄りが年金収入だけに頼っている中で、これほど冷酷なやり方は、国民生活の安定を図るという政治の根本に反するものであります。

二〇一七年までに厚生年金と国民年金合わせて四兆円の負担増を押しつけ、実質の年金給付は一五％引き下げるという、負担増と給付減の自動装置である年金改悪を進めることと一体の予算など、断じて許すことはできません。（拍手）

第三に、地方財政危機を深め、地方自治の破壊と住民サービスの大幅な後退をもたらす予算だということです。

三位一体改革といって、国庫補助負担金の一兆三百億円の削減、地方交付税総額二兆八千億円の削減、合わせて三兆八千億円もの国から地方への財源切り捨て、その一二％にしか当たらない税源移譲だけで、今、全国の多くの自治体で当初予算案も組めないという悲鳴が出ています。既に、全国知事会の梶原岐阜県知事からも、これでは三位一体改革ばらばら改悪だと厳しい批判が出ています。

福祉や教育への国の責任を放棄して、地方自治体と住民に負担を押しつけるだけの三位一体改革ではなくて、住民自治の上に立つ地方団体の自治という本来の地方自治の拡充につながっていく権限と財源の地方への移譲こそ必要なものであります。（拍手）

第四に、憲法違反のイラクへの自衛隊派兵を進める予算だということであります。

アメリカのケイ調査チーム団長が、イラクにはもともと大量破壊兵器はなかったと証言したことで、大義のない戦争であったことは明白です。小泉首相が、イラクは大量破壊兵器を保有していると断言してイラク戦争を支持したことの誤りが浮き彫りになりました。

イラク占領当局の日本政府あての書簡などで、自衛隊の安全確保支援活動が占領支配の一端を担うこともはっきりしました。これらは、交戦権や武力行使を禁止した憲法と両立しないものであります。また、自衛隊の先遣隊報告が事前につくられていた事実など、政府の説明の信頼性は根底から崩れました。

今必要なのは、米英の占領支配をやめ、イラクの主権を直ちにイラク国民に戻すこと、国連の枠組みで有効な復興支援を行うよう切りかえていくことであります。

最後に、官房機密費の私的支出疑惑、警察捜査報酬費の組織ぐるみの不正支出、国会議員一人当たり四千万円、総額三百十九億円の憲法違反の政党助成金など、税金のむだ遣いや不正の温床となる予算が正されていないことは、絶対に容認できません。

予算は政治を映す鏡。我が党は、国民が主人公と言える政治の実現、そういう予算の実現に向けて闘う決意を表明して、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（河野洋平君）　谷口隆義君。

〔谷口隆義君登壇〕

○谷口隆義君　私は、公明党を代表して、平成十六年度一般会計予算、平成十六年度特別会計予算、平成十六年度政府関係機関予算、以上三案に対し、賛成の討論を行うものであります。（拍手）

小泉政権発足から、まもなく三年が経過しようといたしております。この間、自民党、公明党による連立政権のもと、小泉内閣は、活力ある経済社会の実現を目指し、一貫して構造改革路線を堅持し、改革に向けて全力で取り組んでまいりました。

私は、構造改革の意義は、過去のしがらみにとらわれず、我が国の負の遺産を清算しながら、我が国経済の潜在的な成長力を高め、産業、企業の活性化を通じて、民需主導の経済新生を図ることであり、さらには、自立した個人が生き生きと輝く社会、人を何よりも重視する社会の実現にあると考える次第であります。その過程では、当然痛みを伴うことから、雇用、中小企業等に対するセーフティーネットに万全を期すことは言うまでもありません。

こうした認識のもと、公明党は小泉内閣の一翼として、具体的には、官から民への流れをつくる規制改革の推進、金融の安定と健全化に向けた金融システム改革、三位一体改革など地方分権の推進、少子高齢社会を見据えた税制の改革、さらには、徹底したむだを排除していくための歳出構造の改革など、多大かつ難しい課題に積極果敢に挑戦をし、その結果、徐々にではありますが、確実に成果があらわれてきておるのであります。

我が国経済も、設備投資と輸出の二つのエンジンに火がつき、個人消費等にも持ち直しの動きが見られるなど、民需主導の自律的な回復への重要な局面を迎えるまでになってまいりました。

こうした中にあって、私は、これまでの改革の芽を大きな木に育て、さらには大きな花を咲かせ、そして大きな実を結ぶよう、これまでの改革の成果を浸透させつつ、さらに加速、拡大していくことが重要であると考えます。

昨年十一月に行われた総選挙では、自民党、公明党の連立内閣及び小泉内閣は、改めて国民の信任をいただきました。公明党は、こうした国民の

負託にこたえるべく、全力を挙げてまいる決意でございます。

以下、平成十六年度予算案に賛成する主な理由を申し述べます。

今般の予算案については、構造改革を一層推進し、活力と安心ある社会実現に向けた極めて重要な予算であります。また、厳しい財政状況の中で、将来の世代への責任を強く認識しつつ、歳出構造を徹底的に見直し、真に必要な分野へと財源を振り向けていく努力が求められるわけであります。官から民へ、国から地方へという大きな構造改革の流れの中で、今まさに予算の質が問われております。

その点、今般の平成十六年度予算案は、特別会計をも含め、行政の効率化に一層努めるとともにめり張りがきいた予算となっており、高く評価できるものと考えます。これが賛成する第一の理由であります。

具体的には、未来の日本を切り開くために重要な科学技術関係の予算は、その優先順位を明確にしつつ、所要の伸びを確保しております。また、日本の屋台骨である中小企業に対する施策、さらには国民の安心の確保につながる治安対策など、拡充強化しております。

その一方で、公共事業関係費、防衛費等については、施策の重点化、絞り込みを行い、その抑制を図るなど、めり張りをつけておるわけであります。

例えば、重点強化をする分野の中で、科学技術関係では、みらい創造プロジェクト、この予算が前年度比四〇％以上の増額を確保しております。

日本には世界に誇る多くの技術、知恵があるわけでありますが、これらを含め、近い将来に実用化が見込まれる研究開発に対して支援を強化していくことは、経済活性化、雇用創出の観点からも極めて重要であります。

例えば、革新的がん治療法の開発などを通して、国民の安心、安全の確保や、二十一世紀のリーディング産業の創出、我が国技術力の国際競争力強化等に大きく貢献するものと期待されるところであり、その積極的な取り組みはまことに意義あるものと考えるわけであります。

さらに、凶悪、悪質な犯罪が多発する中、急務の課題である治安対策については、治安回復、空き交番ゼロ等を目指した政府の方針に沿って、警察官も三千百五十人増と、当初の一万人増員計画の残余分、千五百人の二倍以上の増員を行うとともに、その他、国の治安関係職員の増員、刑務所等の収容定員増などを行うこととしております。

その他、社会保障、教育などの施策についても、持続可能な年金制度の構築、子育て支援策としての児童手当、奨学金の拡充、さらには文化芸術予算の増額など、きめの細かい施策の充実に努めているところであります。

他方、公共事業については、引き続きその水準を抑制し、また総合的なコストの縮減を図る一方で、まちづくり交付金の創設を初め、経済活性化に資する事業への重点化を図っているところであります。

賛成する第二の理由は、歳出全般について合理化、効率化を進めつつ、新規国債の発行を極力抑制するなど、財政の規律維持に努めている点であります。

特に、今般、母屋である一般会計だけでなく、離れである特別会計についても総ざらいの見直しに着手した点は、大いに評価すべきものと考えております。平成十六年度だけでも、すべての特別会計を対象とした事務事業等の見直しの結果、五千億円を超える効率化、削減の効果があらわれております。

その他、モデル事業や政策群といった新たな手法も導入をされました。

なお、先般、我が党の強い主張により、政府に行政効率化関係省庁連絡会議が発足をいたしました。徹底して行政のむだを排除するため、政府を挙げての取り組みがスタートしたことについて高く評価するとともに、早期に具体的な成果があらわれるよう強く期待をするものであります。

以上、本予算に賛成する理由を申し述べました。平成十六年度予算は、経済の再生、日本の発展にとって極めて重要な予算であります。一日も早い成立を心から期待し、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（河野洋平君）　照屋寛徳君。

〔照屋寛徳君登壇〕

○照屋寛徳君　私は、社会民主党・市民連合を代表し、平成十六年度政府予算三案に反対する立場から討論を行います。（拍手）

反対する第一の理由は、政府予算案では、立ち直りの兆しが見えつつある日本経済を本格的な回復軌道に乗せることはできないからであります。

今、我が国の経済は、設備投資と輸出の好調に支えられ、回復基調にあります。一方、失業率は五％台で推移し、家計の収入環境も依然厳しい状況にございます。企業の雇用調整や賃金カット、あるいはリストラが続く中で、多くの国民は預貯金を取り崩して生活をしているというありさまであります。

今の景気は国民の犠牲によって支えられていると言っても過言ではなく、この状況が続けば、景気はまた後退局面に入りかねません。景気を回復していくためには、国民生活の視点に立って、雇用や社会保障に大胆な予算配分を行い、国民の生活不安や将来不安の解消にこたえることが必要であります。

残念ながら、政府予算案は、物価スライドによる年金支給の引き下げ、厚生年金保険料率の引き上げ、基礎年金の国庫負担率の三分の一から二分の一への引き上げの先送りなどが主な柱であり、これでは国民の将来不安は解消されません。景気回復どころか、景気回復に水を差す予算案だと言わざるを得ず、到底受け入れることはできません。

反対する第二の理由は、防衛関係費に新たにミサイル防衛システム関係費が盛り込まれていることであります。従来型の正面装備費は減額されておりますが、装備面では従来の防衛政策を大きく転換し、対米追従を一層強める内容となっております。

また、米英軍によるイラク戦争とそれに続く占領統治は、国連憲章を無視し、国際法にも違反する大義なきものであることは明白になりました。自衛隊のイラク派兵は、かかる不法不当な米英軍の戦争と占領に加担するものであり、予算案に計上された自衛隊のイラク派兵経費百三十五億円は削除すべきであります。

第三の理由は、公共投資関係費の約八割が都市再生などに集中しており、地方切り捨て、都市偏重になっているということであります。しかも、公共投資の事業別シェアはほとんど変わらず、各省庁、各局への予算配分の硬直性は全く打破されておりません。

第四の理由は、地方財政の三位一体改革が不十分であるということであります。

我が党は、三位一体改革に当たっては分権、すなわち税源移譲を先行すべきだと主張してきました。しかし、改革の初年度では補助金一兆円削減が先行し、単なる削減策の寄せ集めにすぎないものとなったと言わざるを得ません。

しかも、補助金と交付税の抑制ばかりが進み、地方の財源と権限の自由度は全くふえていないのであります。国の関与を大胆に縮小し、税源移譲で地方税の充実を図り、歳入歳出両面での地方の自由度を高めるべきであります。

政府予算案は、破綻したと言わざるを得ない国家財政の再建を優先する余り、地方を切り捨てるものであると断ぜざるを得ません。

以上、平成十六年度政府予算三案に反対する理由を申し述べ、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　平成十六年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（河野洋平君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（河野洋平君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百七十

可とする者（白票）　二百七十八

否とする者（青票）　百九十二

〔拍手〕

○議長（河野洋平君）　右の結果、平成十六年度一般会計予算外二案は委員長の報告のとおり可決いたしました。（拍手）

平成十六年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍　晋三君	逢沢　一郎君	今津　寛君	今村　雅弘君	古賀　誠君	後藤　茂之君				
青山　丘君	赤城　徳彦君	岩崎　忠夫君	岩永　峯一君	後藤田正純君	河野　太郎君				
麻生　太郎君	甘利　明君	岩屋　毅君	宇野　治君	河本　三郎君	高村　正彦君				
井上　喜一君	井上　信治君	植竹　繁雄君	江崎　鉄磨君	近藤　基彦君	左藤　章君				
伊藤　公介君	伊藤信太郎君	江崎洋一郎君	江渡　聡徳君	佐田玄一郎君	佐藤　信二君				
伊藤　達也君	伊吹　文明君	江藤　拓君	衛藤征士郎君	佐藤　剛男君	佐藤　勉君				
石崎　岳君	石田　真敏君	衛藤　晟一君	遠藤　武彦君	佐藤　錬君	斉藤斗志二君				
石破　茂君	石原　伸晃君	遠藤　利明君	小此木八郎君	坂本　剛二君	桜井　郁三君				
稲葉　大和君	今井　宏君	小野　晋也君	小野寺五典君	櫻田　義孝君	笹川　堯君				
		小渕　優子君	尾身　幸次君	自見庄三郎君	塩崎　恭久君				
		大島　理森君	大野　松茂君	塩谷　立君	七条　明君				
		大野　功統君	大前　繁雄君	実川　幸夫君	島村　宜伸君				
		大村　秀章君	岡本　芳郎君	下村　博文君	菅　義偉君				
		奥野　信亮君	加藤　勝信君	菅原　一秀君	杉浦　正健君				
		加藤　紘一君	嘉数　知賢君	鈴木　俊一君	鈴木　淳司君				
		海部　俊樹君	梶山　弘志君	鈴木　恒夫君	砂田　圭佑君				
		金子　一義君	金子　恭之君	園田　博之君	田中　和徳君				
		金田　英行君	上川　陽子君	田中　英夫君	田野瀬良太郎君				
		亀井　静香君	亀井　久興君	田村　憲久君	高木　毅君				
		亀井　善之君	鴨下　一郎君	滝　実君	竹下　亘君				
		川崎　二郎君	河井　克行君	竹本　直一君	武部　勤君				
		河村　建夫君	瓦　力君	橘　康太郎君	棚橋　泰文君				
		木村　太郎君	木村　隆秀君	谷　公一君	谷垣　禎一君				
		木村　勉君	木村　義雄君	谷川　弥一君	谷畑　孝君				
		城内　実君	岸田　文雄君	谷本　龍哉君	玉沢徳一郎君				
		北川　知克君	北村　誠吾君	中馬　弘毅君	津島　恭一君				
		北村　直人君	久間　章生君	津島　雄二君	土屋　品子君				
		熊代　昭彦君	倉田　雅年君	渡海紀三朗君	中川　昭一君				
		小池百合子君	小泉純一郎君	中川　秀直君	中谷　元君				
		小泉　龍司君	小坂　憲次君	中西　一善君	中野　清君				
		小島　敏男君	小杉　隆君	中野　正志君	中村正三郎君				
		小西　理君	小林　興起君	中山　太郎君	中山　成彬君				

中山　泰秀君　仲村　正治君
永岡　洋治君　長勢　甚遠君
二階　俊博君　丹羽　雄哉君
西川　京子君　西川　公也君
西田　猛君　西野あきら君
西村　明宏君　西村　康稔君
西銘恒三郎君　額賀福志郎君
根本　匠君　能勢　和子君
野田　聖子君　野田　毅君
野呂田芳成君　葉梨　康弘君
萩生田光一君　萩野　浩基君
萩山　教嚴君　蓮実　進君
馳　浩君　鳩山　邦夫君
浜田　靖一君　早川　忠孝君
林　幹雄君　林田　彪君
原田　令嗣君　原田　義昭君
平井　卓也君　平沢　勝栄君
平田　耕一君　平沼　赳夫君
福井　照君　福田　康夫君
藤井　孝男君　二田　孝治君
船田　元君　古川　禎久君
古屋　圭司君　保坂　武君
保利　耕輔君　細田　博之君
堀内　光雄君　増田　敏男君
増原　義剛君　町村　信孝君
松岡　利勝君　松下　忠洋君
松島みどり君　松野　博一君
松宮　勲君　松本　純君
三ッ林隆志君　三ッ矢憲生君
三原　朝彦君　水野　賢一君
宮腰　光寛君　宮澤　洋一君
宮路　和明君　宮下　一郎君

武藤　嘉文君　村井　仁君
村上誠一郎君　村田　吉隆君
望月　義夫君　茂木　敏充君
森　英介君　森　喜朗君
森岡　正宏君　森田　一君
森山　眞弓君　八代　英太君
谷津　義男君　保岡　興治君
柳澤　伯夫君　柳本　卓治君
山際大志郎君　山口　俊一君
山口　泰明君　山下　貴史君
山本　明彦君　山本　公一君
山本　拓君　山本　有二君
与謝野　馨君　吉野　正芳君
渡辺　具能君　渡辺　博道君
渡辺　喜美君　綿貫　民輔君
赤羽　一嘉君　赤松　正雄君
井上　義久君　池坊　保子君
石井　啓一君　石田　祝稔君
上田　勇君　漆原　良夫君
江田　康幸君　遠藤　乙彦君
大口　善徳君　太田　昭宏君
河合　正智君　河上　覃雄君
神崎　武法君　北側　一雄君
佐藤　茂樹君　斉藤　鉄夫君
坂口　力君　白保　台一君
田端　正広君　高木美智代君
高木　陽介君　谷口　隆義君
富田　茂之君　長沢　広明君
西　博義君　東　順治君
福島　豊君　冬柴　鐵三君
古屋　範子君　桝屋　敬悟君
丸谷　佳織君　山名　靖英君

川上　義博君　坂本　哲志君
武田　良太君　御法川信英君

否とする議員の氏名

安住　淳君　阿久津幸彦君
青木　愛君　赤松　広隆君
荒井　聰君　五十嵐文彦君
井上　和雄君　伊藤　忠治君
池田　元久君　石井　一君
石毛　鍈子君　石田　勝之君
泉　健太君　泉　房穂君
一川　保夫君　市村浩一郎君
稲見　哲男君　岩國　哲人君
宇佐美　登君　内山　晃君
生方　幸夫君　枝野　幸男君
小沢　一郎君　小沢　鋭仁君
大石　尚子君　大出　彰君
大島　敦君　大谷　信盛君
大畠　章宏君　岡島　一正君
岡田　克也君　岡本　充功君
奥田　建君　奥村　展三君
加藤　公一君　加藤　尚彦君
鹿野　道彦君　海江田万里君
梶原　康弘君　金田　誠一君
鎌田さゆり君　川内　博史君
川端　達夫君　河村たかし君
菅　直人君　木下　厚君
吉良　州司君　城井　崇君
黄川田　徹君　菊田まきこ君
岸本　健君　北橋　健治君
楠田　大蔵君　小泉　俊明君
小林　憲司君　小宮山泰子君
小宮山洋子君　古賀　一成君
五島　正規君　今野　東君
近藤　昭一君　近藤　洋介君
佐々木秀典君　佐藤謙一郎君
佐藤　公治君　鮫島　宗明君
篠原　孝君　島　聡君
島田　久君　城島　正光君
首藤　信彦君　神風　英男君
末松　義規君　須藤　浩君
鈴木　克昌君　鈴木　康友君
仙谷　由人君　園田　康博君
田島　一成君　田嶋　要君
田中　慶秋君　高井　美穂君
高木　義明君　高山　智司君
武正　公一君　武山百合子君
達増　拓也君　玉置　一弥君
樽井　良和君　樽床　伸二君
津村　啓介君　都築　譲君
辻　惠君　手塚　仁雄君
寺田　学君　土肥　隆一君
中井　洽君　中川　治君
中川　正春君　中津川博郷君
中塚　一宏君　中根　康浩君
中野　譲君　中村　哲治君
中山　義活君　仲野　博子君
永田　寿康君　長島　昭久君
長妻　昭君　長浜　博行君
長安　豊君　楢崎　欣弥君
西村　真悟君　西村智奈美君
野田　佳彦君　羽田　孜君
計屋　圭宏君　橋本　清仁君

鉢呂　吉雄君　　鳩山由紀夫君
原口　一博君　　伴野　豊君
肥田美代子君　　樋高　剛君
平岡　秀夫君　　平野　博文君
藤井　裕久君　　藤田　一枝君
藤田　幸久君　　藤村　修君
古川　元久君　　古本伸一郎君
細川　律夫君　　細野　豪志君
堀込　征雄君　　馬淵　澄夫君
前田　雄吉君　　前原　誠司君
牧　義夫君　　牧野　聖修君
増子　輝彦君　　松木　謙公君
松崎　公昭君　　松崎　哲久君
松野　信夫君　　松野　頼久君
松原　仁君　　松本　大輔君
松本　剛明君　　松本　龍君
三日月大造君　　三井　辨雄君
水島　広子君　　村井　宗明君
村越　祐民君　　室井　邦彦君
山内おさむ君　　山岡　賢次君
山田　正彦君　　山井　和則君
山花　郁夫君　　横路　孝弘君
吉田　泉君　　吉田　治君
米澤　隆君　　笠　浩史君
和田　隆志君　　若井　康彦君
若泉　征三君　　渡部　恒三君
渡辺　周君　　赤嶺　政賢君
石井　郁子君　　穀田　恵二君
佐々木憲昭君　　志位　和夫君
塩川　鉄也君　　高橋千鶴子君
山口　富男君　　吉井　英勝君
阿部　知子君　　照屋　寛徳君
土井たか子君　　東門美津子君
山本喜代宏君　　横光　克彦君
古賀潤一郎君　　中野　寛成君

○小渕優子君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君)　小渕優子君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君)　御異議なしと認めます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

所得譲与税法案(内閣提出)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君)　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐田玄一郎君。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

所得譲与税法案及び同報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔佐田玄一郎君登壇〕

○佐田玄一郎君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各案の要旨について申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案は、個人住民税均等割の見直し等、所要の措置を講ずるものであります。

次に、所得譲与税法案は、所得譲与税を地方公共団体に対し譲与するため、必要な事項を定めるものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、所要の地方交付税総額を確保するための特例措置を講ずるとともに、税源移譲予定特例交付金の創設等を行うものであります。

以上の三案につきましては、去る二月十九日本委員会に付託され、同月二十四日麻生総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、同月二十六日及び三月二日に質疑を行い、これを終局いたしました。本日三案について討論の後、順次採決いたしましたところ、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び所得譲与税法案に対し附帯決議を付することに決しました。

また、委員会において、地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君)　三案につき討論の通告があります。これを許します。若泉征三君。

〔若泉征三君登壇〕

○若泉征三君　私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提出の地方税法等の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案にそれぞれ反対する立場から討論を行います。(拍手)

与野党の中で数少ない市町村長経験者の一人といたしまして、全国の知事を初め、市町村長の皆様の切実な願いをお訴えいたしたいと思います。(拍手)

小泉総理は、三位一体改革というスローガンを掲げていますが、三位一体どころか三位ばらばらで、中央の既得権益を温存し、地方を一方的に疲弊させているのが実態です。聞こえてくるのは、与党族議員と中央官僚がほっと胸をなでおろす音と、予算すら組めないという地方自治体の悲鳴ではありませんか。議題となりました三法案と政府の三位一体改革に対しては、セットで反対せざるを得ません。

以下、反対の理由を具体的に述べます。

第一に、政府提出の三法案は、小泉内閣のいわゆる三位一体改革を前提としていることです。

政府の三位一体改革は、まず、改革の将来像、全体像を示していません。平成十八年度までに補助金を四兆円削減するというかけ声のほかは、それ以降の補助金改革の姿はもちろん、交付税改革に至っては、近い将来の改革像すら示していません。小泉総理のスローガンに各省庁がつじつま合わせをした、その場しのぎ、場当たりと言わざるを得ません。（拍手）

また、この名ばかりの改革は、中央省庁と与党族議員の既得権益を最大限温存し、逆に地方の自主性向上をできるだけ抑えています。そのことは、ひもつき補助金の大半が維持されていることからも明らかです。まさに、かけ声は地方分権、実態は中央集権にほかなりません。（拍手）

さらに、肝心の国から地方への財源移譲は小出しにしているため、補助金と地方交付税の削減が先行し、地方財政を不必要に圧迫いたしております。要するに、小泉総理の三位一体改革は、その名に値しない欠陥品なのです。（拍手）

第二は、地方税法等改正案には、分権に名をかりた増税の側面が強いことです。

本法案では、さまざまな理由を挙げて数々の増税策がとられております。しかし、これまで述べてきたように、補助金や交付税の削減を税源移譲に先行させて地方財政を絞り込み、地方の権限の増大にもブレーキをかける政府の方針とあわせて考えれば、課税自主権拡大などの美名のもと、政府の財政失政の負担を国民に押しつけることが、本法案の本質と言わざるを得ません。（拍手）

第三に、国庫補助負担金の削減が足りないために、税源移譲の規模も小さく、所得譲与税の創設が必要となっていることであります。

例えば、全国知事会は、国庫補助負担金の対象事業を個別に精査した上で、八兆九千億円の国庫補助負担金を廃止し、七兆九千億円の税源移譲を提言しています。これに対して、小泉内閣の提示した数字は、平成十八年度までで四兆円という補助金削減にすぎず、最終的な税源移譲額はいまだ不明です。

それもこれも、地方への補助金配分に関与して甘い汁を吸い続けたい与党族議員と、地方へ口出しする権限を手放したくない中央官庁が結託し、大規模な補助金削減に抵抗したからにほかなりません。

第四に、地方譲与税法案と地方交付税法等改正案は、先行する国庫負担金の削減に比べて、国から地方への財源移譲のレベルが極めて不十分であり、地方自治推進にむしろ逆行する内容となっております。

具体的には、平成十五年度措置分を含めて一・二兆円を超える補助金を廃止するのに対し、地方への財源移譲は、所得譲与税の四千二百四十九億円と税源移譲予定特例交付金の二千三百九億円を合わせた六千五百五十八億円にすぎず、半分強の割合でしかありません。

地方に財政健全化の努力を求めることは当然ですが、このようなやり方は、フェアでないのみならず、本来は国と地方が共同責任を負うべき財政危機の処理を地方に押しつける、小泉政権による地方いじめでございます。（拍手）

第五に、その少ない譲与財源についてさえ、地方の自由裁量が拡大する仕組みになっていないことです。

例えば、税源移譲予定特例交付金として手当てされる義務教育費国庫負担金の退職手当は、地方が独自に減額できるものではなく、裁量の余地は極めて少ないと言えます。

また、今回、公立保育所運営費にかかわる補助金が廃止され、所得譲与税として税源が地方へ移譲されることになっております。一見、自主財源化によって地方の裁量が拡大するような錯覚にとらわれますが、国が基準作成の権限を握り続けており、地方の自由度が高まるわけではありません。要するに、権限は国が握り続けているのです。

第六に、政府は、交付税制度の抜本改革に全く手をつけておりません。不交付団体が全体の三・五％しかない現状では、交付税制度は、本来の財政調整機能よりも財源保障機能に大きく重心が移っているのが現実です。財源不足と制度疲労は著しく、交付税特会はパンク寸前のところまで来ております。にもかかわらず、抜本的な改革を行わず、借金の算段だけを繰り返す政府の姿勢は、無責任と怠慢以外の何物でもありません。（拍手）

民主党案と対比すると明らかでございますが、政府提出の三法案といわゆる三位一体改革は、分権に名をかりて、財政再建のツケをできるだけ地方に押しつけてしまおうという地方搾取法案であり、その結果、地方は疲弊と混乱のきわみにあります。

このような法案には断固反対すべきことを最後に申し述べ、私の討論を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

○小渕優子君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　小渕優子君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長田野瀬良太郎君。

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び同報告書
所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈠に掲載〕

〔田野瀬良太郎君登壇〕

○田野瀬良太郎君　ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、平成十六年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る国の負担の特例に関する措置を定めるものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制を構築しようとするものであります。

その概要を申し上げますと、住宅・土地税制として住宅借入金等に係る所得税額控除制度の見直し・延長等を、中小企業関連税制として非上場株式の譲渡益に対する税率の引き下げ等を、金融・証券税制として公募株式投資信託の譲渡益に対する税率の引き下げ等を、年金税制として公的年金等控除の上乗せ措置及び老年者控除の廃止等を、法人税制として欠損金の繰越期間の延長等を、国際課税について租税条約の相手国との間で課税の取り扱いが異なる事業体に係る課税の特例の創設等を行うとともに、租税特別措置について所要の措置を講ずることとするものであります。

両案は、去る二月十七日当委員会に付託され、二十五日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日から質疑に入りました。

二十七日には、所得税法等の一部を改正する法律案に対し、五十嵐文彦君外一名から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出され、両案及び修正案について質疑を行い、本日質疑を終局いたしました。

次いで、修正案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、所得税法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　両案につき討論の通告があります。これを許します。鈴木克昌君。

〔鈴木克昌君登壇〕

○鈴木克昌君　私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提出の平成十六年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案に反対する立場で討論を行います。（拍手）

小泉総理は、国債発行三十兆円枠の公約を掲げて総理となられました。その後、平成十四年度、十五年度とこの公約を公然と無視されました。昨年の通常国会においては、予算委員会で我が党の菅代表に問い詰められ、ついには、公約破りを大したことないとまで公言されました。

この公約をないがしろにする姿勢が、平成十六年度予算においては如実にあらわれております。すなわち、小泉総理三回目の編成となった本予算では借金依存がさらに高まり、当初予算としての赤字国債発行額が過去最高に達し、その結果として国債残高の対ＧＤＰ比は一四〇％を超える見込みであります。また、政府は、本予算をもってプライマリーバランスが改善したと強弁されていますが、それは一・七兆円の隠れ借金や年金保険料の流用による国庫負担軽減というごまかしによるもので、財政状況が改善したとは到底言えません。

このような状態にあってもなお、政府は、二〇一〇年度初頭のプライマリーバランス黒字化を新たな目標としております。しかし、この公約を実現するための具体的な道筋を示さないまま、十年も先の目標を掲げるだけで、国民に対する責任を果たしたと言えるのでしょうか。まさに、公約など大したことないと考える小泉総理の真骨頂とも言える口先だけの目標であります。（拍手）

さらに、この法案には、さきに触れました年金事業等の事務費に係る国の負担の特例という悪法が隠されており、実態は年金掛金ピンはね継続法とでも言うべきものであります。

我が党の長妻議員の追及によって、国民年金、厚生年金の保険料が社会保険庁長官の交際費や職員用のマンション建設費などに流用されている事実が明らかになりました。年金保険料は年金給付のためだけに使ってほしいというのが国民の切なる願いであり、余りにも当然な自明の理であります。このような年金保険料の流用継続は到底認めることはできないわけであります。

次に、所得税等改正案についてであります。

小泉総理は、就任以来、三回の税制改正を行ってきましたが、いずれも個人には極めて厳しい内容でありました。初めの改正では老人マル優を廃止し、昨年は酒税、たばこ税の引き上げという大衆増税を行い、そして、今年度は年金課税強化を求めております。さらに、今後は、所得税等の定率減税廃止に加え、年金保険料の引き上げも予定しており、まさに国民を虐待すると言わんばかりであります。

自民党政権のツケによって我が国財政は極めて厳しい状況にあり、その破綻を回避するために国民に一定の負担を求めることはあり得る選択肢だとは考えます。しかし、現在の小泉総理のやり方は、何ら将来のビジョンを示さないままに、数合わせ、つじつま合わせを繰り返しながら、国民に安易に財政のツケを押しつけているのであります。これでは、国民は、将来の展望、期待などを持てないまま、生活が苦しくなるばかりであります。（拍手）

本改正案の具体的な問題点として、年金課税強化の結果、国民保険料や介護保険料が上がり、特に年金受給者にとってはかなりの負担増となることがあります。ある試算では、年金受給額三百万円の世帯で、約十八万円の負担増にもなります。このような急激な負担増が発生するにもかかわらず、政府内では、この問題の存在にさえ気づかず、関係各省間の調整が全くなかったというのだから驚きであります。

また、税制の基本的原則に反する改正も含まれています。政府案では、不動産譲渡に係り、従来可能であった譲渡損とその他の所得の損益通算を廃止するとしています。このこと自体十分な議論

が必要な課題でありますが、何より問題なのは、その適用を本年一月にさかのぼって適用することにあります。

損益通算の廃止は税負担の増加につながる可能性があり、このような納税者に対する不利益は法施行前にさかのぼって適用しない、いわゆる不利益不遡及は、税制の基本的原則であります。（拍手）仮に遡及適用する場合であっても、事前に十分な議論がなされていればまだしも、本改正は突如として提案されたものであり、現段階においても多くの納税者に周知されているとは到底思えません。徴税の理屈に固執し、納税者の立場を無視する官僚、小泉政権の姿勢が見事にあらわれている改正であります。

私たち民主党は、委員会において、これらの余りにも理不尽な改正による国民生活の破綻を防ぐため、今すぐでも実現できる事項に限って修正案を提出しましたが、政府・与党はこれを強引に否決しました。今や小泉政権は、国民の声も野党の声も全く聞かず、ひたすらに族議員と霞が関の擁護に走っています。（拍手）

私たち民主党は、この小泉改革の真の姿を明らかにするため、今後の参議院の議論において堂々と議論を行い、また重要な政策課題について対案を示していくことをお約束いたします。（拍手）

総理はきのう、桜、梅、桃を見て三位一体の改革をおっしゃったそうでありますが、国民は、桜、桃、梅を見て増税、雇用不安、先行き不透明と感じなければよいのであります。

このことを申し上げ、一日も早く、真の改革、まさに夢のある改革を求めて、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（河野洋平君）　本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	小泉純一郎君
総務大臣	麻生　太郎君
法務大臣	野沢　太三君
外務大臣	川口　順子君
財務大臣	谷垣　禎一君
文部科学大臣	河村　建夫君
厚生労働大臣	坂口　力君
農林水産大臣	亀井　善之君
経済産業大臣	中川　昭一君
国土交通大臣	石原　伸晃君
環境大臣	小池百合子君
国務大臣	井上　喜一君
国務大臣	石破　茂君
国務大臣	小野　清子君
国務大臣	金子　一義君
国務大臣	竹中　平蔵君
国務大臣	福田　康夫君
国務大臣	茂木　敏充君

○議長の報告

（報告書受領）

一、去る二日、内閣から次の報告書を受領した。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく平成十四年度人権教育及び人権啓発に関する施策についての年次報告

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任	阿久津幸彦君	
	西村智奈美君	
	長島　昭久君	
	阿久津幸彦君	

財務金融委員

辞任	仙谷　由人君	
	稲見　哲男君	
補欠		稲見　哲男君
		仙谷　由人君

文部科学委員

辞任	加藤　紘一君	
	原田　令嗣君	
補欠		原田　令嗣君
		加藤　紘一君

厚生労働委員

辞任	三ッ林隆志君	
補欠		早川　忠孝君
	内山　晃君	
	桝屋　敬悟君	
	早川　忠孝君	
	前田　雄吉君	
	西　博義君	
	三ッ林隆志君	
	内山　晃君	
	桝屋　敬悟君	

国土交通委員

辞任	島村　宜伸君	
	髙木　毅君	
	谷　公一君	
	吉野　正芳君	
補欠		谷　公一君
		吉野　正芳君
		島村　宜伸君
		髙木　毅君

予算委員

辞任	町村　信孝君	
	佐々木憲昭君	
	西銘恒三郎君	
	吉井　英勝君	
補欠		西銘恒三郎君
		吉井　英勝君
		町村　信孝君
		佐々木憲昭君

議院運営委員

辞任	谷川　弥一君	
	中山　泰秀君	
	笠　浩史君	
	奥野　信亮君	
	西村　明宏君	
	市村浩一郎君	
補欠		西村　明宏君
		奥野　信亮君
		市村浩一郎君
		中山　泰秀君
		谷川　弥一君
		笠　浩史君

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任	尾身　幸次君	
	大島　理森君	
	津島　雄二君	
補欠		原田　令嗣君
		谷　公一君
		加藤　勝信君

二田　孝治君　山際大志郎君
石田　勝之君　松崎　哲久君
生方　幸夫君　田島　一成君
吉良　州司君　小宮山泰子君
鮫島　宗明君　島田　久君
中津川博郷君　橋本　清仁君
平岡　秀夫君　市村浩一郎君
藤井　裕久君　中野　譲君
佐々木憲昭君　吉井　英勝君
伊吹　文明君　岡本　芳郎君
井上　和雄君　肥田美代子君
池田　元久君　長妻　昭君
市村浩一郎君　馬淵　澄夫君
海江田万里君　室井　邦彦君
河村たかし君　西村智奈美君
小泉　俊明君　高山　智司君
首藤　信彦君　都築　譲君
達増　拓也君　計屋　圭宏君
永田　寿康君　若井　康彦君
石田　祝稔君　上田　勇君
遠藤　乙彦君　大口　善徳君
高木　陽介君　長沢　広明君
高山　智司君　若泉　征三君
都築　譲君　村井　宗明君
計屋　圭宏君　楠田　大蔵君
上田　勇君　高木美智代君
岡本　芳郎君　西村　康稔君
加藤　勝信君　大前　繁雄君
谷　公一君　江藤　拓君
丹羽　雄哉君　西銘恒三郎君
原田　令嗣君　早川　忠孝君
山際大志郎君　山下　貴史君

西村智奈美君　泉　健太君
橋本　清仁君　松野　信夫君
肥田美代子君　加藤　尚彦君
鉢呂　吉雄君　前田　雄吉君
長妻　昭君　岩國　哲人君
中野　譲君　梶原　康弘君
田島　一成君　三日月大造君
馬淵　澄夫君　宇佐美　登君
村井　宗明君　内山　晃君
若井　康彦君　近藤　洋介君
若泉　征三君　大出　彰君
山下　貴史君　北川　知克君
泉　健太君　笠　浩史君
岩國　哲人君　篠原　孝君
宇佐美　登君　津村　啓介君
岸本　健君　増子　輝彦君
前田　雄吉君　辻　惠君
室井　邦彦君　古本伸一郎君
大前　繁雄君　宮下　一郎君
西村　康稔君　奥野　信亮君
早川　忠孝君　保坂　武君
小林　憲司君　須藤　浩君
近藤　洋介君　樽井　良和君
大口　善徳君　古屋　範子君
照屋　寛徳君　東門美津子君
梶原　康弘君　鈴木　克昌君
藤田　一枝君　中根　康浩君

高木美智代君　西　博義君
長沢　広明君　赤羽　一嘉君
古屋　範子君　太田　昭宏君
内山　晃君　中川　治君
大出　彰君　城井　崇君
島田　久君　吉田　泉君
赤羽　一嘉君　長沢　広明君
西　博義君　高木美智代君
三日月大造君　長安　豊君
吉田　泉君　下条　みつ君
太田　昭宏君　古屋　範子君
吉井　英勝君　佐々木憲昭君
井上　信治君　大島　理森君
奥野　信亮君　伊吹　文明君
北川　知克君　二田　孝治君
保坂　武君　尾身　幸次君
宮下　一郎君　津島　雄二君
森岡　正宏君　丹羽　雄哉君
城井　崇君　小泉　俊明君
篠原　孝君　池田　元久君
下条　みつ君　鮫島　宗明君
須藤　浩君　井上　和雄君
鈴木　克昌君　藤井　裕久君
樽井　良和君　永田　寿康君
津村　啓介君　平岡　秀夫君
辻　惠君　鉢呂　吉雄君
中川　治君　首藤　信彦君
中根　康浩君　吉良　州司君
長安　豊君　生方　幸夫君
古本伸一郎君　海江田万里君
増子　輝彦君　達増　拓也君
松崎　哲久君　石田　勝之君

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　中村　哲治君　松野　信夫君
河合　正智君　笠　浩史君
塩川　鉄也君　高木美智代君
市村浩一郎君　長沢　広明君
古屋　範子君　古屋　範子君
吉井　英勝君　東門美津子君

補欠　市村浩一郎君　中津川博郷君
古屋　範子君　河村たかし君
吉井　英勝君　石田　祝稔君
中村　哲治君　高木　陽介君
河合　正智君　遠藤　乙彦君
塩川　鉄也君　照屋　寛徳君

外務委員

辞任　河井　克行君　櫻田　義孝君
中野　譲君　中川　正春君
櫻田　義孝君　古川　禎久君
古川　禎久君　河井　克行君
中川　正春君　中野　譲君

補欠　櫻田　義孝君　古川　禎久君
中川　正春君　楠田　大蔵君
古川　禎久君　木村　隆秀君
河井　克行君　仙谷　由人君
中野　譲君

財務金融委員

辞任　木村　隆秀君　古川　禎久君
仙谷　由人君　楠田　大蔵君
古川　禎久君　木村　隆秀君
楠田　大蔵君　仙谷　由人君

環境委員

辞任　武山百合子君　仲野　博子君
仲野　博子君　武山百合子君

補欠

予算委員

辞任　補欠

小泉　龍司君　中山　泰秀君
津島　雄二君　鈴木　淳司君
町村　信孝君　古川　禎久君
井上　和雄君　市村浩一郎君
海江田万里君　稲見　哲男君
石田　祝稔君　赤羽　一嘉君
遠藤　乙彦君　斉藤　鉄夫君
佐々木憲昭君　赤嶺　政賢君
大島　理森君　谷川　弥一君
二田　孝治君　松島みどり君
河村たかし君　川端　達夫君
吉良　州司君　大石　尚子君
首藤　信彦君　石毛　鍈子君
永田　寿康君　辻　惠君
赤嶺　政賢君　塩川　鉄也君
稲見　哲男君　菊田まきこ君
小泉　俊明君　中根　康浩君
鉢呂　吉雄君　長安　豊君
平岡　秀夫君　川内　博史君
赤羽　一嘉君　赤松　正雄君
斉藤　鉄夫君　桝屋　敬悟君
塩川　鉄也君　山口　富男君
照屋　寛徳君　阿部　知子君
伊吹　文明君　伊藤信太郎君
鈴木　淳司君　菅原　一秀君
池田　元久君　村井　宗明君
石毛　鍈子君　小林千代美君
石田　勝之君　仲野　博子君
大石　尚子君　三井　辨雄君
川端　達夫君　樋高　剛君

鮫島　宗明君　和田　隆志君
達増　拓也君　松本　大輔君
辻　惠君　梶原　康弘君
藤井　裕久君　藤田　一枝君
赤松　正雄君　漆原　良夫君
高木　陽介君　上田　勇君
桝屋　敬悟君　富田　茂之君
山口　富男君　石井　郁子君
阿部　知子君　横光　克彦君
尾身　幸次君　城内　実君
市村浩一郎君　泉　房穂君
生方　幸夫君　荒井　聰君
中津川博郷君　黄川田　徹君
仲野　博子君　山田　正彦君
長安　豊君　小宮山泰子君
石毛　鍈子君　山井　和則君
三井　辨雄君　山本喜代宏君
横光　克彦君　江渡　聡徳君
伊藤信太郎君　葉梨　康弘君
中山　泰秀君　佐藤　錬君
古川　禎久君　萩生田光一君
松島みどり君　高山　智司君
荒井　聰君　西村智奈美君
泉　房穂君　長浜　博行君
梶原　康弘君　伴野　豊君
川内　博史君　山内おさむ君
黄川田　徹君　岡本　充功君
小林千代美君　下条　みつ君
小宮山泰子君　大畠　章宏君
中根　康浩君　中村　哲治君
樋高　剛君　金田　誠一君
藤田　一枝君　大谷　信盛君
松本　大輔君

村井　宗明君　中川　治君
上田　勇君　白保　台一君
漆原　良夫君　石田　祝稔君
石井　郁子君　高橋千鶴子君
江渡　聡徳君　伊吹　文明君
城内　実君　尾身　幸次君
佐藤　錬君　町村　信孝君
菅原　一秀君　津島　雄二君
谷川　弥一君　大島　理森君
葉梨　康弘君　小泉　龍司君
萩生田光一君　二田　孝治君
大谷　信盛君　達増　拓也君
大畠　章宏君　小泉　俊明君
岡本　充功君　首藤　信彦君
金田　誠一君　藤井　裕久君
菊田まきこ君　海江田万里君
下条　みつ君　鉢呂　吉雄君
高山　智司君　生方　幸夫君
中川　治君　池田　元久君
中村　哲治君　河村たかし君
長浜　博行君　永田　寿康君
西村智奈美君　井上　和雄君
伴野　豊君　平岡　秀夫君
山内おさむ君　中津川博郷君
山田　正彦君　石田　勝之君
山井　和則君　吉良　州司君
和田　隆志君　鮫島　宗明君
白保　台一君　高木　陽介君
富田　茂之君　遠藤　乙彦君
高橋千鶴子君　佐々木憲昭君
山本喜代宏君　照屋　寛徳君

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任　補欠

棚橋　泰文君　佐藤　勉君
中山　泰秀君　城内　実君
増子　輝彦君　吉田　泉君
城内　実君　中山　泰秀君
佐藤　勉君　棚橋　泰文君
吉田　泉君　増子　輝彦君

予算委員

辞任　補欠

尾身　幸次君　奥野　信亮君
大島　理森君　岡本　芳郎君
津島　雄二君　加藤　勝信君
萩野　浩基君　西村　明宏君
蓮実　進君　長勢　甚遠君
町村　信孝君　三ッ矢憲生君
池田　元久君　松崎　哲久君
海江田万里君　小林　憲司君
河村たかし君　岡本　充功君
鮫島　宗明君　松原　仁君
藤井　裕久君　鳩山由紀夫君
高木　陽介君　漆原　良夫君
佐々木憲昭君　穀田　恵二君
照屋　寛徳君　阿部　知子君
加藤　勝信君　保坂　武君
岡本　充功君　橘本　清仁君
鳩山由紀夫君　笠　浩史君
松崎　哲久君　仲野　博子君
漆原　良夫君　高木美智代君
穀田　恵二君　塩川　鉄也君

仲野　博子君　　吉田　泉君
橋本　清仁君　　村井　宗明君
笠　浩史君　　園田　康博君
村井　宗明君　　大出　彰君
吉田　泉君　　若泉　征三君
大出　彰君　　中村　哲治君
中村　哲治君　　古本伸一郎君
古本伸一郎君　　計屋　圭宏君
岡本　芳郎君　　大島　理森君
奥野　信亮君　　尾身　幸次君
長勢　甚遠君　　蓮実　進君
西村　明宏君　　萩野　浩基君
保坂　武君　　津島　雄二君
三ッ矢憲生君　　町村　信孝君
小林　憲司君　　海江田万里君
園田　康博君　　藤井　裕久君
計屋　圭宏君　　河村たかし君
松原　仁君　　鮫島　宗明君
若泉　征三君　　池田　元久君
高木美智代君　　高木　陽介君
塩川　鉄也君　　佐々木憲昭君
阿部　知子君　　照屋　寛徳君

議院運営委員
辞任　　補欠
穀田　恵二君　　佐々木憲昭君
阿部　知子君　　横光　克彦君
佐々木憲昭君　　穀田　恵二君
横光　克彦君　　阿部　知子君

一、昨四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員
辞任　　補欠
佐藤　勉君　　谷　公一君
金田　誠一君　　前原　誠司君
篠原　孝君　　平岡　秀夫君
谷　公一君　　佐藤　勉君
平岡　秀夫君　　篠原　孝君
前原　誠司君　　金田　誠一君

予算委員
辞任　　補欠
小泉　龍司君　　葉梨　康弘君
津島　雄二君　　津島　恭一君
西川　京子君　　山下　貴史君
蓮実　進君　　田中　英夫君
萩野　浩基君　　永岡　洋治君
町村　信孝君　　長島　昭久君
池田　元久君　　前田　雄吉君
河村たかし君　　内山　晃君
吉良　州司君　　五島　正規君
達増　拓也君　　藤井　裕久君
藤井　裕久君　　長妻　昭君
高木　陽介君　　山名　靖英君
佐々木憲昭君　　高橋千鶴子君
照屋　寛徳君　　山本喜代宏君
永岡　洋治君　　萩生田光一君
長島　昭久君　　市村浩一郎君
長妻　昭君　　山田　正彦君
市村浩一郎君　　島田　久君
田中　英夫君　　蓮実　進君
津島　恭一君　　津島　雄二君
葉梨　康弘君　　小泉　龍司君
萩生田光一君　　町村　信孝君
山下　貴史君　　西川　京子君
内山　晃君　　吉良　州司君
五島　正規君　　達増　拓也君
島田　久君　　池田　元久君
前田　雄吉君　　河村たかし君
山田　正彦君　　藤井　裕久君
山名　靖英君　　高木　陽介君
高橋千鶴子君　　佐々木憲昭君
山本喜代宏君　　照屋　寛徳君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

青少年問題に関する特別委員
辞任　　補欠
島村　宜伸君　　山下　貴史君
山下　貴史君　　島村　宜伸君

一、去る三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員
辞任　　補欠
橘　康太郎君　　奥野　信亮君
野田　聖子君　　菅原　一秀君
池田　元久君　　村井　宗明君
生方　幸夫君　　今野　東君
木下　厚君　　近藤　洋介君
田嶋　要君　　中野　譲君
奥野　信亮君　　西村　明宏君
近藤　洋介君　　長安　豊君
村井　宗明君　　松野　信夫君
松野　信夫君　　稲見　哲男君
菅原　一秀君　　野田　聖子君
西村　明宏君　　橘　康太郎君
稲見　哲男君　　池田　元久君
今野　東君　　生方　幸夫君
中野　譲君　　田嶋　要君
長安　豊君　　木下　厚君

一、昨四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員
辞任　　補欠
佐藤　観樹君　　小宮山泰子君

（議案提出）

一、去る二月二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件
サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件
無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件
国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件
全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マ

ラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
私立学校法の一部を改正する法律案

一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

知的財産高等裁判所設置法案
裁判所法等の一部を改正する法律案
労働審判法案
民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案
行政事件訴訟法の一部を改正する法律案
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案
刑事訴訟法等の一部を改正する法律案
総合法律支援法案
判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

不動産登記法案
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案

（議案受領）

一、去る二月二十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
道路交通法の一部を改正する法律案
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

一、去る二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

工業標準化法の一部を改正する法律案
独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案
鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案

一、去る三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案
不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案
旅行業法の一部を改正する法律案
海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案
自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る二月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第一号）　外務委員会　付託
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四五号）　文部科学委員会　付託
児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二四号）　厚生労働委員会　付託
植物防疫法の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）　農林水産委員会　付託
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一号）　国土交通委員会　付託

（議案送付）

一、去る二月二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案（中山義活君外五名提出）

（予備的調査要請書受領）

一、去る一日、次の予備的調査要請書を受領した。

年金福祉施設の建設と運営に関する予備的調査要請書（海江田万里君外四十四名提出、平成十六年衆予調第一号）　厚生労働委員会　送付

（質問書提出）

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公的年金業務の安全性と効率性、及び運営に関する質問主意書（中根康浩君提出）

（答弁書受領）

一、去る二月二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員赤嶺政賢君提出諫早湾干拓事業の中・長期開門調査と調整池の水質悪化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員菊田まきこ君提出消費税の総額表示方式の義務化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子君提出商工ローン問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小林憲司君提出新生銀行上場申請に関する質問に対する答弁書

平成十六年一月二十日提出
質問第二号

諫早湾干拓事業の中・長期開門調査と調整池の水質悪化に関する質問主意書

提出者　赤嶺　政賢

諫早湾干拓事業の中・長期開門調査と調整池の水質悪化に関する質問主意書

昨年十二月二十五日、すべて官僚経験者からなる「中・長期開門調査検討会議」（以下、検討会議）は、農水省が諫早湾干拓事業の中・長期開門調査を実施すべきかどうかを判断するための論点を整

理した報告書をとりまとめた。一方、二〇〇一年十二月に「有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会」（以下、第三者委員会）は、「諫早湾干拓事業は重要な環境要因である流動および負荷を変化させ、諫早湾のみならず有明海全体の環境に影響を与えていると想定され、開門調査はその影響の検証に役立つと考えられる」、「調査に当たって、開門はできるだけ長く、大きいことが望ましい」と、干拓事業によって諫早湾を閉め切ったことが有明海へ悪影響を与えているかどうかを検証するため中・長期開門調査を求める見解を発表している。検討会議報告書は、開門調査に対し両論併記の形をとっているものの、全体を通してみると調査実施に否定的な意見が強くにじみ出ている。これは干拓事業着手後、ノリ不作のみならず有明海全域で起こっている漁獲量の激減に対し、工事中止と排水門開放を求める沿岸漁業者の要求に背を向け、前記の第三者委員会の見解からも大きく後退するものである。

よって、次のとおり質問する。

（一）　昨年四月十五日に小沢和秋前議員と連名で提出した質問主意書（衆質一五六第五三号）において、諫早湾干拓事業を担当した農水省元構造改善局長や同局元次長などの元官僚からなる検討会議委員の人選は、中・長期開門調査を実施すれば工事が大きく遅れ、結果によっては干拓事業中断ということもありうるので、それを防ぐために行ったものではないかと質問した。今回の検討会議報告書は、我々が指摘したとおりのものになったのではないか。

（二）　農水省は検討会議の報告書とりまとめの最終段階になって、中・長期開門調査を実施する場合の様々な対策工事のために、約六百三十億円の費用と約三年の工期が必要という数字を突然公にした。検討会議では、このことについて何ら議論もされなかったのにもかかわらず、報告書の中にはしっかりと記載されている。農水省は開門調査ができない理由とするため、この工事費用と期間を公にしたのか。約六百三十億円の工費と約三年の期間とを算出した詳細な積算根拠を明らかにされたい。

（三）　対策工事の完了までに約三年を要するとすれば、今から工事を始めたとしても二〇〇七年の前半までかかる。干拓事業は二〇〇六年度末を目標に完了という計画だから、工事を強行している現在の状況下では、開門調査の対策工事が終了した時点ですでに干拓事業も完了していることになる。また、排水門のすぐ外側に二ヶ所の導流堤建設工事、調整池内に潜堤建設工事を予定しており、これらと対策工事を並行して施工することは困難と考えられる。この日程から考えると中・長期調査の実施は事業完了後ということになるが、これは中・長期開門調査を行わないことを意味するものではないか。

（四）　農水省は二度目の計画変更の際、事業が予定どおりに進んでも四百三十億円もの赤字になることを明らかにした。元中央水産研究所室長・佐々木克之氏らは、諫早湾の閉め切りによって失われた干潟と浅海域の水質浄化力は、約一千億円規模の下水処理施設に匹敵することを科学的に解明した。調整池の水質の改善は一向に進まず、児島湖の二の舞になることが懸念される。事業をこのまま進めれば有明海の環境はますます悪化し、それによる経済的損失は計り知れない。中・長期開門調査により万一漁業被害が生じることがあっても、その補償額は六百三十億円の対策工事費よりはるかに低いと考えられる。費用対効果に照らしても有明海の環境回復のためには、いったん事業を中止しすみやかに中・長期開門調査を実施すべきではないか。

（五）　潮受堤防閉め切り後も背後地ではしばしば湛水が起こり、被害も生じていた。堤防閉め切りだけで湛水防除は不完全なことを認め、長崎県は現在も国の補助を受け背後地で大規模なかんがい排水事業を実施中で、排水路拡幅工事を進め排水機も増強している。これによって背後地の排水不良は大幅に改善しているのではないか。

（六）　農水省は中・長期調査実施の際には防災機能を確保するため、新たに二百億円を投じて排水機を設置しなければならないと主張しているが、これは長崎県による排水事業の効果を十分に考慮したものなのか。

（七）　福岡・佐賀・熊本各県議会をはじめ、佐賀県内の合計二十四の市町村議会は、「検討会議の審議や報告書は、中・長期開門調査の意義と目的を逸脱した感がある」などとして、沿岸漁業者の切実な要望をくみ取り、中・長期開門調査実施を求める意見書を昨年十二月に採択し国に提出している。この要求を重く受け止め、中・長期開門調査を実施すべきではないか。

（八）　東幹夫・長崎大学教授をはじめとする九名の研究者は、連名で開門調査を求める共同声明を二度にわたり発表している。その主旨は、「検討会議および同専門委員会の論点整理は、現在得られているさまざまな知見のうち開門調査が必要であるという情報を無視した非科学的なものであり、得られるすべての情報を用いて科学的に検討すべきである」ということであった。また第三者委員会の元委員長・清水誠氏は「有明海全体の環境に干拓事業が何らかの影響を及ぼしているという状況、第三者委員会の見解は今も何ら変わっていない」（二〇〇三年十二月二十六日付、西日本新聞）と、中・長期調査の実施を求めている。これら研究者の声明や第三者委員会の見解を真摯に受け止め、科学的な見地に立ってすみやかに開門調査の実施を決定すべきではないか。

（九）　小沢前議員との連名による昨年七月十日に提出した質問主意書（衆質一五六第一一五号）において、調整池の汚染について質問したが、国は答弁書（八月二十九日閣議決定）で、「潮受堤防の締切り後の調整池の水質は、基本的には流入河川の水質を反映しており、最大の流入河川である本明川下流の水質と比較して、特段汚染しているものではない」と答えた。同じく九月二十六日に提出した質問主意書（衆質一五七第九号）においてその根拠について質問した。これに対し、答弁書（十月七日閣議決定・以下前回答弁書という）は別表一に本明川の水質と調整池中央（環境モニ

タリング測点S11)の水質を掲げ、調整池の水質は特段汚染していないという根拠としている。

長崎県の公共用水域水質測定結果を基に、潮受堤防閉め切り後の一九九七年度から二〇〇二年度まで、本明川下流(不知火橋)の水質を年度ごとに平均すると、COD(mg／ℓ)は「六・〇」→「五・〇」→「四・三」→「四・九」→「五・〇」→「四・四」に、全窒素(mg／ℓ)は「二・〇〇」→「一・六八」→「一・五三」→「一・七三」→「一・六八」→「一・五五」に、全燐(mg／ℓ)は「〇・二七三」→「〇・二六三」→「〇・一四五」→「〇・二五五」→「〇・二一五」→「〇・一三五」と、三項目とも改善している。これに対し、農水省の環境モニタリングによる調整池中央の水質を一九九七年度から二〇〇二年度まで年度ごとに平均すると、CODは「六・八」→「六・九」→「六・一」→「七・四」→「六・六」→「七・〇」に、全窒素は「一・一〇」→「一・二七」→「一・四三」→「一・三九」→「一・〇〇」→「一・三九」に、全燐は「〇・一五九」→「〇・二二六」→「〇・二二二」→「〇・二四九」→「〇・一七六」→「〇・一九四」と、三項目とも悪化している。このように本明川と調整池の水質変化の傾向は全く反対で、二〇〇二年度の平均値で全窒素以外は調整池の水質の方が悪いのに、なぜ調整池の水質は本明川の河川の水質を反映し、特段汚染していないと断言できるのか。

(十)　このように調整池の水質が悪化し続け、本明川の水質より改善しない理由は、潮受堤防によって諫早湾奥が閉め切られ、かつての干潟と浅海域の浄化機能が全く失われたからではないのか。

(十一)　前回答弁書の別表一で示された「本明川河口」の位置は、農水省の環境モニタリング測点「P1」である。農水省はこの場所はこれまで調整池と答弁していたが、いつからどういう理由で本明川河口に変更したのか。

(十二)　モニタリング測点「P1」は、中央干拓地の農業用水の取水口とほぼ同じ場所である。ここが本明川の河口ならば、「中央干拓地の農業用水については、調整池から取水する」という農水省のこれまでの答弁は誤りで、農業用水は調整池の水でなく直接本明川の水を取り入れて使うのではないか。

(十三)　有明海での漁獲量減少やノリの不作により沿岸漁業者の生活は困窮し、将来の展望を失うところまで追いつめられている。有明海異変により被害を受けている漁業者に対し、既往借入制度資金の据置期間延長、償還猶予、利子免除、新たな無利子貸与など積極的な財政的支援を行うべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一五九第二号

平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出諫早湾干拓事業の中・長期開門調査と調整池の水質悪化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出諫早湾干拓事業の中・長期開門調査と調整池の水質悪化に関する質問に対する答弁書

(一)について

諫早湾干拓事業の開門調査検討会議に関する質問に対する答弁書(平成十五年五月二十日内閣衆質一五六第五三号)(一)についてで述べたとおり、国営諫早湾土地改良事業(以下「本事業」という。)に係る中・長期開門調査(以下「本調査」という。)については、その実施の可否を含め技術面や環境面等から様々な意見があることから、農林水産省においては、本調査に係る必要な論点を取りまとめるため、中・長期開門調査検討会議(以下「検討会議」という。)を設置するとともに、検討会議の委員として、環境と水産、環境と農業、環境と河川に関する行政等の経験を有し、その視点に立って事項を整理することができる者を委嘱したものである。

本調査の取扱いについては、平成十五年十二月二十五日に取りまとめられた中・長期開門調査検討会議報告書(以下「検討会議報告書」という。)を踏まえ、関係者から意見を聴いた上で、今後、農林水産省が判断することとしているところである。

(二)について

平成十五年十二月三日に開催された第七回検討会議において、検討会議の委員から、農林水産省農村振興局に対し、それまでの議論を踏まえて本調査を実施する場合の影響と対策について取りまとめることを求められたため、同局において必要な検討を行い、その結果を第八回検討会議の資料として提出したところであり、当該資料は同月十九日の時点で公表されている。検討会議報告書は、当該資料に基づく委員の議論を踏まえて取りまとめられたものである。

工事費用の積算根拠と期間の算定については別表のとおり概算しているが、事前の調査、設計及び各種の協議に必要な費用は含まれていない。期間についても工事に要するおおむねの期間を示したものであり、事前の調査、設計及び各種の協議に必要な期間は含まれていない。

(三)及び(四)について

農林水産省においては、農林水産省有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会(以下「委員会」という。)が平成十三年十二月十九日に発表した「諫早湾干拓地排水門の開門調査に関する見解」の趣旨等を踏まえ、短期の開門調査を含む開門総合調査を行うとともに、本調査に係る必要な論点を取りまとめるため、検討会議を設置したところであり、検討会議報告書を踏まえ、今後、農林水産省が、その取扱いについて判断することとしているところである。

一方、本事業については、平成十三年度に行われた本事業の再評価に当たり、農林水産省九州農政局国営事業管理委員会に設置された第三者委員会の意見を踏まえ、予定された事業期間の厳守等の四つの視点に立って、総合的に検討を行った結果、事業計画の見直しを行うとともに、平成十八年度に事業を完了することとしたところである。また、平成十四年四月十五日の農林水産大臣と長崎県知事、長崎県議会議長、長崎県漁業協同組合連合会会長、佐賀県有明海漁業協同組合連合会会長、福岡県有明海漁業協

同組合連合会会長、熊本県漁業協同組合連合会会長等との会談において、「短期開門調査を実施し、平成十八年度に事業を完了させる」との農林水産省の方針について理解が示され、現在、この方針に沿って事業の推進に努めているところである。

このように本事業を平成十八年度に完了させるとの方針は、本調査とは別の観点から決定されたものであり、本事業の完了が本調査を行わないことを意味するものではない。

なお、御指摘の佐々木克之氏らの意見は検討会議の委員に提示されており、これも踏まえて検討会議報告書が取りまとめられたものと考えている。

(五)について

諫早湾干拓事業の見直しと「防災」機能等に関する質問に対する答弁書（平成十三年十二月七日内閣衆質一五三第二一号）(六)についてで述べたとおり、諫早湾周辺地域における排水不良対策については、潮受堤防の設置により可能となった調整池の水位を標高マイナス一メートルに保つことを基本に、関係機関が連携を図りながら、排水路の整備等を順次実施していく必要があると考えている。

現在、諫早湾周辺地域においては、六地区で県営かんがい排水事業が実施されているが、これらの事業は調整池の水位を標高マイナス一メートルとなるよう管理することにより、計画に即した効果が発揮されるものである。

(六)について

農林水産省においては、確保すべき防災機能として、調整池の水位を標高マイナス一メートルとなるよう管理することにより発揮される排水機能及び調整池の淡水化により背後低平地において塩害が発生していない現状の確保を想定しており、本調査の実施によりこれらの機能が損なわれることのないようにするため、別表に示されている対策を検討したものである。

この場合における洪水時の対策については、常時開門を行う場合の背後低平地の湛水の状況を想定し、常時開門による影響相当分を排水するのに必要なポンプの規模と費用を算定したものであり、検討に当たっては、長崎県が実施しているかんがい排水事業で整備される排水施設を利用することを前提としている。

(七)について

検討会議報告書において、本調査の取扱いを判断する論点として、「漁業関係者や諫早湾周辺住民の方々に配慮しつつ・・・行政として時間意識や費用対効果にも照らして判断をしていく必要がある」と整理されているところであり、農林水産省においては、本調査の取扱いについて、御指摘の意見書も考慮した上で、総合的に判断する考えである。

(八)について

検討会議においては、有明海海域環境調査、有明海の海洋環境の変化が生物生産に及ぼす影響の解明及び開門総合調査等の各種調査の結果、委員会の委員、有明海海域環境調査検討委員会の委員及び有明海関係の学識経験者から聴取した意見、有明海・八代海総合調査評価委員会における学識経験者の研究発表、学会等に発表された文献等を踏まえ、本調査の取扱いの判断に必要な論点を整理し、検討会議報告書が取りまとめられたところである。

(一)についてで述べたとおり、本調査の取扱いについては、検討会議報告書を踏まえ、今後、農林水産省が判断することとしているところである。

(九)について

潮受堤防締切り後の平成九年度から平成十四年度までの調整池中央の水質は、季節や降雨の影響等により変動はあるものの、化学的酸素要求量（以下「ＣＯＤ」という。）は一リットル当たり七ミリグラム前後、全窒素は一リットル当たり一ミリグラム前後、全リンは一リットル当たり〇・二ミリグラム前後で推移しており、経年的に悪化しているとは認められない。

また、調整池中央の水質は、本明川下流の水質と比較して、ＣＯＤがやや高い傾向にあるものの、全窒素はやや低く、全リンは同程度であることから、これらの各水質項目の濃度を踏まえて、諫早湾干拓事業の進行に伴う漁業被害と環境破壊拡大への対応に関する質問に対する答弁書（平成十五年八月二十九日内閣衆質一五六第一二五号。以下「第一二五号答弁書」という。）(十)についてで、調整池の水質は、基本的には流入河川の水質を反映しており、最大の流入河川である本明川下流の水質と比較して特段汚染しているものではないと述べている。

(十)について

(九)についてで述べたとおり、調整池の水質は、経年的に悪化しているとは認められない。

(十一)及び(十二)について

調整池水質調査における調査地点Ｐ１は、調整池に位置するものの、本明川の現河口の近傍に位置し、本明川河口の水質を最も良く反映している調査地点であることから、諫早湾干拓事業の進行に伴う環境破壊拡大と短期開門調査結果の評価に関する質問に対する答弁書（平成十五年十月七日内閣衆質一五七第九号）別表一において、位置を示した上で、本明川河口と表記したものである。

また、第一二五号答弁書で述べたとおり、中央干拓地の農業用水の取水口の設置位置は、水質調査地点Ｐ１よりも調整池中央寄りとなる、本明川の現河口から約千四百メートルの地点に決定したものであり、調整池から取水するとしたこれまでの答弁に誤りはない。

(十三)について

有明海における漁業の健全な発展を確保するため、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）に基づく基本方針に即して、有明海の環境の保全及び改善並びに有明海における水産資源の回復等による漁業の振興を図ることとしており、これにより漁業経営の安定及び発展に努めてまいりたい。

なお、災害による被害を受けた漁業者等に対しては、農林漁業金融公庫の沿岸漁業経営安定資金等の低利の融資制度が措置されているところである。また、農林漁業金融公庫資金、漁業近代化資金等の既往借入制度資金については、災害による被害を受けた漁業者等からの申出に基づき、金融機関等が一定の範囲内で据置期間の延長、償還猶予等を行うことができることとされている。

別表

一　海域及び調整池の環境保全

1　捨石工

工種	施工箇所及び区分	数量	単位	金額（千円）
（一）　捨石護床工		一	式	二八、三〇一、三九五
捨石工	北部排水門	一、三二五、七二〇	平方メートル	一七、六八一、五四三
	南部排水門	一三八、一二〇	平方メートル	一、八一七、三〇三
吸出し防止材敷設	北部排水門	九二〇、七二〇	平方メートル	四、五九四、三九三
	南部排水門	一三八、一二〇	平方メートル	六八九、二一九
ポンプ浚渫（しゅんせつ）	北部排水門	一、三二五、七二〇	立方メートル	三、四二〇、八七二
	南部排水門	一三八、一二〇	立方メートル	九八、〇六五
（二）　雑工事	準備工、仮設工事等	一	式	二、八三〇、一四〇
（三）　諸経費		一	式	九、三三九、四六〇
合計				四〇、四七〇、九九五

備考　一　常時開門によって洗掘が発生するおそれのある流速一・六メートル／秒以上の排水門近傍の調整池及び海域について、施工に必要な部分の底泥を浚渫した上で、吸出し防止材を敷設し、捨石工を実施することを想定している。

二　潮受堤防建設工事の施工事例等から、工事期間は三年を想定している。

2　護床工

工種	施工箇所及び区分	数量	単位	金額（千円）
（一）　既設護床工撤去		一	式	二四三、六七五
捨石撤去	北部排水門	四一、四九〇	平方メートル	一七三、四二八
	南部排水門	一、〇四〇	平方メートル	四、三四七
吸出し防止材撤去	北部排水門	二五、三二〇	平方メートル	六三、三〇〇
	南部排水門	一、〇四〇	平方メートル	二、六〇〇
（二）　捨石護床工		一	式	九〇二、一六三
捨石工	北部排水門	四一、四九〇	平方メートル	六七二、六〇一
	南部排水門	一、〇四〇	平方メートル	一七、三三七
吸出し防止材敷設	北部排水門	四一、四九〇	平方メートル	二〇七、〇三五
	南部排水門	一、〇四〇	平方メートル	五、一九〇
（三）　雑工事	準備工、仮設工事等	一	式	一一四、五八四
（四）　諸経費		一	式	三七八、一二七
合計				一、六三八、五四九

備考　一　常時開門によって排水門付近の洗掘により影響を受けるおそれのある範囲について、既設護床工の捨石及び吸出し防止材を撤去した上で、早い流速に対応した護床工を新設することを想定している。

二　潮受堤防建設工事の施工事例等から、工事期間は三年を想定している。

3　生物保護

工種	数量	単位	金額（千円）
(一)　淡水魚捕獲放流	一	式	七六、六八二
(二)　海水魚捕獲放流	一	式	一〇、〇九六
合計			八六、七七八

備考　本調査の実施により調整池が淡水から塩水へ変わり、本調査実施後、再び淡水化することから、調整池内の水棲生物の保護が必要である。このため、海水導入前は淡水魚を捕獲し排水路に一時退避させ、本調査終了後は海水魚を捕獲し海に放流するとともに、淡水魚を調整池に放流することを想定している。

二　防災機能の確保

1　ポンプ工

内水域名	区分	口径	台数	金額（千円）
湯田川内水域	洪水時用	一、六五〇	四	二、六七四、四〇〇
	常時・洪水時兼用	八〇〇	一	一六〇、〇〇〇
千鳥川右岸内水域	洪水時用	一、六五〇	四	二、五六五、九〇〇
	常時・洪水時兼用	五〇〇	一	一〇〇、〇〇〇
有明川右岸内水域	洪水時用	一、三五〇	二	一、〇八三、一〇〇
	常時・洪水時兼用	七〇〇	一	一四〇、〇〇〇
有明川左岸内水域	洪水時用	一、〇〇〇	二	六八八、四〇〇
	常時・洪水時兼用	四〇〇	一	八〇、〇〇〇
釜ノ鼻内水域	洪水時用	一、五〇〇	三	一、七四八、九〇〇
	常時・洪水時兼用	八〇〇	一	一六〇、〇〇〇
仁反田川右岸内水域	洪水時用	一、三五〇	二	一、〇六七、三〇〇
	常時・洪水時兼用	六〇〇	一	一二〇、〇〇〇
仁反田川左岸内水域	洪水時用	七〇〇	二	五五五、六〇〇
	常時・洪水時兼用	四〇〇	一	八〇、〇〇〇
小野島内水域	洪水時用	一、五〇〇	三	一、六八五、一〇〇
	常時・洪水時兼用	八〇〇	二	三二〇、〇〇〇
仲沖内水域	洪水時用	八〇〇	二	五二六、八〇〇
	常時・洪水時兼用	四〇〇	一	八〇、〇〇〇
小豆崎内水域	洪水時用	一、六五〇	二	一、三六九、六〇〇
	常時・洪水時兼用	七〇〇	一	一四〇、〇〇〇

長田内水域	洪水時用	七〇〇	一	二六〇、六〇〇	
	常時・洪水時兼用	三〇〇	一	六〇、〇〇〇	
白浜内水域	洪水時用	一、六五〇	三	二、〇七〇、一〇〇	
	常時・洪水時兼用	九〇〇	一	一八〇、〇〇〇	
小江新開内水域	洪水時用	八〇〇	二	五三六、四〇〇	
	常時・洪水時兼用	四〇〇	一	八〇、〇〇〇	
犬木内水域	洪水時用	一、六五〇	二	一、三八六、七〇〇	
	常時・洪水時兼用	四〇〇	一	八〇、〇〇〇	
合　計				一九、九九八、九〇〇	

備考　一　常時開門による調整池の水位上昇に伴い、調整池の管理水位（標高マイナス一メートル）のもとでは生じていない湛水被害が背後低平地に発生するおそれがある。これを防ぐため調整池流域を十四水系に分割して、洪水時にあっては諫早水害時（昭和三十二年七月）の降雨に対応するポンプ、常時にあってはかんがい期の排水に対応するポンプを設置することを想定している。

二　口径の単位は、ミリメートルである。

三　本事業近傍のポンプ場工事の施工事例から、工事期間は三年を想定している。

2　既設堤防補修工

工　種	施工箇所及び区分	数　量	単　位	金　額（千円）
（一）　堤防前面補修工		一	式	七、五六〇
	クラック補修	七	箇所	五、六一〇
	パラペット補修	一九五	メートル	一、九五〇
（二）　堤防内部補修工	堤防内空隙充填	四〇〇	メートル	五、〇八〇
（三）　諸経費		一	式	七、五八四
合　計				二〇、二二四

備考　一　常時開門による調整池の塩水化及び調整池の水位上昇に伴い、既設堤防に生じているクラック及び空隙部分からの浸透や漏水に対する補修工を実施することを想定している。

二　工事期間は三月を想定している。

3　排水樋門補修工

工　種	施工箇所及び区分	数　量	単　位	金　額（千円）
（一）　制水ゲート		一	式	一二一、二七四
	扉体整備及び設置	一	式	四七、七六四
	水密ゴム整備及び設置	一	式	八、八七〇
	戸当たり整備	一	式	七、三八〇
	クサビ整備	一	式	一、二六〇
	開閉器整備及び設置	一	式	五六、〇〇〇
（二）　フラップゲート		一	式	六、六三五
	扉体整備及び設置	一	式	三、八〇〇
	水密ゴム整備及び設置	一	式	二、一六〇

		戸当たり整備	一	式	六七五
(三) 諸経費			一	式	七六、七四五
合計					二〇四、六五四

備考　一　常時開門による調整池の塩水化及び調整池の水位上昇に伴い、排水樋門及び樋管を通じて調整池の塩水が潮遊池に侵入し塩害を及ぼすことのないよう、劣化しているゲートの扉体、水密ゴム、戸当たり等を補修することを想定している。

二　工事期間は四月を想定している。

三　周辺の農業・漁業への配慮

1　防風ネット工

工種	数量	単位	金額(千円)
(一) 防風ネット工	二二、〇〇〇	メートル	三六九、六〇〇
(二) 諸経費	一	式	一四七、八四〇
合計			五一七、四四〇

備考　一　常時開門による調整池の塩水化により、塩分飛散による潮風害が発生するおそれがあることから、飛散防止対策として高さ二メートルの防風ネットを設置することを想定している。

二　工事期間は一年を想定している。

2　侵入防止ブイ等設置工

工種	施工箇所及び区分	数量	単位	金額(千円)
(一) 侵入防止ブイ		一	式	五一、九五三
侵入防止ブイ設置	北部排水門	一、二七〇	メートル	一六、六七五
	南部排水門	一、五四〇	メートル	二〇、二二〇
侵入防止ブイ積込運搬	北部排水門	六四	枚	八〇
	南部排水門	七七	枚	九七
アンカーブロック積込運搬	北部排水門	一三	個	一七
	南部排水門	一五	個	二〇
諸経費		一	式	一四、八四四
(二) 浮標灯設置		一	式	六、六二六
浮標灯設置		八	基	四、七三三
諸経費		一	式	一、八九三
合計				五八、五七九

備考　一　常時開門により、南北排水門から海水が早い流速で出入りする。これを原因とした漁船等の事故防止のため、安全対策として排水門周辺の海側に侵入防止ブイ等を設置することを想定している。

二　工事期間は四月を想定している。

平成十六年一月二十八日提出
質問第七号

消費税の総額表示方式の義務化に関する質問主意書

提出者　菊田まきこ

消費税の総額表示方式の義務化に関する質問主意書

第一五六回国会で成立した所得税法等の一部を改正する法律で定められた消費税の総額表示方式の義務化（内税化）について、政府に以下を質問する。

一　消費税を総額表示方式とした目的は何か。また、消費税の導入から十五年が経過した今になって、消費税の総額表示方式を義務化しなければならなかった理由は何か。またその必然性はどこにあったのか。デフレを促進させ、企業に混乱と負担を強いる消費税の総額表示方式の義務化は先送り、または凍結すべきではないか。

二　消費税の総額表示方式の義務化は物価を下げ、デフレを促進させるのではないか。

1　弱い立場の業者や商品は消費税を上乗せできず、事実上の値引きをせざるを得なくなるのではないか。

2　これまで認められてきた税抜表示方式で九八〇円となっていた商品を、総額表示方式で一〇二九円と広告しても、これまでと同じように売れると考えているのか。総額表示方式で九八〇円になるように値引きせざるを得なくなるのではないか。

3　政府として消費税の総額表示方式の義務化により、物価は下がるとみているか。もしみているのならば、物価を何％程度下落させるとみているか。

三　消費税の総額表示方式の義務化にあたっての、値札等の変更やパソコンソフトの入れ換えなど企業側のコストはどの程度とみているか。

四　四月一日に総額表示方式に切り替えができない企業もでてくるのではないか。その場合にはどうするのか。切り替え指導・支援等は行っているのか。

五　総額表示方式を契機とする不当な値引き要請等に対する公正取引委員会の監視体制は十分か。

六　総額表示方式によるコスト増や値引き要請などで苦しむ中小企業対策は十分か。中小企業向けの制度融資や優遇税制、各都道府県に相談窓口設置などの対策は行っているか。

右質問する。

内閣衆質一五九第七号
平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員菊田まきこ君提出消費税の総額表示方式の義務化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員菊田まきこ君提出消費税の総額表示方式の義務化に関する質問に対する答弁書

一について

消費税及び地方消費税は、事業者を納税義務者とし、取引の各段階でその売上げに対して課税されるが、消費税額及び地方消費税額の合計額（以下「消費税額等」という。）に相当する額は、コストとしてその取引に係る資産又は役務の価格に織り込まれて、最終的には消費者に転嫁されることが予定されている税である。したがって、個々の取引に際して事業者が消費者から受領する消費税額等相当額は、資産又は役務の価格の一部を構成するものであり、このような税の性格や仕組みからすれば、消費者に対する価格の表示に際しては、最終的な支払総額である消費税額等相当額を含めた価格（以下「税込価格」という。）が表示されること（以下「総額表示」という。）が望ましいと考えられる。

しかしながら、消費税の創設時においては、この種の税が我が国になじみの薄い税であり、転嫁についての事業者の不安や便乗値上げについての消費者の懸念があったことなどから総額表示は義務付けず、価格表示の方式の選択については、各事業者にゆだねることとされたところである。このため、現在、価格表示については、消費税額等相当額を含まない価格（以下「税抜価格」という。）の表示が多く見受けられる状況にある。

この結果、価格表示を巡っては、消費者にとって、税抜価格の表示では最終的な支払総額が分かりにくい、あるいは税抜価格の表示の店と税込価格の表示の店が混在し、価格の比較がしづらいというような問題が生じている。また、我が国の消費税と同様の付加価値税制度を採用する英国、ドイツ、フランスなどの国における消費者に対する価格表示は、付加価値税額相当額を含めた支払総額を表示することが法令等で義務付けられている。このような状況を踏まえ、税制調査会の消費税創設以降の累次の答申において、消費者に対する価格表示の在り方については総額表示が望ましい旨の指摘がなされてきたところである。

このため、平成十五年度税制改正において、消費税制度が創設から十四年程度を経過し、国民の間に定着してきたことを踏まえ、中小事業者に対する特例措置の見直し等と併せ、総額表示を義務付けることとしたところである。総額表示の義務付けを円滑かつ着実に実施していくことが消費税制度に対する国民の理解を深める上で重要であると考えられ、その実施時期の延期又は凍結を行うことは適当でない。

二について

総額表示の義務付けは、税込価格の表示を求めるものであり、税抜価格で表示されていた場合における消費者の支払総額（税抜価格に消費税額等相当額を加えた金額）の変更を求めるものではない。また、従来の税抜価格の表示を総額表示に変更した場合においても、引き続き従来の税抜価格を併せて表示することも可能である。

政府としては、事業者及び消費者に対し、総額表示の義務付けの趣旨及び内容等について理解が深まるよう広報等に取り組むとともに、事業者間取引において、総額表示の義務付けを契機として優越的地位の濫用により不当な値引き要請等がある場合については、五についてで述べるとおり厳正に対処することとしており、総額表示の義務付けに起因して、御指摘のように従来に比べて転嫁が困難になり、又は値引きをせざるを得なくなるという事態が生ずることのないよう努めているところである。

したがって、総額表示の義務付けにより、消費動向全体に大きな影響を与え、物価の引下げやデフレの促進を招くことになるとは考えていない。

三について

総額表示の義務付けに対応するために事業者が行う値札等の変更やパソコンソフトの入替えなどのコストがどの程度であるかについては、事業者の業種、業態又は販売する商品の種類等により対応が異なること、また、個々の事業者の事情により具体的にどのような対応を行うのかがまちまちであることなどから、具体的に見込むことは困難である。

四について

政府としては、関係団体等の協力を得ながら、総額表示の義務付けが実施される本年四月一日までにその対象となる事業者すべてにおいて値札の切替え等の対応が円滑に実施されるよう、広報、相談等を通じた支援、指導等を行ってきているところである。なお、仮に、本年四月一日以降において総額表示の義務付けに伴う対応を行っていない事業者がある場合には、指導等を通じて適切な対応が行われるよう取り組んでまいりたい。

五について

総額表示の義務付けに伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）に違反する優越的地位の濫用が行われることのないよう、公正取引委員会において、平成十五年十二月に独占禁止法及び関係法令上の考え方を公表し、これを小売業者及び納入業者に周知しているところである。

さらに、小売業者と納入業者との取引における優越的地位の濫用について把握するため、小売業者及び納入業者に対するアンケート調査を平成十六年二月から実施しているところであり、独占禁止法等に違反する行為に対して厳正に対処することとしている。

六について

中小事業者からの税務に関する相談については、従来から、全国の商工会議所及び商工会において相談及び指導が行われている。また、中小事業者からの独占禁止法等に関する相談については、全国の商工会議所及び商工会において相談を受け付ける体制が整備されているほか、公正取引委員会及び中小企業庁において、小売業者と下請事業者との取引について調査を実施し、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）に違反する行為が認められた場合には厳正に対処することとしている。さらに、平成十五年度予算において、中小事業者が総額表示の義務付け等の消費税制度の改正内容について理解し、これに円滑に対応できるよう、全国の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合等における講習会の開催、税務相談等の実施並びにパンフレット、ポスター等の作成及び配布を行うための措置を講じている。

税制については、平成十五年度税制改正において、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例やＩＴ投資促進税制が措置されており、総額表示の義務付けに伴い中小事業者がレジスターを買い換える場合やレジスターシステムのソフトウェアを入れ替える場合にもこれらの措置を利用できることとなっている。また、融資については、政府系金融機関において各種貸付制度を整備し、資金繰りが苦しい中小事業者への資金供給の円滑化を図っている。

平成十六年二月十日提出
質問第一五号

商工ローン問題に関する質問主意書

提出者　阿部　知子

商工ローン問題に関する質問主意書

日栄の「腎臓売れ」事件をきっかけに平成一一年に社会問題化した商工ローンをめぐって、近年再び債務者、保証人との係争が増加の一途をたどっている。特に一部業者は、特定調停や裁判の場での利息制限法にもとづく債務整理に従わず、被害を深刻化させている。平成一一年の国会で政府が約束した商工ローン対策、中小商工業者保護の施策を実効性あるものにするためにも、商工ローン被害の実態把握と行政官庁の適切な対応がきわめて重要であることにかんがみ、以下について質問する。

一　商工ローン業界全体および上位三社の回収実績のうち、最終的な完済もしくは回収終了の際、主債務者のみから回収できた件数と金額、保証人に請求した件数と金額、保証人に請求し

たものの中で保証人から回収できた件数と金額を最近五年間について示せ。

二　関東財務局および近畿財務局に寄せられた、貸金業者に対する苦情、相談、行政処分申し立ての総数およびそれらのうち商工ローン業者に関する件数、およびその会社別の内訳の上位三社を、最近五年間について示せ。また、苦情、相談、行政処分申し立ての内容もそれぞれ示せ。

三　報道等によれば、関東財務局はＳＦＣＧ（旧商工ファンド）に対する債務者、保証人およびその代理人弁護士から行政処分申し立てを再三にわたって受けているが、申し立てを受けた時期と内容、またそれに対する関東財務局の調査および処分、もしくは検討結果の内容を示せ。もし返答できない場合は、その理由を可能な限り具体的に示せ。

四　貸金業規制法は第一七条で適正な契約書面の交付を、第一八条で受取証書の交付を貸金業者に義務づけている。そこで以下二点について質問する。

（一）　関東財務局、近畿財務局が第一七条違反、第一八条違反を理由として商工ローン業者に対して行った処分を最近五年間について時期と業者名、処分理由を示せ。もしなければ、処分していない理由を可能な限り具体的に示せ。

（二）　商工ローン業者の契約書面や受取証書が第一七条、第一八条に違反するという判例は多数あるが、第一七条違反、第一八条違反を理由として商工ローン業者に対して行った処分を最近五年間について時期と業者名、処分理由を示せ。もしなければ、処分していない理由を可能な限り具体的に示せ。

五　高利で過剰融資を行う貸金業者が無理な回収を行い債務者、保証人を追い詰めることが、自殺の大きな要因になっているとの指摘があるが、保険会社が支払った生命保険金のうち自殺を原因とするものの件数および総額を最近五年間について示せ。

六　一部商工ローン業者は債務者、保証人が弁護士に委任した直後に、弁護士への委任自体を「期限の利益の喪失」とみなし、差押、仮差押などをかけ債務整理を妨げている。これは法的債務整理やそのための弁護士業務を不可能にする暴挙であり貸金業規制法第二一条に抵触すると考えられるが、見解を示せ。また債務者、保証人が弁護士に委任した後の回収や債務整理に関する貸金業者の業務に関連する施行規則、通達、通知を示せ。

七　商工ローンのなかには、利息制限法で計算した債務残高がゼロないしはマイナス（過払い）であるにもかかわらず、私製手形や公正証書等を用いた強制執行によって「回収」を図っている業者がある。最高裁事務総局が作成した『貸金業関係事件執務資料』（財団法人法曹会、一九八五年）が「利息制限法超過分の利息……を強いて取り立てるのは、義務のない行為を強制することになるから許されない」と明記しているように、利息制限法の上限を超える金利は本来違法無効であり、それを強いて取り立てることは利息制限法および貸金に関する判例法理に反する。利息制限法で計算した債務残高がゼロもしくはマイナスになった後、貸金業者が存在を主張する「残債務」は超過金利分に当たるので強制的回収は許されないと考えられるが、見解を示せ。

八　一部商工ローン業者が貸金の回収に公正証書を活用しているが、それにともなって「知らないうちに公正証書を作られ、不意打ちで給与や生命保険、売掛金の差し押さえを受けた」といった苦情、相談が弁護士会等に多々寄せられている。そこで以下二点について質問する。

（一）　公正証書の全体の作成件数とそのうち貸金業者の依頼で作成されたもの、または貸金にかかわって作成されたものの件数を最近五年間について示せ。

（二）　貸金業者の依頼で作成されたもの、または貸金にかかわって作成されたもののうち、債務者本人が公証人役場に出頭せず、代理人が出頭した件数を最近五年間について示せ。

九　公正証書を作成する公証人のなかには検事出身で、民事係争にほとんど携わってこなかった人も多数いると聞くが、公証人になる際の研修期間、研修内容、研修主体について示せ。

一〇　財務省、金融庁、旧大蔵省、旧金融監督庁の職員でこれらの官庁を退職した後、商工ローン業者およびその関連団体に再就職（いわゆる天下り）した者の官庁退職時の所属・役職、再就職先、その時期を最近五年間について示せ。また商工ローン業者の顧問、社外取締役、代理人弁護士、コンプライアンス委員（企業の法令遵守のための外部委員）に就任したケースについて、同様に官庁退職時の所属・役職、再就職先、その時期を最近五年間について示せ。

一一　金融監督庁長官と金融庁長官をつとめた日野正晴氏（現・弁護士）は、現在、ＳＦＣＧ（旧商工ファンド）の利息制限法脱法（みなし弁済の主張）の当否が争点になっている最高裁訴訟で同社の弁護団の筆頭に名を連ねている。そこで以下二点について質問する。

（一）　弁護士法は「職務を行い得ない事件」として、「公務員として職務上取り扱った事件」をあげている（同法第二五条第四号）。金融監督行政のトップとして商工ファンド（現ＳＦＣＧ）をはじめとする商工ローン業者の指導、監督、処分全般の指揮にあたった日野氏が、ＳＦＣＧが被告となった貸金をめぐる係争を弁護士として受任することが許されるか、見解を示せ。

(二)　官庁退職後、弁護士登録した者が、在職中に指導、監督、処分にあたった業界の顧問や代理人に就くことに関する基準はあるのか。あればその内容を示せ。

一二　日野正晴・元金融庁長官は平成一六年一月二三日、最高裁でＳＦＣＧ弁護団を代表して弁論に立ち、「商工ローン被害なるものの実体は存在しない。規制違反の処罰もなかったことは商工ローン被害がないからである」旨発言した。

しかし金融庁・関東財務局は平成一二年八月、商工ファンド（現ＳＦＣＧ）に対し、最長九〇日間の業務停止を命令した。同社社員が、保証人が根保証契約を承諾する書面を偽造した事件で「会社の体制、業務運営に問題があった」と判断されたためである。この社員は刑事事件でも有罪判決を受けている（貸金業規制法違反、有印私文書偽造）。平成一一年の国会でも、商工ローンの高利貸付による深刻な被害と対策の必要性が国会と政府の共通認識となり、出資法上限金利を引き下げる出資法改正が行われた。

したがって「商工ローンが処罰されていない」とか、まして「被害が存在しない」といった弁論は著しく事実に反すると考えられるが、見解を示せ。

右質問する。

内閣衆質一五九第一五号

平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員阿部知子君提出商工ローン問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出商工ローン問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの主債務者のみから回収できた件数と金額、保証人に請求した件数と金額及び保証人から回収できた件数と金額は、いずれも把握していない。

二について

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者及び貸金業者としての登録を受けずに貸金業を営む者（以下「無登録業者」という。）に関して、関東財務局及び近畿財務局に寄せられた苦情、相談等の最近五年間の件数及びその内容は、別表第一のとおりである。このうち、主に事業者向けの貸付けを行っている者に関する苦情、相談等の件数及びその内容は、別表第二のとおりである。なお、貸金業規制法においては、「行政処分申し立て」といった制度はないが、右に述べた苦情、相談等のうちには行政処分を求める趣旨のものも含まれている。

会社別の内訳については、当該会社の正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

三について

関東財務局が株式会社ＳＦＣＧの債務者、保証人及びこれらの代理人弁護士から行政処分を求める旨の要請を受けた時期、その内容及び関東財務局における対応については、同社の正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

四の(一)について

関東財務局及び近畿財務局が、最近五年間に貸金業規制法第十七条又は第十八条に違反するとして、行政処分を行った貸金業者の数及び内訳は、別表第三のとおりである。

なお、無登録業者については、行政処分の対象とはならない。

四の(二)について

財務局が、貸金業規制法第十七条又は第十八条に違反するとして、主に事業者向けの貸付けを行っている貸金業者に対して最近五年間に行った行政処分について、その時期、貸金業者の名称及び処分理由は、別表第四のとおりである。

なお、貸金業規制法第三条第一項により都道府県知事の登録を受けた貸金業者に対して都道府県知事が行った行政処分の計数については、把握していない。

五について

財団法人生命保険文化センターの行っている調査によれば、生命保険会社が死亡保険金を支払った件数のうち自殺を原因とするものの件数については、平成十年度は二万千三百三十八件、平成十一年度は二万七百三十三件、平成十二年度は二万六百二十八件、平成十三年度は一万七千四十六件、平成十四年度は一万七千七百四十七件となっているが、死亡保険金のうち自殺を原因とするものの総額については、把握していない。

六について

貸金業規制法第二十一条第一項は、債権の取立てをするに当たって、人を威迫し又は人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない旨規定しており、差押えや仮差押えという法的手続をとる場合に、単なる法的手続による権利行使にとどまらず、人を威迫し又は人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させた場合には、同項に違反することとなる。

同項に規定する「人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動」については、同項各

号にその行為類型を例示しているところ、同項第六号においては、債務者等が、債務の処理を弁護士等に委託する等し、弁護士等から書面によりその旨の通知があった場合において、正当な理由がないのに、訪問する等の方法により、債務者等に当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求することを挙げている。同号に規定する「正当な理由」として、金融庁の事務ガイドライン「金融監督等にあたっての留意事項について（第三分冊：金融会社関係）3―2―6取立て行為の規制」においては、個別の事実関係に即して判断すべきものであるが、例えば、弁護士等からの承諾がある場合、弁護士等又は債務者等から弁護士等に対する委任が終了した旨の通知があった場合のようなものが該当する可能性が高いとしている。

七について

利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条第一項及び第四条第一項は、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約及び債務の不履行による賠償額の予定について、その利率又は割合の上限を設定し、これを超えるときは、その超過部分を無効とする旨を定めている。そして、「利息制限法所定の制限をこえる金銭消費貸借上の利息、損害金を任意に支払つたときは、右制限をこえる部分は民法四九一条により残存元本に充当される」と解されている（最高裁判所昭和三十九年十一月十八日大法廷判決、民集十八巻九号千八百六十八頁）。したがって、金銭を目的とする消費貸借契約の債務者が利息制限法の制限を超える利息又は損害金を支払った場合において、当該超過部分を元本に充当した結果、計算上元本が完済となったときは、既に消費貸借上の債務は存在しない。

もっとも、貸金業規制法第四十三条は、貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超える場合において、一定の要件を満たすときには、当該超過部分の支払は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条第二項の禁止する利率による利息の支払等に当たらない限り、利息制限法第一条第一項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす旨を定めている。右に述べた規定の適用がある場合には、当該超過部分が元本に充当されない結果、専ら同法に基づいて計算すれば債務残高が零となる場合であっても、なお消費貸借上の債務が残存することとなる。

八について

最近五年間における公正証書の全体の作成件数は、平成十年が四十八万三千五百八十一件、平成十一年が四十六万五千二百四十四件、平成十二年が四十四万九千三百七十二件、平成十三年が三十九万三千九百件、平成十四年が三十七万七千六百五十二件であるが、これらのうち、「貸金業者の依頼で作成されたもの」又は「貸金にかかわって作成されたもの」の件数及びそのうち債務者本人が公証人役場に出頭せず、代理人が出頭した件数は、把握していない。

九について

公証人となる際の研修は、日本公証人連合会の主催、法務省の共催で実施している。研修期間は二日間であり、研修内容は「公証人としての心構え」、「法律行為公正証書について」、「定款認証・確定日付等について」などである。また、各公証人は、その任命前に、前任の公証人の下で数日間の実務研修を受けている。

一〇について

国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないことから、お尋ねのすべての事項についてお答えすることは困難である。

過去三年間において、財務省、金融庁、旧大蔵省又は旧金融監督庁の職員で、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百三条に基づく人事院の承認を得て、主に事業者向けの貸付けを行っている貸金業者に再就職した者はいない。

一一の㈠について

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二十五条第四号の「公務員として職務上取り扱った事件」に当たるかどうかは、具体的事件を対象に、公務員としてその事件の事案の処理の実質に関与したかどうかで判断すべきものであり、ある事業者の業務等を監督する行政機関の長であったというだけでは、当該事業者が当事者となっている具体的事件の事案の処理に関与したことにはならない。したがって、一般的には、御指摘のような訴訟は、「公務員として職務上取り扱った事件」には当たらないと解される。

一一の㈡について

お尋ねの点については、弁護士法上は第二十五条第四号のほかに規制はなく、日本弁護士連合会からも、御指摘のような基準を定めた会則等はないと聞いている。

一二について

平成十二年八月三十一日に、関東財務局が株式会社商工ファンド（当時）に対し、行政処分を行ったことは事実であるが、民事訴訟における代理人弁護士の主張の内容の評価については、お答えする立場にない。

別表第一

			平成10年度		平成11年度		平成12年度	
			関東	近畿	関東	近畿	関東	近畿
苦情・相談等の件数			2,570	766	3,573	1,332	4,271	1,030
苦情・相談等の内容	法令等違反に係るもの	取立て行為	897	484	954	520	1,100	511
		金利	27	11	29	18	131	10
		契約内容（金利を除く。）	86	44	109	36	109	21
		その他	553	99	1,402	138	285	68
	法令等違反に係るもの以外	債務整理の方法等	290	95	217	160	231	25
		その他	717	33	862	460	2,415	395

			平成13年度		平成14年度	
			関東	近畿	関東	近畿
苦情・相談等の件数			4,372	1,307	5,823	1,709
苦情・相談等の内容	法令等違反に係るもの	取立て行為	874	399	949	371
		金利	164	27	210	6
		契約内容（金利を除く。）	69	25	183	6
		その他	176	65	325	36
	法令等違反に係るもの以外	債務整理の方法等	304	23	126	749
		その他	2,785	768	4,030	541

（注）　関東とは関東財務局、近畿とは近畿財務局である。

別表第二

			平成10年7月～12年3月		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
			関東	近畿	関東	近畿	関東	近畿	関東	近畿
苦情・相談等の件数			447	307	252	109	168	81	90	68
苦情・相談等の内容	法令等違反に係るもの	取立て行為	93	116	57	35	27	28	14	26
		金利	8	7	6	1	5	1	7	0
		契約内容（金利を除く。）	49	20	21	7	12	4	13	1
		その他	38	34	17	13	11	7	7	2
	法令等違反に係るもの以外	債務整理の方法等	41	31	30	5	24	1	4	1
		その他	218	99	121	48	89	40	45	38

（注）1　関東とは関東財務局、近畿とは近畿財務局である。

2　平成11年度以前については、年度ごとの計数は把握していない。

別表第三

	主に消費者向けの貸付けを行っている貸金業者		主に事業者向けの貸付けを行っている貸金業者		合計
	関　東	近　畿	関　東	近　畿	
平成11年	0	0	0	0	0
平成12年	0	0	1	0	1
平成13年	0	0	0	3	3
平成14年	0	0	1	3	4
平成15年	4	1	0	1	6

（注）関東とは関東財務局、近畿とは近畿財務局である。

別表第四

時　　期	貸金業者の名称	処　分　理　由
平成12年8月31日	㈱商工ファンド	法第17条に規定する書面の未交付
平成13年3月15日	㈱ゴールドファイナンス	法第17条に規定する書面の未交付
平成13年3月15日	㈱ティー・アイ・エス	法第17条に規定する書面の未交付
平成13年3月27日	㈱ビリーブ	法第17条に規定する書面の未交付及び法第18条に規定する書面の記載不備
平成13年4月13日	㈱シーエスアイ	法第17条に規定する書面の未交付及び記載不備並びに法第18条に規定する書面の記載不備
平成13年4月13日	㈲アサヒ信用	法第17条に規定する書面の未交付及び記載不備並びに法第18条に規定する書面の未交付
平成13年4月24日	㈲アイシン	法第17条に規定する書面の未交付及び法第18条に規定する書面の未交付
平成13年5月16日	㈱キョーリ	法第17条に規定する書面の未交付及び記載不備並びに法第18条に規定する書面の記載不備
平成13年12月3日	㈱名神商会	法第17条に規定する書面の未交付及び法第18条に規定する書面の未交付
平成14年1月17日	㈱タクミ	法第17条に規定する書面の未交付及び法第18条に規定する書面の記載不備
平成14年3月12日	サヴィ	法第17条に規定する書面の未交付及び記載不備並びに法第18条に規定する書面の未交付
平成14年9月6日	マルワ	法第17条に規定する書面の未交付及び記載不備並びに法第18条に規定する書面の未交付及び記載不備
平成14年12月9日	日経勧業㈱	法第17条に規定する書面の未交付及び法第18条に規定する書面の未交付
平成14年12月13日	㈱小島総業	法第17条に規定する書面の未交付及び記載不備並びに法第18条に規定する書面の記載不備
平成15年4月30日	辰栄	法第18条に規定する書面の記載不備
平成15年6月26日	㈲サンルーミナス	法第17条に規定する書面の未交付
平成15年11月20日	㈲デイリーハウス	法第17条に規定する書面の未交付

（注）1　「法」は、貸金業の規制等に関する法律をいう。

2　「処分理由」欄には、各行政処分における処分理由のうち、法第17条又は第18条の規定に係るもののみを記載した。

平成十六年二月十日提出
質問第一六号

新生銀行上場申請に関する質問主意書

提出者　小林　憲司

新生銀行上場申請に関する質問主意書

金融庁及び預金保険機構は破綻し国有化された旧日本長期信用銀行に対し、巨額な税金を投入した後、一〇億円という破格値でリップルウッド社を中心とする外国投資組合に譲渡しただけでなく、瑕疵担保条項で公的資金（税金）を国庫から拠出するなど、国の債務負担行為について約定し、国際金融取引においてもその例をみない買い手本位の条件にて契約しました。

新生銀行の株式上場売出しを介して巨額な違法、不当の負担が国民に課されていたという事実を隠蔽したまま、かつ容易にこの株式上場売出し審査が既定事実として進行し、その結果、わが国の被った巨額の損害に対する全くの補填のないまま、一部外資のみが巨利を得ようとしていることの不条理に対し、国政に関与する一員として今日までその調査に当たって参りました。しかし、証券市場においては、株式売出しのための財務局への届出書の効力発生が平成一六年二月一〇日にすでになされ、全株式を所有する外資系金融機関が構成する投資組合の持株三五％、四億七六三〇万株の大量売出し準備も完了し、平成一六年二月一九日（木）には新生銀行の東京証券取引所再上場承認と、既定事実化されています。東証は株式公開について常に厳しい審査を行ない、上場する時点で会社経営に重大な影響を及ぼす訴訟が継続している場合、その訴訟が解決するまでは公開は認めないという原則があることを承知しています。

内閣総理大臣及び東証は、新生銀行（旧長銀）の再上場、株式公開にあたって権限と役割をもつため、再上場承認日までに、証券市場関係者、投資家保護の観点から新生銀行がかかえている様々な係争、紛争、訴訟等の内容について真相を解明するための厳正な調査を行なう義務と責任があります。

内閣総理大臣は、①虚偽記載疑惑②会社内部情報に通じた単一株主によるインサイダーインフォメーション利用疑惑のある持株売出しのための有価証券届出書の効力発生を認めた以上、今後起こりうる市場での混乱を防止するための措置㈠東証が審査を終了し、監督官庁に報告するに際して、監督官庁が上場延長と再審査を命じるべきこと。㈡今後、当該株式の売出しの届出があれば、証券取引法第一一条に基づき届出書への虚偽記載として届出の効力停止及び発効時期延長命令を出すべきこと。㈢証券取引等監視委員会による前記疑惑の調査を求めること。）を講ずべきであります。

これらの問題点を具体的に指摘すると次のとおりです。

（新生銀行（旧長銀）の再上場について）

※国有化された長銀の払い下げに名乗り出たＪＰモルガン、オリックス連合、中央三井信託銀行、パリバ銀行等の中から政府、金融再生委員会がリップルウッド社を選択した経緯の中でロックフェラー系金融資本と三菱商事がこれをサポート、外資系投資組合ニュー・ＬＴＣＢ・パートナーズに三菱商事が出資するなど重要な役割を果たしていることの他、様々な疑念、問題を内蔵しています。この質問主意書は投資家保護の観点から再上場承認が是か非か、虚偽報告疑惑とインサイダーインフォメーション利用疑惑部分等にしぼって問題を提起したいと考えます。

※新生銀行は旧日本長期信用銀行を社名変更した同一法人格のため、旧長銀時代に発生した国内、国外での訴訟要因についても訴訟対象は新生銀行となり、旧長銀にかかわることの全ては新生銀行の問題となります。

(1)　新生銀行が異例の早さで東証に再上場のための審査、承認、関東財務局への株式売出しのための届出とその効力発生（※平成一六年二月一〇日効力発生）を経るため、申請書を提出し、多くの投資家がこれに注目しています。しかし、その根底となっている好業績、好決算は不良債権が少ないという評価を含め預金保険機構の瑕疵担保条項による補償行為があったためです。（※契約履行にともなう買取り額八五三〇億円。尚、申請済みの案件を含めるとまだ増える見通し）さらに、新生銀行は後記訴訟で敗訴した場合、以下のように預金保険機構に補償を求めると言っています。

(2)　新生銀行は上場審査の最中に、訴訟損害補償に関するマスコミ等の指摘をうけて預金保険機構と新生銀行との約定の部分に関連し「株式売出届出目論見書」を訂正、再提出しました。上場を目指す企業として異例のことですが、しかし「目論見書の訂正事項分は意図的（虚偽的）な報告」と指摘されています。目論見書訂正事項分の中で意図的（虚偽的）と指摘される箇所は、以下の記述です。

「当行は、平成一二年三月より前の当行の行為に関連する訴訟の当事者となっております。（中略）当行は、平成一二年三月一日以前の事実に関する訴訟により負担した費用に対する補償を含め、預金保険機構より訴訟に関連して一定の補償を受けることが可能となっております」（※傍線は質問者記入。以下同じ）

「サイパンの裁判所において再開の準備が進められている訴訟の内容は従前からの紛争案件の一環であり、したがって、上記第一段落の記述に何ら実質的な変更を来すものではないと考えております」

「個々に又は総額で当行の営業成績に重大な悪

影響を及ぼすと予想される平成一二年三月より前の当行の行為に関連する継続中又は提起されるおそれのある訴訟又はその他の裁判手続きは存在しないと考えております。

但し、同段落但書にあるとおり、本件につき、預金保険機構による補償の範囲又は補償金額の支払手続に関して、今後紛争が発生しない保証はありません」

(3)　新生銀行と預金保険機構の間においては、新たに提訴された巨額賠償請求に対し、仮に新生銀行が敗訴した場合、どちらに支払い義務が生じるのでしょうか。約定の解釈をめぐって、両者間の見解は真っ向から対立していると聞いていますが、両者より報告を受けているのでしょうか。

（預金保険機構と新生銀行の間における約定の検証）

※新生銀行は訴訟の存在に対し、「株式売出届出目論見書」及び「有価証券届出書」の中で完全に黙殺していますが、届出書の記載要領としては、証券取引法関係・事務ガイドライン（通達）で、「・・・（との理由）で、××億円の損害賠償請求が、○○裁判所へ提起されている」との記載が求められています。売出届出目論見書の記載は訴訟の影響の重大さと、結審は来期中にも起こりうることから一般投資家保護の観点からは不適切です。

(4)　預金保険機構は、東京地裁が認容したＥＩＥインターナショナル破産管財人から提訴された巨額賠償訴訟については、平成一六年一月二三日に認容されたため、約定の三年（平成一五年二月）はすでに過ぎている。「仮に新生銀行が敗訴した場合でも補償はしない。できない」更に、約定の中で三年以内に予想される訴訟を事前に通告しておけば、免責されるとの条項がもりこまれていて、新生銀行からの正式な申し出もなかったとのことで、当てはまらないという見解であります。

(5)　預金保険機構は新生銀行との約定の中で補償行為について「平成一二年三月以降より三年以内に提訴された訴訟案件、あるいは訴訟が継続中の件に付いては補償するが、平成一五年三月以降に提訴された案件については補償しない」となっています。一方、新生銀行は東京地裁で認容されたＥＩＥ破産管財人の訴訟と、ＥＩＥが新生銀行にサイパンで提訴した訴訟とは継続性があり、同一のものと認定しているので、仮に裁判に敗訴した場合でも預金保険機構が補償することになっているとの見解に立っています。

(6)　新生銀行の代理人である米国大手法律事務所のシャーマン・アンド・スターリング法律事務所が、ＥＩＥインターナショナルとの（※組織的不正利得と腐敗に関する法違反、詐欺行為、詐欺の共謀、受認義務違反、受認者義務違反への関与、弁護士の業務過誤）訴訟において和解し、読売新聞、朝日新聞等々に大きく〝謝罪広告〟を掲載したということは、異例かつ、衝撃的事件でありました。このことは訴訟において新生銀行が実質的に敗訴したということではないでしょうか。謝罪広告中で、シャーマン・アンド・スターリング法律事務所は、新生銀行（旧長銀）の指示に従った旨述べています。であれば、新生銀行に故意不法行為・重過失の責任があることになり懲罰的損害賠償が課せられ、損害賠償は巨額になる可能性大です。

(7)　平成一六年一月二三日、東京地裁はＥＩＥ破産管財人による新生銀行に対する訴訟『（訴因名称）新生銀行に対する詐欺・横領による損害賠償請求』について、サイパン最高裁判所への提訴を認容しました。この訴訟について破産管財人から米連邦における裁判権を引き継いだカルボ・アンド・クラーク法律事務所からの報告によると、損害額がすでに明らかになっていて、賠償請求額は懲罰的損害賠償額を含めると、一兆円以上になるとされています。また、裁判はすみやかに進行し年内にも結論が出る可能性があると報告されています。

従って、新生銀行としては、株式公開にあたり、この訴訟案件について投資家に対し、情報公開をする義務があり、内閣（金融庁・財務局）、東証としてはこれを指導、監督責任があるのではないでしょうか。

(8)　新生銀行が仮に損害賠償訴訟において敗訴した場合の弁済は、預金保険機構が補償するのか、新生銀行が支払うのか。という問題は売出届出書効力発生並びに東証における上場審査判定の上で、極めて重要な問題であります。

①　預金保険機構ははっきりと「平成一五年三月以降に提訴された訴訟事件については補償はしない。できない」と明言しています。

②　新生銀行が仮に訴訟に敗訴し、賠償金を支払うということになると、新生銀行の年間の営業利益が六五〇億円であることからして支払い能力があるのか、否か。投資家に対しての説明が必要となります。

③　また、現在、新生銀行が申請している「株式売出届出目論見書」は訂正届出目論見書を加味しても重要な投資家にとって不利な事項の記載欠欽があります。株式を上場する新生銀行にとって、情報開示のための説明責任を果すことは不可欠の要件です。

(9)　新生銀行にかかわる破産管財人並びにその他からの訴訟

東京地裁が認容したＥＩＥ管財人からの巨額賠償請求訴訟以外にも、株式売出届出目論見書の原本の二八頁一八項にも、訂正届出書

の中にも記述されていませんが、新生銀行とＥＩＥインターナショナルとの間で一四五億円、新生銀行とカミノコーポレーションとの間で一〇〇億円の訴訟が行なわれています。また、海外での巨額訴訟や、貸し剥がしで倒産に追い込まれた企業や、企業倒産で職場を追われた雇用者からの訴訟等が準備されているなど、新生銀行に対する訴訟問題は大、小の差はあれ、予断を許さない状況にあります。新生銀行が多くの問題をかかえているとの認識をもつことが内閣（金融庁・財務局）及び新生銀行の株式売出し、再上場の審査承認に責任をもつ東証において必要ではないでしょうか。

(10)　新生銀行の再上場承認と公開後、金融庁、財務局、東証、引受幹事証券等、情報開示に関して投資家から責任追及される危険性に留意すべきです。特に売出届出書は内閣総理大臣に届出がなされ、内閣総理大臣が効力の発生を認めるものでありますから、最終的な責任者は内閣総理大臣であることを明記すべきであります。

以上の指摘を踏まえ、政府に対し次の事項について質問します。

一　新生銀行の株式売出届出書が平成一六年二月一〇日効力を発生、平成一六年二月一九日、東京証券取引所第一部再上場もすでに既定事実化されています。金融庁、財務局としては、すでに新生銀行や幹事証券に対し、再上場は何ら問題なしと、ゴーサインを出しているのですか。

二　株式上場の審査、承認は、上場予定日直前であっても、上場に関する具体的な障害、問題があると判定された場合、上場の延期、再審査等の措置がとられることは過去にもその例はあったと思いますが、今回もその措置はとられると思ってよろしいのですか。

三　新生銀行の再上場に関する承認審査は、投資家保護の観点からも厳正に進められるべきであります。現在、新生銀行（旧長銀）を対象とした係争、紛争等、訴訟はどのくらい件数があるのか、最終監督責任のある金融庁、財務局としては、東証から報告を受けていますか。

四　金融庁、財務局は新生銀行から、損害賠償訴訟の内容について、どの程度の報告を受けていますか。また、金融庁、財務局が関係者から直接、事情聴取するなど、独自の調査を行なっていますか。

五　金融庁、財務局は株式公開については元来、厳しい審査を行ない、大きな訴訟を抱えている企業が上場する場合は、解決するまで公開を認めないことを原則としていると承知していますが。新生銀行の場合、大きな賠償訴訟が提訴されていますが、この訴訟は再上場、承認の許容範囲と判定しているのですか。投資家が不利益を被らないためにも、上場延期、再審査等、金融庁、財務局は東証に対し、指導監督する必要はないのですか。

六　金融庁は平成一二年二月九日、ニュー・ＬＴＣＢ・パートナーズと株式譲渡契約を結んだ時に、新生銀行に関する訴訟はどの程度知っていたのですか。

七　ちなみにグアム訴訟は平成七年八月二日に提訴されており、カミノ訴訟は平成一二年二月一一日に提訴されています。金融庁が、旧長銀の信認義務違反、詐欺的行為の疑惑について知ったのはいつですか。

八　新生銀行の代理人である米国大手法律事務所のシャーマン・アンド・スターリング法律事務所が、謝罪広告を出して和解し、読売新聞、朝日新聞等々に謝罪広告が大きく掲載されていましたが、どのような経緯でこのような謝罪広告が出されたと認識されていますか。この謝罪広告が、前項の賠償訴訟に及ぼす影響についてどう位置づけていますか。

九　上場審査に必要な情報資料が、外国裁判所・弁護士の非協力により入手できず、それら資料を見ることなく審査を終了するということはないとは思いますが、審査、承認にともなう必要書類の入手は可能だったのですか。

一〇　日本の投資家は、国外にて係争中の裁判の結果如何によっては、巨額の損失を被る恐れはないのですか。

一一　外国投資組合が所有している株式は、日本、ヨーロッパ、米国（米国は私募）の投資家に訴訟リスクの正確な説明がなされないままに、販売されリスクが転嫁されます。世界中の投資家から訴訟が提起される恐れはありませんか。

一二　新生銀行の損害賠償請求訴訟で敗訴もありうるという側面をなぜ隠蔽しようとしているのですか。株式上場後、適切な情報開示がなされていなかったと金融庁、財務局に対して投資家から上場後、損害賠償訴訟が提訴されるような懸念はないのですか。

一三　新生銀行は二月五日（木）、目論見書の訂正事項分を申し立てましたが、預金保険機構と新生銀行とは「瑕疵担保条項」、「偶発的債務条項」、「訴訟条項」の解釈をめぐり、双方の見解は真っ向から対立しています。

預金保険機構と新生銀行の考えが統一されないままに上場が承認されるようなことがあってはならないと思いますが、どう判断されていますか。

一四　上場承認、審査、調査の結果、問題があった場合は、新生銀行に対して「株式売出届出目論見書」の再々訂正、再々提出、「有価証券届出書」の記載及び数値の訂正、差し替え等を指導し、再々提出させるのですか。

一五　新生銀行の好決算、好業績は巨額の税金投入という国民の犠牲の上に成り立っています。情報を的確に開示せず、玉虫色の決着で再上場を強行すれば、それは投資家に対する重大な背信行為となります。明確な情報開示がなされる

までは、新生銀行の再上場を延期するか、再審査すべきではないですか。

一六　上場・売出しには幹事証券も大きな責任がありますが、今回の新生銀行の売出しについて、幹事証券会社は、十分な引受審査（デュー・ディリジェンス）を行なっているのですか。金融庁、財務局は的確な指導につとめているのですか。

一七　新生銀行の普通株式の単一株主であるリップルウッド社は、旧長銀買収にあたっては、当然デュー・ディリジェンスを行なったはずですが、その際ＥＩＥインターナショナルとの訴訟の係属をどう評価したのでしょうか。また新生銀行（旧長銀）の信認義務違反、詐欺的不法行為の存在を知ったのはいつだと政府は認識していますか。

一八　リップルウッド社は現在訴訟リスクをどう位置づけているのでしょうか。敗訴した場合のリスクの大きさを考えると、単一株主として新生銀行を実質支配しており、内部情報に通じたリップルウッド社が一般投資家に、持株の売出しという形でリスクを転嫁することは、会社内部情報に通じた単一株主によるインサイダーインフォメーション利用取引に該当するのではないですか。証券取引等監視委員会はこの問題につき、調査を行なう用意がありますか。

一九　新生銀行の再上場は訴訟問題等が解決してからでも遅くないのではないですか。もしこのままの状態で株式を公開すれば後々、大きな金融事件に発展する懸念はないのですか。

二〇　新生銀行の巨額賠償訴訟等の中で再度、破綻するようなことがあった場合、預金保険機構は、新たな公的資金（税金）によってこれを救済することになるのですか。適切に行政指導は行なわれているのですか。

右質問する。

内閣衆質一五九第一六号

平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員小林憲司君提出新生銀行上場申請に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小林憲司君提出新生銀行上場申請に関する質問に対する答弁書

一について

株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が、本年一月十六日に株式会社新生銀行（以下「新生銀行」という。）の株券の上場を承認したこと及び同年二月十九日に当該株券を上場したことは承知している。

株券の上場の承認は、証券取引所において行われるものであり、内閣総理大臣に対しては、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百十条の規定に基づき、証券取引所から事後的に上場日の七日前までに届出が行われる。内閣総理大臣は、証券取引所が業務規程に違反して有価証券の上場を行おうとする場合又は行った場合には、同法第百十三条の規定に基づき、違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができるが、今般の上場において、そのような事実は把握していない。

二について

証券取引所は、有価証券の上場を承認した後、上場日までの間に、当該上場が証券取引所の上場審査基準に抵触することとなった場合には、上場の承認を取り消すと承知しており、過去にも上場の承認を取り消した事例が複数件あると承知している。

お尋ねの新生銀行の株券の上場については、東京証券取引所において必要な審査を行ったが、上場承認日から上場日までの間に、上場の承認の取消しが必要であると判断するに足る事実は確認されなかったと聞いている。

三について

東京証券取引所は、新生銀行の株券の上場審査の過程で、新生銀行が係争中の訴訟について報告を受けており、金融庁においても、当該訴訟の件数について、東京証券取引所から報告を受けているが、具体的な件数については、新生銀行の正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

四について

金融庁は、新生銀行から、新生銀行に係る損害賠償訴訟の内容について報告を受けているが、その内容については、新生銀行の正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

また、金融庁は、東京証券取引所、幹事証券会社等の関係者からも、当該訴訟について、その把握している事実の説明を受けるなど、実態把握に努めた。

五について

証券取引所においては、上場申請会社に係争中の事案がある場合には、上場審査基準に従って、上場の適格性に問題がないかどうかを判断しており、お尋ねのように、大きな訴訟を抱えている企業の有価証券を上場する場合に訴訟が解決するまで公開を認めないことを原則とするという取扱いはしていないと承知している。

お尋ねの新生銀行の株券の上場については、東京証券取引所において必要な審査を行ったが、上場承認日から上場日までの間に、上場の承認の取消しが必要であると判断するに足る事実は確認されなかったと聞いている。

六について

預金保険機構、旧株式会社日本長期信用銀行（以下「旧日本長期信用銀行」という。）及びニュー・ＬＴＣＢ・パートナーズ・ＣＶ（以下「パートナーズ社」という。）は、平成十二年二月

九日に旧日本長期信用銀行に係る株式売買契約を締結した。その時点において、当時の金融再生委員会は、旧日本長期信用銀行が係争中の訴訟の状況について、当該契約に示された範囲内で把握していたが、その具体的な内容については、新生銀行等の正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

七について

新生銀行（旧日本長期信用銀行）からは、その業務の状況について必要に応じ報告を受けているが、お尋ねの訴訟をいつ知ったかについては、確認できない。

八について

お尋ねのシャーマン・アンド・スターリング法律事務所が「カミノコーポレーションおよびイ・アイ・イ　インターナショナル対シャーマン・アンド・スターリング間訴訟」の「和解の一部」として謝罪文を複数の新聞に掲載したことは承知しているが、その謝罪文の出された経緯等については、承知していない。新生銀行は、お尋ねの和解が行われた訴訟の原告又は被告ではなかったと承知している。また、この謝罪文が損害賠償訴訟に及ぼす影響については、お答えする立場にない。

九について

証券取引所においては、公正かつ的確な上場審査を行うため、上場申請会社、幹事証券会社、公認会計士等から必要に応じて事情聴取等を行っていると承知している。新生銀行の株券の上場についても、東京証券取引所において、新生銀行及びその関係者から事情聴取を行い、必要な書類を入手し、審査を行ったと聞いている。

一〇及び一一について

株券の上場に当たっては、投資者が不測の損害を被ることのないよう、適切な情報開示が行われる必要があると考えているが、新生銀行の株券の上場について、特段の問題は把握していない。

一二について

個別の訴訟の見通しについて申し上げる立場にはないが、重要な訴訟事件の発生等、投資のリスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、有価証券届出書に「事業の概況等に関する特別記載事項」として、一括して分かりやすく記載させることとしている。新生銀行から本年二月四日に提出された有価証券届出書の訂正届出書においては、株式会社イ・アイ・イーインターナショナルの破産管財人が、サイパンの裁判所において訴訟を再開する準備を進めているとの新聞報道等に言及した上で、「本件につき、預金保険機構による補償の範囲又は補償金額の支払手続に関して、今後紛争が発生しない保証はありません。」と記載している。

ただし、「事業の概況等に関する特別記載事項」は、有価証券届出書の届出者が、自らが保有する情報を基に、自身の判断により作成するものであり、届出者がその責任を負うものであって、財務局における有価証券届出書の受理により、金融庁及び財務局がその記載が真実かつ正確であることを認定するものではない。

一三について

東京証券取引所からは、新生銀行が本年二月四日に東京証券取引所に提出した「上場申請のための有価証券報告書」の訂正報告書の「事業の概況等に関する特別記載事項」において、「預金保険機構による補償の範囲又は補償金額の支払手続に関して、今後紛争が発生しない保証はありません。」と記載されており、投資者に対するリスク情報が適切に開示されていることから、東京証券取引所の上場審査基準に照らしても、特段の問題はないと判断したと聞いている。金融庁においては、そのような東京証券取引所の判断について、特段の問題は把握していない。

一四について

新生銀行が提出した有価証券届出書又は訂正届出書において、仮に、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることが判明した場合には、その時点で、証券取引法の規定にのっとり、適切に対処してまいりたい。

一五について

東京証券取引所からは、新生銀行の株券の上場について必要な審査を行ったが、上場承認日から上場日までの間に、上場の承認の取消しが必要であると判断するに足る事実は確認されなかったと聞いている。

一六について

東京証券取引所の有価証券上場規程では、上場申請書に、幹事証券会社が作成した当所所定の推薦書を添付することを義務付けている。新生銀行の株券の上場についても「上場申請会社の業績、経営者の識見及び将来の見通し等について十分調査を行った」旨を記載した幹事証券会社の推薦書が添付されているが、東京証券取引所からは、適切な引受審査が行われたことを確認したと聞いている。

一七について

お尋ねのリップルウッド社は、新生銀行の株主であるパートナーズ社に対する主要な投資者であると承知している。民間企業であるリップルウッド社が新生銀行（旧日本長期信用銀行）に係る訴訟等を知った時期やその評価については、お答えする立場にない。

一八について

証券取引法第百六十六条に規定するいわゆるインサイダー取引規制は、上場会社等の役員などの会社関係者が、当該上場会社等の未公表の重要事実を知りながらその発行する株券等の売

買などをすることを禁止しているものである。

新生銀行の株券は、本年二月十日から十三日にかけて東京証券取引所への上場に向けて売出しが行われたが、当該売出しの時点では新生銀行は上場会社等ではないことから、当該売出しはインサイダー取引規制の対象とはならない。

一九について

東京証券取引所からは、新生銀行の株券の上場について必要な審査を行ったが、上場承認日から上場日までの間に、上場の承認の取消しが必要であると判断するに足る事実は確認されなかったと聞いている。

二〇について

お尋ねの新生銀行に係る損害賠償訴訟がどのようなものとなるかを予見することは困難である。新生銀行の財務状況は、直近の決算において財務の健全性の基準を満たしているが、引き続き、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）その他の関係法令にのっとり、業務の健全かつ適切な運営の確保に努めてまいりたい。

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員平岡秀夫君提出ＰＦＩの推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島聡君提出ブロードバンド通信の普及に伴うインフラ整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員首藤信彦君提出内閣総理大臣補佐官の適性に関する質問に対する答弁書

平成十六年一月二十九日提出

質問第一〇号

ＰＦＩの推進に関する質問主意書

提出者　平岡　秀夫

ＰＦＩの推進に関する質問主意書

一　現在、ＰＦＩ事業は着実に増大しており、既に一二〇件余りの案件の実施が発表されている。この内、二〇件程度についてはサービスが始まっている状況の中で、実際のＰＦＩ事業の基本理念における最終段階である民間の運営部分が殆ど無い。運営部分こそ、良質の公共サービスの提供という観点から鑑みても、ＰＦＩ事業の本質であり、行財政改革に直結する部分であるにもかかわらず、運営部分に重点を置いた事業が少ないのは、何故なのか。

二　ＰＦＩ事業の調達に際し、国民のニーズに最も合致したサービスを持続的に提供し得る事業者を選定する必要性があるにもかかわらず、実際の事業選定プロセスにおいては、価格の要素が重視されており、結果として質の高い公共サービスの提供が妨げられているのではないか。

右質問する。

内閣衆質一五九第一〇号

平成十六年三月二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員平岡秀夫君提出ＰＦＩの推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平岡秀夫君提出ＰＦＩの推進に関する質問に対する答弁書

一について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等（以下「ＰＦＩ事業」という。）は、公共施設等の建設、維持管理及び運営について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、コストの削減を図るとともに、質の高い公共サービスの提供を行おうとするものである。

御指摘の「民間の運営部分」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、たとえば、廃棄物処理場、斎場、美術館等の運営業務を含むＰＦＩ事業も存在しているところである。

もとより、ＰＦＩ事業では、建設、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に扱われることにより、事業期間全体を通じてコストの削減と、質の高い公共サービスの提供が行われることが期待されているところ、ＰＦＩ事業の内容としてどのようなものを選定するかについては、このような観点を総合的に勘案し、各公共施設等の管理者等（以下「管理者等」という。）がそれぞれの事業ごとに決定しているところである。

二について

民間事業者の選定方法については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「法」という。）第七条第一項に基づき公募の方法等によるとされており、法第四条に基づいて策定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成十二年総理府告示第十一号）二の1の(2)及び(3)により、国等が管理者等である場合には、「会計法令に基づき、一般競争入札によることを原則とすること。」とされているところ、「競争入札に際し、会計法令の規定に従い価格及びその他の条件により選定を行うこととする場合には、客観的な評価基準を設定すること。」とされている。

地方公共団体が管理者等である場合についても、「地方公共団体におけるＰＦＩ事業について」（平成十二年三月二十九日付け自治画第六十七号自治事務次官通知）第5の2により、「ＰＦＩ事業者の選定方法は、公募の方法等によることとされており、一般競争入札によることが原則とされていること。この場合において、ＰＦＩ契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、ＰＦＩ事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を

総合的に勘案する必要があることにかんがみ、総合評価一般競争入札の活用を図ること。」とされている。

このように、民間事業者の選定に当たっては、価格以外の要素も考慮することとされているが、どの程度評価するかは、コストの削減と質の高い公共サービスの提供という観点を踏まえつつ、各管理者等がそれぞれの事業ごとに決定しているところである。

平成十六年二月二日提出
質問第一一一号

ブロードバンド通信の普及に伴うインフラ整備に関する質問主意書

提出者　島　聡

ブロードバンド通信の普及に伴うインフラ整備に関する質問主意書

我が国の情報通信はようやくブロードバンド化の時代を迎え、ブロードバンド通信は、国民の生活や産業全般にもはや不可欠のインフラとなっている。しかし、その爆発的な普及に伴って、基幹通信網である長距離中継回線の容量が不足する懸念が強まっている。

将来の長距離中継回線の不足に備えた光ファイバー網の敷設と、インフラ整備のための費用負担のあり方について、以下の項目について政府に質問する。

一　現在ある長距離中継回線網の最大通信容量は毎秒何ビットあるか。

二　平成一二年から現在まで、長距離中継回線の最大通信量はどのように推移しているか。また、今後長距離中継回線の最大通信量はどのように推移すると予想されているか。

三　通信の高度化に伴い、今後ペタクラスの容量を持つ基幹通信網の整備が必要になると考えるが政府の見解はいかがか。また仮にそうした通信インフラを整備しようとする場合、整備にかかる費用はどの程度と見込まれるか。

四　公共サービスや医療など、様々な分野で活用されるブロードバンド通信は、今後ますます国民生活と経済活動に不可欠なインフラになると予想されている。今後新たに大容量の基幹通信網を整備していく場合、その費用負担のあり方はどのようにすべきと考えるか。

五　四について、電話網の整備のために発行された電電債のような、政府保証債券の発行を検討する余地はあるか。

右質問する。

内閣衆質一五九第一一一号
平成十六年三月二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員島聡君提出ブロードバンド通信の普及に伴うインフラ整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員島聡君提出ブロードバンド通信の普及に伴うインフラ整備に関する質問に対する答弁書

一について

長距離中継回線網の最大通信容量については、電気通信回線設備を設置している電気通信事業者において重要な経営情報に属することから公表していないところであり、お答えすることは困難である。

二について

長距離中継回線網の最大通信量については、一についてで述べたことと同様の理由から電気通信事業者において公表していないところであり、平成十二年から現在までの間のその推移についてお答えすることは困難である。

また、今後の長距離中継回線網の最大通信量の推移についても、いわゆるブロードバンド化の一層の進展等に伴い、傾向としては増大することが予想されるところであるが、右に述べたとおり、現在の数値が公表されていない状況にあることから、お答えすることは困難である。

三について

今後どの程度の容量を持つ基幹通信網の整備が必要となるのか、また、その整備に要する費用はどの程度かについては、具体的な予測データがない状況にあることから、お答えすることは困難である。

四について

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）第七条に規定されているとおり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心とした施策を行うこととされているところである。

今後新たに大容量の基幹通信網を整備していく場合における費用については、このような考え方にのっとり、基本的には民間事業者が負担すべきものと考えている。

なお、政府としては、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心とした施策を引き続き実施してまいりたい。

五について

四についてで述べたとおり、新たに大容量の基幹通信網を整備していく場合における費用については、基本的には民間事業者が負担すべきものと考えていることから、御指摘の「政府保証債券の発行」については検討していない。

平成十六年二月二十日提出
質問第二一〇号

内閣総理大臣補佐官の適性に関する質問主意書

提出者　首藤　信彦

内閣総理大臣補佐官の適性に関する質問主意書

岡本行夫内閣総理大臣補佐官は、内閣法第十九条第三項において非常勤であり、民間人また、民間企業等の兼職が認められている事は承知している。

しかしながら、ワシントンポスト紙（二〇〇三年十一月十日発行）、文藝春秋（二〇〇四年三月号）等の記事に見られるように岡本補佐官がイラク国内を調査中、ＣＰＡ（連合暫定施政当局）からイラク北部のセメント工場建て直しの調査依頼を受け、イラクから直接電話で岡本行夫氏が取締役を務める三菱マテリアル社の西川章社長に電話をしてこの事業を結びつけた。そして帰国後、経済産業省林洋和通商政策局長に三菱マテリアル社社員をイラクに派遣するよう直接交渉したとある。この三菱マテリアル社において同氏は二万八千株という大量の株式を保有する個人大株主であり明確な利害関係がある。また、イラクにおいてセメントプラント事業の実績があるのは川崎重工業であり同社あるいは他の大手セメント関係会社を差し置き三菱マテリアル社一社に情報を伝え協力を要請するのは中立・公正を旨とする公務員としての行為ではない。

これが事実であれば国家公務員法第百条「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」に明確に違反する。

以下次の事項について質問する。

一　岡本行夫内閣総理大臣補佐官を罷免すべきと判断されるが政府の見解を求める。

二　岡本行夫内閣総理大臣補佐官の四度にわたるイラク調査日程は、誰が計画し決定したのか。また、いかなる権限と資格をもって行ったのか。

三　イラク調査中に何処の施設を訪問したのか具体的な箇所を示されたい。

四　三菱マテリアル社社員は、経済産業省の産業調査員という身分でイラクに入国したとあるがそれは事実か。

五　経済産業省は、ＪＩＣＡ等中立機関の技術者ではなく特定私企業の三菱マテリアル社社員を何故派遣したのか。

六　イラクでは、二〇〇三年五月九日より全土にわたって退避勧告が出され、邦人の退去が勧告されている中（勝手に入る報道関係者などを除き）、何故民間企業の社員の入国を認め、便宜を図ったのか。

七　イラクに派遣された三菱マテリアル社社員は、いつからいつまで、何処に調査に入ったのか明らかにされたい。

八　岡本行夫内閣総理大臣補佐官が代表取締役を務める岡本アソシエイツのクライアントに外国企業（日本法人を含む）が入っているのか、入っていれば社名を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第二〇号
平成十六年三月二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員首藤信彦君提出内閣総理大臣補佐官の適性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員首藤信彦君提出内閣総理大臣補佐官の適性に関する質問に対する答弁書

一について

岡本行夫内閣総理大臣補佐官（以下「岡本補佐官」という。）は、イラクに係る諸課題に対応するための施策を担当する内閣総理大臣補佐官として、これまでその職責を十全に果たしてきているところである。

平成十五年十月に政府がイラクにおいて実施したイラク北部のセメント工場の復興の可能性に関する調査（以下「本件調査」という。）に係る御指摘の事実経過についても、実情は、連合暫定施政当局（ＣＰＡ）からイラクへの専門家派遣の要請を受けた岡本補佐官が、邦人に対する退避勧告が必要となるほど治安情勢が悪化し民間企業等からの技術者の派遣が困難であると考えられる状況の中で、当該要請に速やかにこたえるべく、三菱マテリアル株式会社に専門家派遣の可能性を打診の上、経済産業省に連合暫定施政当局からの要請等を伝えたというものである。また、セメント製造業者である同社はセメント工場の復興に必要となる設備等の製造等を行っておらず、本件調査への協力は直接同社の事業に結びつくようなものではない。このように、岡本補佐官の行為は、同社に対する利益誘導を目的とする公務員としての中立性を欠くものではなかった。

また、岡本補佐官による同社への専門家派遣の可能性の打診については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百条第一項の秘密に該当する情報を含むようなものではなく、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十九条第四項において準用する同法第十五条第四項の規定により準用される国家公務員法第百条第一項の規定に違反するものではない。

右に述べたように、岡本補佐官の行為に問題とすべき点はなく、岡本補佐官には、今後ともイラクの復興について、その知見をいかして職責を果たしてもらいたいと考えている。

なお、御指摘のワシントンポスト紙の記事は、御指摘のような事実経過を指摘する内容のものではないと承知している。

二について

お尋ねの出張については、岡本補佐官が、イラクに係る諸課題に対応するための施策を担当する内閣総理大臣補佐官として、連合暫定施政当局関係者及びイラク側要人との会談を通じてイラク国内の政治及び治安の状況と経済支援の

ニーズを把握すること等を目的に、日程等について関係省庁と調整の上、内閣官房において、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）等の規定に基づく所要の手続を経て決定したものである。

三について

岡本補佐官は、これまで四度にわたりイラクを訪問し、バグダッド、モースル、バスラ等イラク各地において、連合暫定施政当局を始め、イラク統治評議会、地域の評議会、発電所、水処理施設、病院、学校、工場、連合軍関係施設等を訪問している。

四について

お尋ねの三菱マテリアル株式会社の社員（以下「三菱マテリアル社社員」という。）については、平成十五年九月二十四日に経済産業省において経済産業省調査員として採用し、また、同年十月一日に外務省において非常勤職員として併任した上で、両省の職員として本件調査のためイラクに派遣したところである。

五について

本件調査の適切な実施のためには高度な専門的能力が必要であったため、そのような専門的能力を有する者として三菱マテリアル社社員を選定し、経済産業省及び外務省の職員として派遣したところであり、このような対応に特段の問題があったとは考えていない。

なお、一についてで述べたとおり、本件調査への協力は直接三菱マテリアル株式会社の事業に結びつくようなものではない。

六について

本件調査については、連合暫定施政当局から、出張者について厳重な警護を行うとの前提で要請を受けたものであり、この要請を踏まえ、出張者の安全を確保することが可能であるとの判断の下に、三菱マテリアル社社員を経済産業省及び外務省の職員として派遣したところであり、御指摘の退避勧告との関係で問題があったとは考えていない。

七について

経済産業省及び外務省の職員として派遣した三菱マテリアル社社員は、平成十五年十月二日にイラクに入国し、同月四日にシンジャーのセメント工場、モースルの簡易精油所及びキルクークのセメント工場を訪問し、同月五日にイラクを出国している。

八について

お尋ねの「外国企業（日本法人を含む）」が何を指すのかが必ずしも明らかではないが、株式会社岡本アソシエイツのクライアントに外国の法令に基づいて設立された法人及び当該法人が資本の過半を出資して設立した我が国の法人は存在しないことを確認している。

（答弁通知書受領）

一、去る二月二十七日、内閣から、衆議院議員島聡君提出国立大学法人の運営費交付金算定ルールに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年三月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十七日、内閣から、衆議院議員首藤信彦君提出内閣総理大臣補佐官の適性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年三月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十七日、内閣から、衆議院議員松野信夫君提出金融庁監督当局の金融検査（過剰融資）に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年三月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十七日、内閣から、衆議院議員松野信夫君提出金融庁監督当局の金融検査（貸し渋り、貸しはがし）に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年三月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十七日、内閣から、衆議院議員島聡君提出国立大学法人の運営費交付金算定ルールに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年三月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二日、内閣から、衆議院議員照屋寛徳君提出日米地位協定第十七条五項Cの「拘禁」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年三月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二日、内閣から、衆議院議員島聡君提出ブロードバンド環境下におけるコンテンツ流通の促進に資する著作権制度等のあり方に関する

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第明治三十五種郵便物認可

官報（号外）

官報 号外 平成十六年三月五日

○第百五十九回国会 衆議院会議録 第十一号 (1)

〔本号1参照〕

平成十六年度一般会計予算

右
国会に提出する。
平成十六年一月十九日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成16年度一般会計予算
予算総則

（歳入歳出予算）
第1条　平成16年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ82,110,924,617千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。
（継続費）
第2条　「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。
（繰越明許費）
第3条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。
（国庫債務負担行為）
第4条　「財政法」第15条第1項の規定により平成16年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。
（歳入歳出予算等の内訳）
第5条　「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。
（公債発行の限度額）
第6条　「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成16年度において公債を発行することができる限度額は、6,500,000,000千円とする。
2　「平成16年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（仮称）の規定により公債を発行することができる限度額は、30,090,000,000千円とする。
3　第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成15年10月1日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。
4　第1項及び第2項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額（第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。
（公共事業費の範囲）
第7条　「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費、改革推進公共投資事業償還金
	参議院	参議院施設費、改革推進公共投資事業償還金
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費、改革推進公共投資事業償還金
裁判所	裁判所	裁判所施設費、改革推進公共投資事業償還金
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣	内閣官房	情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府（地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金及び沖縄振興特別事業費補助金に限る。）、改革推進公共投資沖縄産業振興施設整備資金貸付金償還時補助、内閣本府施設費、改革推進公共投資事業償還金、総理大臣官邸施設費、沖縄教育振興事業費、沖縄国立高等専門学校施設整備費、改革推進公共投資沖縄公立学校施設整備資金貸付金償還時補助、沖縄保健衛生施設整備費、改革推進公共投資沖縄開発事業資金貸付金償還時補助、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費
	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費

		備費、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備資金貸付金償還時補助、国立大学法人施設整備費、改革推進公共投資国立大学法人施設整備資金貸付金償還時補助、国立大学法人船舶建造費、私立学校助成費(私立学校施設整備費補助金に限る。)、改革推進公共投資私立学校施設整備資金貸付金償還時補助、科学技術振興費(地域先導科学技術基盤施設整備費補助金に限る。)、原子力平和利用研究促進費(日本原子力研究所施設整備費補助金及び核燃料サイクル開発機構施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人物質・材料研究機構施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人理化学研究所施設整備費、改革推進公共投資地域先導科学技術基盤施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人防災科学技術研究所施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費、独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資社会体育施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター施設整備費、独立行政法人国立青年の家施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人国立青年の家施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人国立少年自然の家施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人国立少年自然の家施設整備資金貸付金償還時補助
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所施設費
	文化庁	文化庁施設費、改革推進公共投資事業償還金、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費、文化財保存施設整備費、改革推進公共投資文化財保存施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人国立博物館施設整備費
	警察庁	船舶建造費、警察庁施設費、改革推進公共投資事業償還金、都道府県警察費補助(都道府県警察施設整備費補助金に限る。)、改革推進公共投資都道府県警察施設整備資金貸付金償還時補助
総務省	総務本省	総務本省(電気通信格差是正事業費補助金に限る。)、総務本省施設費、過疎地域振興対策費(地域間交流施設整備事業費補助金に限る。)、独立行政法人情報通信研究機構施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人情報通信研究機構施設整備資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資電気通信格差是正施設整備資金貸付金償還時補助、電気通信監理施設費、情報通信格差是正事業費、改革推進公共投資情報通信格差是正事業資金貸付金償還時補助
	消防庁	消防防災施設等整備費(消防防災施設整備費補助金に限る。)、改革推進公共投資消防防災施設整備資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資独立行政法人消防研究所施設整備資金貸付金償還時補助
法務省	法務本省	法務本省(更生保護施設整備費補助金に限る。)、法務省施設費、改革推進公共投資事業償還金
外務省	外務本省	外務本省施設費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費、改革推進公共投資事業償還金、特定国有財産整備費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	税務官署施設費
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省施設費、改革推進公共投資事業償還金、公立文教施設災害復旧費、公立文教施設整備費、改革推進公共投資公立文教施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人国立科学博物館施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人国立科学博物館施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人国立女性教育会館施設整備費、学校教育振興費(放送大学学園施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費、独立行政法人教員研修センター施設整

厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、保健衛生施設整備費、改革推進公共投資保健衛生施設整備資金貸付金償還時補助、国立高度専門医療センター施設費、独立行政法人国立病院機構施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人国立病院機構施設整備資金貸付金償還時補助、ハンセン病資料館施設費、社会福祉施設整備費、改革推進公共投資社会福祉施設整備資金貸付金償還時補助、水道施設整備費、改革推進公共投資水道施設整備事業資金貸付金償還時補助
	検疫所	検疫所施設費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費、改革推進公共投資事業償還金
	国立更生援護機関	国立更生援護所施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、総合食料対策費（総合食料対策事業費補助金に限る。）、卸売市場施設整備費、改革推進公共投資卸売市場施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費、独立行政法人肥飼料検査所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人肥飼料検査所施設整備資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資独立行政法人農薬検査所施設整備資金貸付金償還時補助、農業生産振興費（生産振興総合対策事業費補助金に限る。）、改革推進公共投資農業生産振興施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費、独立行政法人種苗管理センター施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人家畜改良センター施設整備資金貸付金償還時補助、農業経営対策費（農業経営対策事業費補助金に限る。）、改革推進公共投資農業経営対策事業資金貸付金償還時補助、独立行政法人農業者大学校施設整備費、農村振興費（農村振興対策事業費補助金、モデル事業農村振興対策事業費補助金、中山間地域等振興対策事業費補助金及び山村振興等対策事業費補助金に限る。）、改革推進公共投資農村振興事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資事業償還金、改革推進公共投資海岸事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資農業生産基盤整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資農村整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資農地等保全事業資金貸付金償還時補助、海岸事業費、農業生産基盤整備事業費、農村整備事業費、農地等保全管理事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産業技術振興施設費、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人農業生物資源研究所施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人農業環境技術研究所施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人農業工学研究所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人農業工学研究所施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人食品総合研究所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人食品総合研究所施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備資金貸付金償還時補助
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費

	林野庁	林野庁施設費、林業振興費（林業生産流通総合対策施設整備費補助金に限る。）、改革推進公共投資林業振興施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人林木育種センター施設整備費、独立行政法人森林総合研究所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人森林総合研究所施設整備資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資事業償還金、改革推進公共投資治山事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資森林保全整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資森林環境整備事業資金貸付金償還時補助、治山事業費、森林環境保全整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費、緑資源整備事業費（緑資源整備事業費補助に限る。）、森林居住環境整備事業費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費
	水産庁	水産庁施設費、船舶建造費、水産業振興費（水産業振興総合対策施設整備費補助金に限る。）、改革推進公共投資水産業振興施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人水産大学校施設整備費、独立行政法人水産総合研究センター施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人水産総合研究センター施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費、独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費、改革推進公共投資海岸事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資水産基盤整備事業資金貸付金償還時補助、海岸事業費、水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省（民間能力活用特定施設緊急整備費補助金、資源循環型地域振興施設整備費補助金及び日本国際博覧会関連施設整備費補助金に限る。）、経済産業本省施設費、地域経済活性化対策費（産業再配置促進施設整備費補助金及び新事業支援施設整備費補助金に限る。）、改革推進公共投資地域経済活性化対策施設整備資金貸付金償還時補助、中心市街地商業等活性化対策費（商業・サービス業集積関連施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人産業技術総合研究所施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費、改革推進公共投資環境調和型地域振興施設整備資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資中心市街地商業等活性化対策施設整備資金貸付金償還時補助、工業用水道事業費
	経済産業局 中小企業庁	経済産業局施設費 中小企業対策費（中心市街地等中小商業活性化施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省（観光基盤施設整備費補助金及び都市地方連携推進事業費補助金に限る。）、国土交通本省施設費、改革推進公共投資事業償還金、独立行政法人土木研究所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人土木研究所施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人建築研究所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人建築研究所施設整備資金貸付金償還時補助、官庁営繕費、鉄道建設及運輸施設整備等助成費（整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金に限る。）、都市再生プロジェクト施設整備推進費、小笠原諸島振興開発事業費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興特別事業費、改革推進公共投資都市環境整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資都市計画事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資離島振興事業資金貸付金償還時補助、河川管理施設整備費、改革推進公共投資治水事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資海岸事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資道路整備事業資金貸付金償還時

官報（号外）

		費、空港整備事業費、都市鉄道・幹線鉄道整備事業費、鉄道防災事業費、新幹線鉄道整備事業費、住宅建設等事業費、都市環境整備事業費（都市開発事業調査費、市街地再開発事業費補助、都市再生推進事業費補助、都市水環境整備事業費補助、緑地環境整備総合支援事業費補助、首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額、まちづくり交付金、都市開発資金融通特別会計へ繰入、道路環境整備事業費道路整備特別会計へ繰入及び都市水環境整備事業費治水特別会計へ繰入に限る。）、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害復旧事業等工事諸費、河川等災害関連事業費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道道路整備事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市環境整備事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、都市再生プロジェクト事業推進費、社会資本整備事業調整費、景観形成事業推進費、北海道特定特別総合開発事業推進費、道州制北海道モデル事業推進費、北海道特定開発事業推進調査費
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	地方整備局施設費、都市公園事業工事諸費、道路災害復旧事業工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、改革推進公共投資事業償還金、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産
		補助、改革推進公共投資住宅建設等事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資軌間可変電車研究開発施設整備資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資都市鉄道・幹線鉄道整備事業資金貸付金償還時補助、独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人海上技術安全研究所施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人航海訓練所船舶建造費、独立行政法人海員学校施設整備費、独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資港湾事業資金貸付金償還時補助、独立行政法人航空大学校施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人北海道開発土木研究所施設整備資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道治水事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道治山事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道海岸事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道道路整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道住宅建設等事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道都市環境整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道都市計画事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道水道施設整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道廃棄物処理施設整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道農業生産基盤整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道農村整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道農地等保全事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道森林保全整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道水産基盤整備事業資金貸付金償還時補助、水資源開発事業費、治水事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、道路整備事業費、港湾事業	

		基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費、改革推進公共投資事業償還金
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、改革推進公共投資事業償還金、航路標識整備事業費、航路標識整備事業工事諸費
環境省	環境省	環境省（廃棄物再生利用施設整備費補助金に限る。）、環境省施設費、独立行政法人国立環境研究所施設整備費、改革推進公共投資環境保全施設整備資金貸付金償還時補助、環境保全施設整備費、廃棄物処理施設整備費、改革推進公共投資廃棄物処理施設整備事業資金貸付金償還時補助、自然公園等事業費、改革推進公共投資事業償還金、改革推進公共投資自然公園等事業資金貸付金償還時補助、自然公園等事業工事諸費、環境調査研修所施設費

（一時借入金等の最高額）

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、24,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により平成16年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（損失補償契約等及び国際機関拠出金の限度額）

第10条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成16年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	限度額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第８条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　千円　2,182,000,000
「矯正医官修学資金貸与法」第４条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　15,264
「農業近代化資金助成法」第３条の２第３項の規定による金額の限度	平成16年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　105,018
「漁業近代化資金助成法」第４条第３項の規定による金額の限度	平成16年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　48,000
「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法」第４条の規定による金額の限度	平成16年度以降12箇年度間を通ずる利子補給金の総額　4,440,689

２　「国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律」第２条の規定により平成16年度において国際農業開発基金に拠出することができる金額の限度は、3,656,010千円とする。

（債務保証契約の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる法人が平成16年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債務	根拠規定	金額の限度
１　国民生活金融公庫 国民生活債券に係る債務	「国民生活金融公庫法」第22条の４第１項	額面総額150,000,000千円及びその利息に相当する金額
２　中小企業金融公庫 イ　中小企業債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「中小企業金融公庫法」	額面総額250,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　中小企業債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項 「中小企業金融公庫法」	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が51,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの		

3　公営企業金融公庫		
イ　公営企業債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「公営企業金融公庫法」第26条第１項	額面総額1,250,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　公営企業債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が130,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「公営企業金融公庫法」第26条第１項	
4　日本政策投資銀行		
イ　日本政策投資銀行債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「日本政策投資銀行法」第45条第１項	額面総額60,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　日本政策投資銀行債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「日本政策投資銀行法」第45条第１項	の合計額が190,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
5　国際協力銀行		
国際協力銀行債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が242,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「国際協力銀行法」第47条第１項	
6　日本道路公団		
イ　道路債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「日本道路公団法」	額面総額2,143,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　道路債券のうち外貨をもって支払われるものに係る債務	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額が70,000,000千円に相当する金額並びにその利息及び元本の期限前任意償

		還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
7　首都高速道路公団 首都高速道路債券に係る債務	「首都高速道路公団法」	額面総額447,800,000千円及びその利息に相当する金額
8　阪神高速道路公団 阪神高速道路債券及び借入金に係る債務	「阪神高速道路公団法」	額面総額及び元本金額の合計額262,500,000千円並びにその利息に相当する金額
9　本州四国連絡橋公団 本州四国連絡橋債券及び借入金に係る債務	「本州四国連絡橋公団法」	額面総額及び元本金額の合計額87,600,000千円並びにその利息に相当する金額
10　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務 (1)　老人保健関係業務に関するもの (2)　退職者医療関係業務に関するもの (3)　介護保険関係業務に関するもの	「老人保健法」第73条 「国民健康保険法」 「介護保険法」	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額540,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額143,000,000千円並びに(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額210,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
11　核燃料サイクル開発機構 核燃料サイクル開発債券及び借入金に係る債務	「核燃料サイクル開発機構法」第35条	額面総額及び元本金額の合計額9,225,000千円並びにその利息に相当する金額
12　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債券及び借入金に係る債務 (1)　「預金保険法」に係る業務（(2)に掲げるものを除く。）に関するもの (2)　危機対応業務に関するもの (3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4)　金融機能早期健全化業務に関するもの (5)　金融機関等経営基盤強化業務に関するもの (6)　「株式会社産業再生機構法」に係る業務に関するもの (7)　「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（仮称）に係る業務に関するもの	「預金保険法」第42条の2 「預金保険法」第126条第2項 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第5条第2項 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」第17条 「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」第33条 「株式会社産業再生機構法」第50条 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（仮称）	(1)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額17,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額14,000,000,000千円、(4)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額6,000,000,000千円、(5)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額1,000,000,000千円、(6)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額150,000,000千円並びに(7)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額2,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
13　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債券及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額2,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
14　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第3項	元本金額40,888,000千円及びその利息に相当する金額

15　独立行政法人農林漁業信用基金 次に掲げる借入金に係る債務 (1)　林業等資金寄託業務に関するもの (2)　林業等資金貸付業務に関するもの	「独立行政法人農林漁業信用基金法」第18条 同　条	(1)に掲げる借入金にあっては元本金額3,200,000千円及び(2)に掲げる借入金にあっては元本金額873,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
16　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」第20条	額面総額及び元本金額の合計額63,000,000千円並びにその利息に相当する金額
17　独立行政法人空港周辺整備機構 空港周辺整備債券及び借入金に係る債務	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第31条	額面総額及び元本金額の合計額544,000千円並びにその利息に相当する金額
18　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額412,100,000千円並びにその利息に相当する金額
19　独立行政法人環境再生保全機構 借入金に係る債務	「独立行政法人環境再生保全機構法」附則第9条	元本金額5,700,000千円及びその利息に相当する金額
20　「保険業法」第265条の9第2項の規定により設立の認可を受けた法人のうち同法第262条第2項第1号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」第265条の42の2	元本金額960,000,000千円及びその利息に相当する金額
21　関西国際空港株式会社 社債に係る債務	「関西国際空港株式会社法」第9条第1項	額面総額25,800,000千円及びその利息に相当する金額
22　株式会社産業再生機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社産業再生機構法」第40条	額面総額及び元本金額の合計額10,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
23　成田国際空港株式会社 社債に係る債務	「成田国際空港株式会社法」附則第15条第1項	額面総額25,800,000千円及びその利息に相当する金額
24　日本環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「日本環境安全事業株式会社法」第12条	元本金額38,077,000千円及びその利息に相当する金額
25　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第3条第1項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第9条及び附則第16条第3項	額面総額及び元本金額の合計額747,967,000千円並びにその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第1号から第9号までの各号、第14号、第17号、第19号、第21号若しくは第23号から第25号までの各号に掲げる法人の事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定

める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3　第１項第１号から第13号までの各号、第16号から第18号までの各号、第21号から第23号までの各号及び第25号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額（前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第12条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第13条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	国民生活安定対策等生活政策推進費、民間資金活用等経済政策推進費、災害対策総合推進調整費、沖縄特別振興対策調整費、沖縄振興計画推進調査費、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費、沖縄北部特別振興対策事業費、沖縄教育振興事業費、沖縄国立高等専門学校施設整備費、改革推進公共投資沖縄公立学校施設整備資金貸付金償還時補助、沖縄保健衛生諸費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄農業振興費、沖縄特別振興対策事業費、改革推進公共投資沖縄開発事業資金貸付金償還時補助、沖縄開発事業費、牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄住宅対策諸費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費
	防衛施設庁	施設運営等関連諸費
財務省	財務本省	公務員宿舎施設費（国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る。）
文部科学省	文部科学本省	科学技術振興調整費、放射能調査研究費、南極地域観測事業費、海洋開発及地球科学技術調査研究促進費、原子力試験研究費
国土交通省	国土交通本省	国土施策創発調査費、都市再生プロジェクト推進調査費、都市再生プロジェクト施設整備推進費、奄美群島園芸振興費、改革推進公共投資離島振興事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道海岸事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道水道施設整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道廃棄物処理施設整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道農業生産基盤整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道農村整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道農地等保全事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道森林保全整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資北海道水産基盤整備事業資金貸付金償還時補助、水資源開発事業費、離島振興事業費、牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、北海道海岸事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、都市再生プロジェクト事業推進費、社会資本整備事業調整費、景観形成事業推進費、北海道特定特別総合開発事業推進費、道州制北海道モデル事業推進費、北海道特定開発事業推進調査費
環境省	環境省	地球環境保全等試験研究費、環境研究総合推進費

（予算の移用）

第14条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第２表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第３表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
１　内閣府	イ　内閣本府（揮発油税等財源沖縄道路整備事業費、揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業費、沖縄開発事業費、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費、牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費） ロ　防衛本庁（施設整備費）と防衛施設庁（施設運営等関連諸費）
２　農林水産省	農林水産本省（海岸事業費、農地等保全管理事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費）
３　国土交通省	イ　国土交通本省（都市計画事業費）と地方整備局（都市公園事業工事諸費） ロ　国土交通本省（北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、揮発油税等財源北海道道路整備事業費、北海道道路整備事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費、航空機燃料税財源北海道空港整備事業費、北海道住宅建設等事業費、揮発油税等財源北海道道路環境整備事業費、北海道都市環境整備事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第２表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
１　内閣府	内閣本府	沖縄開発事業費、牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費及び農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費の各項の間
	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費の各項の間
２　厚生労働省	厚生労働本省	職業転換対策事業費と特定地域開発就労事業費
３　農林水産省	農林水産本省	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費
	地方農政局	海岸事業工事諸費と地すべり対策事業工事諸費
	林野庁	山林施設災害復旧事業費と山林施設災害関連事業費
	水産庁	漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
４　国土交通省	国土交通本省	イ　海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ　河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費 ハ　離島振興事業費、牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費及び農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費の各項の間 ニ　北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道海岸事業費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費及び農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費の各項の間
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項の間
	海上保安庁	航路標識整備事業費と航路標識整備事業工事諸費
５　環境省	環境省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費

官報（号外）

第3表　各組織の間又は各項の間の移用

1　予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2　予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

（俸給予算等の制限）

第15条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第16条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	防衛本庁	防衛本庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	防衛施設庁	防衛施設庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金に限る。）
	国税庁	税務官署（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校助成費（基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、老人医療・介護保険給付諸費（臨時老人薬剤費特別給付金、介護給付費等負担金、老人医療給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金に限る。）、国民健康保険助成費（老人保健医療費拠出金補助金、介護納付金補助金、老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金負担金、老人保健医療費拠出金財政調整交付金及び介護納付金財政調整交付金に限る。）、社会保険国庫負担金（老人保健医療費拠出金厚生保険特別会計へ繰入及び介護納付金厚生保険特別会計へ繰入に限る。）、厚生年金保険国庫負担金（基礎年金厚生保険特別会計へ繰入に限る。）、国民年金国庫負担金（基礎年金国民年金特別会計へ繰入に限る。）
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、農業経営対策費（基礎年金農林漁業団体職員共済組合費補助金に限る。）
	林野庁	林野庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
環境省	環境省	環境省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）

甲号　歳入歳出予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額(千円)	
国会	雑収入			1,954,328	
		国有財産利用収入		1,025,480	
			国有財産貸付収入	986,863	
			国有財産使用収入	38,617	
		諸収入		928,848	
			国会議員互助年金法納金	917,521	
			弁償及返納金	1,796	
			物品売払収入	504	
			雑入	9,027	
裁判所	雑収入			13,812,183	
		国有財産利用収入		867,197	
			国有財産貸付収入	862,161	
			国有財産使用収入	5,036	
		諸収入		12,944,986	
			許可及手数料	1,734	
			懲罰及没収金	64,214	
			弁償及返納金	61,044	
			物品売払収入	2,453	
			雑入	12,815,541	
会計検査院	雑収入			53,098	
		国有財産利用収入		51,770	
			国有財産貸付収入	51,699	
			国有財産使用収入	71	
		諸収入		1,328	
			弁償及返納金	1,026	

官　報（号外）

			物品売払収入	5
			雑入	297
内閣	雑収入			27,046
		国有財産利用収入		21,973
			国有財産貸付収入	18,734
			国有財産使用収入	3,239
		諸収入		5,073
			許可及手数料	553
			弁償及返納金	766
			雑入	3,754
内閣府	官業益金及官業収入			15,158,460
		官業収入		15,158,460
			病院収入	15,158,460
	政府資産整理収入			886,814
		国有財産処分収入		240,941
			国有財産売払収入	240,941
		回収金等収入		645,873
			貸付金等回収金収入	535,059
			事故補償費返還金	110,814
	雑収入			31,666,704
		国有財産利用収入		12,231,309
			国有財産貸付収入	12,221,744
			国有財産使用収入	4,522
			利子収入	5,043
		納付金		4,301,734
			雑納付金	4,301,734
		諸収入		15,133,661
			特別会計受入金	183,312

			授業料及入学検定料	6,473
			許可及手数料	410
			受託調査試験及役務収入	51,949
			弁償及返納金	12,155,359
			物品売払収入	284,222
			雑入	2,451,936
			計	47,711,978
総務省	政府資産整理収入			338,263
		回収金等収入		338,263
			貸付金等回収金収入	338,263
	雑収入			58,358,045
		国有財産利用収入		75,973
			国有財産貸付収入	66,967
			国有財産使用収入	8,798
			利子収入	208
		諸収入		58,282,072
			許可及手数料	1,112,204
			弁償及返納金	1,393,345
			電波利用料収入	55,244,996
			雑入	531,527
			計	58,696,308
法務省	政府資産整理収入			758
		国有財産処分収入		758
			国有財産売払収入	758
	雑収入			117,601,175
		国有財産利用収入		773,294
			国有財産貸付収入	770,817
			利子収入	2,477

官報（号外）

		諸収入		116,827,881
			許可及手数料	564
			懲罰及没収金	105,461,525
			弁償及返納金	1,221,082
			矯正官署作業収入	7,128,733
			物品売払収入	50,545
			雑入	2,965,432
			計	117,601,933
外務省	雑収入			9,878,523
		国有財産利用収入		1,101,565
			国有財産貸付収入	1,068,783
			国有財産使用収入	654
			利子収入	32,128
		諸収入		8,776,958
			許可及手数料	4,919,521
			弁償及返納金	3,792,869
			物品売払収入	43,121
			雑入	21,447
財務省	租税及印紙収入			41,747,000,000
		租税		40,599,000,000
			所得税	13,778,000,000
			法人税	9,407,000,000
			相続税	1,100,000,000
			消費税	9,563,000,000
			酒税	1,588,000,000
			たばこ税	898,000,000
			揮発油税	2,129,000,000
			石油ガス税	14,000,000

			航空機燃料税	90,000,000
			石油石炭税	477,000,000
			自動車重量税	751,000,000
			関税	795,000,000
			とん税	9,000,000
		印紙収入		1,148,000,000
			印紙収入	1,148,000,000
	政府資産整理収入			253,112,221
		国有財産処分収入		252,071,861
			国有財産売払収入	252,071,861
		回収金等収入		1,040,360
			特別会計整理収入	360
			貸付金等回収金収入	500,000
			政府出資回収金収入	540,000
	雑収入			2,782,263,132
		国有財産利用収入		52,934,188
			国有財産貸付収入	44,156,560
			国有財産使用収入	1,135
			配当金収入	2,750
			利子収入	8,773,743
		納付金		505,644,346
			日本銀行納付金	502,000,000
			独立行政法人造幣局納付金	3,644,346
		諸収入		2,223,684,598
			文官恩給費特別会計等負担金	6,652,753
			特別会計受入金	1,664,935,081
			改革推進公共投資事業償還金等特別会計受入金	416,850,214
			許可及手数料	4,496,832

官　報（号外）

			受託調査試験及役務収入	10,433,151
			懲罰及没収金	339,382
			弁償及返納金	1,589,259
			物品売払収入	3,430
			貨幣回収準備資金受入	75,546,870
			雑入	42,837,626
	公債金			36,590,000,000
		公債金		36,590,000,000
			公債金	6,500,000,000
			特例公債金	30,090,000,000
			計	81,372,375,353
文部科学省	雑収入			6,910,345
		国有財産利用収入		173,926
			国有財産貸付収入	137,252
			国有財産使用収入	36,674
		納付金		111,492
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	111,492
		諸収入		6,624,927
			授業料及入学検定料	775
			許可及手数料	339,300
			弁償及返納金	5,273,712
			物品売払収入	6,038
			雑入	1,005,102
厚生労働省	官業益金及官業収入			1,545,042
		官業収入		1,545,042
			病院収入	1,517,257
			診療所収入	27,785
	政府資産整理収入			6,024,944

		回収金等収入		6,024,944	
			貸付金等回収金収入	6,024,944	
	雑収入			54,245,670	
		国有財産利用収入		265,392	
			国有財産貸付収入	260,608	
			国有財産使用収入	2,084	
			利子収入	2,700	
		諸収入		53,980,278	
			授業料及入学検定料	105,584	
			許可及手数料	26,418	
			受託調査試験及役務収入	247,238	
			弁償及返納金	48,808,125	
			物品売払収入	2,938,519	
			雑入	1,854,394	
			計	61,815,656	
農林水産省	雑収入			370,367,992	
		国有財産利用収入		467,640	
			国有財産貸付収入	467,595	
			国有財産使用収入	45	
		納付金		309,615,000	
			日本中央競馬会納付金	309,615,000	
		諸収入		60,285,352	
			特別会計受入金	48,539,109	
			公共事業費負担金	6,486,825	
			許可及手数料	92,099	
			受託調査試験及役務収入	2,345	
			懲罰及没収金	28,419	
			弁償及返納金	3,435,454	

官報（号外）

			物品売払収入	13,541	
			雑入	1,687,560	
経済産業省	政府資産整理収入			1,121	
		回収金等収入		1,121	
			特別会計整理収入	1,121	
	雑収入			19,880,091	
		国有財産利用収入		114,027	
			国有財産貸付収入	97,575	
			国有財産使用収入	16,452	
		納付金		13,671,499	
			独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金	13,671,499	
		諸収入		6,094,565	
			許可及手数料	161,993	
			弁償及返納金	3,820,976	
			物品売払収入	16,286	
			雑入	2,095,310	
			計	19,881,212	
国土交通省	政府資産整理収入			1,407,019	
		国有財産処分収入		4,528	
			国有財産売払収入	4,528	
		回収金等収入		1,402,491	
			貸付金等回収金収入	1,402,491	
	雑収入			27,073,617	
		国有財産利用収入		3,017,163	
			国有財産貸付収入	944,017	
			国有財産使用収入	2,073,110	
			利子収入	36	
		諸収入		24,056,454	

			公共事業費負担金	18,913,334	
			許可及手数料	120,035	
			受託調査試験及役務収入	281,046	
			懲罰及没収金	51,285	
			弁償及返納金	2,338,804	
			物品売払収入	47,592	
			雑入	2,304,358	
			計	28,480,636	
環境省	雑収入			1,358,026	
		国有財産利用収入		690,856	
			国有財産貸付収入	514,784	
			国有財産使用収入	176,072	
		諸収入		667,170	
			許可及手数料	186	
			弁償及返納金	328,582	
			物品売払収入	170	
			雑入	338,232	
歳入総計				82,110,924,617	

歳出

所管	組織	項	金額(千円)	
皇室費		内廷費	324,000	
		宮廷費	6,303,022	
		皇族費	299,815	
		計	6,926,837	
国会	衆議院	衆議院	64,660,916	
		衆議院施設費	2,684,929	

官　報（号外）

		改革推進公共投資事業償還金	20,090
		衆議院予備経費	7,000
		計	67,372,935
	参議院	参議院	40,148,749
		参議院施設費	2,344,994
		改革推進公共投資事業償還金	910
		参議院予備経費	5,000
		計	42,499,653
	国立国会図書館	国立国会図書館	21,808,474
		国立国会図書館施設費	2,095,837
		改革推進公共投資事業償還金	164,505
		計	24,068,816
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	137,307
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	118,380
	国会所管合計		134,197,091
裁判所	裁判所	最高裁判所	79,602,278
		下級裁判所	197,271,119
		裁判費	23,510,266
		裁判所施設費	9,081,000
		改革推進公共投資事業償還金	182,778
		裁判所予備経費	8,000
		計	309,655,441
	検察審査会	検察審査会	5,971,615
	裁判所所管合計		315,627,056
会計検査院	会計検査院	会計検査院	20,158,265
		会計検査院施設費	113,329
		計	20,271,594

内閣	内閣官房	内閣官房	16,716,106
		情報収集衛星業務費	62,132,051
		情報収集衛星施設費	1,037,447
		安全保障会議	334,463
		計	80,220,067
	内閣法制局	内閣法制局	1,026,244
	人事院	人事院	11,684,961
	内閣所管合計		92,931,272
内閣府	内閣本府	内閣本府	60,599,857
		改革推進公共投資沖縄産業振興施設整備資金貸付金償還時補助	1,093,343
		内閣本府施設費	8,197,937
		改革推進公共投資事業償還金	2,180,671
		総理大臣官邸施設費	7,428,665
		独立行政法人国立公文書館運営費	1,709,045
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	17,144,651
		国民生活安定対策等生活政策推進費	300,000
		民間資金活用等経済政策推進費	410,000
		災害対策総合推進調整費	275,000
		沖縄特別振興対策調整費	2,710,000
		沖縄振興計画推進調査費	100,000
		大規模駐留軍用地跡地等利用推進費	220,000
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費	8,073,066
		沖縄北部特別振興対策事業費	5,000,000
		独立行政法人国民生活センター運営費	2,520,409

		沖縄教育振興事業費	10,957,019	
		沖縄国立高等専門学校施設整備費	1,424,473	
		改革推進公共投資沖縄公立学校施設整備資金貸付金償還時補助	426,413	
		沖縄保健衛生諸費	277,076	
		沖縄保健衛生施設整備費	1,016,851	
		沖縄農業振興費	3,027,701	
		沖縄特別振興対策事業費	2,290,000	
		改革推進公共投資沖縄開発事業資金貸付金償還時補助	5,465,133	
		沖縄開発事業指導監督費	55,379	
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費	77,751,000	
		揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業費	11,351,000	
		沖縄開発事業費	137,297,794	
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費	2,119,000	
		牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費	778,000	
		農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費	160,000	
		沖縄住宅対策諸費	2,604,000	
		沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費	5,000,000	
		沖縄特定開発事業推進調査費	55,000	
		経済社会総合研究所	4,111,422	
		計	384,129,905	
	北方対策本部	北方対策本部	390,022	
		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	660,082	
		計	1,050,104	

官　報（号外）

	国際平和協力本部	国際平和協力本部	664,905
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	5,933,618
		沖縄治水事業工事諸費	1,477,609
		沖縄道路事業工事諸費	1,034,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	743,148
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	105,000
		沖縄都市公園事業工事諸費	132,396
		沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費	746,053
		計	10,171,824
	宮内庁	宮内庁	10,832,573
	公正取引委員会	公正取引委員会	7,819,170
	警察庁	警察庁	172,919,260
		千葉県警察成田国際空港警備隊費	10,674,968
		船舶建造費	199,500
		科学警察研究所	2,164,199
		皇宮警察本部	8,662,551
		警察庁施設費	10,639,499
		改革推進公共投資事業償還金	181,649
		都道府県警察費補助	51,663,187
		改革推進公共投資都道府県警察施設整備資金貸付金償還時補助	2,787,422
		計	259,892,235
	防衛本庁	防衛本庁	2,435,684,188
		武器車両等購入費	437,590,924
		航空機購入費	233,454,973
		艦船建造費	50,490,041
		平成12年度甲型警備艦建造費	17,845,786

		平成12年度潜水艦建造費	16,278,148
		平成13年度甲型警備艦建造費	30,786,262
		平成13年度潜水艦建造費	9,802,863
		平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費	37,057,104
		平成14年度潜水艦建造費	23,756,403
		平成15年度甲Ⅳ型警備艦建造費	12,333,933
		平成15年度潜水艦建造費	2,761,399
		平成16年度甲Ⅲ型警備艦建造費	5,239,985
		平成16年度潜水艦建造費	3,198,593
		施設整備費	144,238,313
		装備品等整備諸費	692,509,195
		施設整備等附帯事務費	4,562,761
		研究開発費	170,747,435
		計	4,328,338,306
	防衛施設庁	防衛施設庁	34,140,257
		調達労務管理費	141,198,154
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	4,592,033
		施設運営等関連諸費	376,446,055
		提供施設移設整備費	17,776,308
		相互防衛援助協定交付金	126,923
		計	574,279,730
	金融庁	金融庁	17,169,378
		経済協力費	118,029
		計	17,287,407
	内閣府所管合計		5,594,466,159

総務省	総務本省	総務本省	95,613,133
		総務本省施設費	200,675
		独立行政法人平和祈念事業特別基金運営費	1,027,813
		恩給費	1,066,200,848
		恩給支給事務費	3,742,063
		過疎地域振興対策費	875,334
		参議院議員通常選挙費	62,755,497
		参議院議員通常選挙啓発推進費	1,125,830
		政党助成費	31,892,389
		地方交付税交付金	15,388,649,771
		地方特例交付金	1,104,834,000
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	24,750,000
		施設等所在市町村調整交付金	6,400,000
		独立行政法人情報通信研究機構運営費	38,334,502
		独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	73,625
		改革推進公共投資独立行政法人情報通信研究機構施設整備資金貸付金償還時補助	2,626,572
		改革推進公共投資電気通信格差是正施設整備資金貸付金償還時補助	6,549,820
		電気通信監理費	2,711,010
		電気通信監理施設費	39,542
		電波利用料財源電波監視等実施費	52,749,262
		独立行政法人統計センター運営費	9,848,539
		国連アジア統計研修協力費	392,814
		統計調査費	11,701,112

		国勢調査費	2,183,478
		情報通信格差是正事業費	5,725,000
		改革推進公共投資情報通信格差是正事業資金貸付金償還時補助	5,538,420
		計	17,926,541,049
	日本学術会議	日本学術会議	1,406,052
	管区行政評価局	管区行政評価局	8,303,505
	総合通信局	総合通信局	9,930,028
		電波利用料財源電波監視等実施費	5,268,843
		計	15,198,871
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	621,456
	消防庁	消防庁	5,089,561
		消防防災施設等整備費	15,904,910
		改革推進公共投資消防防災施設整備資金貸付金償還時補助	229,730
		独立行政法人消防研究所運営費	1,034,820
		改革推進公共投資独立行政法人消防研究所施設整備資金貸付金償還時補助	164,997
		計	22,424,018
	総務省所管合計		17,974,494,951
法務省	法務本省	法務本省	109,721,371
		登記事務費	71,859,904
		訟務費	1,697,502
		外国人登録事務費	4,758,379
		法務省施設費	20,842,979
		改革推進公共投資事業償還金	56,585
		計	208,936,720

	法務総合研究所	法務総合研究所	2,166,930
		国連犯罪防止アジア地域研修協力費	326,906
		計	2,493,836
	検察庁	検察官署	97,421,510
		検察費	5,615,734
		計	103,037,244
	矯正官署	矯正官署	161,828,977
		矯正収容費	45,950,832
		刑務所作業費	4,329,620
		計	212,109,429
	更生保護官署	更生保護官署	11,302,804
		補導援護費	7,637,944
		計	18,940,748
	法務局	法務局	17,151,919
	地方入国管理官署	地方入国管理官署	27,317,225
		護送収容費	1,709,048
		計	29,026,273
	公安審査委員会	公安審査委員会	72,482
	公安調査庁	公安調査庁	15,487,822
	法務省所管合計		607,256,473
外務省	外務本省	外務本省	71,987,652
		外務本省施設費	925,938
		独立行政法人国際交流基金運営費	13,786,170
		経済協力費	185,873,329
		国際分担金其他諸費	133,365,307
		独立行政法人国際協力機構運営費	161,205,965

		国際協力銀行交付金	30,000,000
		計	597,144,361
	在外公館	在外公館	117,037,113
		在外公館施設費	7,044,867
		計	124,081,980
	外務省所管合計		721,226,341
財務省	財務本省	財務本省	75,674,077
		財務本省施設費	208,396
		第三者保証人特例措置等補給金	1,190,000
		国家公務員共済組合連合会等助成費	15,918,535
		日本鉄道共済組合等助成費	671,701
		産業投資特別会計へ繰入	98,778,000
		国債費	17,568,580,269
		公務員宿舎施設費	14,490,021
		改革推進公共投資事業償還金	975,505
		政府出資	224,600,000
		特定国有財産整備費	4,934,753
		特定国有財産整備諸費	4,416,587
		貨幣製造費	22,260,888
		経済協力費	31,783,721
		米州投資公社出資	242,963
		欧州復興開発銀行出資	1,267,891
		予備費	350,000,000
		計	18,415,993,307
	財務局	財務局	67,797,549
		財務局施設費	172,319
		計	67,969,868

	税関	税関	90,934,121
		税関施設費	175,820
		船舶建造費	430,629
		計	91,540,570
	国税庁	税務官署	708,025,870
		国税不服審判所	5,352,188
		税務官署施設費	3,052,815
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	1,196,172
		計	717,627,045
	財務省所管合計		19,293,130,790
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省	170,634,918
		文部科学本省施設費	4,243,128
		改革推進公共投資事業償還金	172,834
		文化功労者年金	731,500
		公立文教施設災害復旧費	774,700
		公立文教施設整備費	131,104,420
		改革推進公共投資公立文教施設整備資金貸付金償還時補助	7,441,040
		教育統計調査費	225,594
		生涯学習振興費	11,667,346
		独立行政法人国立科学博物館運営費	3,383,641
		独立行政法人国立科学博物館施設整備費	650,248
		改革推進公共投資独立行政法人国立科学博物館施設整備資金貸付金償還時補助	1,752,886
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	718,037
		独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	25,244

			義務教育費国庫負担金	2,512,846,136	
			学校教育振興費	97,840,542	
			独立行政法人国立特殊教育総合研究所運営費	1,178,736	
			独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費	139,986	
			義務教育教科書費	40,349,695	
			独立行政法人教員研修センター運営費	2,106,401	
			独立行政法人教員研修センター施設整備費	173,756	
			独立行政法人大学評価・学位授与機構運営費	2,189,018	
			独立行政法人大学入試センター運営費	306,839	
			独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	70,561,889	
			独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	3,117,085	
			改革推進公共投資独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備資金貸付金償還時補助	415,063	
			独立行政法人メディア教育開発センター運営費	2,507,529	
			育英事業費	111,565,301	
			独立行政法人日本学生支援機構運営費	23,006,132	
			独立行政法人国立大学財務・経営センター運営費	562,617	
			国立大学法人運営費	1,241,570,160	
			国立大学法人施設整備費	65,710,025	
			改革推進公共投資国立大学法人施設整備資金貸付金償還時補助	2,503,277	
			国立大学法人船舶建造費	667,977	
			私立学校助成費	507,835,763	

改革推進公共投資私立学校施設整備資金貸付金償還時補助	891,985		
科学技術振興費	326,734,696		
科学技術振興調整費	38,600,000		
独立行政法人科学技術振興機構運営費	94,715,490		
放射能調査研究費	1,123,520		
原子力平和利用研究促進費	98,826,898		
独立行政法人日本学術振興会運営費	29,841,274		
独立行政法人物質・材料研究機構運営費	16,245,928		
独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費	276,000		
改革推進公共投資独立行政法人物質・材料研究機構施設整備資金貸付金償還時補助	2,984,786		
独立行政法人理化学研究所運営費	69,192,377		
独立行政法人理化学研究所施設整備費	5,727,518		
改革推進公共投資地域先導科学技術基盤施設整備資金貸付金償還時補助	833,334		
独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	13,519,969		
独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	310,000		
改革推進公共投資独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備資金貸付金償還時補助	1,916,667		
独立行政法人防災科学技術研究所運営費	7,549,895		
独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費	4,900,000		
改革推進公共投資独立行政法人防災科学技術研究所施設整備資金貸付金償還時補助	2,848,803		

南極地域観測事業費	5,680,094
海洋開発及地球科学技術調査研究促進費	96,595
独立行政法人海洋研究開発機構運営費	30,713,739
独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費	474,621
独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費	5,811,347
独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	137,297,574
独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	8,426,400
改革推進公共投資独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備資金貸付金償還時補助	1,146,334
原子力試験研究費	1,697,726
スポーツ振興費	6,549,291
改革推進公共投資社会体育施設整備資金貸付金償還時補助	50,326
独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	5,085,827
独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	727,500
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター運営費	3,971,706
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター施設整備費	247,503
独立行政法人国立青年の家運営費	4,105,624
独立行政法人国立青年の家施設整備費	648,292
改革推進公共投資独立行政法人国立青年の家施設整備資金貸付金償還時補助	174,813

		独立行政法人国立少年自然の家運営費	4,036,757	
		独立行政法人国立少年自然の家施設整備費	607,580	
		改革推進公共投資独立行政法人国立少年自然の家施設整備資金貸付金償還時補助	157,054	
		計	5,955,425,306	
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所	4,362,687	
		文部科学本省所轄研究所施設費	21,275	
		日本学士院	636,617	
		計	5,020,579	
	文化庁	文化庁	4,066,772	
		文化庁施設費	3,941,089	
		改革推進公共投資事業償還金	94,330	
		文化振興費	22,393,536	
		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	12,053,030	
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	656,393	
		独立行政法人国立国語研究所運営費	1,321,035	
		文化財保存事業費	20,594,530	
		文化財保存施設整備費	17,114,463	
		改革推進公共投資文化財保存施設整備資金貸付金償還時補助	99,999	
		独立行政法人文化財研究所運営費	3,215,757	
		独立行政法人国立美術館運営費	5,158,411	
		独立行政法人国立博物館運営費	5,955,549	

官　報（号外）

		独立行政法人国立博物館施設整備費	2,319,153
		日本芸術院	494,569
		計	99,478,616
	文部科学省所管合計		6,059,924,501
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省	152,413,512
		厚生労働本省施設費	156,086
		厚生労働統計調査費	7,067,720
		科学研究費	79,914,931
		独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費	803,166
		保健衛生諸費	80,485,673
		保健衛生施設整備費	28,248,150
		改革推進公共投資保健衛生施設整備資金貸付金償還時補助	653,334
		独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	10,038,920
		国立高度専門医療センター経営費	46,987,143
		国立高度専門医療センター施設費	1,625,807
		独立行政法人国立病院機構運営費	52,074,634
		独立行政法人国立病院機構施設整備費	5,818,000
		改革推進公共投資独立行政法人国立病院機構施設整備資金貸付金償還時補助	104,260
		原爆障害対策費	152,669,933
		結核医療費	7,313,592
		ハンセン病資料館施設費	131,390
		独立行政法人産業安全研究所運営費	444,103

独立行政法人産業医学総合研究所運営費	423,194		
労働者災害補償保険費	1,307,000		
独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	4,074,185		
職業転換対策事業費	34,136,951		
政府職員等失業者退職手当	1,300,019		
雇用保険国庫負担金	490,059,000		
特定地域開発就労事業費	5,861,165		
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	735,895		
社会福祉諸費	161,297,750		
社会福祉施設整備費	132,576,000		
改革推進公共投資社会福祉施設整備資金貸付金償還時補助	8,997,535		
児童保護費	711,678,060		
児童扶養手当給付諸費	301,881,959		
母子福祉費	4,970,000		
婦人保護費	2,556,279		
児童手当国庫負担金	293,211,546		
生活保護費	1,748,857,616		
災害救助等諸費	720,000		
独立行政法人福祉医療機構運営費	4,766,008		
遺族及留守家族等援護費	61,061,909		
身体障害者保護費	117,905,447		
特別児童扶養手当等給付諸費	121,181,247		
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	2,673,788		
精神保健費	77,407,193		
老人福祉費	61,464,843		

		介護保険推進費	14,228,735
		老人医療・介護保険給付諸費	3,914,773,051
		健康保険組合助成費	15,502,978
		国民健康保険助成費	4,135,498,272
		厚生年金基金連合会助成費	512,073
		国民年金基金等助成費	1,622,479
		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	502,039
		社会保険国庫負担金	953,153,568
		厚生年金保険国庫負担金	4,279,206,064
		国民年金国庫負担金	1,616,389,615
		水道施設整備費	96,375,000
		改革推進公共投資水道施設整備事業資金貸付金償還時補助	527,605
		計	20,006,346,422
	検疫所	検疫所	8,643,350
		検疫所施設費	36,161
		計	8,679,511
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所運営費	36,341,614
		国立ハンセン病療養所施設費	4,426,380
		計	40,767,994
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所	14,401,742
		血清等製造及検定費	768,431
		厚生労働本省試験研究所施設費	1,937,074
		改革推進公共投資事業償還金	841,393
		計	17,948,640
	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	9,750,267
		国立更生援護所施設費	1,170,074
		計	10,920,341

	地方厚生局	地方厚生局	6,928,842
	都道府県労働局	都道府県労働局	96,744,885
		都道府県労働局施設費	639,915
		厚生労働統計調査費	208,163
		計	97,592,963
	中央労働委員会	中央労働委員会	1,821,158
	厚生労働省所管合計		20,191,005,871
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省	101,834,221
		農林水産本省施設費	1,441,377
		農林漁業統計情報費	12,815,151
		総合食料対策費	20,529,400
		卸売市場施設整備費	6,009,150
		改革推進公共投資卸売市場施設整備資金貸付金償還時補助	23,261
		主要食糧需給安定費	228,900,000
		独立行政法人農林水産消費技術センター運営費	5,285,291
		独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費	169,775
		独立行政法人肥飼料検査所運営費	1,812,400
		独立行政法人肥飼料検査所施設整備費	26,797
		改革推進公共投資独立行政法人肥飼料検査所施設整備資金貸付金償還時補助	211,674
		独立行政法人農薬検査所運営費	823,892
		改革推進公共投資独立行政法人農薬検査所施設整備資金貸付金償還時補助	780,931
		家畜伝染病予防費	1,803,964
		農業生産振興費	49,913,732

官　報（号　外）

			改革推進公共投資農業生産振興施設整備資金貸付金償還時補助	2,742,960	
			独立行政法人農畜産業振興機構運営費	2,307,923	
			水田農業構造改革対策費	151,968,688	
			国産大豆生産安定対策費	27,803,597	
			独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構運営費	1,963,603	
			独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費	167,974	
			糖価調整等対策費	12,561,295	
			独立行政法人種苗管理センター運営費	3,129,775	
			独立行政法人種苗管理センター施設整備費	233,747	
			牛肉等関税財源畜産振興費	124,702,283	
			独立行政法人家畜改良センター運営費	8,403,123	
			独立行政法人家畜改良センター施設整備費	468,534	
			改革推進公共投資独立行政法人家畜改良センター施設整備資金貸付金償還時補助	566,549	
			飼料需給安定費	900,000	
			農業経営対策費	67,069,894	
			改革推進公共投資農業経営対策事業資金貸付金償還時補助	1,494,705	
			農業者年金等実施費	152,334,001	
			独立行政法人農業者年金基金運営費	4,185,182	
			独立行政法人農業者大学校運営費	560,879	
			独立行政法人農業者大学校施設整備費	52,988	

		農林漁業金融費	59,563,177
		農業保険費	120,184,066
		農村振興費	87,776,637
		改革推進公共投資農村振興事業資金貸付金償還時補助	2,016,749
		改革推進公共投資事業償還金	178,918
		改革推進公共投資海岸事業資金貸付金償還時補助	465,668
		改革推進公共投資農業生産基盤整備事業資金貸付金償還時補助	4,872,327
		改革推進公共投資農村整備事業資金貸付金償還時補助	8,071,825
		改革推進公共投資農地等保全事業資金貸付金償還時補助	2,991,394
		農業生産基盤整備事業等指導監督費	256,378
		海岸事業費	7,307,277
		農業生産基盤整備事業費	303,255,496
		牛肉等関税財源農業生産基盤整備事業費	3,000,000
		農村整備事業費	205,713,305
		農地等保全管理事業費	102,803,031
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費	22,146,000
		農業施設災害復旧事業費	9,299,176
		農業施設災害関連事業費	983,125
		農林水産政策研究所	940,008
		計	1,937,823,273
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	13,617,864
		農林水産本省検査指導所施設費	826,942
		計	14,444,806

	農林水産技術会議	農林水産技術会議	2,289,216
		農林水産業技術振興費	20,606,047
		農林水産業技術振興施設費	841,016
		独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構運営費	42,577,188
		独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費	608,073
		改革推進公共投資独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備資金貸付金償還時補助	2,797,956
		独立行政法人農業生物資源研究所運営費	7,876,436
		独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	507,789
		改革推進公共投資独立行政法人農業生物資源研究所施設整備資金貸付金償還時補助	1,365,472
		独立行政法人農業環境技術研究所運営費	3,264,111
		独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	105,927
		改革推進公共投資独立行政法人農業環境技術研究所施設整備資金貸付金償還時補助	319,926
		独立行政法人農業工学研究所運営費	2,198,780
		独立行政法人農業工学研究所施設整備費	61,885
		改革推進公共投資独立行政法人農業工学研究所施設整備資金貸付金償還時補助	39,982
		独立行政法人食品総合研究所運営費	2,324,371
		独立行政法人食品総合研究所施設整備費	133,069
		改革推進公共投資独立行政法人食品総合研究所施設整備資金貸付金償還時補助	94,360

		独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費	3,166,337
		独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費	30,733
		改革推進公共投資独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備資金貸付金償還時補助	319,494
		計	91,528,168
	地方農政局	地方農政局	99,674,009
		地方農政局施設費	420,879
		海岸事業工事諸費	326,723
		地すべり対策事業工事諸費	624,168
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	2,334
		計	101,048,113
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	2,806,824
	北海道統計・情報事務所	北海道統計・情報事務所	2,729,480
	林野庁	林野庁	62,861,012
		林野庁施設費	44,550
		林業振興費	39,579,108
		改革推進公共投資林業振興施設整備資金貸付金償還時補助	1,604,661
		独立行政法人林木育種センター運営費	1,888,998
		独立行政法人林木育種センター施設整備費	132,008
		独立行政法人森林総合研究所運営費	8,716,169
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費	167,597
		改革推進公共投資独立行政法人森林総合研究所施設整備資金貸付金償還時補助	200,000
		改革推進公共投資事業償還金	1,485,729

		改革推進公共投資治山事業資金貸付金償還時補助	5,584,881
		改革推進公共投資森林保全整備事業資金貸付金償還時補助	4,704,352
		改革推進公共投資森林環境整備事業資金貸付金償還時補助	166,667
		山林事業指導監督費	42,891
		治山事業費	117,535,000
		森林環境保全整備事業費	89,431,000
		農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	2,160,000
		緑資源整備事業費	42,122,000
		森林居住環境整備事業費	34,679,000
		山林施設災害復旧事業費	4,361,000
		山林施設災害関連事業費	3,731,000
		計	421,197,623
	水産庁	水産庁	7,848,237
		水産庁施設費	109,255
		船舶建造費	1,435,606
		漁業調査取締費	16,087,627
		水産業振興費	45,602,134
		改革推進公共投資水産業振興施設整備資金貸付金償還時補助	457,745
		独立行政法人水産大学校運営費	2,190,298
		独立行政法人水産大学校施設整備費	314,380
		独立行政法人水産総合研究センター運営費	15,196,779
		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	1,189,292

		改革推進公共投資独立行政法人水産総合研究センター施設整備資金貸付金償還時補助	1,201,808
		独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費	635,166
		独立行政法人さけ・ます資源管理センター運営費	1,771,009
		独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費	244,546
		改革推進公共投資海岸事業資金貸付金償還時補助	280,535
		改革推進公共投資水産基盤整備事業資金貸付金償還時補助	1,065,757
		水産基盤整備事業等指導監督費	19,715
		海岸事業費	9,289,000
		水産基盤整備費	90,822,000
		農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費	949,000
		漁港施設災害復旧事業費	768,976
		漁港施設災害関連事業費	60,000
		計	197,538,865
	農林水産省所管合計		2,769,117,152
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省	91,989,646
		経済産業本省施設費	922,502
		独立行政法人経済産業研究所運営費	1,630,952
		地域経済活性化対策費	2,711,913
		改革推進公共投資地域経済活性化対策施設整備資金貸付金償還時補助	958,497
		中心市街地商業等活性化対策費	6,031,475
		商工鉱業統計調査費	610,019

官報（号外）

		中小商工業等統計調査費	3,350,569
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	24,834,482
		経済協力費	20,310,199
		産業技術振興費	19,224,757
		中小企業新技術等振興費	5,184,086
		独立行政法人産業技術総合研究所運営費	68,218,340
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	3,340,000
		改革推進公共投資独立行政法人産業技術総合研究所施設整備資金貸付金償還時補助	26,410,478
		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	41,625,982
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,722,338
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	180,400
		改革推進公共投資環境調和型地域振興施設整備資金貸付金償還時補助	50,165
		製造産業対策費	5,459,960
		情報処理振興対策費	6,991,477
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	5,249,501
		改革推進公共投資中心市街地商業等活性化対策施設整備資金貸付金償還時補助	167,632
		工業用水道事業費	4,543,000
		計	347,718,370
	経済産業局	経済産業局	17,272,090
		経済産業局施設費	323,223
		商工鉱業統計調査費	147,175
		エネルギー対策費	118,753

		電気等保安対策費	86,225
		計	17,947,466
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	2,462,512
		エネルギー対策費	243,763
		石油石炭税財源石油及エネルギー需給構造高度化対策費	384,000,000
		地下資源対策費	1,310,297
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	4,098,377
		計	392,114,949
	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院	3,291,515
		電気等保安対策費	138,753
		鉱山保安監督官署	1,819,051
		計	5,249,319
	中小企業庁	中小企業庁	1,755,303
		中小企業対策費	83,727,451
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	15,177,784
		独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費	1,520,000
		計	102,180,538
	経済産業省所管合計		865,210,642
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省	184,662,403
		国土交通本省施設費	56,739
		改革推進公共投資事業償還金	107,505,833
		独立行政法人土木研究所運営費	2,070,367
		独立行政法人土木研究所施設整備費	121,651
		改革推進公共投資独立行政法人土木研究所施設整備資金貸付金償還時補助	531,481

独立行政法人建築研究所運営費	2,080,291
独立行政法人建築研究所施設整備費	98,691
改革推進公共投資独立行政法人建築研究所施設整備資金貸付金償還時補助	109,974
官庁営繕費	24,193,782
民間資金等活用官庁営繕費	48,621
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	762,024
鉄道建設及運輸施設整備等助成費	74,366,477
独立行政法人国際観光振興機構運営費	2,242,685
国土施策創発調査費	1,093,000
都市再生プロジェクト推進調査費	1,000,000
都市再生プロジェクト施設整備推進費	400,000
国土調査費	25,671,622
豪雪地帯対策特別事業費	134,930
小笠原諸島振興開発事業費	1,726,018
離島振興特別事業費	494,564
奄美群島園芸振興費	99,282
改革推進公共投資都市環境整備事業資金貸付金償還時補助	4,988,843
改革推進公共投資都市計画事業資金貸付金償還時補助	26,682,207
改革推進公共投資離島振興事業資金貸付金償還時補助	2,084,027
河川管理費	1,333,549
河川管理施設整備費	142,413

		改革推進公共投資治水事業資金貸付金償還時補助	15,032,440	
		改革推進公共投資急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金償還時補助	1,377,809	
		改革推進公共投資海岸事業資金貸付金償還時補助	2,079,642	
		改革推進公共投資道路整備事業資金貸付金償還時補助	54,739,840	
		改革推進公共投資住宅建設等事業資金貸付金償還時補助	10,363,994	
		改革推進公共投資軌間可変電車研究開発施設整備資金貸付金償還時補助	395,405	
		改革推進公共投資都市鉄道・幹線鉄道整備事業資金貸付金償還時補助	7,859,775	
		独立行政法人交通安全環境研究所運営費	815,794	
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	220,000	
		海運助成費	3,900,782	
		船員雇用促進対策事業費	633,518	
		独立行政法人海上技術安全研究所運営費	3,089,143	
		改革推進公共投資独立行政法人海上技術安全研究所施設整備資金貸付金償還時補助	81,149	
		独立行政法人海技大学校運営費	1,229,998	
		独立行政法人航海訓練所運営費	6,665,815	
		独立行政法人航海訓練所船舶建造費	1,136,783	
		独立行政法人海員学校運営費	1,835,187	

独立行政法人海員学校施設整備費	213,224
独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	1,586,270
独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費	200,000
改革推進公共投資独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備資金貸付金償還時補助	216,668
改革推進公共投資港湾事業資金貸付金償還時補助	3,819,838
独立行政法人航空大学校運営費	2,858,932
独立行政法人航空大学校施設整備費	126,817
独立行政法人電子航法研究所運営費	662,204
北海道開発計画費	823,940
独立行政法人北海道開発土木研究所運営費	1,793,501
改革推進公共投資独立行政法人北海道開発土木研究所施設整備資金貸付金償還時補助	86,651
改革推進公共投資北海道治水事業資金貸付金償還時補助	3,991,871
改革推進公共投資北海道急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金償還時補助	136,375
改革推進公共投資北海道治山事業資金貸付金償還時補助	499,704
改革推進公共投資北海道海岸事業資金貸付金償還時補助	541,323
改革推進公共投資北海道道路整備事業資金貸付金償還時補助	3,742,218
改革推進公共投資北海道住宅建設等事業資金貸付金償還時補助	737,675

改革推進公共投資北海道都市環境整備事業資金貸付金償還時補助		314,441
改革推進公共投資北海道都市計画事業資金貸付金償還時補助		273,667
改革推進公共投資北海道水道施設整備事業資金貸付金償還時補助		19,323
改革推進公共投資北海道廃棄物処理施設整備事業資金貸付金償還時補助		212,334
改革推進公共投資北海道農業生産基盤整備事業資金貸付金償還時補助		1,123,547
改革推進公共投資北海道農村整備事業資金貸付金償還時補助		1,526,080
改革推進公共投資北海道農地等保全事業資金貸付金償還時補助		153,174
改革推進公共投資北海道森林保全整備事業資金貸付金償還時補助		566,590
改革推進公共投資北海道水産基盤整備事業資金貸付金償還時補助		1,035,821
国土交通事業指導監督費		1,089,112
水資源開発事業費		49,411,000
治水事業費		720,907,000
急傾斜地崩壊対策等事業費		36,480,000
海岸事業費		47,276,568
海岸事業工事諸費		2,037,432
揮発油税等財源道路整備事業費		1,304,071,161
道路整備事業費		119,239,839
港湾事業費		184,406,000

空港整備事業費	65,853,799
航空機燃料税財源空港整備事業費	77,948,201
都市鉄道・幹線鉄道整備事業費	48,150,000
鉄道防災事業費	610,000
新幹線鉄道整備事業費	68,600,000
住宅建設等事業費	227,668,000
住宅対策諸費	602,923,000
揮発油税等財源道路環境整備事業費	461,473,509
都市環境整備事業費	338,589,491
都市計画事業費	883,982,507
都市計画事業諸費	1,268,000
河川等災害復旧事業費	43,359,385
河川等災害復旧事業等工事諸費	951,693
河川等災害関連事業費	8,967,546
揮発油税等財源離島道路整備事業費	32,450,000
揮発油税等財源離島道路環境整備事業費	231,000
離島振興事業費	117,760,000
航空機燃料税財源離島空港整備事業費	3,834,000
牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費	449,000
農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費	2,048,000
北海道治水事業費	110,701,000
北海道急傾斜地崩壊対策事業費	1,301,000

北海道治山事業費	14,289,000
北海道海岸事業費	5,377,000
揮発油税等財源北海道道路整備事業費	217,242,000
北海道道路整備事業費	19,882,000
北海道港湾事業費	32,771,000
北海道空港整備事業費	4,009,000
航空機燃料税財源北海道空港整備事業費	5,201,000
北海道住宅建設等事業費	25,992,000
北海道住宅対策諸費	9,557,000
揮発油税等財源北海道道路環境整備事業費	30,858,000
北海道都市環境整備事業費	4,351,000
北海道都市計画事業費	43,728,000
北海道水道施設整備費	4,442,000
北海道廃棄物処理施設整備費	2,700,000
北海道農業生産基盤整備事業費	97,469,707
牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費	5,226,000
北海道農村整備事業費	12,632,000
北海道農地等保全管理事業費	10,398,452
北海道森林環境保全整備事業費	8,581,000
北海道森林居住環境整備事業費	1,354,000
北海道水産基盤整備費	37,520,000
農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費	1,875,000
都市再生プロジェクト事業推進費	10,000,000

	社会資本整備事業調整費	12,000,000	
	景観形成事業推進費	20,000,000	
	北海道特定特別総合開発事業推進費	2,500,000	
	道州制北海道モデル事業推進費	10,000,000	
	北海道特定開発事業推進調査費	350,000	
	計	6,817,763,138	
国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所	3,957,573	
	国土技術政策総合研究所施設費	86,758	
	計	4,044,331	
国土地理院	国土地理院	10,922,956	
	国土地理院施設費	152,579	
	計	11,075,535	
地方整備局	地方整備局	29,152,155	
	地方整備局施設費	36,593	
	都市公園事業工事諸費	1,640,493	
	道路災害復旧事業工事諸費	13,848	
	計	30,843,089	
北海道開発局	北海道開発局	10,105,866	
	北海道開発局施設費	452,000	
	改革推進公共投資事業償還金	5,034	
	北海道治水海岸事業工事諸費	9,311,000	
	北海道道路事業工事諸費	21,077,000	
	北海道港湾空港整備事業工事諸費	5,162,000	
	北海道都市環境整備事業工事諸費	1,618,000	

		北海道都市公園事業工事諸費	119,000
		北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	9,596,841
		北海道水産基盤整備事業工事諸費	1,115,000
		北海道災害復旧事業等工事諸費	175,917
		計	58,737,658
	地方運輸局	地方運輸局	24,132,072
	地方航空局	地方航空局	1,724,414
	船員労働委員会	船員労働委員会	739,516
	気象庁	気象官署	51,411,686
		静止気象衛星業務費	5,760,137
		気象官署施設費	416,717
		改革推進公共投資事業償還金	281
		気象研究所	2,764,761
		計	60,353,582
	海上保安庁	海上保安官署	153,038,236
		海上保安官署施設費	544,531
		船舶建造費	9,940,706
		改革推進公共投資事業償還金	478,854
		航路標識整備事業費	4,950,707
		航路標識整備事業工事諸費	634,293
		計	169,587,327
	海難審判庁	海難審判庁	2,423,176
	国土交通省所管合計		7,181,423,838
環境省	環境省	環境省	67,812,073
		環境省施設費	62,372

		廃棄物処理等科学研究費	1,150,000	
		廃棄物処理事業災害対策費	50,000	
		地球環境保全等試験研究費	2,082,090	
		環境研究総合推進費	3,830,000	
		独立行政法人国立環境研究所運営費	9,254,603	
		独立行政法人国立環境研究所施設整備費	414,887	
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	3,097,199	
		公害防止等調査研究費	3,875,410	
		石油石炭税財源石油及エネルギー需給構造高度化対策費	12,500,000	
		自然公園等管理費	2,348,474	
		改革推進公共投資環境保全施設整備資金貸付金償還時補助	162,586	
		環境保全施設整備費	1,315,744	
		廃棄物処理施設整備費	134,008,000	
		改革推進公共投資廃棄物処理施設整備事業資金貸付金償還時補助	26,288,022	
		自然公園等事業費	13,250,143	
		改革推進公共投資事業償還金	33,030	
		改革推進公共投資自然公園等事業資金貸付金償還時補助	107,429	
		自然公園等事業工事諸費	642,857	
		環境調査研修所	1,101,828	
		環境調査研修所施設費	327,302	
		計	283,714,049	
歳出総計			82,110,924,617	

官報(号外)

乙号　継　続　費

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成12年度（千円）	平成13年度（千円）	平成14年度（千円）	平成15年度（千円）	平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	事由
内閣府	防衛本庁	平成12年度甲型警備艦建造費								
		既定	65,149,521	98,508	707,340	13,647,763	32,778,092	17,917,818	—	
		改定	65,077,489	98,508	707,340	13,647,763	32,778,092	17,845,786	—	平成12年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成12年度潜水艦建造費								
		既定	46,625,925	67,081	403,530	18,366,652	11,510,258	16,278,404	—	
		改定	46,625,669	67,081	403,530	18,366,652	11,510,258	16,278,148	—	平成12年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成13年度甲型警備艦建造費								
		既定	65,301,389	—	98,135	2,151,463	14,956,243	34,957,103	13,138,445	
		改定	65,058,040	—	98,135	2,151,463	14,956,243	30,786,262	17,065,937	平成13年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成13年度（千円）	平成14年度（千円）	平成15年度（千円）	平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	事由
		平成13年度潜水艦建造費								
		既定	47,195,060	55,336	392,288	20,981,283	14,112,887	11,653,266	—	
		改定	47,239,565	55,336	392,288	20,981,283	9,802,863	16,007,795	—	平成13年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

官報（号外）

		平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費							
		既定	147,522,628	—	2,139,119	11,823,206	44,268,740	70,535,161	18,756,402	
		改定	142,409,632	—	2,139,119	11,823,206	37,057,104	72,629,232	18,760,971	平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成14年度潜水艦建造費								
		既定	45,882,142	—	54,814	512,150	23,786,076	9,951,996	11,577,106	
		改定	45,837,702	—	54,814	512,150	23,756,403	9,937,476	11,576,859	平成14年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額						事由
				平成15年度（千円）	平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	平成19年度（千円）	平成20年度（千円）	
		平成15年度甲Ⅳ型警備艦建造費								
		既定	136,533,466	1,794,390	13,325,501	37,443,011	64,357,588	19,612,976	—	
		改定	130,773,575	1,794,390	12,333,933	35,724,979	61,474,633	19,445,640	—	平成15年度甲Ⅳ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成15年度潜水艦建造費								
		既定	45,363,189	48,053	2,772,388	21,070,446	9,485,774	11,986,528	—	
		改定	45,303,601	48,053	2,761,399	21,022,091	9,485,774	11,986,284	—	平成15年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成16年度甲Ⅲ型警備艦建造費	105,687,961	—	5,239,985	2,533,463	31,119,679	46,762,002	20,032,832	甲Ⅲ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

所管	組織	項	総額 (千円)	年割額					事由
				平成16年度 (千円)	平成17年度 (千円)	平成18年度 (千円)	平成19年度 (千円)	平成20年度 (千円)	
		平成16年度潜水艦建造費	59,848,975	3,198,593	3,482,169	32,388,610	9,361,316	11,418,287	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項	所管	組織	事項
皇室		(項) 宮廷費のうち 施設整備費			内閣本府施設費 総理大臣官邸施設費
国会	衆議院	(項) 衆議院施設費			遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち
	参議院	(項) 参議院施設費			遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費(資機材調達庁費に限る。)
	国立国会図書館	(項) 国立国会図書館施設費			遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費
裁判所	裁判所	(項) 裁判所施設費			沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費のうち
会計検査院	会計検査院	(項) 会計検査院施設費			沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業業務旅費(補助金附帯旅費に限る。)
内閣	内閣官房	(項) 情報収集衛星業務費のうち 情報収集衛星業務庁費(情報収集衛星搭載機器開発庁費に限る。)			沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業業務庁費(補助金附帯庁費に限る。)
		情報収集衛星システム開発等委託費			沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金
		情報収集衛星施設費			沖縄北部特別振興対策事業費
内閣府	内閣本府	(項) 内閣本府のうち 沖縄大学院大学設立構想推進委託費(研究事業費及び環境調査等経費に限る。)			沖縄教育振興事業費
		地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金			沖縄国立高等専門学校施設整備費
		沖縄新産業創出対策事業推進費補助金			

				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	
				沖縄都市公園事業工事諸費のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	
				沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	
			警察庁	(項) 警察庁のうち	
				警察通信機器整備費（警察移動通信システム整備経費及び広域犯罪対策通信機器整備経費に限る。）	
				警察庁施設費	
				都道府県警察費補助のうち	
				都道府県警察施設整備費補助金	
			防衛本庁	(項) 武器車両等購入費	
				航空機購入費	
				艦船建造費のうち	
				艦艇建造費	
				施設整備費	
				施設整備等附帯事務費	
				研究開発費のうち	
		沖縄保健衛生施設整備費			
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費			
		揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業費			
		沖縄開発事業費			
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費			
		牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費			
		農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費			
		沖縄住宅対策諸費のうち			
		公営住宅建設等指導監督交付金			
	沖縄総合事務局	(項) 沖縄治水事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		沖縄道路事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち			

			過疎地域集落等整備事業費補助金（過疎地域集落再編整備事業費に限る。）
			地域間交流施設整備事業費補助金
			電波利用料財源電波監視等実施費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
			電波遮へい対策事業費補助金
			特定周波数対策交付金
			情報通信格差是正事業費
		消防庁	（項）消防庁のうち
			消防防災技術研究開発委託費
			消防防災施設等整備費のうち
			消防防災設備整備費補助金（救助消防ヘリコプター整備費及び救助消防ヘリコプター付属設備整備費に限る。）
			消防防災施設整備費補助金
	法務省	法務本省	（項）法務本省のうち
			更生保護施設整備費補助金
			法務省施設費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
	外務省	外務本省	（項）外務本省施設費
			経済協力費のうち
			政府開発援助経済開発等援助費
			試作品費
			研究用機械器具費
		防衛施設庁	（項）調達労務管理費のうち
			特別給付金
			施設運営等関連諸費
			提供施設移設整備費
		金融庁	（項）金融庁のうち
			モデル事業有価証券報告書等電子開示システム開発謝金
			モデル事業有価証券報告書等電子開示システム開発業務庁費
総務省	総務本省		（項）総務本省のうち
			情報処理業務庁費（総合的なワンストップサービス整備事業費に限る。）
			情報通信技術研究開発推進委託費（戦略的情報通信研究開発委託費に限る。）
			情報通信技術開発支援等事業費補助金（通信・放送新規事業助成金に限る。）
			情報通信人材研修事業費補助金（情報通信セキュリティ人材育成センター開設支援事業費に限る。）
			電気通信格差是正事業費補助金
			情報通信システム整備促進費補助金
			地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金
			総務本省施設費
			恩給費
			過疎地域振興対策費のうち

			政府開発援助食糧増産等援助費		私立学校施設整備費補助金
	在外公館	(項)	在外公館施設費		科学技術振興費のうち
財務省	財務本省	(項)	財務本省施設費		科学技術試験研究委託費
			公務員宿舎施設費		研究拠点形成費補助金（研究拠点形成費に限る。）
	税関	(項)	税関施設費		地域先導科学技術基盤施設整備費補助金
			船舶建造費		地域科学技術振興事業費補助金
	国税庁	(項)	税務官署施設費のうち		科学研究費補助金
			施設整備費		国際宇宙ステーション開発費補助金
文部科学省	文部科学本省	(項)	文部科学本省施設費のうち		科学技術振興調整費
			施設施工旅費		放射能調査研究費のうち
			施設施工庁費		放射能測定調査委託費
			施設整備費		原子力平和利用研究促進費　のうち
			公立文教施設災害復旧費		日本原子力研究所研究費補助金
			公立文教施設整備費		日本原子力研究所施設整備費補助金
			独立行政法人国立科学博物館施設整備費		核燃料サイクル開発機構研究費補助金
			学校教育振興費のうち		核燃料サイクル開発機構施設整備費補助金
			放送大学学園施設整備費補助金		独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費
			学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費に限る。）		独立行政法人理化学研究所施設整備費
			独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費		独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費
			独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費		独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費
			国立大学法人施設整備費		海洋開発及地球科学技術調査研究促進費　のうち
			国立大学法人船舶建造費		試験研究費
			私立学校助成費のうち		

					社会保障関係情報化業務庁費（感染症発生動向調査費のうちシステム開発経費に限る。）
					科学研究費のうち
					厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学研究費に限る。）
					保健衛生諸費のうち
					ワクチン購入費
					保健衛生施設整備費
					社会福祉施設整備費
					児童扶養手当給付諸費のうち
					児童扶養手当給付費
					遺族及留守家族等援護費のうち
					遺族等年金
					特別児童扶養手当等給付諸費のうち
					特別児童扶養手当給付費
					介護保険推進費のうち
					介護保険事業費補助金（介護保険広域化支援事業費のうちシステム開発経費に限る。）
					水道施設整備費
				国立ハンセン病療養所	(項) 国立ハンセン病療養所施設費
				厚生労働本省試験研究機関	(項) 厚生労働本省試験研究所施設費
				国立更生援護機関	(項) 国立更生援護所施設費
				都道府県労働局	(項) 都道府県労働局施設費
			農林水産省	農林水産本省	(項) 農林水産本省施設費
					総合食料対策費のうち
					地球環境遠隔探査技術等調査研究委託費
					独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費
					独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費
					原子力試験研究費のうち
					試験研究費
					原子力試験研究委託費
					独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費
					独立行政法人国立青年の家施設整備費
					独立行政法人国立少年自然の家施設整備費
		文部科学本省所轄機関			(項) 文部科学本省所轄研究所施設費
		文化庁			(項) 文化庁施設費
					独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費のうち
					独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費補助金（国立劇場本館施設整備費、国立劇場文楽劇場施設整備費及び新国立劇場施設整備費に限る。）
					文化財保存事業費のうち
					国有文化財保存整備費
					国宝重要文化財等保存整備費補助金
					文化財保存施設整備費
					独立行政法人国立博物館施設整備費
厚生労働省		厚生労働本省			(項) 厚生労働本省のうち

官　報（号外）

			モデル事業農村振興対策事業費補助金
			モデル事業農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金
			モデル事業農村振興対策民間団体事業推進費補助金
			中山間地域等振興対策事業費補助金
			山村振興等対策事業費補助金
			海岸事業費
			農業生産基盤整備事業費
			牛肉等関税財源農業生産基盤整備事業費
			農村整備事業費
			農地等保全管理事業費
			農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費
			農業施設災害復旧事業費
			農業施設災害関連事業費
		農林水産本省検査指導機関	(項) 農林水産本省検査指導所施設費
		農林水産技術会議	(項) 農林水産業技術振興費のうち
			試験研究調査委託費（農林水産業技術開発総合研究等委託費のうち先端技術を活用した農林水産研究高度化事業費に限る。）
			モデル事業試験研究調査委託費
			農林水産試験研究費補助金（民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業費補助金に限る。）
			総合食料対策事業費補助金
			総合食料対策民間団体事業推進費補助金（食品産業技術対策推進事業費補助金のうち産業基盤強化技術開発費に限る。）
			卸売市場施設整備費
			独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費
			独立行政法人肥飼料検査所施設整備費
			農業生産振興費のうち
			生産振興総合対策事業費補助金
			独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費
			独立行政法人種苗管理センター施設整備費
			牛肉等関税財源畜産振興費のうち
			牛肉等関税財源総合食料対策費補助金（消費・安全対策事業費補助金に限る。）
			牛肉等関税財源生産振興総合対策費補助金（生産振興総合対策事業費補助金及び有機性資源利活用対策事業費補助金に限る。）
			独立行政法人家畜改良センター施設整備費
			農業経営対策費のうち
			農業経営対策事業費補助金
			独立行政法人農業者大学校施設整備費
			農村振興費のうち
			農村振興対策事業費補助金

			農林水産試験研究費地方公共団体補助金（沖縄県農林業関係試験研究機関施設備品整備費補助金のうち農業関係試験研究機関施設費に限る。）
			農林水産業技術振興施設費
			独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費
			独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費
			独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費
			独立行政法人農業工学研究所施設整備費
			独立行政法人食品総合研究所施設整備費
			独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費
	地方農政局	（項）	海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			地すべり対策事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林野庁	（項）	林野庁施設費
			林業振興費のうち
			林業生産流通総合対策施設整備費補助金

			独立行政法人林木育種センター施設整備費
			独立行政法人森林総合研究所施設整備費
			治山事業費
			森林環境保全整備事業費
			農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費
			緑資源整備事業費のうち
			緑資源整備事業費補助
			森林居住環境整備事業費
			山林施設災害復旧事業費
			山林施設災害関連事業費
	水産庁	（項）	水産庁施設費
			船舶建造費
			水産業振興費のうち
			水産業振興総合対策施設整備費補助金
			独立行政法人水産大学校施設整備費
			独立行政法人水産総合研究センター施設整備費
			独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費
			独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費
			海岸事業費
			水産基盤整備費

					商業・サービス業集積関連施設整備費補助金
					経済協力費のうち
					政府開発援助海外開発計画調査委託費
					産業技術振興費のうち
					産業技術研究開発委託費
					地域新規産業創造技術開発費補助金
					産業技術実用化開発事業費補助金
					基準認証研究開発事業費補助金
					中小企業新技術等振興費のうち
					中小企業産業技術研究開発委託費
					中小企業事業創出実用化研究開発等事業費補助金
					独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費
					独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費
					工業用水道事業費のうち
					工業用水道事業費補助
				経済産業局	(項) 経済産業局施設費
				資源エネルギー庁	(項) 地下資源対策費のうち
					政府開発援助地下資源探鉱費等補助金
					地下資源探鉱費等補助金（精密地質構造調査費補助金のうち精密地質構造調査事業費及び海外鉱物資源基礎調査費補助金に限る。）
				原子力安全・保安院	(項) 原子力安全・保安院のうち
			農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費		
			漁港施設災害復旧事業費		
			漁港施設災害関連事業費		
経済産業省	経済産業本省		(項) 経済産業本省のうち		
			モデル事業電子経済産業省構築事業開発委託費		
			日本国際博覧会出展事業委託費（展示等製作費に限る。）		
			政府開発援助日本国際博覧会出展支援事業委託費（展示演出工事費、展示演出設備・機材費及び展示物輸送・保管費に限る。）		
			資源循環型地域振興施設整備費補助金		
			日本国際博覧会事業費補助金		
			日本国際博覧会関連施設整備費補助金（園路工事費に限る。）		
			経済産業本省施設費		
			地域経済活性化対策費のうち		
			産業再配置促進環境整備費補助金		
			産業再配置促進事業環境整備費補助金		
			産業再配置促進施設整備費補助金		
			新事業支援施設整備費補助金		
			中心市街地商業等活性化対策費のうち		
			中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金		

		休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金		
	中　小　企　業　庁	（項）中小企業対策費のうち		
		小規模企業等活性化補助金（中小企業経営資源強化対策費補助金のうち地域活性化創造技術研究開発事業費、中小商業活性化総合支援補助金のうち施設整備事業費及び小規模事業経営支援事業費補助金のうち商工会・商工会議所の指導施設建設費に限る。）		
		中小企業経営支援等対策費補助金（中小企業経営革新等対策費補助金のうち創造技術研究開発事業費に限る。）		
		中小企業連携・技術等支援事業費補助金（中小企業海外展開等支援事業費補助金に限る。）		
		中心市街地等中小商業活性化施設整備費補助金		
		独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費		
国　土　交　通　省	国　土　交　通　本　省	（項）国土交通本省のうち		
		諸謝金（海事保安強化のための基盤システムの構築費に限る。）		
		情報処理業務庁費（海事保安強化のための基盤システムの構築費に限る。）		
		技術研究開発調査費（即時災害情報システム開発調査費、ロボット等によるＩＴ施工システム開発調査費、準天頂衛星測位・通信システム開発調査費及び都市空間の熱環境評価・対策技術システム開発調査費に限る。）		
				技術研究開発費補助金（建設技術研究開発費補助金及び都市再生等社会基盤技術研究開発費補助金に限る。）
				交通施設バリアフリー化設備整備費補助金
				観光基盤施設整備費補助金
				都市地方連携推進事業費補助金
				防災集団移転促進事業費補助金
				北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（施設整備事業費に限る。）
				国土交通本省施設費
				独立行政法人土木研究所施設整備費
				独立行政法人建築研究所施設整備費
				官　庁　営　繕　費
				鉄道建設及運輸施設整備等助成費　のうち
				新線調査費等補助金（新線等調査費に限る。）
				鉄道軌道整備費等補助金（鉄道軌道近代化設備整備費等補助金のうち災害復旧事業費に限る。）
				鉄道技術開発費補助金
				整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金
				国　土　調　査　費のうち
				都市再生街区基本調査費
				豪雪地帯対策特別事業費
				小笠原諸島振興開発事業費　のうち

住宅地区改良指導監督交付金

揮発油税等財源道路環境整備事業費

都市環境整備事業費のうち

都市開発事業調査費

市街地再開発事業費補助

都市再生推進事業費補助

都市水環境整備事業費補助

緑地環境整備総合支援事業費補助

首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額

まちづくり交付金

都市開発資金融通特別会計へ繰入

道路環境整備事業費道路整備特別会計へ繰入

都市水環境整備事業費治水特別会計へ繰入

都市計画事業費

河川等災害復旧事業費

河川等災害復旧事業等工事諸費

河川等災害関連事業費

揮発油税等財源離島道路整備事業費

揮発油税等財源離島道路環境整備事業費

離島振興事業費

航空機燃料税財源離島空港整備事業費

牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費

小笠原諸島振興開発事業費補助

離島振興特別事業費

独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費

独立行政法人航海訓練所船舶建造費

独立行政法人海員学校施設整備費

独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費

独立行政法人航空大学校施設整備費

水資源開発事業費

治水事業費

急傾斜地崩壊対策等事業費

海岸事業費

海岸事業工事諸費

揮発油税等財源道路整備事業費

道路整備事業費

港湾事業費

空港整備事業費

航空機燃料税財源空港整備事業費

都市鉄道・幹線鉄道整備事業費

鉄道防災事業費

新幹線鉄道整備事業費

住宅建設等事業費

住宅対策諸費のうち

公営住宅建設等指導監督交付金

		北海道農村整備事業費
		北海道農地等保全管理事業費
		北海道森林環境保全整備事業費
		北海道森林居住環境整備事業費
		北海道水産基盤整備費
		農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費
		道州制北海道モデル事業推進費
	国土技術政策総合研究所	(項) 国土技術政策総合研究所施設費
	国土地理院	(項) 国土地理院施設費
	地方整備局	(項) 都市公園事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費
		道路災害復旧事業工事諸費
	北海道開発局	(項) 北海道開発局施設費
		北海道治水海岸事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費
		北海道道路事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費
		農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費
		北海道治水事業費
		北海道急傾斜地崩壊対策事業費
		北海道治山事業費
		北海道海岸事業費
		揮発油税等財源北海道道路整備事業費
		北海道道路整備事業費
		北海道港湾事業費
		北海道空港整備事業費
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費
		北海道住宅建設等事業費
		北海道住宅対策諸費のうち
		公営住宅建設等指導監督交付金
		住宅地区改良指導監督交付金
		揮発油税等財源北海道道路環境整備事業費
		北海道都市環境整備事業費
		北海道都市計画事業費
		北海道水道施設整備費
		北海道廃棄物処理施設整備費
		北海道農業生産基盤整備事業費
		牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費

官　報（号外）

		北海道港湾空港整備事業工事諸費のうち			静止気象衛星追跡管制費
		超過勤務手当			気象官署施設費
		日額旅費		海上保安庁	(項) 海上保安官署施設費
		工事雑費			船舶建造費
		北海道都市環境整備事業工事諸費のうち			航路標識整備事業費
		超過勤務手当			航路標識整備事業工事諸費のうち
		日額旅費			超過勤務手当
		工事雑費			工事施行旅費
		北海道都市公園事業工事諸費のうち	環境省	環境省	工事雑費
		超過勤務手当			(項) 環境省のうち
		日額旅費			廃棄物再生利用施設整備費補助金
		工事雑費			環境監視調査等補助金（土壌汚染対策事業費補助金に限る。）
		北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費のうち			環境省施設費
		超過勤務手当			廃棄物処理等科学研究費
		日額旅費			環境研究総合推進費
		工事雑費			独立行政法人国立環境研究所施設整備費
		北海道水産基盤整備事業工事諸費のうち			環境保全施設整備費
		超過勤務手当			廃棄物処理施設整備費
		日額旅費			自然公園等事業費
		工事雑費			自然公園等事業工事諸費のうち
		北海道災害復旧事業等工事諸費			超過勤務手当
	気象庁	(項) 静止気象衛星業務費のうち			工事施行旅費
		静止気象衛星製作費			工事雑費
		静止気象衛星打上費			環境調査研修所施設費

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会	衆議院	衆議院施設整備	483,661	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	議事堂本館本会議場硝子屋根ほか2件の整備には、多くの日数を要するため
	国立国会図書館	国立国会図書館施設整備	2,398,427	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	国立国会図書館本館の防災監視設備及び書籍搬送設備の整備には、多くの日数を要するため
裁判所	裁判所	民間資金等活用裁判所施設整備等事業	3,817,596	平成16年度	平成19年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した東京簡易裁判所墨田分室庁舎の整備等には、多くの日数を要するため
		裁判所施設整備	8,391,714	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	広島高等裁判所岡山支部・岡山地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎ほか3件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
内閣	内閣官房	情報収集衛星システム開発等	7,992,338	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	情報収集衛星のシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため
内閣府	内閣本府	内閣本府庁舎用地等取得	2,546,083	平成16年度	平成17年度	内閣本府庁舎の整備に必要な用地等の取得には、あらかじめその用地等を取得する旨の契約を結ぶ必要があるため
		総理大臣官邸施設整備	798,433	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	総理大臣官邸の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		遺棄化学兵器廃棄処理施設整備	73,539,424	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	遺棄化学兵器廃棄処理施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄公立学校等施設整備費補助	1,915,632	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	公立学校等施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄公立学校施設整備費負担	1,178,203	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄公営住宅建設等事業費補助	4,267,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄国営公園整備	655,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	国営沖縄記念公園の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	警察庁	電子計算機等借入れ	28,598,998	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官　報（号外）

	防衛本庁	民間資金等活用警察庁施設整備等事業	4,101,666	平成16年度	平成19年度以降12箇年度以内	民間資金等を活用した富山県警察学校の施設の整備等には、多くの日数を要するため
		警察庁施設整備	4,674,010	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	近畿管区警察学校ほか5件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用防衛施設整備等事業	3,319,673	平成16年度	平成19年度以降7箇年度以内	民間資金等を活用した呉史料館の整備等には、多くの日数を要するため
		教育訓練用器材購入	28,896,515	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	教育訓練用器材のうち哨戒ヘリコプターＳＨ―60Ｋ用統合訓練装置等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		武器購入	210,567,635	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	武器のうち戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う武器購入（平成14年度）に係る限度額の増額	131,624	平成16年度	平成17年度	平成14年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「武器購入」に基づいて実行した戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		通信機器購入	99,139,539	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		車両購入	14,578,214	平成16年度	平成17年度	車両のうち大型トラック等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		弾薬購入	136,420,787	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		諸器材購入	46,168,501	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	諸器材のうち戦闘機Ｆ―２用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		航空機購入	192,475,817	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	戦闘機Ｆ―２等37機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		艦船建造	18,061,679	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	掃海艇等３隻の建造には、多くの日数を要するため
		施設整備	120,439,805	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	祝園弾薬庫ほか165箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		公務員宿舎建設及び改修	13,480,461	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	北町公務員宿舎ほか14箇所の公務員宿舎の建設及び南28条公務員宿舎ほか12箇所の公務員宿舎の改修には、多くの日数を要するものがあるため

		装備品等整備	539,072,526	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	装備品等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		研究開発	148,407,959	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	研究開発のうち哨戒機及び輸送機等の試作に必要な資材等の生産又は研究には、多くの日数を要するものがあるため
	防衛施設庁	提供施設整備	66,241,031	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	嘉手納飛行場ほか27箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策施設整備	2,134,157	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	東富士演習場ほか9箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策事業費補助	6,265,987	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	障害防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	6,169,046	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	教育施設等騒音防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		施設周辺整備助成補助	13,569,259	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	施設周辺整備助成事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改修等事業費補助	6,281,458	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	道路改修等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		提供施設移設整備	13,954,347	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の住宅地区ほか6箇所の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため
総務省	総務本省	総合的ワンストップサービス整備	1,091,234	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	総合的なワンストップサービスの整備には、多くの日数を要するため
		外国人恩給	年額 84,724	平成16年度	平成16年度以降	退職外国人教師52名に対し平成16年度以降年額84,373千円以内の年金を支給する契約及び退職した3名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和49年法律第93号）に準じて平成16年8月以降の年金につき年額351千円以内を増額して支給する契約をそれぞれ結ぶ必要があるため
		特定周波数対策交付金交付事業	52,633,122	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	特定周波数変更対策業務を行う者に対する特定周波数対策交付金交付事業については、その業務を円滑に実施するため、あらかじめその業務に要する費用に充てるための交付金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行うことを要するため

官　報（号外）

法務省	法務本省	法務省施設整備	9,699,914	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	札幌刑務所ほか6件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用法務省施設整備	746,395	平成16年度	平成18年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した苫小牧法務総合庁舎の整備には、多くの日数を要するため
	検察庁	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	465,799	平成16年度	平成18年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
	法務局	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	89,757	平成16年度	平成18年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
外務省	外務本省	通信機器等借入れ	7,327,196	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	通信機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		文化人等招へい	120,000	平成16年度	平成17年度	文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
		経済協力文化人等招へい	30,000	平成16年度	平成17年度	経済協力文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
		医療施設建設援助	5,015,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	ベトナム、マーシャル、ニカラグア及びケニアにおける医療施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		医療器材整備援助	1,038,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	南アフリカ共和国における医療器材整備資金に充てるための国の援助については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめその整備費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		教育施設建設援助	1,195,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	バングラデシュ及び東ティモールにおける教育諸施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		試験研究施設整備援助	2,493,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	インドネシア及びブルキナファソにおける試験研究施設整備資金に充てるための国の援助については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめその整備費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		農業施設建設援助	2,756,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	ベトナム及びエジプトにおける農業施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		電力供給施設整備援助	1,985,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	インドネシアにおける電力供給施設整備資金に充てるための国の援助については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめその整備費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため

			環境改善施設建設援助	11,065,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	カンボジア、東ティモール、モンゴル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、エジプト、カーボヴェルデ、ザンビア、ニジェール及びマリにおける環境改善施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
			橋梁建設援助	1,023,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	ボスニア・ヘルツェゴビナにおける橋梁建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
			道路改築援助	5,727,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	東ティモール、ミクロネシア及びガーナにおける道路改築資金に充てるための国の援助については、その改築に多くの日数を要するので、あらかじめその改築費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
			人材育成留学援助	4,137,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	インドネシア、カンボジア、中華人民共和国、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ラオス及びウズベキスタンにおける人材育成留学資金に充てるための国の援助については、その留学に多くの日数を要するので、あらかじめその留学費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		在外公館	在外公館供用物品購入	335,000	平成16年度	平成17年度	在外公館において供用する物品の購入については、その事務を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
			民間資金等活用在外公館施設整備等事業	5,039,050	平成16年度	平成19年度以降18箇年度以内	民間資金等を活用した在外公館施設の整備等には、多くの日数を要するため
			在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 1,205,228	平成16年度	平成16年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため
	財務省	財務本省	電子計算機等借入れ	2,167,660	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			民間資金等活用公務員宿舎整備等事業	3,513,660	平成16年度	平成18年度以降8箇年度以内	民間資金等を活用した公務員宿舎の整備等には、多くの日数を要するため
			公務員宿舎建設	7,121,424	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	公務員宿舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		財務局	電子計算機等借入れ	1,514,238	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		税関	電子計算機等借入れ	754,416	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官報（号外）

	国税庁	電子計算機借入れ等	12,314,371	平成16年度	平成17年度	国税総合管理システム用の電子計算機の借入れ等には、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
文部科学省	文部科学本省	公立学校等施設整備費補助	13,236,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	公立学校等施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公立学校施設整備費負担	42,491,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		義務教育教科書購入	30,593,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	平成17年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する平成17年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		国立大学法人施設整備費補助	40,222,427	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	国立大学法人が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		廃棄物再資源化実証研究	1,421,511	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	廃棄物の再資源化実証研究には、多くの日数を要するため
		国際宇宙ステーション開発費補助	15,116,603	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		日本原子力研究所研究費補助	897,966	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	日本原子力研究所が行う研究事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		日本原子力研究所施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成16年度	平成19年度まで1箇年度延長	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「日本原子力研究所施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成16年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成19年度まで1箇年度延長する必要があるため
		核燃料サイクル開発機構研究費補助	1,035,352	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	核燃料サイクル開発機構が行う研究事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		南極地域観測事業	5,043,848	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	南極地域観測用航空機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	6,158,124	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

	文化庁	国立新美術館施設整備	16,380,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	国立新美術館の施設の整備には、多くの日数を要するため
		平城宮跡第一次大極殿正殿復原整備	3,864,734	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	平城宮跡第一次大極殿正殿の復原整備には、多くの日数を要するため
厚生労働省	厚生労働本省	感染症発生動向調査システム開発	255,166	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	感染症発生動向調査のシステム開発には、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ	1,300,767	平成16年度	平成17年度	統計情報処理システム用の電子計算機の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る借入契約を結ぶ必要があるため
農林水産省	農林水産本省	指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	41,569,503	平成16年度	平成17年度	独立行政法人農畜産業振興機構が平成16年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため
		直轄海岸保全施設整備事業	240,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	玉名横島海岸の海岸保全施設の改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄地すべり対策事業	350,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	高知三波川帯地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
	水産庁	海岸保全施設整備事業費補助	70,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		水産物供給基盤整備事業費補助	175,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	水産物供給基盤整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
経済産業省	経済産業本省	庁舎運営経費合理化実証事業	60,247	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	庁舎運営経費合理化実証事業には、多くの日数を要するものがあるため
		中小企業電子経済産業省構築事業	1,671,747	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	中小企業電子経済産業省構築事業には、多くの日数を要するものがあるため
国土交通省	国土交通本省	官庁営繕	5,450,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	官庁施設の営繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費補助	450,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	独立行政法人交通安全環境研究所が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		直轄海岸保全施設整備事業	2,291,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	駿河海岸ほか2海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		海岸保全施設整備事業費補助	540,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		海岸環境整備事業費補助	170,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	海岸環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公営住宅建設等事業費補助	77,032,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		住宅地区改良事業費補助	13,847,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		緑地環境整備総合支援事業費補助	1,000,000	平成16年度	平成17年度以降4箇年度以内	緑地環境整備総合支援事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国営公園整備	5,690,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	国営吉野ヶ里歴史公園の施設の整備並びに国営飛鳥歴史公園及び国営東京臨海広域防災公園の整備に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		都市公園事業費補助	4,000,000	平成16年度	平成17年度以降4箇年度以内	都市公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		古都及び緑地保全事業費補助	211,100	平成16年度	平成17年度以降4箇年度以内	古都及び緑地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道事業費補助	58,763,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道緊急整備事業費補助	33,000,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため
		離島水産基盤整備事業費補助	2,788,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	水産基盤整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道公営住宅建設等事業費補助	16,561,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		北海道住宅地区改良事業費補助	1,500,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道下水道事業費補助	670,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄特定漁港漁場整備事業	2,306,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	羅臼漁港及び函館漁港の特定漁港漁場整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
	気象庁	気象資料自動編集中継装置借入れ	322,272	平成16年度	平成17年度	気象資料自動編集中継装置の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る借入契約を結ぶ必要があるため
		電子計算機借入れ	97,416	平成16年度	平成17年度	気象資料総合処理システム用の電子計算機の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る借入契約を結ぶ必要があるため
		気象レーダー信号処理装置借入れ	116,520	平成16年度	平成17年度	気象レーダー信号処理装置の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る借入契約を結ぶ必要があるため
	海上保安庁	弾薬購入	281,661	平成16年度	平成17年度	弾薬のうち40ミリ砲弾及び35ミリ砲弾の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		仕様の変更に伴う航空機購入に係る限度額の増額	463,615	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	平成13年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した警備救難用航空機２機の購入に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		航空機購入に係る契約の一部変更	—	平成16年度	平成17年度まで１箇年度延長	平成13年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成16年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成17年度まで１箇年度延長する必要があるため
		大型巡視船代船建造	7,641,869	平成16年度	平成16年度以降４箇年度以内	2,000トン型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するため
環境省	環境省	トキ野生順化施設整備	1,353,522	平成16年度	平成16年度以降３箇年度以内	トキ野生順化施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		廃棄物処理施設整備費補助	50,334,000	平成16年度	平成16年度以降３箇年度以内	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

平成十六年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、歳出全体にわたる徹底的な見直しを行うとともに、重点的かつ効率的な配分を行うこととして編成されたものである。また、「国から地方へ」の考え方の下、補助金改革、地方交付税改革及び税源移譲を含む税源配分の見直しのいわゆる「三位一体の改革」を進めるほか、「モデル事業」の試行的導入、「政策群」の活用、予算執行調査の拡充などを図り、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に平成十五年度の水準以下としている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1	租税及印紙収入	四一、七四七、〇〇〇百万円

税制面においては、最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、適切な措置を講ずることとしている。

2	官業益金及官業収入	一六、七〇四百万円
3	政府資産整理収入	二六一、七七一百万円
4	雑収入	三、四九五、四五〇百万円
5	公債金	三六、五九〇、〇〇〇百万円
(1)	公債金	六、五〇〇、〇〇〇百万円
(2)	特例公債金	三〇、〇九〇、〇〇〇百万円
	計	八二、一一〇、九二五百万円

歳出

1	社会保障関係費	一九、七九七、〇〇五百万円

平成十六年度においては、年金について、長期的な給付と負担の均衡を図り、社会経済と調和した持続可能な制度への改革に取り組むとともに、診療報酬・薬価等の引下げ等、歳出の合理化・効率化を行うこととしており、この結果、平成十六年度の社会保障関係費は、平成十五年度当初予算額に対して八千六十三億円増となっている。

(1)	生活保護費	一、七四八、八五八百万円
(2)	社会福祉費	一、六三三、八七二百万円
(3)	社会保険費	一五、三八〇、二三四百万円
(4)	保健衛生対策費	五〇三、三五一百万円
(5)	失業対策費	五三〇、六九一百万円
2	文教及び科学振興費	六、一三三、〇四二百万円

文教及び科学振興費については、義務教育費国庫負担制度の改革を進めるなど既存施策の見直しを行う一方、教育改革等の推進、科学技術予算の戦略的重点化を積極的に図ることとしている。

(1)	義務教育費国庫負担金	二、五一二、八四六百万円
(2)	科学技術振興費	一、二八四、一一五百万円
(3)	文教施設費	一四四、二六一百万円
(4)	教育振興助成費	二、〇五七、二四九百万円
(5)	育英事業費	一三四、五七一百万円
3	国債費	一七、五六八、五八〇百万円
4	恩給関係費	一、一三二、一一四百万円
(1)	文官等恩給費	四三、六七九百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	一、〇二三、二五三百万円
(3)	恩給支給事務費	三、七四二百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	六一、四四〇百万円
5	地方交付税交付金	一五、三八八、六五〇百万円

地方交付税交付金については、所得税（所得譲与税（仮称）分を除く。）及び酒税、法人税、消費税並びにたばこ税の各税の収入見込額の一定割合に相当する額十一兆三千三百四億千百万円に、平成九年度、平成十年度及び平成十四年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二百十一号）に基づき平成十六年度分の交付税の総額から減額することとされている額千七百四十三億六千百万円を控除し、四兆二千三百二十六億円を加算した額を計上している。なお、国と地方の財源不足対策の責任を明確化し、地方の歳出を効率化する観点から、通常収支分の財源不足について平成十六年度から平成十八年度までの三年間の措置として、国負担分については引き続き一般会計からの繰入（特例加算）を行うこととしている。

6	地方特例交付金	一、一〇四、八三四百万円

地方特例交付金は、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成十一年法律第十七号）に基づき、恒久的な減税の影響による地方税収入の減収の一部を補てんすること及び平成十六年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な見直しに対応することを目的として、暫

定的な措置として、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方特例交付金を地方公共団体に交付するために必要な経費である。

7　防衛関係費　　四、九〇二、九五二百万円

防衛関係費については、「中期防衛力整備計画（平成十三年度～平成十七年度）について」（平成十二年十二月十五日閣議決定）及び「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」（平成十五年十二月十九日閣議決定）等を踏まえ、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威等への対処能力の強化、各種災害への対応、情報機能の強化等の重要施策を推進するとともに、自衛隊の任務遂行や維持運営のため、所要の経費を計上している。

8　公共事業関係費　　七、八一五、九三四百万円

公共事業関係費については、その水準を抑制する一方、投資効果の高い事業への一層の重点化を図り、大都市圏拠点空港、三大都市圏環状道路等に重点配分している。また、社会資本整備の効率化・透明化の観点から、コスト縮減等を進めるほか、公共事業関係の国庫補助負担金のスリム化を行うとともに、新たな制度として、まちづくり交付金を創設することとしている。

なお、この公共事業関係費に、社会保障関係施設及び文教科学振興関係施設等の整備を行うために必要な経費として計上した「その他施設費」七千九百八十九億円を加えた公共投資関係費全体は、八兆六千百四十八億七千九百万円である。

(1)　治山治水対策事業費　　一、一三五、八七六百万円
(2)　道路整備事業費　　一、八〇二、八二五百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　　五六四、四一二百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　　一、七二四、四〇六百万円
(5)　下水道水道廃棄物処理等施設整備費　　一、二六〇、六七七百万円
(6)　農業農村整備事業費　　八三四、五四二百万円
(7)　森林水産基盤整備事業費　　三六〇、六一七百万円
(8)　調整費等　　五九、九〇五百万円
(9)　災害復旧等事業費　　七二、六七四百万円

9　経済協力費　　七六八、五八三百万円

経済協力費については、新ＯＤＡ大綱の下、我が国の国益を重視しつつ、全体として規模を縮減するとともに、援助対象の更なる戦略化・重点化等を図ることとしている。

10　中小企業対策費　　一七三、七七五百万円

中小企業対策費については、創業・経営革新の推進や人材育成、中小企業に対する円滑な資金供給を確保するための基盤強化等を図ることとしている。

11　エネルギー対策費　　五〇六、四六三百万円

エネルギー対策費については、エネルギーの安定供給確保と地球環境問題への対応等を着実に進めることとしている。

12　食料安定供給関係費　　六七四、八七一百万円
13　産業投資特別会計へ繰入　　九八、七七八百万円
14　改革推進公共投資事業償還時補助等　　四一六、八五〇百万円
15　その他の事項経費　　五、二七八、四九三百万円
16　予備費　　三五〇、〇〇〇百万円

計　　八二、一一〇、九二五百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の佐々木憲昭君提出の「平成十六年度一般会計予算、平成十六年度特別会計予算及び平成十六年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十六年三月五日

予算委員長　笹川　堯

衆議院議長　河野　洋平殿

平成十六年度特別会計予算

右

国会に提出する。

平成十六年一月十九日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成16年度特別会計予算

予　算　総　則

（歳入歳出予算）

第1条　次に掲げる各特別会計の平成16年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
法務省所管	登記
財務省所管	財政融資資金
	国債整理基金
	外国為替資金
	産業投資
	地震再保険
財務省、文部科学省及び経済産業省所管	電源開発促進対策
財務省、経済産業省及び環境省所管	石油及びエネルギー需給構造高度化対策
財務省及び国土交通省所管	特定国有財産整備
厚生労働省所管	厚生保険
	船員保険
	国立高度専門医療センター
	国民年金
	労働保険
農林水産省所管	食糧管理
	農業共済再保険
	森林保険
	漁船再保険及漁業共済保険
	農業経営基盤強化措置
	国有林野事業
	国営土地改良事業
経済産業省所管	貿易再保険
	特許
国土交通省所管	自動車損害賠償保障事業
	道路整備
	治水
	港湾整備
	自動車検査登録
	都市開発資金融通
	空港整備

（繰越明許費）

第2条　各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第3条　各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成16年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第4条　「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第5条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が平成16年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第6条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「財政法」第15条第2項の規定により平成16年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
国立高度専門医療センター		1,000,000千円
国有林野事業	国有林野事業勘定	2,000,000
	治山勘定	3,000,000
国営土地改良事業		2,000,000
道路整備		40,000,000
治水	治水勘定	16,000,000
	特定多目的ダム建設工事勘定	3,000,000
港湾整備	港湾整備勘定	5,000,000
	特定港湾施設工事勘定	1,000,000
空港整備		2,000,000

（財政融資資金特別会計における公債発行の限度額）

第7条　財政融資資金特別会計において、「財政融資資金特別会計法」第11条第2項の規定により平成16年度において公債を発行することができる限度額は、41,300,000,000千円とする。ただし、第19

条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

２　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成15年10月１日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

３　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額）

第８条　国債整理基金特別会計において、「国債整理基金特別会計法」第５条ノ２の規定により平成16年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、14,000,000,000千円とする。

２　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（日本たばこ産業株式会社の株式の処分限度数）

第９条　「日本たばこ産業株式会社法」第３条の規定により、国債整理基金特別会計において平成16年度に処分することができる日本たばこ産業株式会社の株式の限度数を平成15年度中に日本たばこ産業株式会社の株式を処分した数が平成15年度特別会計予算総則第９条に定める限度数に達しなかった場合のその残余の株式の数とする。ただし、株式の分割又は併合があった場合は、分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって処分することができる株式の限度数とする。

（日本電信電話株式会社の株式の処分限度数）

第10条　「日本電信電話株式会社等に関する法律」第７条の規定により、国債整理基金特別会計において平成16年度に処分することができる日本電信電話株式会社の株式の限度数を1,000,000株とする。ただし、株式の分割又は併合があった場合は、分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって処分することができる株式の限度数とする。

（借入金の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定　50,223,332,987千円
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」第12条第３項	石油及びエネルギー需給構造高度化勘定　1,291,300,000
国立高度専門医療センター	「国立高度専門医療センター特別会計法」第９条第２項	3,800,000
国有林野事業	「国有林野事業の改革のための特別措置法」第19条第２項	国有林野事業勘定　171,532,000
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第２項	36,300,000
都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」第12条第２項	5,000,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第７条第２項	48,488,000

（一時借入金等の最高額）

第12条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金（「国庫余裕金の繰替使用に関する法律」第１条の規定によるものを含む。）の最高額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	最高額
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定　50,223,332,987千円
登記	「登記特別会計法」第11条第２項	14,100,000
財政融資資金	「財政融資資金法」第９条第２項	15,000,000,000
外国為替資金	「外国為替資金特別会計法」第４条第２項	140,000,000,000
電源開発促進対策	「電源開発促進対策特別会計法」第11条第２項	電源立地勘定　1,000,000 電源利用勘定　8,000,000

特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」第13条第2項	20,000,000千円
国立高度専門医療センター	「国立高度専門医療センター特別会計法」第10条第3項	5,000,000
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第6条第4項	国有林野事業勘定 60,000,000
特許	「特許特別会計法」第12条第2項	17,000,000
都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」第13条第3項	150,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第9条第2項	10,000,000

2　食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、1,100,000,000千円とする。

3　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定における「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」第13条第2項の規定による証券、一時借入金及び繰替金の最高額は、839,000,000千円とする。

（国有林野事業特別会計の給与総額）

第13条　国有林野事業特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して平成16年度において支給する給与（職員俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、休職者給与その他農林水産大臣が財務大臣と協議して定める手当をいう。）の総額は、35,422,647千円とする。ただし、予算の基礎となった給与準則を実施するため必要を生じた場合、第14条第1項の規定により給与を支出する場合又は給与に関する中央労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、財務大臣の承認を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第14条第1項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

2　前項に規定するもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、財務大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を平成16年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

3　前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の流用によるもののほか、経費の増額については、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項並びに第36条の規定の例による。

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第14条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費を増額することができる。

特別会計	要件	経費
1　交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定における地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別とん税の収入の増加	交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費
	交通安全対策特別交付金勘定における交通反則者納金の収入の増加	交通安全対策特別交付金勘定における交通安全対策特別交付金に必要な経費
2　登記	登記手数料収入の増加	当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費
3　財政融資資金	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加	預託金利子に必要な経費
4　国債整理基金	国債、借入金、一時借入金又は政府短期証券の償還金、利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加	債務償還費、利子、割引料等に必要な経費
	株式売払いによる収入の増加	株式売払いに必要な経費
5　地震再保険	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加	再保険金に必要な経費
6　特定国有財産整備	国有財産処分収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
7　厚生保険	業務勘定における児童手当拠出金収入の増加	業務勘定における児童手当勘定への繰入れに必要な経費
8　厚生保険、船員保険、国民年金	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加	保険給付に必要な経費
9　国立高度専門医療センター	病院収入その他の収入の増加	当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費
10　労働保険	労災勘定又は雇用勘定における徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付に必要な経費
	徴収勘定における保険料収入の増加	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費

11　農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険	再保険料収入又は保険料収入の増加	再保険金又は保険金に必要な経費
12　農業経営基盤強化措置	農業改良資金貸付金償還金収入の増加	農業改良資金貸付金に必要な経費
13　国有林野事業（国有林野事業勘定に限る。）	業務収入の増加	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新植事業の事業量の増加並びに分収育林事業の事業量の増加のため直接必要な経費
	林野等の売払いによる収入の増加	林野等の売払いのため直接必要な経費又は国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
14　特許	特許料等収入の増加	当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費
15　自動車損害賠償保障事業	再保険料収入、保険料収入又は賦課金収入の増加	再保険金、保険金又は保障金に必要な経費
16　自動車検査登録	検査登録印紙収入の増加	検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費
17　都市開発資金融通	貸付金の繰上償還による運用金回収収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費

2　労働保険特別会計雇用勘定において、予見し難い経済事情の変動により雇用安定事業に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、雇用安定資金からこの勘定の歳入に組み入れることができる。

3　財政融資資金特別会計において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　第7条第1項ただし書の規定により公債の発行収入金が増加したとき。当該増加額に相当する金額の財政融資資金への繰入れに必要な経費の増額

（2）　第7条第1項ただし書、第2項後段及び第3項の規定により公債の発行が増加したため、公債の利子及び発行に関する諸費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

4　国債整理基金特別会計において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　前年度発行の償還期間1年以下の国債の償還が予定より増加したため、債務償還費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（2）　予見し難い国債の市場環境の変化への対応等に伴い国債の買入消却が予定より増加したため、債務償還費に不足を生ずるとき。20,000,000,000千円を限度とする当該経費の増額

5　食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　国内麦管理勘定において、国内麦の民間流通数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しく超えて輸入食糧を買い入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（2）　業務勘定において、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費（これらの経費の支出に伴い必要となる経費を含む。次項において同じ。）に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（3）　国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額。ただし、当該不足が前号に規定する事由以外の事由により生ずる場合においては、当該不足する勘定以外の勘定の業務勘定への繰入れに必要な経費について、当該不足する勘定の当該経費の増額分に相当する額を減額しなければならない。

（4）　調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（5）　国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、輸入飼料又は業務の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（6）　調整勘定において、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定における経費の財源の不足をうめるため、当該各勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。当該各勘定のその不足額を限度とする当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額

6　国立高度専門医療センター、国民年金（福祉年金勘定に限る。）、国有林野事業、国営土地改良事業、道路整備、治水、港湾整備及び空港整備の各特別会計において、一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又はその他の収入（借入金を除く。以下この項において同じ。）が予算額に比して増加する場合には、第1項の規定によるもののほか、当該増加額の範囲内で、事業のため直接必要な経費（その他の収入が増加する場合にあっては、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。）の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

7　道路整備、治水（治水勘定に限る。）、港湾整備（港湾整備勘定に限る。）及び都市開発資金融通の各特別会計において、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第2条第1項第1号に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の貸付金及び「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例

等に関する法律」第３条第２項の規定による無利子の貸付金の償還による収入が予算額に比して増加する場合には、当該増加額の範囲内で、産業投資特別会計への繰入れに必要な経費の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

8　前各項の規定により経費を増額する場合においては、「財政法」第35条第２項、第３項及び第４項並びに第36条の規定の例による。

9　第２条の規定によるもののほか、国有林野事業、道路整備、治水、港湾整備及び空港整備の各特別会計において、一般会計からの受入金（道州制北海道モデル事業推進費からの受入金に限る。）が予算額に比して増加する場合に、第６項の規定により当該特別会計の経費を増額したときは、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

（予算の移用）

第15条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第１表から第３表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計（勘定区分のある特別会計にあっては、各勘定）の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
登記、財政融資資金、外国為替資金、船員保険、国民年金	各項

第２表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
電源開発促進対策	電源立地	電源立地対策費、事務取扱費、諸支出金、周辺地域整備資金へ繰入、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源利用	電源利用対策費、事務取扱費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	石油及びエネルギー需給構造高度化	石油安定供給対策費、石油生産流通合理化対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務処理費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	石炭	各項
厚生保険	健康、年金、児童手当	各項
	業務	業務取扱費、施設整備費、保健事業費、福祉施設事業費、年金資金運用基金出資、児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入、諸支出金の各項
労働保険	労災	保険給付費、業務取扱費、施設整備費、労働福祉事業費、他勘定へ繰入の各項
	雇用	失業等給付費、業務取扱費、施設整備費、雇用安定等事業費、他勘定へ繰入、雇用安定資金へ繰入の各項
	徴収	各項
食糧管理	国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料	返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項
農業共済再保険	農業、家畜、果樹、園芸施設	各項
国有林野事業	治山	治山事業費、北海道治山事業費、離島治山事業費、沖縄治山事業費、治山事業工事諸費の各項
自動車損害賠償保障事業	保障、保険料等充当交付金	各項
	自動車事故対策	自動車事故対策費と保障勘定へ繰入
治水	治水	河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発事業交付金、砂防事業費、建設機械整備費、都市水環境整備事業費、治水事業工事諸費の各項
		北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道建設機械整備費、北海道都市水環境整備事業費の各項
	特定多目的ダム建設工事	多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入
港湾整備	港湾整備	港湾事業費、埠頭整備等資金貸付金、港湾事業等工事諸費の各項
	特定港湾施設工事	各項

第３表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
国立高度専門医療センター	経営費、看護師等養成費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
特許	事務取扱費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
道路整備	道路事業費、道路環境整備事業費、首都高速道路公団等事業助成費、有料道路整備等資金貸付金、道路事業工事諸費の各項
	北海道道路事業費と北海道道路環境整備事業費
	離島道路事業費と離島道路環境整備事業費
	沖縄道路事業費と沖縄道路環境整備事業費
自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
都市開発資金融通	都市開発資金貸付金、事務取扱費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
空港整備	空港整備事業費と航空機騒音対策事業資金貸付金
	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費

（再保険契約の限度額）

第16条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、平成16年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第３条第３項	１回の地震等により支払うべき再保険金の総額　3,752,670,000千円
貿易再保険	「貿易保険法」第58条	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額 普通輸出保険　15,440,000,000千円 輸出代金保険　16,340,000,000 為替変動保険　50,000,000 輸出手形保険　1,410,000,000 輸出保証保険　120,000,000 前払輸入保険　30,000,000 仲介貿易保険　1,540,000,000 海外投資保険　540,000,000 海外事業資金貸付保険　1,260,000,000 独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額　200,000,000

（電源開発促進対策特別会計の電源開発促進税収入の各勘定への帰属）

第17条　「電源開発促進対策特別会計法」第３条の３の規定により平成16年度において電源立地勘定及び電源利用勘定の歳入に組み入れる電源開発促進税収入の金額は、電源立地勘定にあっては電源開発促進税収入の425分の190に相当する金額とし、電源利用勘定にあっては電源開発促進税収入の425分の235に相当する金額とする。

（外国為替資金特別会計の決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第18条　「外国為替資金特別会計法」第13条の規定により平成16年度において外国為替資金特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、1,419,000,000千円とする。

（財政融資資金等の長期運用予定額）

第19条　平成16年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、「国債整理基金特別会計法」第５条第１項の規定による起債に応ずるための運用1,000,000,000千円のほか、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、「独立行政法人都市再生機構法」の規定により地域振興整備公団の業務の一部が独立行政法人都市再生機構に承継されたとき及び都市基盤整備公団が解散し、その業務が独立行政法人都市再生機構に承継されたときにおいて、右欄に定める地域振興整備公団及び都市基盤整備公団の長期運用予定額（第３項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち運用するに至っていない金額がある場合には、これらの金額を右欄に定める独立行政法人都市再生機構の長期運用予定額に加えるものとする。

官報（号外）

区分	長期運用予定額
（国）	
1　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	74,200,000千円
2　国立高度専門医療センター特別会計	3,800,000
3　国営土地改良事業特別会計	36,300,000
4　都市開発資金融通特別会計	5,000,000
5　空港整備特別会計	47,000,000
（政府関係機関）	
6　国民生活金融公庫	2,600,000,000
7　住宅金融公庫	145,600,000
8　農林漁業金融公庫	185,000,000
9　中小企業金融公庫	960,800,000
10　沖縄振興開発金融公庫	129,500,000
11　日本政策投資銀行	577,000,000
12　国際協力銀行	832,600,000
（公団、事業団等）	
13　日本道路公団	737,700,000
14　首都高速道路公団	149,300,000
15　阪神高速道路公団	87,500,000
16　本州四国連絡橋公団	29,200,000
17　地域振興整備公団	1,600,000
18　都市基盤整備公団	30,200,000
19　日本私立学校振興・共済事業団	17,000,000
20　独立行政法人福祉医療機構	398,900,000
21　独立行政法人緑資源機構	8,100,000
22　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	107,000,000
23　独立行政法人水資源機構	33,000,000
24　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	600,000
25　独立行政法人日本学生支援機構	306,700,000
26　独立行政法人国立大学財務・経営センター	61,800,000
27　独立行政法人国立病院機構	44,100,000
28　独立行政法人環境再生保全機構	1,000,000
29　独立行政法人中小企業基盤整備機構	2,900,000
30　独立行政法人都市再生機構	1,082,900,000
31　商工組合中央金庫	10,000,000
（地方公共団体）	
32　地方公共団体	5,420,000,000

2　平成16年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第5条において準用する同法第2条第1項に規定する長期運用予定額は、「日本郵政公社法」第24条第3項第4号に規定する郵便貯金資金の地方公共団体に対する運用700,000,000千円及び同項第5号に規定する簡易生命保険資金の地方公共団体に対する運用1,200,000,000千円とする。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項第6号から第32号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額及び前項の長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、

（1）　第1項第6号から第29号までの各号、第31号、第32号及び前項にあっては、当該各号及び前項に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、

（2）　独立行政法人都市再生機構にあっては、「独立行政法人都市再生機構法」の施行前に地域振興整備公団及び都市基盤整備公団の長期運用予定額がこの項の規定により増額されなかったときは、これらの長期運用予定額の合算額の100分の50に相当する金額を独立行政法人都市再生機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、「独立行政法人都市再生機構法」の施行前に地域振興整備公団及び都市基盤整備公団の長期運用予定額がこの項の規定により増額されたときは、これらの長期運用予定額の合算額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を独立行政法人都市再生機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、

それぞれの長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（俸給予算等の制限）

第20条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金					
	交付税及び譲与税配付金勘定	他会計より受入		16,493,483,771	地方交付税交付金	16,886,132,541
					地方特例交付金	1,104,834,000
			一般会計より受入	16,493,483,771	地方譲与税譲与金	1,145,200,000
		租税		1,145,600,000	事務費	382,660
			所得税	424,900,000	諸支出金	500
			地方道路税	303,500,000	国債整理基金特別会計へ繰入	49,165,910,987
			石油ガス税	14,000,000		
			航空機燃料税	16,400,000	予備費	2,600,000
			自動車重量税	375,500,000		
			特別とん税	11,300,000		
		借入金		50,223,332,987		
			借入金	50,223,332,987		
		前年度剰余金受入		617,542,130		
			前年度剰余金受入	617,542,130		
		雑収入		1,800		
			雑収入	1,800		
		合計		68,479,960,688	合計	68,305,060,688
	交通安全対策特別交付金勘定	交通反則者納金		79,840,374	交通安全対策特別交付金	78,960,169
					諸支出金	621,919
			交通反則者納金	79,840,374	予備費	200,000
		前年度剰余金受入		6,220,023		
			前年度剰余金受入	6,220,023		
		雑収入		1,783		
			雑収入	1,783		
		合計		86,062,180	合計	79,782,088

官報（号外）

法務省	登記	登記手数料収入		96,365,330	事務取扱費	169,529,010
			登記印紙収入	88,492,341	施設整備費	4,530,950
			登記情報提供等手数料収入	7,872,989	国債整理基金特別会計へ繰入	26,000
		他会計より受入		71,859,904	予備費	500,000
			一般会計より受入	71,859,904		
		雑収入		109,439		
			雑収入	109,439		
		前年度剰余金受入		12,211,507		
			前年度剰余金受入	12,211,507		
		合計		180,546,180	合計	174,585,960
財務省	財政融資資金	資金運用収入		10,602,404,300	事務費	6,459,627
			運用利殖金収入	10,602,404,300	諸支出金	5,944,128,117
		公債金		41,300,000,000	財政融資資金へ繰入	41,300,000,000
			公債金	41,300,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	12,033,237,008
		財政融資資金より受入		10,392,467,796	予備費	60,000
			財政融資資金より受入	10,392,467,796		
		雑収入		238,253,476		
			雑収入	238,253,476		
		合計		62,533,125,572	合計	59,283,884,752
	国債整理基金	他会計より受入		83,578,608,611	国債整理基金支出	169,002,537,858
			他会計より受入	83,578,608,611	一般会計へ繰入	98,778,000
		租税		235,600,000		
			たばこ特別税	235,600,000		
		公債金		89,491,270,656		
			公債金	89,491,270,656		
		資産処分収入		418,400,000		
			株式売払収入	418,400,000		

		配当金収入		2,032,800		
			配当金収入	2,032,800		
		運用収入		224,380,316		
			運用収入	224,380,316		
		前年度剰余金受入		9,098,778,000		
			前年度剰余金受入	9,098,778,000		
		雑収入		52,245,475		
			雑収入	52,245,475		
		合計		183,101,315,858	合計	169,101,315,858
	外国為替資金	外国為替等売買差益		140,000,000	事務取扱費	1,161,529
			外国為替等売買差益	140,000,000	諸支出金	20,968,286
		運用収入		1,675,664,989	国債整理基金特別会計へ繰入	460,325,373
			運用収入	1,675,664,989	予備費	450,000,000
		雑収入		2,110		
			雑収入	2,110		
		合計		1,815,667,099	合計	932,455,188
	産業投資					
	産業投資勘定	運用収入		38,769,754	産業投資支出	80,500,000
			償還金収入	3,730,400	事務費	125,800
			利子収入	588,032	国債整理基金特別会計へ繰入	2,580
			納付金	6,835,322	予備費	500,000
			配当金収入	27,616,000		
		前年度剰余金受入		42,358,616		
			前年度剰余金受入	42,358,616		
		雑収入		10		
			雑収入	10		
		合計		81,128,380	合計	81,128,380

官　報（号外）

	社会資本整備勘定	他会計より受入		377,057,211	道路整備事業資金貸付金	69,634,000
			他会計より受入	169,228,468	港湾事業資金貸付金	50,000
			改革推進公共投資事業償還金等他会計より受入	207,828,743	住宅建設等事業資金貸付金	685,000
		償還金収入		264,680,754	都市計画事業資金貸付金	40,000
			償還金収入	55,659,283	水産基盤整備事業資金貸付金	1,369,000
			改革推進公共投資事業資金貸付金償還金収入	209,021,471	民間能力活用施設整備事業資金貸付金	27,000,000
		前年度剰余金受入		20,990,188	一般会計へ繰入	147,099,939
			前年度剰余金受入	20,990,188	改革推進公共投資事業償還金等一般会計へ繰入	416,850,214
		雑収入		28,201	事務費	27,701
			雑収入	28,201	予備費	500
		合計		662,756,354	合計	662,756,354
	地震再保険	再保険料収入		37,117,310	再保険費	49,725,025
			再保険料収入	37,117,310	事務取扱費	128,606
		雑収入		12,736,821	予備費	500
			雑収入	12,736,821		
		合計		49,854,131	合計	49,854,131
財務省、文部科学省及び経済産業省	電源開発促進対策					
	電源立地勘定	租税		160,600,000	電源立地対策費	186,974,906
			電源開発促進税	160,600,000	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	15,068,792
		前年度剰余金受入		97,045,616	事務取扱費	1,850,825
			前年度剰余金受入	97,045,616	諸支出金	100
		雑収入		50,076	周辺地域整備資金へ繰入	53,000,000
			雑収入	50,076	国債整理基金特別会計へ繰入	1,069
					予備費	800,000
		合計		257,695,692	合計	257,695,692

	電源利用勘定	租税		198,700,000	電源利用対策費	192,977,569
			電源開発促進税	198,700,000	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	36,838,040
		前年度剰余金受入		46,065,137		
			前年度剰余金受入	46,065,137	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	9,016,906
		雑収入		883,485		
			雑収入	883,485	事務取扱費	4,807,459
					諸支出金	100
					国債整理基金特別会計へ繰入	8,548
					予備費	2,000,000
		合計		245,648,622	合計	245,648,622
財務省、経済産業省及び環境省	石油及びエネルギー需給構造高度化対策					
	石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	他会計より受入		396,500,000	石油安定供給対策費	266,996,437
			一般会計より受入	396,500,000	石油生産流通合理化対策費	47,164,491
		石油証券及借入金収入		1,291,237,598	エネルギー需給構造高度化対策費	164,666,245
			石油証券及借入金収入	1,291,237,598		
		備蓄石油売払代		17,183,337	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	94,282,827
			備蓄石油売払代	17,183,337		
		前年度剰余金受入		227,309,667	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	36,520,809
			前年度剰余金受入	227,309,667		
		雑収入		346,247	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	4,000,000
			雑収入	346,247	事務処理費	3,707,376
					諸支出金	200
					国債整理基金特別会計へ繰入	1,312,688,464
					予備費	2,550,000
		合計		1,932,576,849	合計	1,932,576,849
	石炭勘定	租税		38,000,000	事務処理費	1,407

官報（号外）

		前年度剰余金受入	関税	38,000,000	諸支出金	100
			前年度剰余金受入	63,942,618	国債整理基金特別会計へ繰入	54,076,654
		雑収入		5,837		
			雑収入	5,837		
		合計		101,948,455	合計	54,078,161
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	国有財産処分収入		65,498,939	特定国有財産整備費	2,479,764
					事務取扱費	1,820,655
			国有財産売払収入	65,498,939	国債整理基金特別会計へ繰入	72,220,424
		他会計より受入		9,351,340		
			一般会計より受入	9,351,340	予備費	30,000
		前年度剰余金受入		288,660		
			前年度剰余金受入	288,660		
		雑収入		1,411,904		
			雑収入	1,411,904		
		合計		76,550,843	合計	76,550,843
厚生労働省	厚生保険健康勘定	保険収入		7,281,976,586	保険給付費	3,910,308,173
			保険料収入	6,416,905,860	老人保健拠出金	1,887,166,979
			一般会計より受入	864,846,329	退職者給付拠出金	689,565,286
			日雇拠出金収入	224,397	介護納付金	524,534,183
		運用収入		1,896	保健事業費等業務勘定へ繰入	109,296,453
			運用収入	1,896	事業運営安定資金へ繰入	112,391,749
		借入金		1,479,228,213	借入金償還金	1,479,228,213
			借入金	1,479,228,213	諸支出金	24,724,958
		雑収入		16,009,299	予備費	40,000,000
			雑収入	16,009,299		

		合計		8,777,215,994	合計	8,777,215,994
	年金勘定	保険収入		34,402,906,211	保険給付費	21,744,342,087
			保険料収入	19,929,509,465	国民年金特別会計へ繰入	10,795,943,192
			一般会計より受入	4,279,206,064	福祉施設費等業務勘定へ繰入	200,301,820
			船員保険特別会計より受入	13,276,882	諸支出金	97,343,377
			国民年金特別会計より受入	1,606,343,777	予備費	326,000,000
			解散厚生年金基金等徴収金	6,392,941,036		
			拠出金収入	38,322,338		
			存続組合等納付金	452,053,724		
			運用収入	1,691,252,925		
		年金資金運用基金納付金		133,868,743		
			年金資金運用基金納付金	133,868,743		
		雑収入		12,148,178		
			雑収入	12,148,178		
		合計		34,548,923,132	合計	33,163,930,476
	児童手当勘定	拠出金収入		140,828,363	被用者児童手当交付金	299,999,404
			事業主拠出金収入	140,828,363	非被用者児童手当交付金	106,841,466
		他会計より受入		293,211,546	業務取扱費	2,300,884
			一般会計より受入	293,211,546	諸支出金	15,362
		積立金より受入		12,745,365	児童育成事業費	33,635,225
			積立金より受入	12,745,365	予備費	4,000,000
		雑収入		7,057		
			雑収入	7,057		
		前年度剰余金受入		10		
			前年度剰余金受入	10		
		合計		446,792,341	合計	446,792,341

	業務勘定	他会計より受入		82,996,735	業務取扱費	152,996,005
			一般会計より受入	82,996,735	施設整備費	3,476,008
		他勘定より受入		309,598,273	保健事業費	80,987,455
			他勘定より受入	309,598,273	福祉施設事業費	164,335,078
		児童手当収入		137,132,364	特別保健福祉事業費	900,000
			児童手当収入	137,132,364	独立行政法人福祉医療機構運営費	266,555
		特別保健福祉事業資金より受入		9,000,000	特別保健福祉事業費補助	7,866,434
			特別保健福祉事業資金より受入	9,000,000	年金資金運用基金出資	5,849,633
		雑収入		12,863,506	児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	135,274,700
			雑収入	12,863,506	特別保健福祉事業費船員保険特別会計へ繰入	233,566
		前年度剰余金受入		1,209,662	諸支出金	15,106
			前年度剰余金受入	1,209,662	予備費	600,000
		合計		552,800,540	合計	552,800,540
	船員保険	保険収入		70,816,163	保険給付費	35,698,064
			保険料収入	64,174,053	老人保健拠出金	10,109,691
			一般会計より受入	5,310,504	退職者給付拠出金	3,254,191
			運用収入	1,331,606	介護納付金	3,294,815
		児童手当収入		97	業務取扱費	2,062,352
			児童手当収入	97	諸支出金	13,406,236
		他会計より受入		233,566	福祉事業費	4,242,922
			厚生保険特別会計より受入	233,566	児童手当拠出金厚生保険特別会計へ繰入	87
		積立金より受入		1,072,922	予備費	380,000
			積立金より受入	1,072,922		
		雑収入		325,610		
			雑収入	325,610		

		合計		72,448,358	合計	72,448,358
	国立高度専門医療センター	病院収入		84,929,753	経営費	110,017,741
			診療収入	84,929,753	医療技術開発等研究費	2,844,395
					看護師等養成費	1,067,641
		他会計より受入		48,612,950	施設整備費	5,425,807
			一般会計より受入	48,612,950	国債整理基金特別会計へ繰入	25,439,691
		借入金		3,800,000	予備費	30,000
			借入金	3,800,000		
		積立金より受入		3,500,000		
			積立金より受入	3,500,000		
		雑収入		3,982,572		
			医療技術開発等研究収入	3,433,714		
			雑収入	548,858		
		合計		144,825,275	合計	144,825,275
	国民年金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		16,037,165,244	基礎年金給付費	12,094,384,678
			拠出金等収入	16,028,944,166	基礎年金相当給付費繰入及交付金	4,199,223,634
			運用収入	8,221,078	諸支出金	202,758
		雑収入		6,511,526	予備費	529,100,000
			雑収入	6,511,526		
		前年度剰余金受入		779,234,300		
			前年度剰余金受入	779,234,300		
		合計		16,822,911,070	合計	16,822,911,070
	国民年金勘定	保険収入		5,874,504,324	国民年金給付費	2,173,789,218
			保険料収入	2,227,101,428	基礎年金勘定へ繰入	3,546,502,967
			一般会計より受入	1,521,881,737	諸支出金	29,544,501
			基礎年金勘定より受入	2,009,302,283	福祉施設費等業務勘定へ繰入	86,411,185

官報（号外）

			運用収入	116,218,876	予備費	33,000,000
		年金資金運用基金納付金		9,867,251		
			年金資金運用基金納付金	9,867,251		
		雑収入		3,272,186		
			雑収入	3,272,186		
		合計		5,887,643,761	合計	5,869,247,871
	福祉年金勘定	他会計より受入		23,505,550	福祉年金給付費	23,601,617
			一般会計より受入	23,505,550	諸支出金	5,500
		雑収入		73,823	予備費	118,000
			雑収入	73,823		
		前年度剰余金受入		145,744		
			前年度剰余金受入	145,744		
		合計		23,725,117	合計	23,725,117
	業務勘定	他会計より受入		71,002,328	業務取扱費	140,982,469
			一般会計より受入	71,002,328	施設整備費	798,232
		他勘定より受入		86,411,185	福祉施設費	18,002,696
			国民年金勘定より受入	86,411,185	年金資金運用基金出資	59,087
		雑収入		75,983	予備費	400,000
			雑収入	75,983		
		前年度剰余金受入		2,752,988		
			前年度剰余金受入	2,752,988		
		合計		160,242,484	合計	160,242,484
	労働保険					
	労災勘定	保険収入		1,259,094,427	保険給付費	803,657,754
			他勘定より受入	1,044,725,943	業務取扱費	50,762,364
			一般会計より受入	1,307,000	施設整備費	5,170,296
			未経過保険料受入	23,687,648	労働福祉事業費	227,115,625
			支払備金受入	189,373,836	独立行政法人産業安全研究所運営費	679,854

		雑収入		133,515,489	独立行政法人産業医学総合研究所運営費	967,461
			雑収入	133,515,489	独立行政法人産業医学総合研究所施設整備費	419,585
					独立行政法人福祉医療機構運営費	47,651
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	165,562
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	7,650
					独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	11,226,493
					独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	14,874,165
					他勘定へ繰入	62,144,884
					予備費	10,000,000
		合計		1,392,609,916	合計	1,187,239,344
	雇用勘定	保険収入		3,047,521,354	失業等給付費	2,267,593,524
			他勘定より受入	2,557,462,354	業務取扱費	88,522,074
			一般会計より受入	490,059,000	施設整備費	7,276,900
		運用収入		1,299,005	雇用安定等事業費	376,532,279
			運用収入	1,299,005	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	18,411,692
		積立金より受入		1,905,253		
			積立金より受入	1,905,253	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費	34,295
		雑収入		13,851,446		
			雑収入	13,851,446	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	2,856,190
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	75,850
					独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	94,595,827
					独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費	1,812,402
					他勘定へ繰入	33,896,510

官報（号外）

						雇用安定資金へ繰入	5,969,515
						予備費	167,000,000
		合計		3,064,577,058		合計	3,064,577,058
	徴収勘定	保険収入		3,601,219,750		保険料返還金	55,133,014
			保険料収入	3,600,365,646		業務取扱費	41,891,479
			印紙収入	854,104		他勘定へ繰入	3,602,188,297
		他勘定より受入		96,041,394		予備費	100,000
			他勘定より受入	96,041,394			
		雑収入		968,547			
			雑収入	968,547			
		前年度剰余金受入		1,083,099			
			前年度剰余金受入	1,083,099			
		合計		3,699,312,790		合計	3,699,312,790
農林水産省	食糧管理						
	国内米管理勘定	食糧管理収入		114,170,885		国内米買入費	73,702,564
			国内米売払代	114,170,885		国内米管理費	105,893,788
		他勘定より受入		652,292,334		過剰米短期融資資金貸付金	7,500,000
			他勘定より受入	652,292,334		返還金等他勘定へ繰入	551,825,888
		雑収入		2,459,021		予備費	30,000,000
			雑収入	2,459,021			
		合計		768,922,240		合計	768,922,240
	国内麦管理勘定	食糧管理収入		168,009		国内麦買入費	726,441
			国内麦売払代	168,009		国内麦管理費	99,858,295
		他勘定より受入		103,010,790		返還金等他勘定へ繰入	594,195
			調整勘定より受入	103,010,790		予備費	2,000,000
		雑収入		132			
			雑収入	132			
		合計		103,178,931		合計	103,178,931

	輸入食糧管理勘定	食糧管理収入	300,069,082	輸入食糧買入費	239,801,803
				輸入食糧売払代	300,069,082	輸入食糧管理費	35,342,364
		輸入食糧納付金収入	396,611			返還金等他勘定へ繰入	208,391,222
				輸入食糧納付金収入	396,611	予備費	70,000,000
		他勘定より受入	252,927,387				
				調整勘定より受入	252,927,387		
		雑収入	142,309				
				雑収入	142,309		
		合計	553,535,389	合計	553,535,389
	農産物等安定勘定	他勘定より受入	468,724	農産物等買入費	255,786
				調整勘定より受入	468,724	農産物等管理費	9,523
		雑収入	20	返還金等他勘定へ繰入	3,435
				雑収入	20	予備費	200,000
		合計	468,744	合計	468,744
	輸入飼料勘定	輸入飼料売払代	40,085,800	輸入飼料買入費	37,265,200
				輸入飼料売払代	40,085,800	輸入飼料管理費	1,976,558
		輸入麦等納付金収入	10	返還金等他勘定へ繰入	3,799,732
				輸入麦等納付金収入	10	予備費	10,000,000
		他会計より受入	900,000				
				一般会計より受入	900,000		
		他勘定より受入	12,055,384				
				調整勘定より受入	12,055,384		
		雑収入	296				
				雑収入	296		
		合計	53,041,490	合計	53,041,490
	業務勘定	他勘定より受入	150,767,397	事務費	49,659,271
				他勘定より受入	150,767,397	サイロ及倉庫運営費	816,256
		検査印紙収入	249,466	返還金調整勘定へ繰入	100,729,792

官　報（号外）

			検査印紙収入	249,466	予備費	2,000,000
		雑収入		2,188,456		
			雑収入	2,188,456		
		合計		153,205,319	合計	153,205,319
	調整勘定	他会計より受入		228,900,000	国債整理基金特別会計へ繰入	886,439,048
			一般会計より受入	228,900,000		
		他勘定より受入		814,272,648	食糧買入費等財源他勘定へ繰入	1,120,450,400
			他勘定より受入	814,272,648		
		食糧証券及借入金収入		963,710,000		
			食糧証券及借入金収入	963,710,000		
		雑収入		6,800		
			雑収入	6,800		
		合計		2,006,889,448	合計	2,006,889,448
	農業共済再保険					
	再保険金支払基金勘定	農業共済再保険金支払基金収入		8,226,242	再保険金支払財源他勘定へ繰入	8,226,653
			前年度繰越資金受入	8,226,242		
		雑収入		411		
			雑収入	411		
		合計		8,226,653	合計	8,226,653
	農業勘定	農業再保険収入		31,962,991	農業再保険費	24,526,377
			再保険料	5,188,995	農業共済組合連合会等交付金	7,311,862
			一般会計より受入	26,652,312		
			前年度繰越資金受入	121,684	予備費	900,000
		支払基金受入		898,076		
			再保険金支払基金勘定より受入	898,076		
		雑収入		1,924		

			雑収入	1,924		
		合計		32,862,991	合計	32,738,239
	家畜勘定	家畜再保険収入		44,815,849	家畜再保険費	22,990,401
			再保険料	660,570	農業共済組合連合会等交付金	10,042,016
			一般会計より受入	32,474,161		
			前年度繰越資金受入	11,681,118	予備費	4,900,000
		雑収入		3,098		
			雑収入	3,098		
		合計		44,818,947	合計	37,932,417
	果樹勘定	果樹再保険収入		6,676,579	果樹再保険費	3,193,771
			再保険料	159,209	農業共済組合連合会等交付金	611,569
			一般会計より受入	3,430,405		
			前年度繰越資金受入	3,086,965	予備費	6,300,000
		支払基金受入		6,299,941		
			再保険金支払基金勘定より受入	6,299,941		
		雑収入		59		
			雑収入	59		
		合計		12,976,579	合計	10,105,340
	園芸施設勘定	園芸施設再保険収入		3,680,623	園芸施設再保険費	844,111
			一般会計より受入	3,059,107	農業共済組合連合会等交付金	2,096,618
			前年度繰越資金受入	621,516	予備費	1,700,000
		支払基金受入		1,028,636		
			再保険金支払基金勘定より受入	1,028,636		
		雑収入		1,589		
			雑収入	1,589		
		合計		4,710,848	合計	4,640,729

	業務勘定	他会計より受入		1,263,290	農業共済再保険業務費	1,262,344
			一般会計より受入	1,263,290	予備費	1,000
		雑収入		53		-
			雑収入	53		
		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合計		1,263,344	合計	1,263,344
	森林保険	森林保険収入		16,546,579	森林保険費	2,832,324
			保険料	4,129,600	森林保険業務費	1,624,816
			前年度繰越資金受入	12,416,979	予備費	1,400,000
		雑収入		53,844		
			雑収入	53,844		
		合計		16,600,423	合計	5,857,140
	漁船再保険及漁業共済保険					
	漁船普通保険勘定	漁船再保険収入		9,139,325	漁船再保険費	2,473,279
			再保険料	390,344	漁船保険振興費	34,855
			一般会計より受入	7,099,568	漁船保険中央会交付金	6,595,911
			前年度繰越資金受入	1,649,413	予備費	570,000
		雑収入		542,664		
			雑収入	542,664		
		合計		9,681,989	合計	9,674,045
	漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入		204,310	漁船特殊再保険費	169,223
			特殊再保険料	169,223	漁船保険振興費	1,812
			前年度繰越資金受入	35,087	予備費	10,000
		雑収入		57,889		
			雑収入	57,889		
		合計		262,199	合計	181,035

	漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入		30,942	給与再保険費	22,520
			給与再保険料	22,520	予備費	7,000
			前年度繰越資金受入	8,422		
		雑収入		16,338		
			雑収入	16,338		
		合計		47,280	合計	29,520
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		15,406,105	漁業共済保険費	2,816,732
			保険料	10	漁業共済組合連合会交付金	4,700,432
			一般会計より受入	7,559,946	予備費	200,000
			前年度繰越資金受入	7,846,149		
		雑収入		1,982		
			雑収入	1,982		
		合計		15,408,087	合計	7,717,164
	業務勘定	他会計より受入		1,162,920	業務取扱費	1,161,951
			一般会計より受入	1,162,920	予備費	1,000
		雑収入		30		
			雑収入	30		
		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合計		1,162,951	合計	1,162,951
	農業経営基盤強化措置	自作農創設特別措置収入		3,338,141	事務取扱費	2,366,939
			農地等売払収入	2,790,380	農地等買入諸費	533,775
			農地等貸付収入	547,761	元他会計所属農地売払収入等他会計へ繰入	60,002
		償還金収入		7,613,528		
			償還金収入	7,613,528	農地保有合理化促進対策費	54,206,395
		積立金より受入		4,218,810	農業改良資金貸付金	13,952,707

			積立金より受入	4,218,810	就農支援資金貸付金	9,625,930
		雑収入		616,718	予備費	100,000
			雑収入	616,718		
		前年度剰余金受入		65,058,551		
			前年度剰余金受入	65,058,551		
		合計		80,845,748	合計	80,845,748
	国有林野事業					
	国有林野事業勘定	国有林野事業収入		70,598,258	国有林野事業費	360,750,052
			業務収入	31,499,046	予備費	1,000,000
			林野等売払代	31,000,000		
			雑収入	8,099,212		
		他会計より受入		105,979,794		
			一般会計より受入	105,979,794		
		他勘定より受入		13,640,000		
			治山勘定より受入	13,640,000		
		借入金		171,532,000		
			借入金	171,532,000		
		合計		361,750,052	合計	361,750,052
	治山勘定	他会計より受入		142,798,266	治山事業費	108,809,075
			一般会計より受入	134,751,492	北海道治山事業費	12,351,662
			改革推進公共投資事業償還金等財源一般会計より受入	8,046,774	離島治山事業費	2,138,210
					沖縄治山事業費	749,860
		地方公共団体工事費負担金収入		3,239,883	改革推進公共投資治山事業資金貸付金償還時補助	5,584,881
			地方公共団体工事費負担金収入	3,239,883	改革推進公共投資北海道治山事業資金貸付金償還時補助	499,704
		償還金収入		6,128,586		

			改革推進公共投資事業資金貸付金償還金収入	6,128,586	改革推進公共投資離島治山事業資金貸付金償還時補助	13,334
		雑収入		29,173		
			雑収入	29,173	改革推進公共投資沖縄治山事業資金貸付金償還時補助	30,667
		前年度剰余金受入		132,952	治山事業工事諸費	14,004,693
			前年度剰余金受入	132,952	改革推進公共投資事業償還金等産業投資特別会計へ繰入	8,046,774
					予備費	100,000
		合計		152,328,860	合計	152,328,860
	国営土地改良事業	他会計より受入		254,565,699	土地改良事業費	183,292,271
			一般会計より受入	253,588,812	北海道土地改良事業費	84,599,886
			改革推進公共投資事業償還金財源一般会計より受入	976,887	離島土地改良事業費	5,816,569
					沖縄土地改良事業費	7,133,276
		借入金		36,300,000	農業用施設災害復旧事業費	280,706
			借入金	36,300,000	受託工事費	9,511,306
		受託工事費受入		9,701,792	土地改良事業工事諸費	27,735,813
			受託工事費受入	9,701,792	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	48,539,109
		土地改良事業費負担金等収入		188,045,916	改革推進公共投資事業償還金産業投資特別会計へ繰入	976,887
			土地改良事業費負担金収入	188,045,916		
		雑収入		1,567,311	国債整理基金特別会計へ繰入	139,865,616
			雑収入	1,567,311	予備費	1,000,000
		前年度剰余金受入		18,570,721		
			前年度剰余金受入	18,570,721		
		合計		508,751,439	合計	508,751,439

官　報（号外）

経済産業省	貿易再保険	再保険収入		34,944,347	再保険費	145,883,340
			再保険料収入	33,391,943	事務取扱費	756,892
			回収金	1,552,404	予備費	11,000,000
		雑収入		71,922,979		
			雑収入	71,922,979		
		他会計より受入		4,000,000		
			一般会計より受入	4,000,000		
		前年度剰余金受入		118,676,672		
			前年度剰余金受入	118,676,672		
		合計		229,543,998	合計	157,640,232
	特許	特許料等収入		108,168,089	事務取扱費	130,600,205
			特許印紙収入	106,551,963	施設整備費	1,008,078
			特許料等収入	1,616,126	独立行政法人工業所有権総合情報館運営費	9,605,024
		他会計より受入		16,726		
			一般会計より受入	16,726	国債整理基金特別会計へ繰入	28,153
		雑収入		925,648	予備費	400,000
			雑収入	925,648		
		前年度剰余金受入		91,368,366		
			前年度剰余金受入	91,368,366		
		合計		200,478,829	合計	141,641,460
国土交通省	自動車損害賠償保障事業					
	保障勘定	保障事業収入		3,081,415	保障費	5,620,450
			賦課金収入	3,081,415	業務取扱費	1,524,034
		他勘定より受入		547,521	保障業務委託費	921,813
			他勘定より受入	547,521	予備費	500,000
		雑収入		1,467,457		

			雑　収　入	1,467,457		
		前年度剰余金受入		71,158,584		
			前年度剰余金受入	71,158,584		
		合　計		76,254,977	合　計	8,566,297
	自動車事故対策勘定	積立金より受入		12,678,996	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	9,170,308
			積立金より受入	12,678,996		
		雑　収　入		4,633,110	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	830,071
			雑　収　入	4,633,110	自動車事故対策費	6,949,043
					保障勘定へ繰入	362,684
		合　計		17,312,106	合　計	17,312,106
	保険料等充当交付金勘定	再保険料及保険料収入		493	保険料等充当交付金	240,100,000
			再保険料及保険料収入	493	再保険及保険費	243,181,592
		積立金より受入		502,906,062	保障勘定へ繰入	184,837
			積立金より受入	502,906,062	予　備　費	20,000,000
		雑　収　入		559,874		
			雑　収　入	559,874		
		合　計		503,466,429	合　計	503,466,429
	道路整備	租　税		707,200,000	道路事業費	1,759,482,382
			揮発油税	707,200,000	北海道道路事業費	291,964,000
		他会計より受入		2,539,788,449	離島道路事業費	35,417,000
			一般会計より受入	2,335,978,000	沖縄道路事業費	86,535,000
			改革推進公共投資事業償還金等財源一般会計より受入	134,176,449	道路環境整備事業費	633,013,000
					北海道道路環境整備事業費	40,177,000
			産業投資特別会計より受入	69,634,000	離島道路環境整備事業費	254,000
		地方公共団体工事費負担金収入		639,342,000		

			地方公共団体工事費負担金収入	639,342,000	沖縄道路環境整備事業費	12,822,000
		償還金収入		160,581,738	独立行政法人土木研究所運営費	1,289,965
			償還金収入	97,282,940	独立行政法人土木研究所施設整備費	180,653
			改革推進公共投資事業資金貸付金償還金収入	63,298,798	地方道路整備臨時交付金	707,200,000
		附帯工事費負担金収入		46,940,000	首都高速道路公団等事業助成費	83,956,000
			附帯工事費負担金収入	46,940,000	有料道路整備等資金貸付金	22,267,000
		受託工事納付金収入		44,398,000	道路事業資金貸付金	69,634,000
			受託工事納付金収入	44,398,000	改革推進公共投資道路事業資金貸付金償還時補助	31,034,105
		前年度剰余金受入		22,934,000	改革推進公共投資北海道道路事業資金貸付金償還時補助	2,642,934
			前年度剰余金受入	22,934,000	改革推進公共投資街路事業資金貸付金償還時補助	23,705,735
		雑収入		15,788,000	改革推進公共投資北海道街路事業資金貸付金償還時補助	1,099,284
			雑収入	15,788,000	改革推進公共投資離島道路事業資金貸付金償還時補助	152,664
					改革推進公共投資沖縄道路事業資金貸付金償還時補助	2,260,335
					改革推進公共投資道路環境整備事業資金貸付金償還時補助	2,019,333
					改革推進公共投資北海道道路環境整備事業資金貸付金償還時補助	314,441
					改革推進公共投資沖縄道路環境整備事業資金貸付金償還時補助	69,967

						附帯工事費	45,241,000
						受託工事費	43,288,000
						道路事業工事諸費	82,413,581
						事務費	823,419
						産業投資特別会計へ繰入	61,538,940
						改革推進公共投資事業償還金等産業投資特別会計へ繰入	134,176,449
						予備費	2,000,000
		合計		4,176,972,187		合計	4,176,972,187
	治水						
	治水勘定	他会計より受入		826,804,749		河川事業費	452,888,700
			一般会計より受入	779,520,805		北海道河川事業費	92,168,000
			改革推進公共投資事業償還金等財源一般会計より受入	47,283,944		河川総合開発事業費	115,214,190
		他勘定より受入		13,760,838		北海道河川総合開発事業費	13,805,852
			特定多目的ダム建設工事勘定より受入	13,760,838		水資源開発事業交付金	38,903,105
		地方公共団体工事費負担金収入		211,205,748		砂防事業費	163,269,489
			地方公共団体工事費負担金収入	211,205,748		北海道砂防事業費	11,429,937
		電気事業者等工事費負担金収入		16,266,623		建設機械整備費	1,244,578
			電気事業者等工事費負担金収入	16,266,623		北海道建設機械整備費	204,000
		償還金収入		20,738,198		離島治水事業費	6,571,000
			償還金収入	1,130,223		沖縄治水事業費	7,542,377
			改革推進公共投資事業資金貸付金償還金収入	19,607,975		都市水環境整備事業費	42,122,600
						北海道都市水環境整備事業費	2,377,400

官　報（号外）

			附帯工事費負担金収入		5,791,386	独立行政法人土木研究所運営費	1,339,601
				附帯工事費負担金収入	5,791,386		
			受託工事納付金収入		21,132,511	独立行政法人土木研究所施設整備費	112,908
				受託工事納付金収入	21,132,511	改革推進公共投資河川事業資金貸付金償還時補助	8,739,324
			前年度剰余金受入		4,500,000		
				前年度剰余金受入	4,500,000	改革推進公共投資北海道河川事業資金貸付金償還時補助	2,965,843
			雑収入		8,415,000		
				雑収入	8,415,000	改革推進公共投資河川総合開発事業資金貸付金償還時補助	1,681,334
						改革推進公共投資北海道河川総合開発事業資金貸付金償還時補助	274,994
						改革推進公共投資砂防事業資金貸付金償還時補助	4,611,782
						改革推進公共投資北海道砂防事業資金貸付金償還時補助	751,034
						改革推進公共投資離島治水事業資金貸付金償還時補助	70,330
						改革推進公共投資沖縄治水事業資金貸付金償還時補助	513,334
						附帯工事費	5,463,386
						受託工事費	18,899,164
						治水事業工事諸費	85,457,828
						事務費	1,278,796
						産業投資特別会計へ繰入	1,130,223
						改革推進公共投資事業償還金等産業投資特別会計へ繰入	47,283,944

					予備費	300,000
		合計		1,128,615,053	合計	1,128,615,053
	特定多目的ダム建設工事勘定	他会計より受入		131,301,215	多目的ダム建設事業費	140,257,884
			一般会計より受入	127,372,025	北海道多目的ダム建設事業費	17,570,386
			改革推進公共投資事業償還金財源一般会計より受入	3,929,190	沖縄多目的ダム建設事業費	10,861,456
		地方公共団体工事費負担金収入		32,443,275	受託工事費	8,917,684
			地方公共団体工事費負担金収入	32,443,275	改革推進公共投資事業償還金産業投資特別会計へ繰入	3,929,190
		電気事業者等工事費負担金収入		28,020,680	工事諸費等治水勘定へ繰入	13,760,838
			電気事業者等工事費負担金収入	28,020,680	電気事業者等工事費負担金還付金	7,251,495
		受託工事納付金収入		9,348,763	予備費	50,000
			受託工事納付金収入	9,348,763		
		前年度剰余金受入		1,390,000		
			前年度剰余金受入	1,390,000		
		雑収入		95,000		
			雑収入	95,000		
		合計		202,598,933	合計	202,598,933
	港湾整備					
	港湾整備勘定	他会計より受入		276,894,711	港湾事業費	224,177,527
			他会計より受入	271,044,767	北海道港湾事業費	41,769,500
			改革推進公共投資事業償還金等財源一般会計より受入	5,849,944	離島港湾事業費	27,235,600
					沖縄港湾事業費	28,143,105
		他勘定より受入		900,088	改革推進公共投資港湾事業資金貸付金償還時補助	3,819,838
			特定港湾施設工事勘定より受入	900,088		

官　報（号外）

		港湾管理者工事費負担金収入		66,582,498	改革推進公共投資離島港湾事業資金貸付金償還時補助	262,276
			港湾管理者工事費負担金収入	66,582,498	改革推進公共投資沖縄港湾事業資金貸付金償還時補助	152,341
		償還金収入		12,115,990		
			償還金収入	7,881,535	埠頭整備等資金貸付金	3,822,000
			改革推進公共投資事業資金貸付金償還金収入	4,234,455	港湾事業資金貸付金	50,000
		受託工事納付金収入		11,829,260	受託工事費	10,983,947
			受託工事納付金収入	11,829,260	港湾事業等工事諸費	22,682,078
		前年度剰余金受入		4,558,088	産業投資特別会計へ繰入	4,121,751
			前年度剰余金受入	4,558,088	改革推進公共投資事業償還金等産業投資特別会計へ繰入	5,849,944
		雑収入		689,272	予備費	500,000
			雑収入	689,272		
		合計		373,569,907	合計	373,569,907
	特定港湾施設工事勘定	他会計より受入		2,390,792	エネルギー港湾施設工事費	7,337,912
			一般会計より受入	2,390,792	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	900,088
		港湾管理者工事費負担金収入		1,491,077	予備費	50,000
			港湾管理者工事費負担金収入	1,491,077		
		受益者工事費負担金収入		4,196,000		
			受益者工事費負担金収入	4,196,000		
		前年度剰余金受入		193,872		
			前年度剰余金受入	193,872		
		雑収入		16,259		

			雑収入	16,259		
		合計		8,288,000	合計	8,288,000
	自動車検査登録	検査登録印紙収入		44,563,472	業務取扱費	34,270,842
			検査登録印紙収入	44,563,472	施設整備費	1,226,110
		他会計より受入		1,808,637	独立行政法人交通安全環境研究所運営費	846,612
			一般会計より受入	1,808,637		
		雑収入		54,359	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	353,987
			雑収入	54,359	自動車検査独立行政法人運営費	8,947,226
		前年度剰余金受入		10,813,547		
			前年度剰余金受入	10,813,547	自動車検査独立行政法人施設整備費	2,596,020
					予備費	400,000
		合計		57,240,015	合計	48,640,797
	都市開発資金融通	他会計より受入		6,869,000	都市開発資金貸付金	27,422,000
			一般会計より受入	6,829,000	都市開発資金特別貸付金	40,000
			産業投資特別会計より受入	40,000	事務取扱費	8,145
		借入金		5,000,000	産業投資特別会計へ繰入	3,659,554
			借入金	5,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	53,956,164
		運用収入		59,082,491	予備費	5,000
			運用金回収	55,625,733		
			利子収入	3,456,758		
		償還金収入		1,859,554		
			償還金収入	1,859,554		
		前年度剰余金受入		12,279,808		
			前年度剰余金受入	12,279,808		
		雑収入		10		

官　報（号外）

			雑　収　入	10		
		合　計		85,090,863	合　計	85,090,863
	空港整備	他会計より受入		164,337,383	空港整備事業費	87,507,349
			一般会計より受入	163,900,847	北海道空港整備事業費	9,839,322
			改革推進公共投資事業償還金財源一般会計より受入	436,536	離島空港整備事業費	7,033,200
					沖縄空港整備事業費	3,830,009
		空港使用料収入		214,340,731	航空路整備事業費	22,612,629
			空港使用料収入	214,340,731	独立行政法人電子航法研究所運営費	1,130,083
		地方公共団体工事費負担金収入		6,395,491	関西国際空港株式会社出資	34,000,000
			地方公共団体工事費負担金収入	6,395,491	関西国際空港株式会社補給金	9,000,000
		借　入　金		48,488,000	航空機騒音対策事業資金貸付金	116,410
			借　入　金	48,488,000	関西国際空港整備事業資金貸付金	27,300,000
		空港等財産処分収入		1,718,313	空港等整備事業工事諸費	3,104,128
			空港等財産処分収入	1,718,313	空港等維持運営費	158,156,304
		償還金収入		10,110,182	独立行政法人航空大学校運営費	113,713
			償還金収入	10,110,182	離島航空事業助成費	1,596,477
		雑　収　入		20,591,612	改革推進公共投資事業償還金産業投資特別会計へ繰入	436,536
			雑　収　入	20,591,612		
		前年度剰余金受入		6,264,704	国債整理基金特別会計へ繰入	105,470,256
			前年度剰余金受入	6,264,704		
					予　備　費	1,000,000
		合　計		472,246,416	合　計	472,246,416

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項
法務省	登記	(項) 施設整備費
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	(項) 特定国有財産整備費
厚生労働省	厚生保険	
	児童手当勘定	(項) 児童育成事業費のうち
		児童育成事業費補助金（児童厚生施設整備費に限る。）
	業務勘定	(項) 施設整備費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
		不動産購入費
		福祉施設事業費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		健康保険医療施設等整備費
		厚生年金病院施設整備費
		厚生年金会館等施設整備費
		年金相談施設整備費
		不動産購入費
	船員保険	(項) 福祉事業費のうち
		施設施工庁費
		福祉施設整備費
	国立高度専門医療センター	(項) 医療技術開発等研究費のうち
		医療技術開発等研究費（受託研究経費に限る。）

所管	特別会計	事項
		施設整備費
	国民年金	
	福祉年金勘定	(項) 福祉年金給付費
	業務勘定	(項) 施設整備費のうち
		施設施工庁費
		施設整備費
		福祉施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		福祉施設整備費
		年金相談施設整備費
	労働保険	
	労災勘定	(項) 施設整備費
		労働福祉事業費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設費
		産業医学助成費補助金（産業医養成施設整備費に限る。）
		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費のうち
		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金（労災病院施設整備費に限る。）
	雇用勘定	(項) 施設整備費

農林水産省	食糧管理				畑地帯総合土地改良パイロット事業費
	輸入食糧管理勘定	(項) 輸入食糧買入費			国営総合農地防災事業費
	輸入飼料勘定	(項) 輸入飼料買入費			土地改良調査計画費
	業務勘定	(項) 事務費のうち			国営造成施設管理費
		施設施工旅費			国営農用地再編整備事業費
		施設施工庁費			離島土地改良事業費
		施設整備費			沖縄土地改良事業費
	国有林野事業				農業用施設災害復旧事業費
	国有林野事業勘定	(項) 国有林野事業費のうち			受託工事費のうち
		森林環境保全整備事業費			受託工事費
		森林居住環境整備事業費			土地改良事業工事諸費のうち
		林道施設等災害復旧事業費			超過勤務手当
		森林災害復旧造林事業費			日額旅費
	治山勘定	(項) 治山事業費			工事雑費
		北海道治山事業費	経済産業省	特許	(項) 事務取扱費のうち
		離島治山事業費			モデル事業特許事務機械化庁費(窓口系通信機能システム開発経費に限る。)
		沖縄治山事業費			施設整備費のうち
		治山事業工事諸費のうち			施設整備費
		日額旅費			
		工事雑費	国土交通省	自動車損害賠償保障事業	
	国営土地改良事業	(項) 土地改良事業費のうち		自動車事故対策勘定	(項) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費
		国営かんがい排水事業費		道路整備	(項) 道路事業費
		国営総合農地防災事業費			北海道道路事業費
		土地改良調査計画費			離島道路事業費
		国営造成施設管理費			沖縄道路事業費
		国営農用地再編整備事業費			道路環境整備事業費
		北海道土地改良事業費のうち			
		国営かんがい排水事業費			

			離島治水事業費
			沖縄治水事業費
			都市水環境整備事業費
			北海道都市水環境整備事業費
			独立行政法人土木研究所施設整備費
			附帯工事費のうち
			附帯工事費
			受託工事費のうち
			受託工事費
			治水事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
		特定多目的ダム建設工事勘定	(項) 多目的ダム建設事業費
			北海道多目的ダム建設事業費
			沖縄多目的ダム建設事業費
			受託工事費のうち
			受託工事費
		港湾整備	
		港湾整備勘定	(項) 港湾事業費
			北海道港湾事業費
			離島港湾事業費
			沖縄港湾事業費
			埠頭整備等資金貸付金
			港湾事業資金貸付金
			北海道道路環境整備事業費
			離島道路環境整備事業費
			沖縄道路環境整備事業費
			独立行政法人土木研究所施設整備費
			地方道路整備臨時交付金
			有料道路整備等資金貸付金
			道路事業資金貸付金
			附帯工事費のうち
			附帯工事費
			道路附属物等復旧費
			受託工事費のうち
			受託工事費
			道路事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
		治水	
		治水勘定	(項) 河川事業費
			北海道河川事業費
			河川総合開発事業費
			北海道河川総合開発事業費
			水資源開発事業交付金
			砂防事業費
			北海道砂防事業費

		受託工事費			北海道空港整備事業費
		港湾事業等工事諸費のうち			離島空港整備事業費
		超過勤務手当			沖縄空港整備事業費
		日額旅費			航空路整備事業費
		工事雑費			航空機騒音対策事業資金貸付金
	特定港湾施設工事勘定	(項) エネルギー港湾施設工事費			関西国際空港整備事業資金貸付金
	自動車検査登録	(項) 施設整備費			空港等整備事業工事諸費のうち
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費			超過勤務手当
		自動車検査独立行政法人施設整備費			日額旅費
	都市開発資金融通	(項) 都市開発資金貸付金			工事雑費
		都市開発資金特別貸付金			港湾整備特別会計へ繰入
	空港整備	(項) 空港整備事業費			

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額(千円)	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
法務省	登記	登記情報システム開発等	11,412,474	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	登記情報のシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用官庁施設整備等事業	806,404	平成16年度	平成18年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した苫小牧法務総合庁舎の整備等には、多くの日数を要するため
		施設整備	1,707,458	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	東京法務局福生出張所庁舎ほか2件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
財務省	財政融資資金	電子計算機等借入れ	961,365	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
財務省、文部科学省及び経済産業省	電源開発促進対策					
	電源利用勘定	核燃料サイクル開発機構研究費補助	776,592	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	核燃料サイクル開発機構が行う研究事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		核燃料サイクル開発機構研究費補助に係る契約の一部変更	—	平成16年度	平成18年度まで1箇年度延長	平成14年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「核燃料サイクル開発機構研究費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成16年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成18年度まで1箇年度延長する必要があるため
		核燃料サイクル開発機構施設整備費補助	1,758,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	核燃料サイクル開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	特定施設整備	2,019,233	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用特定施設整備	6,528,088	平成16年度	平成18年度以降8箇年度以内	民間資金等を活用した特定国有財産整備計画による公務員宿舎の整備には、多くの日数を要するため
厚生労働省	国立高度専門医療センター	施設整備	233,568	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	国立精神・神経センターの施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		特別施設整備	30,883,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	国立高度専門医療センターの特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
	労働保険					
	労災勘定	施設整備	2,228,615	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	茨城労働総合庁舎ほか3件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助	14,258,383	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	独立行政法人労働者健康福祉機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	雇用勘定	施設整備	1,166,015	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	茨城労働総合庁舎ほか2件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助	859,830	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	独立行政法人雇用・能力開発機構が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林水産省	食糧管理					
	輸入食糧管理勘定	輸入食糧買入れ	61,800,000	平成16年度	平成17年度	外国からの食糧の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	輸入飼料勘定	輸入飼料買入れ	10,100,000	平成16年度	平成17年度	外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	国有林野事業					

	治山勘定	直轄治山事業	881,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	常願寺川地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄地すべり防止事業	1,700,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	銅山川地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地すべり防止事業費補助	108,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	地すべり防止事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	国営土地改良事業	国営かんがい排水事業				
		相坂川左岸農業水利事業	1,500,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	相坂川左岸農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		大崎西部農業水利事業	80,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	大崎西部農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		江合川農業水利事業	880,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	江合川農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		大崎農業水利事業	1,200,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	大崎農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		鳴瀬川（二期）農業水利事業	190,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	鳴瀬川（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		岩木川左岸（一期）農業水利事業	1,740,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	岩木川左岸（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		平鹿平野（一期）農業水利事業	3,900,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	平鹿平野（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		最上川下流沿岸農業水利事業	530,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	最上川下流沿岸農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		両総農業水利事業	1,355,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	両総農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		大井川用水（一期）農業水利事業	2,400,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	大井川用水（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		柏崎周辺（一期）農業水利事業	2,000,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	柏崎周辺（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

		柏崎周辺（二期）農業水利事業	1,100,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	柏崎周辺（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		亀田郷農業水利事業	4,160,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	亀田郷農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		九頭竜川下流（二期）農業水利事業	720,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	九頭竜川下流（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		道前道後平野（二期）農業水利事業	5,200,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	道前道後平野（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		筑後川下流農業水利事業	540,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	筑後川下流農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		都城盆地農業水利事業	1,600,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	都城盆地農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		国営総合農地防災事業				
		男鹿東部（二期）農地防災事業	2,310,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	男鹿東部（二期）農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		渡良瀬川中央（一期）農地防災事業	900,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	渡良瀬川中央（一期）農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		白根郷農地防災事業	1,830,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	白根郷農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		常願寺川沿岸農地防災事業	1,278,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	常願寺川沿岸農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		野洲川沿岸（二期）農地防災事業	2,550,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	野洲川沿岸（二期）農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		国営農用地再編整備事業				
		中海（一般）干拓事業	2,250,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	中海（一般）干拓事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道国営かんがい排水事業				
		樺戸農業水利事業	410,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	樺戸農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

		樺戸（二期）農業水利事業	4,008,700	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	樺戸（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		道央用水（二期）農業水利事業	2,038,100	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	道央用水（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		勇払東部（一期）農業水利事業	2,060,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	勇払東部（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		離島国営かんがい排水事業				
		徳之島用水（一期）農業水利事業	6,450,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	徳之島用水（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		受託工事				
		常願寺川沿岸農地防災事業	222,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	常願寺川沿岸農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		樺戸（二期）農業水利事業	3,091,300	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	樺戸（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		道央用水（二期）農業水利事業	275,900	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	道央用水（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
経済産業省	特許	窓口系通信機能システム開発	330,596	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	窓口系通信機能のシステム開発には、多くの日数を要するものがあるため
国土交通省	道路整備	直轄道路交通円滑化事業	164,665,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号南二日町高架橋（その2）ほか40箇所の交通円滑化工事及び一般国道青森4号ほか15箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄道路地域連携推進事業	353,450,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号静清高架橋（その2）ほか145箇所の地域連携推進工事及び一般国道三重1号ほか41箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄道路修繕事業	9,570,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	一般国道福井8号修繕ほか30箇所の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		交通円滑化事業費補助	5,504,500	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	交通円滑化事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地域連携推進事業費補助	18,260,350	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		北海道直轄道路交通円滑化事業	1,070,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	一般国道12号豊幌跨線橋（その２）ほか２箇所の交通円滑化工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道直轄道路地域連携推進事業	29,380,000	平成16年度	平成16年度以降４箇年度以内	一般国道44号共和川橋ほか17箇所及び道道高見西舎線野深トンネルの地域連携推進工事並びに一般国道39号ほか２箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道直轄道路修繕事業	510,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	一般国道243号修繕及び275号修繕の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道地域連携推進事業費補助	9,174,000	平成16年度	平成16年度以降３箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島地域連携推進事業費補助	3,066,000	平成16年度	平成16年度以降３箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄直轄道路地域連携推進事業	12,040,000	平成16年度	平成16年度以降３箇年度以内	一般国道331号与根高架橋（その４）ほか２箇所の地域連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄地域連携推進事業費補助	540,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路交通連携推進事業	5,150,000	平成16年度	平成16年度以降５箇年度以内	一般国道岐阜156号岩戸道路の交通連携推進工事並びに一般国道新潟８号及び香川32号の交通連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		交通連携推進事業費補助	6,988,500	平成16年度	平成16年度以降５箇年度以内	交通連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路沿道環境改善事業	13,952,000	平成16年度	平成16年度以降５箇年度以内	一般国道東京１号西五反田沿道環境改善ほか17箇所の沿道環境改善工事及び一般国道愛知23号の沿道環境改善事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄道路交通安全施設等整備事業	2,880,000	平成16年度	平成16年度以降５箇年度以内	一般国道大阪１号城東自転車歩行者道ほか５箇所の交通安全施設等整備工事並びに一般国道三重１号及び岐阜156号の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するため
		交通安全施設等整備事業費補助	1,685,500	平成16年度	平成16年度以降５箇年度以内	交通安全施設等整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官　報（号外）

		民間資金等活用交通安全施設等整備事業費補助	437,500	平成16年度	平成17年度	民間資金等を活用した交通安全施設等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		直轄道路電線共同溝整備事業	15,040,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	一般国道東京1号電線共同溝ほか19箇所の電線共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため
		市街地環境改善事業費補助	2,500,000	平成16年度	平成17年度以降4箇年度以内	市街地環境改善事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改築附帯工事	19,924,700	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道三重1号共同溝ほか23箇所の共同溝附帯工事等及び河川管理者等の負担に係る一般国道愛知1号大慶橋（その3）ほか13箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築受託工事	34,171,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	日本道路公団等からの委託に係る一般国道山梨52号下戸田高架橋（その5）ほか16箇所の道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
	治水					
	治水勘定	直轄河川改修事業	28,755,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	荒川ほか19河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに鳴瀬川ほか6河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄床上浸水対策特別緊急事業	5,984,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	太田川ほか3河川の床上浸水対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄河川維持修繕	408,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	信濃川の維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修費補助	1,128,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		都市河川改修費補助	9,558,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		床上浸水対策特別緊急事業費補助	116,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	床上浸水対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

			河川修繕費補助	139,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	河川修繕事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			北海道直轄河川改修事業	1,584,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	十勝川及び釧路川の改修工事並びにこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			直轄堰堤維持	2,397,800	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	北上川田瀬ダムほか2ダムのダム管理用制御装置の製作及び北上川四十四田ダムほか7ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
			直轄河川総合開発事業	1,000,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	鬼怒川上流ダム群連携事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			直轄流況調整河川事業	9,600,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	筑後川佐賀導水路及び利根川那珂川霞ケ浦導水路の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
			直轄ダム施設改良事業	2,135,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	日野川菅沢ダム及び江の川土師ダムのダム施設改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
			河川総合開発事業費補助	7,884,378	平成16年度	平成17年度以降4箇年度以内	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			治水ダム建設事業費補助	1,172,500	平成16年度	平成17年度以降4箇年度以内	治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			北海道直轄河川総合開発事業	2,136,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	石狩川夕張シューパロダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			北海道直轄ダム施設改良事業	100,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	石狩川豊平峡ダムのダム施設改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
			直轄砂防事業	11,732,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	最上川水系ほか15水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			直轄地すべり対策事業	1,435,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	大和川亀の瀬地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
			砂防事業費補助	75,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			直轄河川環境整備事業	1,243,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	荒川及び常陸利根川の水環境整備事業には、多くの日数を要するものがあるため

		河川環境整備事業費補助	400,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	河川環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		河川改修附帯工事	1,417,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	道路管理者等の負担に係る石狩川ほか5河川の改修附帯工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修受託工事	3,827,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	鴻巣市等からの委託に係る荒川行人樋管ほか11箇所の樋管等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業受託工事	861,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	山形県からの委託に係る大鳥川砂防施設群の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	特定多目的ダム建設工事勘定	多目的ダム建設事業				
		紀の川大滝ダム建設工事	9,500,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	紀の川大滝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		球磨川川辺川ダム建設工事	1,175,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	球磨川川辺川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		利根川八ッ場ダム建設工事	4,720,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	利根川八ッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		渡川中筋川総合開発建設工事	1,000,000	平成16年度	平成17年度以降4箇年度以内	渡川中筋川総合開発の建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		利根川湯西川ダム建設工事	2,600,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	利根川湯西川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		米代川森吉山ダム建設工事	1,200,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	米代川森吉山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北上川胆沢ダム建設工事	39,900,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	北上川胆沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		天竜川三峰川総合開発建設工事	150,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	天竜川三峰川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		江の川灰塚ダム建設工事	1,900,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	江の川灰塚ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		嘉瀬川嘉瀬川ダム建設工事	11,090,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	嘉瀬川嘉瀬川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		荒川横川ダム建設工事	9,983,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	荒川横川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

		木曾川横山ダム再開発建設工事	2,250,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	木曾川横山ダム再開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		岩木川津軽ダム建設工事	2,150,000	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	岩木川津軽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		千代川殿ダム建設工事	500,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	千代川殿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		斐伊川尾原ダム建設工事	1,400,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	斐伊川尾原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		雄物川成瀬ダム建設工事	3,716,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道多目的ダム建設事業				
		石狩川忠別ダム建設工事	1,298,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	石狩川忠別ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		ダム事業受託工事	2,919,159	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	山形県等からの委託に係る荒川横川ダムほか5ダムの選択取水設備工事等には、多くの日数を要するものがあるため
	港湾整備					
	港湾整備助定	直轄港湾改修事業	51,166,000	平成16年度	平成16年度以降4箇年度以内	伏木富山港ほか7港並びに中ノ瀬航路及び浦賀水道航路の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		港湾改修事業費補助	718,500	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		港湾環境整備事業費補助	60,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	港湾環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		廃棄物処理施設整備事業費補助	1,636,725	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島港湾改修事業費補助	240,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄直轄港湾改修事業	14,950,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	那覇港及び平良港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため

		沖縄港湾改修事業費補助	450,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		港湾整備関係受託工事	3,252,600	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	大阪市等からの委託に係る大阪港等の臨港交通施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	特定港湾施設工事勘定	エネルギー港湾施設工事				
		直江津港整備工事	2,200,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	直江津港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	空港整備	空港整備	634,800,000	平成16年度	平成16年度以降5箇年度以内	東京国際空港ほか8空港及び小松飛行場の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		空港整備事業費補助	115,200	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	空港整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島空港整備	94,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	隠岐空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		離島空港整備事業費補助	620,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	空港整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄空港整備	80,000	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	那覇空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		航空路整備	8,067,500	平成16年度	平成17年度及び平成18年度	システム開発評価・危機管理センターの管制情報処理システム並びに常陸太田航空衛星センター及び神戸航空衛星センターにおける航空衛星システム及び広域航法衛星ネットワーク施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		気象資料自動編集中継装置借入れ	25,130	平成16年度	平成17年度	気象資料自動編集中継装置の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る借入契約を結ぶ必要があるため
		大型化学消防車購入	1,083,600	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	大型化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		高速化学消防車購入	136,500	平成16年度	平成16年度及び平成17年度	高速化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空保安施設飛行検査用航空機購入	3,442,661	平成16年度	平成16年度以降3箇年度以内	航空保安施設飛行検査用航空機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

平成十六年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等三十一特別会計に関するもので、一般会計に準じて、資金の重点的・効率的配分に努め、事業の適切な運営を図ることとしている。

なお、平成十六年度においては、国立学校特別会計を廃止するとともに、国立病院特別会計を国立高度専門医療センター特別会計に改めることとしている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1)　交付税及び譲与税配付金勘定	六八、四七九、九六一	六八、三〇五、〇六一
(2)　交通安全対策特別交付金勘定	八六、〇六二	七九、七八二

交付税及び譲与税配付金勘定においては、主な歳入については、一般会計から十六兆四千九百三十四億八千四百万円を受け入れるほか、財政融資資金及び民間から五十兆二千二百三十三億三千三百万円を借り入れ、主な歳出については、地方交付税交付金として十六兆八千八百六十一億三千三百万円、国債整理基金特別会計への繰入として四十九兆千六百五十九億千百万円を計上している。

2　財政融資資金特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
六二、五三三、一二六	五九、二八三、八八五

平成十六年度においては、この会計の負担において発行する公債の限度額を四十一兆三千億円、一時借入金等の限度額を十五兆円としている。

3　国債整理基金特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
一八三、一〇一、三一六	一六九、一〇一、三一六

平成十六年度においては、一般会計から十七兆五千六百八十五億八千万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から六十六兆百億二千九百万円をそれぞれ受け入れるほか、租税二千三百五十六億円、公債金八十九兆四千九百十二億七千百万円、前年度剰余金として「国債整理基金特別会計法」（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二の規定により平成十五年度において発行予定の公債金収入九兆円及び「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和六十二年法律第八十六号）に基づき一般会計に繰り入れることとしている日本電信電話株式会社の株式の売払収入の一部九百八十七億七千八百万円、日本電信電話株式会社の株式の売払収入四千百八十四億円、日本電信電話株式会社の配当金収入二十億三千三百万円並びに運用収入等二千七百六十六億二千五百万円をそれぞれ受け入れることとしている。

4　外国為替資金特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
一、八一五、六六七	九三二、四五五

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を、平成十五年度の実績見込等を勘案して百四十兆円としている。

また、平成十五年度において生ずる決算上の剰余のうち一兆四千百九十億円を平成十六年度の一般会計の歳入に繰り入れることとし、残額を積立金として整理することとしている。

5　産業投資特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1)　産業投資勘定	八一、一二八	八一、一二八
(2)　社会資本整備勘定	六六二、七五六	六六二、七五六

社会資本整備勘定においては、歳入として、一般会計が国債整理基金特別会計から受け入れた日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部に相当する九百八十七億七千八百万円を無利子貸付等の財源に充てるため一般会計から受け入れることとしているほか、過去に実施した無利子貸付事業等の償還又は繰戻しとして、各特別会計等からの受入金及び償還金収入五千四百二十九億六千万円（うち改革推進公共投資事業償還金等に相当する分四千百六十八億五千万円）、前年度剰余金受入等二百十億千八百万円を見込んでおり、歳出として、収益回収型の公共事業資金貸付金七百十七億七千八百万円、民間能力活用施設整備事業資金貸付金二百七十億円、過去に実施した無利子貸付事業等の償還又は繰戻しに相当する金額について一般会計へ繰入五千六百三十九億五千万円（うち改革推進公共投資事業償還金等に相当する分四千百六十八億五千万円）、事務費等二千八百万円を計上している。

6　厚生保険特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1)　健康勘定	八、七七七、二一六	八、七七七、二一六
(2)　年金勘定	三四、五四八、九二三	三三、一六三、九三〇
(3)　児童手当勘定	四四六、七九二	四四六、七九二
(4)　業務勘定	五五二、八〇一	五五二、八〇一

健康勘定においては、歳出では、所要の医療給付費等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫補助金等については、八千六百四十八億四千六百万円を一般会計から受け入れることとしている。

年金勘定においては、歳出では、年金受給者の増等による給付費の増加等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、四兆二千七百九十二億六百万円を一般会計から受け入れることとしている。

7　国民年金特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1)　基礎年金勘定	一六、八二二、九一一	一六、八二二、九一一

(2) 国民年金勘定　五、八八七、六四四　五、八六九、二四八
(3) 福祉年金勘定　二三、七二五　二三、七二五
(4) 業務勘定　一六〇、二四二　一六〇、二四二

基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額及び公的年金制度の各保険者の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入れ所要額等を見込み、歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として各保険者からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

国民年金勘定においては、歳出では、旧法国民年金の障害年金等の受給者数の減等による給付費の減少並びに基礎年金勘定への繰入れ額等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、一兆五千二百十八億八千二百万円を一般会計から受け入れることとしている。また、基礎年金相当給付費の財源を基礎年金勘定から受け入れることとしている。

8　労働保険特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 労災勘定	一、三九二、六一〇	一、一八七、二三九
(2) 雇用勘定	三、〇六四、五七七	三、〇六四、五七七
(3) 徴収勘定	三、六九九、三一三	三、六九九、三一三

労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から十三億七百万円を受け入れることとしている。

雇用勘定においては、雇用保険の最近における受給実績等を勘案し、求職者給付及び雇用継続給付に要する費用並びに雇用保険事業の事務の執行に要する費用に係る国庫負担金として、一般会計から四千九百億五千九百万円を受け入れることとしている。

9　食糧管理特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 国内米管理勘定	七六八、九二二	七六八、九二二
(2) 国内麦管理勘定	一〇三、一七九	一〇三、一七九
(3) 輸入食糧管理勘定	五五三、五三五	五五三、五三五
(4) 農産物等安定勘定	四六九	四六九
(5) 輸入飼料勘定	五三、〇四一	五三、〇四一
(6) 業務勘定	一五三、二〇五	一五三、二〇五
(7) 調整勘定	二、〇〇六、八八九	二、〇〇六、八八九

国内米管理勘定においては、新たに過剰米短期融資資金貸付金を創設するとともに、引き続き米価の下落時にその影響を緩和する稲作経営安定対策等を講ずることとしている。

10　道路整備特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
四、一七六、九七二	四、一七六、九七二

この会計は、道路整備事業の経理を明確にすることを目的として設けられたものであり、揮発油税等の特定財源、一般財源、産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入額及び直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることによって財源の調達を図ることとしている。平成十六年度における道路整備のための財源は、三兆八千四百三十一億八千七百万円である。

道路整備事業における高速自動車国道については、道路関係四公団民営化後の新会社による高速道路整備の補完措置として、必要な高速道路を国及び地方公共団体の負担により整備することとし、千七百二十億五千二百万円を計上している。

有料道路事業については、首都高速道路公団に対し百八十八億円、阪神高速道路公団に対し百十八億円、本州四国連絡橋公団に対し五百三十三億三千三百万円、合計八百三十九億三千三百万円の出資をすることとしている。また、地方道路公社に対し百八十億六千七百万円の無利子貸付けを行うとともに、名古屋高速道路公社及び福岡北九州高速道路公社に対し二千三百万円の補給金を交付することとしている。また、都市再生実現のため、都市の再生に資する特定の優良な民間都市開発事業と一体的に一定の道路を整備する民間事業者に対する都市再生事業資金貸付金十億円を計上している。

以上のほか、登記、地震再保険、電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、特定国有財産整備、船員保険、国立高度専門医療センター、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及び漁業共済保険、農業経営基盤強化措置、国有林野事業、国営土地改良事業、貿易再保険、特許、自動車損害賠償保障事業、治水、港湾整備、自動車検査登録、都市開発資金融通及び空港整備の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の佐々木憲昭君提出の「平成十六年度一般会計予算、平成十六年度特別会計予算及び平成十六年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十六年三月五日

予算委員長　笹川　堯

衆議院議長　河野　洋平殿

平成十六年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

平成十六年一月十九日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成16年度政府関係機関予算
予算総則

（収入支出予算）

第1条　次に掲げる各政府関係機関の平成16年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

国民生活金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
公営企業金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
中小企業総合事業団信用保険部門
日本政策投資銀行
国際協力銀行

2　前項に規定する中小企業総合事業団信用保険部門とは、中小企業総合事業団における「中小企業総合事業団法」第25条第1項に規定する特定保険等業務、「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」に規定する機械保険経過業務及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に規定する破綻金融機関等関連特別保険等業務に関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第2条　次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	限度	額
国民生活金融公庫	借入金	2,600,000,000千円
	国民生活債券	390,000,000
住宅金融公庫	政府からの借入金	145,600,000
	政府以外の者からの借入金	320,022,000
	住宅金融公庫債券	1,500,000,000
	住宅金融公庫財形住宅債券	329,315,000
	住宅金融公庫住宅宅地債券	211,642,000
農林漁業金融公庫	借入金	203,745,000
	農林漁業金融公庫債券	23,000,000
中小企業金融公庫	借入金	960,800,000
	中小企業債券	541,000,000
公営企業金融公庫	公営企業債券	2,270,000,000
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金	130,785,000
	政府以外の者からの借入金	4,500,000
	沖縄振興開発金融公庫債券	20,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	1,323,000

2　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる各公庫において事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金及び債券のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

3　第1項に規定する国民生活債券、住宅金融公庫債券、住宅金融公庫財形住宅債券、住宅金融公庫住宅宅地債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、公営企業債券、沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（収入支出予算の弾力条項）

第3条　次の表の左欄に掲げる各公庫又は各銀行において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第1号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第1号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

公庫又は銀行	要件	経費
1　第1条に掲げる各公庫	第2条第2項及び第3項の規定による借入金の借入れ及び債券の発行の増額	借入金及び債券の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2　日本政策投資銀行又は国際協力銀行	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2　次の表の左欄に掲げる公庫又は事業団において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

公庫又は事業団	保険金	限度額
1　住宅金融公庫	「住宅融資保険法」に基づく保険金	「住宅金融公庫法」第26条の2第2項の規定による証券化支援積立金及び住宅融資保険積立金の金額と同法第26条の3第1項の規定による債務保証特定保険基金及び住宅融資保険基金の金額の合計額に相当する金額

2	中小企業金融公庫	「中小企業信用保険法」及び「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく保険金	「中小企業金融公庫法」の規定による中小企業信用保険準備基金の金額と融資基金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
		「中小企業金融公庫法」に基づく保険金	「中小企業金融公庫法」の規定による機械保険経過業務運営基金の金額と積立金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
		「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」の規定による破綻金融機関等関連特別保険等準備基金の金額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
3	中小企業総合事業団信用保険部門	「中小企業信用保険法」及び「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく保険金	「中小企業総合事業団法」第36条第1項の規定による中小企業信用保険準備基金の金額と同条第2項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
		「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」に基づく保険金	「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」の規定による機械保険経過業務運営基金の金額と積立金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
		「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」の規定による破綻金融機関等関連特別保険等準備基金の金額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額

（保険契約等の限度額）

第4条　次の表の左欄に掲げる公庫又は事業団の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、平成16年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律」（仮称）による改正後の「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」の規定により中小企業総合事業団が解散し、中小企業総合事業団信用保険部門に係る業務が中小企業金融公庫に承継されたときにおいて、右欄に定める中小企業総合事業団信用保険部門の保険価額の総額又は貸付金の総額のうち保険又は貸付けを行うに至っていない金額がある場合には、これらの金額をそれぞれ右欄に定める中小企業金融公庫の保険価額の総額又は貸付金の総額に加えるものとする。

公庫又は事業団	根拠規定	限度額	
住宅金融公庫	「住宅融資保険法」第6条	保険価額の総額	500,000,000千円
中小企業金融公庫	「中小企業金融公庫法」	保証金額の総額	63,000,000
		保険価額の総額	18,023,000,000
		貸付金の総額	534,327,000
		受益権の譲渡により調達する資金の総額	147,300,000
	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」	保険価額の総額	64,000,000
中小企業総合事業団信用保険部門	「中小企業総合事業団法」第21条第4項	保険価額の総額	6,008,000,000
		貸付金の総額	6,000,000
	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」	保険価額の総額	22,000,000

（流用の制限）

第5条　日本政策投資銀行又は国際協力銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本政策投資銀行法」第36条第1項又は「国際協力銀行法」第38条第1項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（1）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（2）　交際費に要する経費

官　報（号　外）

（俸給予算等の制限）

第６条　第１条に掲げる政府関係機関は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

（補則）

第７条　第１条に掲げる政府関係機関が平成16年度において発行する債券で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成15年10月１日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

２　「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律」（仮称）による改正後の「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」の規定により中小企業総合事業団が解散し、中小企業総合事業団信用保険部門に係る業務が中小企業金融公庫に承継されたときにおいて、中小企業総合事業団信用保険部門の支出予算額のうち支出するに至っていない金額がある場合には、財務大臣の承認を受けて、当該金額の範囲内において中小企業金融公庫の予算額を増額することができる。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額（千円）	項	金額（千円）
国民生活金融公庫	事業益金		203,536,150	事業損金	156,404,097
		事業益金	203,536,150	予備費	1,447,000
	雑収入		6,781,676		
		一般会計より受入	5,927,975		
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	4,500		
		運用収入	1,158		
		雑収入	848,043		
	合計		210,317,826	合計	157,851,097
住宅金融公庫	事業益金		1,885,116,742	事業損金	2,296,303,154
		事業益金	1,885,116,742	保険金	9,074,468
	住宅融資保険料収入		7,810,687	予備費	900,000
		住宅融資保険料収入	7,810,687		
	雑収入		418,398,881		

		一般会計より受入	404,400,000		
		貸付手数料等収入	8,656,090		
		運用収入	102,000		
		雑収入	5,240,791		
	合計		2,311,326,310	合計	2,306,277,622
農林漁業金融公庫	事業益金		68,904,371	事業損金	124,569,797
		事業益金	68,904,371	予備費	550,000
	基金収入		84,500		
		基金収入	84,500		
	雑収入		55,260,629		
		一般会計より受入	55,041,000		
		運用収入	8,600		
		雑収入	211,029		
	合計		124,249,500	合計	125,119,797
中小企業金融公庫	事業益金		128,742,887	事業損金	148,743,232
		事業益金	128,742,887	保険金	705,422,565
	保険料収入		150,498,546	予備費	835,000
		保険料収入	150,498,546		
	回収金		297,159,749		
		回収金	297,159,749		
	基金収入		25,418		
		基金収入	25,418		
	雑収入		15,328,683		
		一般会計より受入	12,726,896		

		電源開発促進対策特別会計より受入	74,747		
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	29,404		
		運用収入	535		
		雑収入	2,497,101		
	合計		591,755,283	合計	855,000,797
公営企業金融公庫	事業益金		831,743,049	事業損金	507,849,213
		事業益金	831,743,049	予備費	51,000
	雑収入		322,388		
		運用収入	99,829		
		雑収入	222,559		
	合計		832,065,437	合計	507,900,213
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		36,926,742	事業損金	42,578,596
		事業益金	36,926,742	予備費	150,000
	雑収入		5,454,533		
		一般会計より受入	5,240,010		
		電源開発促進対策特別会計より受入	24,705		
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	1,435		
		住宅資金貸付手数料等収入	125,192		
		運用収入	34		
		雑収入	63,157		
	合計		42,381,275	合計	42,728,596
中小企業総合事業団信用保険部門	事業益金		889	事業損金	5,259,900

官報（号外）

	保険料収入	事業益金	889	保険金	235,140,855
			50,166,183	予備費	65,000
		保険料収入	50,166,183		
	回収金		99,053,250		
		回収金	99,053,250		
	基金収入		2,540		
		基金収入	2,540		
	雑収入		16,884		
		運用収入	25		
		雑収入	16,859		
	合計		149,239,746	合計	240,465,755
日本政策投資銀行	事業益金		415,305,804	事業損金	414,050,208
		事業益金	415,305,804	予備費	450,000
	雑収入		18,839,286		
		運用収入	2,177,575		
		雑収入	16,661,711		
	合計		434,145,090	合計	414,500,208
国際協力銀行	事業益金		570,478,265	事業損金	614,710,370
		事業益金	570,478,265	予備費	370,000
	雑収入		220,687,384		
		一般会計より受入	30,000,000		
		運用収入	3,273,179		
		雑収入	187,414,205		
	合計		791,165,649	合計	615,080,370

平成十六年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、国民生活金融公庫等九政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、資金の重点的・効率的配分に努め、事業の適切な運営を図ることとしている。

主な政府関係機関予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　住宅金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
二、三一一、三二六	二、三〇六、二七八

住宅資金融通事業においては、二十万戸の住宅を建設するための住宅等融資三兆千三百三十六億円、二万戸の住宅を建設するための財形住宅融資三千七百二十億円、関連公共施設等融資二十五億円及び宅地造成融資五十七億円を行うこととし、合計三兆五千百三十八億円の貸付けを予定している。また、証券化支援事業においては、七万戸で一兆四千億円の買取りを予定しており、住宅資金融通事業と合わせて、総額四兆九千百三十八億円の貸付け等を予定している。この住宅資金融通事業の貸付計画額のうち一兆四千二百四十一億円が平成十六年度中に貸し付けられる予定であり、これに平成十四年度及び平成十五年度の貸付計画額のうち、平成十六年度に資金交付が行われる予定となっている二兆千四百十八億円を加えると、平成十六年度の資金交付額は三兆五千六百五十九億円となる。また、証券化支援事業の買取計画額のうち一兆三千五百億円が平成十六年度中に支払われる予定となっている。この原資として、財政融資資金からの借入れ千四百五十六億円、住宅金融公庫債券の発行による収入一兆五千億円、住宅金融公庫財形住宅債券等の発行による収入六千四百九十三億円、住宅金融公庫住宅地債券の発行による収入二千百十六億円、貸付回収金等二兆四千五百九十三億円を予定している。

2　中小企業金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
五九一、七五五	八五五、〇〇一

中小企業金融の円滑化を図るため、一兆七千四百九十七億円の貸付けを行うこととし、この原資として、産業投資特別会計からの出資金十億円、回収金等二千四百六十九億円のほか、財政融資資金の借入れ九千六百八億円、中小企業債券の発行による収入五千四百十億円を予定している。なお、中小企業総合事業団信用保険部門が、平成十六年七月に解散することが予定されており、その業務はこの公庫が承継することとされている。

3　公営企業金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
八三二、〇六五	五〇七、九〇〇

一兆七千六百五十二億円の貸付けを予定するほか、平成十六年度中に償還期日が到来する平成六年度発行に係る公営企業債券等一兆九千八百六十四億円の償還を予定している。この原資として、政府保証のある公営企業債券の発行による収入一兆三千八百億円、地方公務員共済組合連合会の引受けによる公営企業債券の発行による収入四千九百億円、貸付債権等を担保とした公営企業債券の発行による収入四千億円、貸付回収金等による収入一兆四千八百十六億円を予定している。

4　日本政策投資銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
四三四、一四五	四一四、五〇〇

一兆千七百八十億円の出融資を行うこととし、この原資として、産業投資特別会計からの出資金四百八十億円、財政融資資金からの借入金五千七百七十億円、産業投資特別会計からの借入金二百六十億円、日本政策投資銀行債券の発行による収入四千九百億円等を予定している。

5　国際協力銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
七九一、一六六	六一五、〇八〇

「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）を踏まえ、国際金融等業務（輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定を図るもの）は一兆千四百億円、海外経済協力業務（政府開発援助の実施に係るもの）は七千億円の出融資を行うこととし、この原資として、一般会計からの出資金千八百六十六億円、財政融資資金からの借入金八千三百二十六億円、国際協力銀行債券の発行による収入四千八百二十億円、貸付回収金等三千三百八十八億円を予定している。

以上のほか、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、中小企業総合事業団信用保険部門についても、各金融機関の事業に応じて予算編成がなされている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の佐々木憲昭君提出の「平成十六年度一般会計予算、平成十六年度特別会計予算及び平成十六年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十六年三月五日

予算委員長　笹川　堯

衆議院議長　河野　洋平殿

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十節　狩猟者登録税（第二百三十六条―第二百五十八条）」を「第十節　削除」に、「第四款　犯則取締り（第四百八十五条の六―第四百八十五条の十二）」を「第四款　犯則取締り　第五款　交付（第四百八十五条の六―第四百八十五条の十三）」に、「第三節　入猟税（第七百条の五十一―第七百条の五十四）」を「第三節　狩猟税（第七百条の五十一―第七百条の六十九）」に改める。

第一条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号中「財政上の特別の」を「財政上その他の」に改める。

第四条第二項第九号を削り、同条第四項第三号を次のように改める。

三　狩猟税

第十七条の五第三項を次のように改める。

3　道府県民税及び市町村民税の均等割（第二十六条第一項及び第三百十二条第一項に規定する法人等に対して課するものに限る。）若しくは法人税割に係る更正若しくは決定、道府県民税の利子割、法人の行う事業に対して課する事業税若しくは特別土地保有税に係る更正、決定若しくは加算金の決定又は不動産取得税、固定資産税若しくは都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。

第二十条の四の二第八項中「、狩猟者登録税とこれと併せて徴収する入猟税」を削る。

第二十条の十中「関する事項」の下に「（この法律又はこれに基づく政令の規定により地方団体の徴収金に関して地方団体が備えなければならない帳簿に登録された事項を含む。）」を加える。

第二十三条第一項第四号中「第八十二条の六」の下に「（法人税法第百四十五条の六において準用する場合を含む。）」を、「第八十二条の七」の下に「（同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。）」を加え、同項第十号を次のように改める。

十　削除

第二十三条第一項第十一号中「で老年者に該当しないもの」を削り、同項第十二号中「であつて、老年者に該当しないもの」を削る。

第二十四条第五項中「公益法人等（」の下に「防災街区整備事業組合、」を加える。

第二十四条の五第一項第二号中「老年者」を「年齢六十五歳以上の者」に改め、同条第四項を削る。

第二十五条第一項第一号中「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を、「移行型地方独立行政法人」の下に「（公立大学法人を除く。）」を、「非課税地方独立行政法人」の下に「、公立大学法人」を加え、「、日本郵政公社並びに日本育英会」を「並びに日本郵政公社」に改める。

第三十四条第一項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　削除

第三十四条第七項中「、同項第七号の規定によつて控除すべき金額を老年者控除額と」を削り、同条第九項中「、老年者」を削り、同条第十二項中「、老年者控除額」を削る。

第四十五条の二第一項第五号中「、老年者控除額」を削る。

第五十二条第二項第三号中「公益法人等（」の下に「防災街区整備事業組合、」を加える。

第五十三条第一項中「同じ。）、第八十二条の八第一項」の下に「（同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。以下本節において同じ。）」を、「第八十二条の十第一項」の下に「（同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。以下本節において同じ。）」を加え、「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十二」に改め、同条第六項中「五年」を「七年」に改め、同条第八項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第十一項中「五年」を「七年」に改め、同条第十二項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内連結事業年度」を「前七年内連結事業年度」に改め、同条第十五項中「五年」を「七年」に改め、「第八十二条の十五」の下に「（同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十六項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第十九項中「五年」を「七年」に改め、同条第二十項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内連結事業年度」を「前七年内連結事業年度」に改め、同条第二十九項中「又は事業所を有する法人又は外国法人」を「若しくは事業所を有する法人又は外国法人」に、「控除限度額又は」を「控除限度額若しくは」に改め、「連結控除限度個別帰属額」の下に「又は同法第百四十五条の七において準用する同法第八十二条の七第一項の控除限度額」を加える。

第七十一条の五十一第一項中「第三十七条の十第二項に規定する証券業者」を「第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する証券業者等」に改める。

第七十二条の四第一項第一号中「及び地方開発事業団」を「、地方開発事業団及び合併特例区」に改め、同項第三号中「、都市基盤整備公団」、「、地域振興整備公団」、「、新東京国際空港公団、環境事業団」及び「、奄美群島振興開発基金」を削り、同項第四号中「日本育英会、」を削る。

第七十二条の五第一項第五号中「、産業基盤整備基金」を削り、同項第六号中「及び負債整理組合」を「、負債整理組合及び防災街区整備事業組合」に改め、同項第七号中「、公害健康被害補償予防協会」及び「、海洋科学技術センター」を削り、同項第八号中「中小企業総合事業団及び」を削る。

第七十二条の十五第一項中「算入されるものに限る」を「算入されるもの（これらのうち政令で定めるものを除く。）及び当該事業年度において支出されるもので政令で定めるものに限る」に改め、同条第二項第一号中「前項各号に掲げる金額の」を「前項に規定する」に、「算入されるものに限る」を「算入されるもの（これらのうち政令で定めるものを除く。）及び当該事業年度において支払われるもので政令で定めるものに限る」に改め、同項第二号中「前項各号に掲げる金額の」を「前項に規定する」に、「同項各号に掲げる金額の」を「同項に規定する」に改める。

第七十二条の十六第一項及び第七十二条の十七第一項中「損金の額に算入されるもの（これらのうち政令で定めるものを除く。）及び当該事業年度において支払われるもので政令で定めるものに限

る」に改める。

第七十二条の二十三第一項中「若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」を「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）」に改め、同条第二項中「五年」を「七年」に改める。

第七十二条の二十四の四中「によらないで」を「と併せて」に、「若しくは」を「又は」に改め、「課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準とを併せ」を削る。

第七十二条の四十第一項第二号中「第八十二条の十」の下に「（同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十二条の四十八第三項中「（昭和二十三年法律第二十五号）又は」を「（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条の規定により登録を受けた者が行う証券業及び」に改める。

第七十二条の四十九の八第一項中「第二十一条及び」を削り、「若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に改める。

第七十二条の五十第二項中「同法第七十二条から第八十四条まで」を「同法第七十二条から第七十九条まで、第八十一条から第八十四条まで」に改める。

第七十三条の二第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第七十三条の三第一項中「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第七十三条の四第一項第十一号を次のように改める。

十一　独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第三号まで、第七号若しくは第十五号イ又は第二項第一号若しくは第二号に規定する業務の用に供する土地で政令で定めるもの及び同条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号若しくは第二号に規定する業務を行う場合における敷地の整備若しくは宅地の造成又は同条第一項第十三号若しくは第十六号の賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもののうち政令で定めるもの

第七十三条の四第一項第二十号を次のように改める。

二十　削除

第七十三条の四第一項第二十一号中「中小企業総合事業団が中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第十号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第二号」に改め、「定めるもの」の下に「、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二十二条第一項第二号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地及び新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第三十二条第一項第一号から第三号までに規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地」を加える。

第七十三条の四第一項第二十二号を次のように改める。

二十二　削除

第七十三条の四第一項第二十三号中「新東京国際空港公団が新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）第二十条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する業務」を「成田国際空港株式会社が成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第五条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業」に改め、同項第二十七号を次のように改める。

二十七　独立行政法人海洋研究開発機構が独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

三十六　独立行政法人日本学生支援機構が独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の五第一項中「第六十一条若しくは」を「第六十一条又は」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は土地改良法第九十四条の八第五項の規定により埋立地若しくは干拓地を取得する場合若しくは同法第八十七条の二第一項の規定により都道府県が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地を当該都道府県から取得する場合における当該埋立地若しくは干拓地の取得」を削る。

第七十三条の七第十三号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第七十三条の十四第七項中「都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に改め、「又は環境事業団から環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第一号に規定する建物で政令で定めるものの譲渡しを受けた場合」及び「又は価格に当該施設の譲渡しの対価の額に対する当該対価の額から当該施設の引渡しを受ける時までに支払うべき額を控除した残額の割合を乗じて得た額」を削り、同条第八項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第十項各号列記以外の部分中「補償金又は」を「補償金、」に、「清算金で」を「清算金又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十六条第一項の規定による補償金で」に改め、同項に次の一号を加える。

四　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十六条第一項の規定による補償金で、同法第二百十二条第三項の規定により同項に規定する防災施設建築物の一部等が与えられないように定められたことにより支払われるもの又はやむを得ない事情により同法第二百三条第一項の規定による申出をした場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるもの　同法第二百五条第一項第二十二号の権利変換期日

第七十三条の十四に次の一項を加える。

14　密集市街地における防災街区の整備の促進

に関する法律第二百五条第一項第二号又は第七号に掲げる者が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権若しくは建築物又は同項第八号に規定する指定宅地若しくはその使用収益権（以下本項において「従前の宅地等」という。）に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から当該不動産の価格に同条第一項第四号に規定する防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は同項第九号に規定する個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額（同法第二百四十七条第一項の規定により確定した価額とする。）の合計額に対する従前の宅地等の価額（同法第二百四条の権利変換計画において定められた価額とする。）の合計額の割合を乗じて得た額を控除するものとする。

第七十三条の二十七の二第一項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第七十三条の二十七の四に次の二項を加える。

11　道府県は、防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百六十五条第三項に規定する事業会社（以下本項及び次項において「事業会社」という。）が、同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（次項において「防災街区整備事業」という。）の施行に伴い同法第百十七条第六号に規定する防災施設建築敷地（以下本項及び次項において「防災施設建築敷地」という。）若しくは同法第百二十四条第二項に規定する個別利用区（以下本項及び次項において「個別利用区」という。）内の宅地を取得し、又は同法第百十七条第五号に規定する防災施設建築物（以下本項及び次項において「防災施設建築物」という。）を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては三年、防災施設建築物の取得にあつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第百四十四条第一項に規定する組合員（同法第百四十五条に規定する参加組合員を除く。）に、事業会社にあつては同法第二百五条第一項第二号若しくは第七号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

12　前条第二項から第五項までの規定は、防災街区整備事業組合又は事業会社が防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「次条第十一項に規定する防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、同項に規定する防災施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該防災街区整備事業組合又は次条第十一項に規定する事業会社」と読み替えるものとする。

第七十三条の二十七の五第一項中「若しくは商店街振興組合」を「又は商店街振興組合」に、「この項」を「本項」に、「都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に、「若しくは所属員」を「又は所属員」に改め、「、又は事業協同組合等若しくは商工組合が、環境事業団の設置し、若しくは造成した施設の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等若しくは商工組合の組合員に当該不動産を譲渡したとき」及び「又は商工組合」を削る。

第七十三条の二十八（見出しを含む。）中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第百四十六条第一項中「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第百七十九条中「これらの組合」の下に「、合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第二章第十節を次のように改める。

第十節　削除

第二百三十六条から第二百五十八条まで　削除

第二百五十九条中「を新設し、又は変更し」を「の新設又は変更（道府県法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をし」に改め、同条に次の一項を加える。

2　道府県は、当該道府県の道府県法定外普通税の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該道府県法定外普通税の課税標準の合計が当該道府県法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該道府県法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第二百六十条の二及び第二百六十一条中「第二百五十九条」を「第二百五十九条第一項」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第八十二条の六」の下に「（法人税法第百四十五条の六において準用する場合を含む。）」を、「第八十二条の七」の下に「（同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。）」を加え、同項第十号を次のように改める。

十　削除

第二百九十二条第十一号中「で老年者に該当しないもの」を削り、同項第十二号中「であつて、老年者に該当しないもの」を削る。

第二百九十四条第七項中「公益法人等（この下に「防災街区整備事業組合、」を加える。

第二百九十五条第一項第二号中「老年者」を「年齢六十五歳以上の者」に改め、同条第四項を削る。

第二百九十六条第一項第一号中「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を、「非課税地方独立行政法人」の下に「、公立大学法人」を加え、

「、日本郵政公社並びに日本育英会」を「並びに日本郵政公社」に改める。

第三百十条を次のように改める。

（個人の均等割の税率）

第三百十条　個人の均等割の標準税率は、三千円とする。

第三百十二条第三項第三号中「公益法人等（」の下に「防災街区整備事業組合、」を加える。

第三百十四条の二第一項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　削除

第三百十四条の二第七項中「、同項第七号の規定によつて控除すべき金額を老年者控除額と」を削り、同条第九項中「、老年者」を削り、同条第十二項中「、老年者控除額」を削る。

第三百十七条の二第一項第五号中「、老年者控除額」を削る。

第三百二十一条の八第一項中「同じ。）、第八十二条の八第一項」の下に「（同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。以下本節において同じ。）」を、「第八十二条の十第一項」の下に「（同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。以下本節において同じ。）」を加え、「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十二」に改め、同条第六項中「五年」を「七年」に改め、同条第八項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第十一項中「五年」を「七年」に改め、同条第十二項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内連結事業年度」を「前七年内連結事業年度」に改め、同条第十五項中「五年」を「七年」に改め、「第八十二条の十五」の下に「（同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十六項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第十九項中「五年」を「七年」に改め、同条第二十項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内連結事業年度」を「前七年内連結事業年度」に改め、同条第二十九項中「又は事業所を有する法人」を「若しくは事業所を有する法人又は外国法人」に、「控除限度額又は」を「控除限度額若しくは」に改め、「連結控除限度個別帰属額」の下に「又は同法第百四十五条の七において準用する同法第八十二条の七第一項の控除限度額」を加える。

第三百四十三条第七項中「及び地方開発事業団」を「、地方開発事業団及び合併特例区」に改め、同条に次の一項を加える。

9　家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下本項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

第三百四十八条第一項中「及び地方開発事業団」を「、地方開発事業団及び合併特例区」に改め、同条第二項第十五号を次のように改める。

十五　削除

第三百四十八条第二項第二十二号を次のように改める。

二十二　独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人都市再生機構法第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第三十二号を次のように改める。

三十二　独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法第十八条第一項各号に定める工事（同条第四項（被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の十五第一項において準用する場合を含む。）の公告に係るものに限る。）に係る施設の用に供されるものとして取得した土地

第三百四十八条第二項第三十五号中「第三百四十九条の三第二十三項」を「第三百四十九条の三第二十二項」に改め、同項に次の一号を加える。

四十　独立行政法人日本学生支援機構が独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する家屋で政令で定めるもの

第三百四十八条第四項中「第三百四十九条の三第三十四項」を「第三百四十九条の三第三十二項」に改め、同条第八項中「を除く。）」の下に「及び公立大学法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）」を加える。

第三百四十九条の三第二項中「営業路線の軌道の中心間隔の拡張又は」を削り、同条第十二項中「（当該車両が第三百四十三条第八項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する信託会社からの賃借を含む。）」を削り、同条第十四項中「第三十七項」を「第三十五項」に改め、同条第十六項を削り、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「海洋科学技術センターが」を「独立行政法人海洋研究開発機構が」に、「海洋科学技術センター法第二十三条第一項第一号、第二号又は第四号」を「独立行政法人海洋研究開発機構法第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第三十五項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第三十七項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条中第二十四項を第二十三項とし、第二十五項から第三十一項までを一項ずつ繰り上げ、第三十二項を削り、第三十三項を第三十一項とし、第三十四項から第三十六項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十七項中「二分の一」を「五分の三」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項を同条第三十六項とし、同条第三十九項中「六分の一」を「二分の一」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条中第四十項を第三十八項とし、第四十一項を第三十九項とし、第四十二項を第四十項とする。

第三百五十条第一項ただし書を削る。

第三百八十一条第五項中「第三百四十三条第八項」の下に「及び第九項」を加え、「同項の」を「これらの」に改める。

第三百八十二条の三中「納税義務者その他の」を「第二十条の十の規定によるもののほか、」に改める。

第三百八十六条中「第三百四十三条第八項」の下に「及び第九項」を加え、「同条同項の」を「これらの」に改める。

第四百四十三条第一項中「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第三章第四節に次の一款を加える。

第五款　交付

（たばこ税の都道府県に対する交付）

第四百八十五条の十三　市町村（特別区を含む。以下本項において同じ。）は、当該市町村に納付された当該年度のたばこ税（特別区たばこ税を含む。以下本項において同じ。）の額に相当する額が、当該年度の前々年度の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口（公表された最近の国勢調査の結果による当該市町村の二十歳以上の人口及び当該市町村以外の市町村に居住する者であつて当該市町村において従業し、又は当該市町村へ通学する者のうち二十歳以上のものの人口の合計をいう。以下本条において同じ。）に三を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計で除して得た割合を乗じて得た額（次項において「たばこ税に係る課税定額」という。）を超える場合には、当該超える部分に相当する額を、政令で定めるところにより、当該市町村を包括する都道府県に対して当該年度の翌年度に交付するものとする。

2　たばこ消費基礎人口及びたばこ税に係る課税定額の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第五百八十六条第一項中「及び非課税地方独立行政法人」を「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人（地方独立行政法人法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人でその成立の日の前日において現に設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）が行つている業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うものに限る。）」に改め、同条第二項第一号の四を次のように改める。

一の四　削除

第五百八十六条第二項第一号の十四から第一号の十六までを次のように改める。

一の十四から一の十六まで　削除

第五百八十六条第二項第一号の十八を次のように改める。

一の十八　削除

第五百八十六条第二項第一号の二十五中「同法第八条第二項第一号」を「同法第二十二条第一項第一号」に、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同項第一号の二十六中「新事業創出促進法第二十六条第一項」を「新事業創出促進法第三十二条第一項」に、「同法第二十六条第一項第四号」を「同法第三十二条第一項第四号」に、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同項第四号の四を次のように改める。

四の四　削除

第五百八十六条第二項第十二号中「中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ若しくはロの中小企業構造の高度化に寄与する事業若しくは同号ハの中小企業構造の高度化を支援する事業」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二条第一項に規定する中小企業者の行う同法第十五条第一項第三号ロ若しくはハに規定する連携等、中小企業の集積の活性化に寄与する事業若しくは中小企業の集積の活性化を支援する事業」に、「中小企業総合事業団から同号イ若しくはハの資金の貸付け若しくは同号ロの施設の譲渡し」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロ若しくはハの資金の貸付け」に改め、同項第十三号中「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」の下に「（平成九年法律第二十八号）」を加え、同項第二十一号の二中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項第二十三号中「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に改め、同項第二十七号の六中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第六百二条第一項第一号ハ中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項第三号中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第六百六十九条中「を新設し、又は変更し」を「の新設又は変更（市町村法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をし」に改め、同条に次の一項を加える。

2　市町村は、当該市町村の市町村法定外普通税の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該市町村法定外普通税の課税標準の合計が当該市町村法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該市町村法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第六百七十条の二及び第六百七十一条中「第六百六十九条」を「第六百六十九条第一項」に改める。

第六百九十九条の四第一項中「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第七百条の三第四項中「混和の」を「製造の」に改める。

第七百条の四の次に次の一条を加える。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第七百条の四の二　第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで製造された軽油について、第七百条の三第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下本条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行つた者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で政令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金を納付する義務を負う。

2　前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第七百条の三第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下本項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、本節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

第七百条の九第一項中「者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加える。

第七百条の十一の二を削る。

第七百条の十四の二の次に次の一条を加える。

（軽油引取税の保全担保）

第七百条の十四の三　道府県知事は、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対し、金額及び期間を指定して、第十六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずることができる。

2　第十六条第三項及び第十六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

第七百条の十五第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「、適当なものであると認めるときは」を「適当でないと認めるときその他政令で定めるときを除き」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第七百条の六各号に掲げる用途のいずれにも該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならない。

4　免税軽油使用者証の交付を受けた者（第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

第七百条の十六第一項及び第七百条の十九第二項中「二百万円」を「五百万円」に改める。

第七百条の二十二の二の見出し中「混和等」を「製造等」に改め、同条第一項中「元売業者」を「元売業者（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、第七百条の六の二第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）」に、「、混和」を「、製造」に、「混和等」を「製造等」に改め、同項第一号中「混和する」を「混和して炭化水素油を製造する」に改め、同項第二号中「軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して」を「前号に掲げる場合のほか、」に改め、同条第三項中「混和等」を「製造等」に改め、同条第四項中「混和等承認証」を「製造等承認証」に改め、同条第五項中「混和等を」を「製造等を」に、「混和等に」を「製造等に」に、「混和等承認証」を「製造等承認証」に改め、同条第八項及び第九項中「混和等承認証」を「製造等承認証」に改める。

第七百条の二十二の三の見出し中「混和等」を「製造等」に改め、同条第一項中「同項各号」を「同項第一号若しくは第二号」に、「受けた者」を「受け同項第一号若しくは第二号の行為を行つた者」に、「一年」を「五年」に、「又は五十万円以下の罰金に処する」を「若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「又は人に対し、」を「に対して次の各号に掲げる違反行為の区分に応じ当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項の違反行為　三億円以下の罰金刑

二　第二項の違反行為　一億円以下の罰金刑

三　前二項の違反行為　当該各項の罰金刑

第七百条の二十二の三第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の犯罪に係る炭化水素油について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第三号若しくは第四号の行為を行つた者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百条の二十六第一項中「者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加える。

第七百条の二十八第一項及び第二項中「二百万円」を「五百万円」に改め、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「又は前項の免れた税額」を「、第二項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額」に、「二百万円」を「五百万円」に、「又は免れた税額」を「、免れた税額又は還付を受けた金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　偽りその他不正の行為によつて第七百条の二十一の二第一項又は第七百条の二十二第一項、第四項若しくは第五項の規定による還付を受けた軽油引取税の特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百条の三十第三項中「第一項」を「第一項若しくは本項」に改める。

「第三節　入猟税」を「第三節　狩猟税」に改める。

第七百条の五十一の見出しを「（狩猟税）」に改め、同条中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第七百条の五十一の二を削る。

第七百条の五十二を次のように改める。

（狩猟税の税率）

第七百条の五十二　狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの　一万六千五百円

二　網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者　一万千円

三　第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者　五千五百円

2　狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

一　放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第六十八条第二項第四号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録　四分の一

二　前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録　四分の三

第七百条の五十三（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第七百条の五十四を次のように改める。

（狩猟税の徴収の方法）

第七百条の五十四　狩猟税の徴収については、当該道府県の条例の定めるところによつて、普通徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない。

第四章第三節中第七百条の五十四の次に次の十五条を加える。

（狩猟税の普通徴収の手続）

第七百条の五十五　狩猟税を普通徴収によつて

徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

（狩猟税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

第七百条の五十六　狩猟税の納税義務者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、狩猟税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

（狩猟税に係る虚偽の申告等に関する罪）

第七百条の五十七　前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2　人の代理人又は使用人がその人の狩猟に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に対し、同項の罰金刑を科する。

（狩猟税に係る不申告等に関する過料）

第七百条の五十八　道府県は、狩猟税の納税義務者が第七百条の五十六の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（狩猟税に係る徴税吏員の質問検査権）

第七百条の五十九　道府県の徴税吏員は、狩猟税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、納税義務者又は納税義務があると認められる者に質問し、又はその者の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）若しくはその他の物件を検査することができる。

2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　狩猟税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百条の六十六第六項の定めるところによる。

4　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（狩猟税に係る検査拒否等に関する罪）

第七百条の六十　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　前条の規定による書類又は物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者

三　前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　人の代理人又は使用人がその人の狩猟又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に対し、同項の罰金刑を科する。

（狩猟税の脱税に関する罪）

第七百条の六十一　偽りその他不正の行為によつて狩猟税の全部又は一部を免れた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

2　人の代理人又は使用人がその人の狩猟に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に対し、同項の罰金刑を科する。

（狩猟税の減免）

第七百条の六十二　道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において狩猟税の減免を必要とすると認める者又は貧困により生活のため公私の扶助を受ける者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、狩猟税を減免することができる。

（納期限後に納付する狩猟税の延滞金）

第七百条の六十三　狩猟税の納税者は、第七百条の五十三の納期限（納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下狩猟税について同様とする。）後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2　道府県知事は、納税者が第七百条の五十三の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（狩猟税に係る督促）

第七百条の六十四　納税者が納期限までに狩猟税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2　特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（狩猟税に係る督促手数料）

第七百条の六十五　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて手数料を徴収することができる。

（狩猟税に係る滞納処分）

第七百条の六十六　狩猟税に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該狩猟税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る狩猟税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに狩猟税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3　狩猟税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る狩猟税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処

分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6　前各項に定めるものその他狩猟税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7　前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

（狩猟税に係る滞納処分に関する罪）

第七百条の六十七　狩猟税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは狩猟又は財産に関して前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第七百条の六十八　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは狩猟又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第七百条の六十九　道府県は、狩猟税を証紙徴収によつて徴収しようとする場合においては、納税者に当該道府県が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、道府県は、狩猟税を納付する義務が発生することを証する書類に証紙をはらせ、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

2　道府県は、納税者が証紙をはつた場合においては、証紙をはつた紙面と証紙の彩紋とにかけて当該道府県の印で判明にこれを消さなければならない。

3　第一項の証紙の取扱いに関しては、当該道府県の条例で定めなければならない。

第七百一条の三十二第二項中「又は共同行為」を削る。

第七百一条の三十四第二項中「公益法人等（」の下に「防災街区整備事業組合、」を加え、同条第三項第二号を次のように改める。

二　削除

第七百一条の三十四第三項第二十号中「中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ又はロの中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に、「中小企業総合事業団から同号イ」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロ」に改め、「及びこれらの者から同号ロの譲渡しを受けた施設」を削る。

第七百一条の四十一第二項中「第十八条第六号」を「第四十九条第一項第六号」に改める。

第七百二条第二項中「第十六項、第二十六項から第三十一項まで、第三十四項から第三十六項まで、第三十八項、第四十一項又は第四十二項」を「第二十五項から第三十項まで、第三十二項から第三十四項まで、第三十六項、第三十九項又は第四十項」に、「及び第八項」を「、第八項及び第九項」に改める。

第七百二条の二第一項中「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第七百四条第一項中「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を、「非課税地方独立行政法人」の下に「、公立大学法人」を加え、同条第二項中「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第七百三十一条第二項中「を新設し、又は変更し」を「の新設又は変更（法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をし」に改め、同条に次の一項を加える。

3　道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十九項の項中「又は」を「若しくは」に改め、「連結控除限度個別帰属額」の下に「又は同法第百四十五条の七において準用する同法第八十二条の七第一項の控除限度額」を加える。

第七百三十六条第三項後段を削る。

附則第三条の二第一項中「、第二百四十九条第一項」を削り、「第七百条の三十二第一項」の下に「、第七百条の六十三第一項」を加える。

附則第三条の三中「三十六万円」を「三十五万円」に改める。

附則第四条を削る。

附則第四条の二の見出しを「（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

道府県民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第三十四条第一項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損

失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2　前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第四条の二第八項中「前項」を「前二項」に、「附則第四条の二第七項」を「附則第四条第九項又は第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第四十五条の二第一項」を「附則第三十四条第一項後段」に、「第三百十七条の二第一項」を「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段」に、「第二項及び第三項」を「第二項」に、「第三十二条第八項」を「第四十五条の二第一項」に、「第三百十三条第八項」を「第三百十七条の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三百十七条の三第一項」と、第三項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百十七条の二第一項」と、「附則第三十四条第一項後段」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段」と、「附則第三十五条第一項」とあるのは「附則第三十五条第五項において準用する同条第一項」と、第四項第一号中「次条第一項」とあるのは「次条第八項において準用する同条第一項」と、「附則第三十四条第一項」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項」と、「附則第三十五条第一項」とあるのは「附則第三十五条第五項において準用する同条第一項」と、「附則第四条の二第一項」とあるのは「附則第四条の二第二項」と、「附則第四条第三項」とあるのは「附則第四条の二第三項」と、「附則第四条の二第六項」を「附則第四条第八項」に、「同条第二項」と、「」を「同条第三項」と、「第一項の道府県民税に関する」とあるのは「第一項の」と、「道府県民税に関する申告書」と」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第五項第二号」を「同条第七項第二号」に、「する」を「申告書」とする」に、「附則第四条の二第五項第二号」を「附則第四条第七項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　第一項の規定の適用を受けた者は、特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産の取得をしない場合、買換資産の取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日から四月を経過する日までに総務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

附則第四条の二第五項各号列記以外の部分中「第一項」を「第三項」に改め、同項第一号中「、第十号」を削り、「附則第四条の二」を「附則第四条」に改め、同項第二号中「附則第四条の二第二項」を「附則第四条第三項」に、「居住用財産の譲渡損失」を「通算後譲渡損失」に、「同条第一項」を「同条第三項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第五項第二号」を「同条第七項第二号」に改め、同項第三号中「第四十一条の五第六項第三号」を「第四十一条の五第十二項第三号」に、「附則第四条の二第五項第二号」を「附則第四条第七項第二号」に改め、同項第四号中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「、第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第三十二条第八項に規定する」及び「（以下本項において「純損失の金額」という。）」を削り、「居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額」を「特定純損失の金額」に、「指定期間内に譲渡（租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）があつた譲渡資産に係る当該譲渡」を「適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡」に、「附則第四条の二第三項」を「附則第四条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産（次項第一号に規定する買換資産をいう。）に係る住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の道府県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第七項第二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第三十四条第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の道府県民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の道府県民税の所得割については、この限りでない。

4　本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　居住用財産の譲渡損失の金額　道府県民税の所得割の納税義務者が、平成十一年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの期間（次項において「適用期間」という。）内に、租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産（以下本項及び次項において「譲渡資産」という。）の同号に規定する特定譲渡（以下本号、次項及び第九項において「特定譲渡」という。）をした場合（当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一

項、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十六条の六の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき次条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。）において、平成十一年一月一日（当該特定譲渡の日が平成十二年一月一日以後であるときは、当該特定譲渡の日の属する年の前年一月一日）から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に、同法第四十一条の五第七項第一号に規定する買換資産（第九項及び第十項において「買換資産」という。）の同号に規定する取得（以下本項、第九項及び第十項において「取得」という。）をして当該取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該納税義務者の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおける当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税に係る附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

二　通算後譲渡損失の金額　当該道府県民税の所得割の納税義務者のその年において生じた第三十二条第八項に規定する純損失の金額（次項において「純損失の金額」という。）のうち、居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（当該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれている場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

三　住宅借入金等　租税特別措置法第四十一条の五第七項第四号に規定する住宅借入金等をいう。

附則第四条の二を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第四条の二　道府県民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第三十四条第一項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2　前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第七項第二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第三十四条第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の道府県民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の道府県民税の所得割については、この限りでない。

3　道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の道府県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第七項第二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の道府県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第七項第二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第三十四条第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の道府県民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の道府県民税の所得割については、この限りでない。

4　本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定居住用財産の譲渡損失の金額　道府県民税の所得割の納税義務者が、平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの期間（次項において「適用期間」という。）内に、租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号に規定する譲渡資産（以下本号及び次項において「譲渡資産」という。）の同条第七項第一号に規定する特定譲渡（以下本号及び次項において「特定譲渡」という。）をした場合（当該納税義務者が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十六条の六の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき前条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。）において、当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税に係る附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該

特定譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。）をいう。

二　通算後譲渡損失の金額　当該道府県民税の所得割の納税義務者のその年において生じた第三十二条第八項に規定する純損失の金額（次項において「純損失の金額」という。）のうち、特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

三　住宅借入金等　租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第四号に規定する住宅借入金等をいう。

5　道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年間において生じた純損失の金額のうちに特定純損失の金額（適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における第三十二条第八項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び附則第四条の二第五項に規定する特定純損失の金額」とする。

6　第一項、第三項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　第三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号ロ及び第十二号、第二十四条の五第一項第二号並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「の規定」とあるのは「並びに附則第四条の二の規定」と、「同条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」とする。

二　第四十五条の二第四項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第四条の二第三項に規定する通算後譲渡損失」と、「三月十五日までに第一項の道府県民税に関する申告書」とあるのは「三月十五日までに、第一項の道府県民税に関する申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第三項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した道府県民税に関する申告書」と、「第三百十七条の二第四項」とあるのは「同条第八項において準用する同条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第三百十七条の二第四項」とする。

三　第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第四十一条の五の二第十二項第三号の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第三項まで又は附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第三項まで又は附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」とする。

四　前三号に定めるもののほか、第三項の規定の適用がある場合における道府県民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8　前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「附則第三十四条第一項後段」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段」と、第二項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百十七条の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三百十七条の三第一項」と、第三項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百十七条の二第一項」と、「附則第三十四条第一項後段」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段」と、「附則第三十五条第二項」とあるのは「附則第三十五条第五項において準用する同条第一項」と、第四項第一号中「前条第一項」とあるのは「前条第八項において準用する同条第一項」と、「附則第三十四条第一項」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項」と、「附則第三十五条第一項」とあるのは「附則第三十五条第五項において準用する同条第一項」と、「第三百十三条第八項」とあるのは「第三百十三条第八項」と、第五項中「第三十二条第八項」とあるのは「第三百十三条第八項」と、「附則第四条の二第五項」とあるのは「附則第四条の二第八項において準用する同条第五項」と、前項中「第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号ロ及び第十二号、第二十四条の五第一項第二号並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」とあるのは「第三百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ及び第十二号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」と、「第二十三条第一項第十三号」とあるのは「第二百九十二条第一項第十三号」と、「第三十二条第一項」とあるのは「第三百十三条第一項」と、「第四十五条の二第四項」とあるのは「第三百十七条の二第四項」と、「附則第四条の二第三項」とあるのは「附則第四条の二第八項において準用する同条第三項」と、「第一項の道府県民税に関する」とあるのは「第一項の」と、「道府県民税に関する申告書」と、「第三百十七条の二第四項」とあるのは「同条第八項において準用する同条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第三百十七条の二第四項」とする」とあるのは「第三百十七条の三」と、「附則第四条の二第七項第二号」とあるのは「附則第四条の二第八項において準用する同条第七項第二号」と読み替えるものとする。

附則第五条の三第一項中「特定配当等」の下に「（租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加える。

附則第八条第七項から第十二項までを削る。

附則第八条の三の次に次の一条を加える。

（旧特定目的会社に係る事業税の課税の特例）

第八条の四　第七十二条の二第一項第一号ロの規定の適用については、当分の間、同号ロ中「特定目的会社」とあるのは、「特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）」とする。

附則第九条中第二項を第十一項とし、第一項を第十項とし、同項の前に次の九項を加える。

北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「出資金額」とある

のは「出資金額（以下本項において「資本金額等」という。）」と、「連結個別資本積立金額（以下本項において「資本積立金額等」という。）」と、「合計額」とあるのは「合計額から、当該事業年度終了の日における資本積立金額等を限度として当該事業年度終了の日における資本金額等に相当する額を控除して得た額」とする。

2　株式会社産業再生機構、預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行及び同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」とあるのは「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」と、「当該合計額」とあるのは「当該額」とする。

3　銀行等保有株式取得機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額との合計額」とあるのは「証券取引法第二十九条の四第二号に規定する政令で定める額」と、「当該合計額」とあるのは「当該額」とする。

4　平成十三年四月一日以後に、資本若しくは出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損のてん補又は商法第二百八十九条第一項及び第二項（これらの規定を有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する資本準備金による同条第一項及び第二項第二号（これらの規定を有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する資本の欠損のてん補を行つた法人に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「との合計額」とあるのは「との合計額から、平成十三年四月一日以後に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損のてん補に充てた金額並びに商法第二百八十九条第一項及び第二項（これらの規定を有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する資本準備金による同条第一項及び第二項第二号（これらの規定を有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する資本の欠損のてん補に充てた金額の合計額を控除した金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該額」とする。

5　関西国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社法第七条第一項第一号に規定する指定造成事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額（第七十二条の二十一第三項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。以下本項から第九項までにおいて同じ。）から、当該資本等の金額に六分の五の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第五項」とする。

6　中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額から、当該資本等の金額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第六項」とする。

7　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額から、当該資本等の金額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第七項」とする。

8　東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第八項」とする。

一　当該法人の当該事業年度の確定した決算（第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、同項ただし書に規定する期間に係る決算）に基づく貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額として政令で定めるところにより計算した金額

二　当該法人の当該事業年度終了の時における未収金で総務省令で定めるものの帳簿価額

9　国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業を行う法人に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額から、当該資本等の金額に第一号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算

した金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第九項」とする。

一　前項第一号に定めるところにより計算した金額

二　当該法人が当該事業年度終了の時において所有する土地で、販売を目的とするものの帳簿価額

附則第十条第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条に次の五項を加える。

9　道府県は、土地改良法第九十四条の八第五項の規定による埋立地若しくは干拓地の取得が行われた場合又は同法第八十七条の二第一項の規定により都道府県が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地の取得（当該都道府県からの取得に限る。）が行われた場合には、当該取得が平成十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該埋立地又は干拓地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

10　道府県は、独立行政法人環境再生保全機構が、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第七条第一項第一号に規定する旧事業団法第十八条第一項第二号から第五号までに掲げる業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

11　道府県は、日本環境安全事業株式会社が、日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

12　道府県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する不動産又は特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第十一条第一項に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地を取得した場合には、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

13　道府県は、独立行政法人都市再生機構が、独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は第十三条第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十条の二第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十一年四月一日から平成十六年六月三十日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「これらの規定中「二年」とあるのは、「三年」を「第七十三条の二十四第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、四年」と、第七十三条の二十五第一項中「二年」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、四年）」に改め、同条第三項を削る。

附則第十一条第一項、第五項及び第六項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間」に、「三分の二」を「二分の一」に改め、同条第九項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第十三項を第十二項とし、第十四項から第十七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十八項中「研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第十一条第二項に規定する国の機関と共同して研究を行う民法第三十四条の法人で政令で定めるものが同項の規定により国がその使用の対価を時価より低く定めた土地の上に当該研究に必要な施設の用に供する家屋で政令で定めるもの又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいい、非課税独立行政法人であるものに限る。以下本項において同じ。）を「国立大学法人等」に、「当該特定独立行政法人」を「当該国立大学法人等」に、「平成十三年四月一日」を「平成十六年四月一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項を削り、同条第二十一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第二十二項を第二十項とし、第二十三項を第二十一項とし、第二十四項を第二十二項とし、同条第二十五項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「平成十六年三月三十一日までの間」を「平成十八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項を削り、同条第二十九項中「平成十六年三月三十一日までの間」を「平成十八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条中第三十項を第二十七項とし、第三十一項を第二十八項とし、第三十二項を第二十九項とし、同条第三十三項中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項を同条第三十一項とし、同条に次の四項を加える。

32　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下本項において「土砂災害特別警戒区域」という。）の区域内にある住宅又は住宅の用に供する土地を所有し、かつ、当該土砂災害特別警戒区域の区域内に居住する

者が政府の補助で総務省令で定めるものを受けて当該土砂災害特別警戒区域の区域外にある住宅又は住宅の用に供する土地を取得した場合における当該住宅又は住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十八年三月三十一日までに行われたときに限り、当該住宅又は住宅の用に供する土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

33　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業により政府の補助で総務省令で定めるものを受けて国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第二項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十八年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

34　独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法第十一条第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号若しくは第二号に規定する業務の用に供する土地（第七十三条の四第一項第十一号に掲げるものを除く。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十八年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

35　都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地（以下本項において「従前の土地」という。）の所有者が独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けた計画に基づき同法附則第四条の規定による解散前の都市基盤整備公団が同法附則第十八条による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第二十八条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供するものとして取得した土地（以下本項において「特定土地」という。）を従前の土地との交換により取得した場合における当該特定土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該特定土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の四第一項中「第十八条第六号」を「第四十九条第一項第六号」に改める。

附則第十一条の七中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の三第一項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、同項に次の二号を加える。

四　平成六年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成四年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前三号の規定の適用を受ける自動車を除く。）　平成十七年度

五　平成七年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成五年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。）　平成十八年度

4　低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして政令で定めるもの（第六項並びに附則第三十二条第六項及び第七項において「優良低燃費車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして総務省令で定める許容限度（第六項並びに附則第三十二条第六項及び第七項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるもの及び電気自動車等に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十二条の三第六項を次のように改める。

6　低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるもの（第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十二条の三第八項中「前項」を「第三項から前項まで」に改める。

附則第十五条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十五年度」を「平成十七年度」に改め、同条第三項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、「輸入の促進に寄与する倉庫として政令で定めるもの若しくは」を削り、「流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるもの」の下に「（増設した倉庫にあつては、当該増設部分とする。以下本項において「特定倉庫」という。）」を加え、「これらの倉庫」を「これらの特定倉庫」に改め、「機械設備で政令で定めるもの」の下に「（以下本項において「附属機械設備」という。）」を加え、「輸入の促進に寄与する上屋」に、「増設した倉庫又は上屋にあつては、それぞれ当該増設部分とする。以下本項において「倉庫等」という」を「増設した上屋にあつては、当該増設部分

とする。以下本項において「特定上屋」という」に、「当該倉庫等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該倉庫等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該倉庫等のうち総務省令で定めるものにあつては、当該倉庫等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の三）の額とする」を「これらに対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、特定倉庫にあつては当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該特定倉庫で総務省令で定めるものにあつては、当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の六分の五）の額とし、附属機械設備にあつては当該附属機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とし、特定上屋にあつては当該特定上屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする」に改め、同条第五項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「第十九項」を「第十八項」に、「第五号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第六号に掲げるもの（総務省令で定めるものを除く。）又は第七号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一」を「第四号に掲げるもの又は第六号に掲げるもの（総務省令で定めるものを除く。）にあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、第五号又は第七号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一に改め、同条第六項中「平成十六年三月三十一日」に、「償却資産にあつては、」を「償却資産にあつては」に改め、「三分の二」の下に「、第二号に掲げる償却資産にあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二」を加え、同項第二号中「平成十四年四月一日」を「平成十六年四月一日」に改め、同条第七項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同項第二号中「ガス事業法第三条若しくは第三十七条の二若しくは」を削り、同条第八項中「第十九項」を「第十八項」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第九項中「第十九項」を「第十八項」に、「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、「（第二号に掲げる施設にあつては、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第十項中「平成九年度から平成十五年度までの間」を「平成十六年度及び平成十七年度」に改め、「三分の二」の下に「（当該航空機のうち地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものにあつては、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）」を加え、同条第十三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「八分の七」に改め、同条第十六項中「第十八条第六号」を「第四十九条第一項第六号」に改め、同条第十七項中「平成十四年度分及び平成十五年度分」を「平成十四年度から平成十七年度までの各年度分」に改め、同条第十八項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二十項を次のように改める。

20　水力発電施設に設けられる魚道の用に供する償却資産のうち平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条第二十一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二十二項中「遺伝子組換えに関する実験の安全を確保するために文部科学大臣が定めた基準により、当該試験研究の実施に当たり生ずるおそれのある公共への危害を防止するために」を「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第二条第六項に規定する第二種使用等に当たつて同法第十二条又は第十三条第一項の規定により執らなければならない同法第二条第七項に規定する拡散防止措置に」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二十三項中「地震防災対策強化地域」の下に「（総務省令で定める区域を除く。）」を加え、「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、「（当該償却資産のうち総務省令で定める区域において新たに取得されたものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四）」を削り、同条第二十四項中「研究交流促進法第十一条第二項に規定する国の機関と共同して研究を行う民法第三十四条の法人で政令で定めるものが同項の規定により国がその使用の対価を時価より低く定めた土地の上に平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得した当該研究に必要な施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいい、非課税独立行政法人であるものに限る。以下本項において同じ。）を「国立大学法人等」に、「当該特定独立行政法人」を「当該国立大学法人等」に、「平成十三年四月一日」を「平成十六年四月一日」に改め、同条第二十五項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二十六項中「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「第二十項」を「第十九項」に、「八分の七（当該償却資産のうち上空に電線がない道路において電線を当該道路の地下に埋設するために新設したものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の十分の九）」を「十分の九」に改め、同条第三十一項中「第三十七項」を「第三十五項」に改め、同条第三十二項及び第三十三項を次のように改める。

32　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十条第一項第三号に規定する対策工事により設置された同法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもののうち、同法の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

33　卸売市場法第五十五条の許可を受けた者又は同法第四条第二項第四号に規定する卸売の業務若しくは仲卸しの業務を行う者が、直接その本来の業務の用に供する次の各号に掲げる家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

一　平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた同条第六項に規定する構造改善計画に基づく同法第二条第三項第二号の事業（次号において「特定事業」という。）が実施される地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場をいう。次号において同じ。）で総務省令で定めるものにおいて業務の用に供される家屋及び償却資産　食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた日

二　平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に特定事業を実施した法人（以下本号において「特定事業実施法人」という。）であつて当該特定事業を連携して実施した他の法人（以下本号において「連携事業実施法人」という。）と当該期間内に合併した法人又は特定事業実施法人が連携事業実施法人と当該期間内に合併した場合において当該合併により設立された法人が開設する地方卸売市場で総務省令で定めるものにおいて業務の用に供される家屋及び償却資産（前号に掲げるものを除く。）　卸売市場法第七十三条第一項の規定による認定を受けた日

附則第十五条第三十五項を次のように改める。

35　電気通信回線を通じた情報の流通による電子計算機の障害の発生の防止のために必要な電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備で総務省令で定めるもののうち、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第一項に規定するアクセス管理者が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

附則第十五条第四十項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「、第二十二項若しくは第三十二項」を「若しくは第二十一項」に改め、同条第四十一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「第二十二項、第三十二項若しくは第三十七項」を「第二十一項若しくは第三十五項」に改め、同条第四十三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第四十四項から第四十八項までの規定中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条に次の三項を加える。

54　成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成十七年度から平成十九年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

55　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業により政府の補助で総務省令で定めるものを受けて平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得した国立大学法人法第二条第二項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第一項中「、第二十二項若しくは第三十二項」を「若しくは第二十一項」に改め、同条第二項中「第二十二項、第三十二項若しくは第三十七項」を「第二十一項若しくは第三十五項」に改める。

56　鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に鉄道施設若しくは軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得した火災時における旅客の安全の確保に資する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第六項中「平成十六年三月三十一日」に、「又は前項」を「、前項又は第八項」に改め、同条第七項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「又は第五項」を「、第五項又は次項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第五項の規定は、平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十七条第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第百十七条第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、第五項中「従前の権利者」とあるのは、「密集市街地における

防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者」と読み替えるものとする。

附則第十七条第四号ロの表(2)中「第二十三項」を「第二十二項」に改める。

附則第十七条の二第五項の表の上欄及び同条第六項の表の上欄中「第三百四十九条の三第十六項、第二十三項、第二十六項から第三十一項まで、第三十八項及び第四十二項」を「第三百四十九条の三第二十二項、第二十五項から第三十項まで、第三十六項及び第四十項」に、「第三百四十九条の三第三十五項」を「第三百四十九条の三第三十三項」に、「第二十項及び第四十一項」を「第四十一項及び第五十四項」に改める。

附則第二十一条を次のように改める。

（商業地等に対して課する平成十六年度分及び平成十七年度分の固定資産税の減額）

第二十一条　市町村は、平成十六年度分及び平成十七年度分の固定資産税に限り、商業地等に係る当該年度分の固定資産税額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条第一項又は第十八条の二の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。以下本条において同じ。）が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該商業地等に係る固定資産税額から減額することができる。

附則第二十五条第一項中「本項」の下に「及び附則第二十七条の四」を加え、同条第二項中「第二十三項」を「第二十二項」に改める。

附則第二十五条の二中「第二十三項」を「第二十二項」に改め、「都市計画税額」の下に「（附則第二十七条の四において「商業地等調整都市計画税額」という。）」を加える。

附則第二十五条の三、第二十六条第二項及び第二十七条の二第二項中「第二十三項」を「第二十二項」に改める。

附則第二十七条の四に次の一項を加える。

3　附則第二十一条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成十六年度分及び平成十七年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四条第三項第一号若しくは第四項、附則第十五条の四又は第一項に定める事項のほか、附則第二十一条の規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならない。

附則第二十七条の四を附則第二十七条の五とし、附則第二十七条の三の次に次の一条を加える。

（商業地等に対して課する平成十六年度分及び平成十七年度分の都市計画税の減額）

第二十七条の四　市町村は、平成十六年度及び平成十七年度の都市計画税に限り、商業地等に係る当該年度分の都市計画税額（当該商業地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項又は第二十五条の二の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整都市計画税額又は商業地等調整都市計画税額とする。以下本条において同じ。）が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の都市計画税について第三百四十九条の三（第二十二項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該商業地等に係る都市計画税額から減額することができる。

附則第二十九条の七第一項中「附則第二十七条の四」を「附則第二十七条の五」に改め、同条第四項中「第二十七条の四」を「第二十七条の五」に、「附則第二十七条の四第二項」を「附則第二十七条の五第二項」に改める。

附則第三十一条の二第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」及び「若しくは第二項」を削り、「附則第三十一条の二第四項」を「附則第三十一条の二第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

附則第三十一条の二の二第一項中「第十一条第十三項、第二十項、第二十二項、第二十三項、第二十五項、第二十六項第一号若しくは第二号、第二十九項若しくは第三十三項」を「第十一条第十二項、第二十項、第二十一項若しくは第三十項」に改める。

附則第三十一条の三第四項から第六項までを削り、同条第七項中「第四項の規定は、」を削り、「準用する」を「は、第五百九十六条第一号（第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同条第二号（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の三分の二に相当する額」とする」に改め、同項後段を削り、同項を同条第四項とし、同条中第八項を削り、第九項を第五項とし、第十項を第六項とし、第十一項を第七項とする。

附則第三十二条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「の取得」の下に「（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を加え、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号に規定するエネルギー消費効率に係る政令で定める基準に適合するもの」を「優良低燃費車」に、「窒素酸化物排出許容限度」を「低窒素酸化物排出許容限度」に改め、「又は第五項」を削り、「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるもの及び低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものの取得（第四項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得

を除く。）に係る第六百九十九条の七第一項の規定の適用については、当該取得が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十万円を控除して得た額」とする。

附則第三十二条第八項中「前項」を「前二項」に改め、同条第九項中「平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準」を「平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下本項及び第十一項から第十三項までにおいて「排出ガス保安基準」という。）」に改め、「もの（以下本項」の下に「及び次項」を加え、「第五項」を「第六項」に改める。

附則第三十二条第十項を次のように改める。

10　軽油を燃料とする特定基準適合車で総務省令で定めるものの取得に対する前項の規定の適用については、同項中「平成十年十月一日」とあるのは「平成十七年十月一日」と、「次の各号に掲げる期間内に行われたとき」とあるのは「平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に行われた場合」と、「当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」とあるのは「百分の二・一を」とし、同項各号の規定は、適用しない。

附則第三十二条第十一項中「、第五項、第七項又は第九項」を「、第六項、第七項又は前三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第四項、第六項、第七項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一　バス、トラックその他の総務省令で定める自動車　百分の二

二　前号に掲げる自動車以外の自動車　百分の一

12　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が総務省令で定める許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものの取得（第四項、第六項、第七項又は前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の一・五を控除した率とする。

附則第三十二条の三中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第三十二条の五中「附則第三十二条の三第一項」を「附則第三十二条の三第二項」に改める。

附則第三十二条の七第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「政令で定めるものに係る事業所等」の下に「（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下本条及び次条において同じ。）」を加え、「十六年」を「十八年」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第四項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「十一年」を「十三年」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第五項中「大阪湾臨海地域開発整備法第二条第三項」を「大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）第二条第三項」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第十項を次のように改める。

10　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九第一項又は第十五条の四の三第一項の規定による認定を受けた者が当該認定に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成十七年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成十七年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の三に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

附則第三十二条の七第十一項中「、同項第二号に掲げるもの、同項第四号に掲げるもののうち同号イに掲げる施設と同号ハに掲げる施設が併せて設置されるもの」及び「及び口」を削り、「同号口又はハ」を「同号ハ」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「五年」を「三年」に、「三分の一」を「四分の一」に改める。

附則第三十二条の八第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「平成十六年分」を「平成十八年分」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条の三第三項第一号中「、第十号」を削り、同条第四項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同条第五項中「、第十号」を削る。

附則第三十四条第一項中「から同法第三十一条第一項に規定する」を「に対し」に、「特別控除額（」を「金額（」に、「若しくは第三十六条第一項の規定又は同法第三十三条第四項（同法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、第三十六条の二第三項（同法第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条第六項（同法第三十七条の五第二項、第三十七条の七第四項若しくは第三十七条の九の二第四項において準用する場合を含む。）」を「又は第三十六条第一項」に、「計算される当該特別控除額」を控除した金額（第四項第三号」を「同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第三号」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第三十四条第二項中「第一項」を「前項」に、「次項第二号の規定により適用される同法第六十九条の規定の適用がある場合又は同項第三号の規定により適用される第三十二条第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第三項第一号中「、第十号」を削り、同項第二号中「第三十一条第五項第二号」を「第三十一条第三項第二号」に改め、同項第三号中「第三十二条第八項及び第九項並びに」を「第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び」に改め、同条第四項中「百分の二に相当する金額」を「百分の一・六」に、「百分の四に相当する金額（課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合には、百六十万円と当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の五・五に相当する金額との合計額）」を「百分の三・四」に、「第三十二条第八項若しくは第九項」を「附則第三十五条第一項」に、「第三百十三条第八項若しくは第九項」を「附則第三十五条第五項において準用する同条第一項」に改め、「、第十号」を削り、「第三十二条第八項及び第九項並びに」を「第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び」に、「第三百十三条第八項及び第九項並びに」を「第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び」に改め、同条第五項を削る。

附則第三十四条の二第一項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「前条第一項の規定」を「前条第一項前段の規定」に改め、同項第一号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の一・六」を「百分の一・三」に改め、同項第二号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同号イを次のように改める。

イ　二十六万円

附則第三十四条の二第二項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」に改め、同条第三項中「租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項」を「、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の四から第三十七条の七まで、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前三項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項前段」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項前段」と、「百分の一・三」とあるのは「百分の二・七」と、「二十六万円」とあるのは「五十四万円」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

附則第三十四条の二第五項中「第三十一条の二第二項第九号から第十二号までの造成又は同項第十三号若しくは第十四号」を「第三十一条の二第二項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」に、「同条第二項第九号から第十四号まで」を「同条第二項第十号から第十五号まで」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」に改める。

附則第三十四条の三第一項中「附則第三十四条第一項」を「附則第三十四条第一項前段」に、「同項」を「同項前段」に改め、同条第三項中「附則第三十四条第一項」を「附則第三十四条第一項前段」に、「同条第一項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項前段」に、「同条第一項及び同条第五項」を「同条第一項前段」に改める。

附則第三十五条第一項を次のように改める。

道府県は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項において準用する附則第三十四条第三項第三号の規定により適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）を

いう。）の百分の三に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第三十五条第二項中「第四項において準用する附則第三十四条第三項第二号の規定により適用される同法第六十九条の規定の適用がある場合又は同項第三号の規定により適用される第三十二条第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第三項中「同項第一号」を「同項」に、「百分の二」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」を「百分の一・六」に改め、同条第四項中「第三十一条第五項第二号」を「第三十一条第三項第二号」に改め、同条第五項中「百分の九」を「百分の六」に改め、「、第三十二条第二項」とあるのは「第三百十三条第二項」と、「第三十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三条第一項に規定する総所得金額」と」を削り、「第三十二条第八項若しくは第九項」を「附則第三十四条第一項」に、「第三百十三条第八項若しくは第九項」を「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項」に、「百分の二」を「百分の一・六」に、「百分の四」を「百分の三・四」に改める。

附則第三十五条の二第一項中「次条第一項及び第二項」を「次条第一項」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同条第五項中「第九条の五第一項」を「第九条の六第一項」に改め、同条第

九項第一号中「、第十号」を削り、同条第十項中「百分の二」を「百分の一・六」に、「百分の四」を「百分の三・四」に改め、「、第十号」を削る。

附則第三十五条の二の二第一項中「道府県民税の所得割の納税義務者」を「平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者」に改め、「及び次項」を削り、「本項から第三項まで」を「本項及び次項」に、「第五項」を「第四項」に、「百分の一・六」を「百分の一」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「規定により適用される第一項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第五項」を「第四項」に、「「第六項」を「「第五項」に、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、第二項中「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、「百分の一」とあるのは「百分の二」と、第三項」を「百分の一」とあるのは「百分の二」と、第二項」に、「附則第三十五条の二の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十五条の二の六第三項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第七項中「第四項まで」を「第三項まで」に、「附則第三十五条の二の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に改める。

附則第三十五条の三第一項中「これらの株式」を「当該株式」に改め、同条第五項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超える場合に限る。）をした場合における附則第三十五条の二第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第十一項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。）の二分の一に相当する金額とする。

一　当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。以下本項において同じ。）が発行した株式に係る租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（次号において「上場等の日」という。）前に譲渡する場合　当該特定中小会社以外の者に対する譲渡で総務省令で定めるもの

二　当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合　その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するもの

附則第三十五条の三第十二項中「第四項まで」を「第三項まで」に、「附則第三十五条の二の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に改める。

附則第三十五条の四第二項第一号及び第四項中「、第十号」を削る。

附則第三十六条第一項中「第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額」の下に「の合計額から同条第二項」を加え、「から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」と、「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」を「（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下本項、第八項及び第七百六条の二第一項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」に、「附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」を「控除後の長期譲渡所得の金額」に改め、同条第二項中「長期譲渡所得の特別控除額」を「第三十一条第一項」に、「短期譲渡所得の金額から控除する金額」を「第三十二条第一項」に改める。

附則第三十九条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「附則第三十九条第六項若しくは第七項」を「附則第三十九条第七項若しくは第八項」に、「附則第三十九条第九項」を「附則第三十九条第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「附則第三十九条第四項」を「又は第三十九条第五項」に、「又は第三十九条第四項」を「又は第三十九条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「附則第三十九条第二項」を「附則第三十九条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第二条第五項第二号の指定を受けた者（以下本条において「指定事業者」という。）」を「指定事業者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第二条第五項第二号の指定を受けた者（以下本条において「指定事業者」という。）に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額（第七十二条の二十一第三項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。以下本項において同じ。）から、当該資本等の金額に二分の一の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第三十九条第一項」とする。

附則第三十九条の二第四項中「第七十二条」を「第七十二条の二」に改める。

附則第三十九条の三第一項の表を次のように改める。

中小企業金融公庫	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）附則第二条第一項
独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構法附則第八条及び第十条第一項
独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項及び第四条第一項
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項
独立行政法人中小企業基盤整備機構	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項及び第四条第一項並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第三条第一項
独立行政法人都市再生機構	独立行政法人都市再生機構法附則第三条第一項及び第四条第一項
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項及び第十三条第三項
独立行政法人労働者健康福祉機構	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項
成田国際空港株式会社	成田国際空港株式会社法附則第十二条第一項
日本環境安全事業株式会社	独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第二条　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（東京国際空港に係る交付金算定標準額の特例）

17　第二条第一項第二号に掲げる固定資産のうち東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法（平成十六年法律第　号）第二条に規定する緊急整備事業により平成二十二年三月三十一日までに取得されるもので政令で定めるものに係る交付金算定標準額は、第三条第二項及び第四条第二項の規定にかかわらず、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなった年度から十年度分の市町村交付金に限り、第三条第二項の価格の四分の一の額とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第七百条の三第四項の改正規定、同法第七百条の四の次に一条を加える改正規定、同法第七百条の九第一項の改正規定、同法第七百条の十一の二を削る改正規定、同法第七百条の十四の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第七百条の十五、第七百条の十六第一項、第七百条の十九第二項、第七百条の二十二の二、第七百条の二十二の三、第七百条の二十六第一項、第七百条の二十八及び第七百条の三十第三項の改正規定並びに附則第十五条第一項及び第三項の規定　平成十六年六月一日

二　第一条中地方税法第七十二条の四第一項第三号の改正規定（「、都市基盤整備公団」を削る部分に限る。）、同法第七十三条の二第二項及び第七十三条の四第一項第十一号の改正規定、同法第七十三条の七第十三号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同法第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十八、第三百四十八条第二項第三十二号、第五百八十六条第二項第二十一号の二及び第二十七号の六並びに第六百二条第一項の改正規定、同法附則第十条に五項を加える改正規定（同条第十三項に係る部分に限る。）、同法附則第十条の二第一項の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同法附則第十一条第三十三項の改正規定並びに同条に四項を加える改正規定（同条第三十四項及び第三十五項に係る部分に限る。）並びに附則第十条第五項並びに第十二条第五項及び第七項の規定　平成十六年七月一日

三　第一条中地方税法第二十三条第一項の改正規定（同項第四号に係る部分を除く。）、同法第三十四条、第四十五条の二第一項第五号及び第七十二条の五十第二項の改正規定、同法第二百九十二条第一項の改正規定（同項第四号に係る部分を除く。）、同法第三百十四条の二及び第三百十七条の二第一項第五号の改正規定、同法附則第四条の二第五項の改正規定（「、第十号」を削る部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「、第十号」を削る部分に限る。）、同法附則第三十三条の三第三項第一号及び第五項並びに第三十四条第三項第一号の改正規定、同条第四項の改正規定（「、第十号」を削る部分に限る。）、同法附則第三十五条の二第九項第一号の改正規定、同条第十項の改正規定（「、第十号」を削る部分に限る。）並びに同法附則第三十五条の四の改正規定並びに附則第三条第三項、第四条第四項及び第九条第三項の規定　平成十七年一月一日

四　第一条中地方税法附則第十二条の三第一項の改正規定（同項に二号を加える部分に限る。）及び附則第六条第二項の規定　平成十七年四月一日

五　第一条中地方税法第七十二条の五第一項第五号及び第八号の改正規定、同法第七十三条の四第一項第二十一号の改正規定（「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第十号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第二号」に改める部分に限る。）、同法第七十三条の十四第七項の改正規定（「都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める部分及び「又は環境事業団から環境事業団法（昭和四十年法

律第九十五号）第十八条第一項第一号に規定する建物で政令で定めるものの譲渡しを受けた場合」を削る部分を除く。）、同法第七十三条の二十七の五第一項の改正規定（「中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。）並びに同法第三百四十八条第二項第二十二号、第五百八十六条第二項第十二号及び第七百一条の三十四第三項第二十号の改正規定並びに附則第五条第二項、第十条第四項、第十二条第四項並びに第十八条第二項及び第三項の規定　中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の施行の日

六　第一条中地方税法第七十二条の二十三第一項の改正規定及び同法第七十二条の四十九の八第一項の改正規定（「第二十一条及び」を削る部分を除く。）　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日

七　第一条中地方税法附則第十五条第三十二項の改正規定　特定都市河川浸水被害対策法の施行の日

八　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号及び第五十三条第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定（「第八十二条の十五」の下に「（同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、同条第二十九項、第二百九十二条第一項第二号、第二百九十二条第四号及び第三百二十一条の八第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定（「（地方開発事業団」を「（地方開発事業団法（平成十六年法律第　号）第四条の規定の施行の日

十　第一条中地方税法第二十五条第一項第一号の改正規定（「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第七十二条の四第一項第一号の改正規定、同法第七十三条の三第一項の改正規定（「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第百四十六条第一項の改正規定（「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第百七十九条の改正規定（「これらの組合」の下に「、合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第二百九十六条第一項第一号の改正規定（「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第三百四十三条第七項及び第三百四十八条第一項の改正規定、同法第四百四十三条第一項の改正規定（「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第六百九十九条の四第一項の改正規定（「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第七百二条の二第一項の改正規定（「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第七百二十一条の八第一項の改正規定（「地方開発事業団」の下に「、合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第七百四十条第一項第三号の改正規定（「、地域振興整備公団」を削る部分に限る。）、同法第七十三条の四第一項第二十号の改正規定、同法第七十三条の四第一項第二十一号の改正規定（「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第十号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第二号」に改める部分を除く。）、同法第七十三条の七第十三号の改正規定（「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める部分に限る。）、同法第五百八十六条第二項第一号の二十五、第一号の二十六及び第十三号の改正規定並びに同法附則第十条に五項を加える改正規定（同条第十二項に係る部分に限る。）並びに附則第十二条第三項、第三十三条及び第三十四条の規定　中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十二　第一条中地方税法第七十二条の四第一項第三号の改正規定（「、奄美群島振興開発基金」を削る部分に限る。）　奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十三　第一条中地方税法附則第三十二条の八第二項の改正規定、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）の施行の日

十四　第二条及び附則第二十四条の規定　東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法の施行の日

（更正、決定等の期間制限に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の五第三項の規定は、平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後に同項の法定納期限が到来する道府県民税及び市町村民税の均等割（新法第二十六条第一項及び第三百十二条第一項に規定する法人等に対して課するものに限る。）若しくは法人税割若しくは法人に対して課する事業税又はこれらの地方税に係る加算金について適用し、施行日前に当該法定納期限が到来したこれらの地方税に係る更正、決定又は加算金の決定のできる期間については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法第二十四条の五並びに附則第四条の二及び第三十五条の二（第九項第一号を除く。）の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　新法第二十三条（第一項第四号を除く。）、第三十四条及び第四十五条の二第一項第五号並びに附則第四条第七項第一号、第三十三条の三第三項第一号、第三十四条第三項第一号、第三十五条の二第九項第一号及び第三十五条の四第二項第一号の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4　新法附則第四条（第七項第一号を除く。）の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この条及び附則第九条において「新租税特別措置法」という。）第四十一条の五第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の道府県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び附則第九条において「旧租税特別措置法」という。）第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5　新法附則第五条の三第一項の規定は、施行日以後に特定配当等（新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る新租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三第十項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に特定配当等に係る旧租税特別措置法第四条の二第九項又は第四条の三第十項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

6　新法附則第三十四条（第三項第一号を除く。）の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税については、なお従前の例による。

7　新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税については、なお従前の例による。

8　新法附則第三十五条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税については、なお従前の例による。

9　新法附則第三十五条の三第八項の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に行う同項に規定する特定中小会社の特定株式（新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号及び第三号に定めるものにあっては、施行日以後に払込みにより取得をするものに限る。）の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に行った旧法附則第三十五条の三第八項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

10　平成十六年度分の個人の道府県民税に限り、附則第九条第九項の規定の適用を受ける者に係る当該年度分の道府県民税に関する申告書の提出期限については、新法第四十五条の二第一項中「三月十五日」とあるのは、「平成十六年四月三十日」とする。

11　平成十七年度分の個人の道府県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、道府県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る新法第三十八条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

12　新法附則第四条の二の規定の適用については、平成十七年度分の個人の道府県民税に限り、同条第七項第一号中「第八号」とあるのは、「第八号、第十号」とする。

13　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の道府県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

14　新法第五十三条第六項、第八項、第十一項、第十二項、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十項の規定は、平成十三年四月一日以後に開始した事業年度において生じた同条第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に開始した連結事業年度において生じた同条第十一項の控除対象個別帰属税額、同日以後に開始した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十五項の控除対象還付法人税額又は同日以後に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十九項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に開始した事業年度において生じた旧法第五十三条第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に開始した連結事業年度において生じた同条第十一項の控除対象個別帰属税額、同日前に開始した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十五項の控除対象還付法人税額又は同日前に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十九項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条　新法第七十二条の二十三第二項の規定は、平成十三年四月一日以後に開始した事業年度（連結事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する期間を除く。）において生じた新法第七十二条の二十三第二項の欠損金額又は同日以後に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項の個別欠損金額につ

いて適用し、同日前に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において生じた旧法第七十二条の二十三第二項の欠損金額又は同日前に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項の個別欠損金額については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条の四十八第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項及び附則第二十二条において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3　新法第七十二条の四十九の八第一項の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

4　新法第七十二条の五十第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　旧法第七十三条の十四第七項及び第七十三条の二十七の五第一項に規定する資金の貸付けを受けて、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の施行の日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第六条　新法附則第十二条の三第四項及び第六項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2　新法附則第十二条の三第一項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（狩猟者登録税に関する経過措置）

第七条　施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

（道府県法定外普通税に関する経過措置）

第八条　新法第二百五十九条第一項の規定は、施行日以後に同条の規定によりされる協議の申出に係る道府県法定外普通税の同項に規定する新設又は変更について適用し、この法律の施行の際現に旧法第二百五十九条の規定によりされている協議の申出に係る道府県法定外普通税の同条に規定する新設又は変更については、なお従前の例による。

2　新法第二百五十九条第二項の規定は、施行日以後に議会の議決がされる道府県法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定について適用し、施行日前に議会の議決がされた道府県法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第九条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法第二百九十五条並びに附則第四条の二及び第三十五条の二（第九項第一号を除く。）の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新法第二百九十二条（第一項第四号を除く。）、第三百十四条の二及び第三百十七条の二第一項第五号並びに新法附則第四条第八項において準用する同条第七項第一号、新法附則第三十三条の三第五項において準用する同条第三項第一号、新法附則第三十四条第四項において準用する同条第三項第一号、新法附則第三十五条の二第十項において準用する同条第九項第一号及び新法附則第三十五条の四第四項において準用する同条第二項第一号の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4　新法附則第四条の規定（第七項第一号を除く。）は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5　新法附則第三十四条（第三項第一号を除く。）の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

6　新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

7　新法附則第三十五条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

8　新法附則第三十五条の三第十二項において準用する同条第八項の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に行う同項に規定する特定中小

会社の特定株式（新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号及び第三号に定めるものにあっては、施行日以後に払込みにより取得をするものに限る。）の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に行った旧法附則第三十五条の三第十二項において準用する同条第八項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

9　平成十六年度分の個人の市町村民税に限り、施行日の前日において旧法附則第三条の三第四項の規定に該当する者であり、かつ、平成十六年一月一日現在の住所所在地の市町村長に対して当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出を要しなかった者（当該市町村における旧法第三百十七条の二第一項ただし書に規定する条例で定めるものに限る。）で、施行日において新たに当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出を要することとなるものに係る新法第三百十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「三月十五日」とあるのは、「平成十六年四月三十日」とする。

10　平成十七年度分の個人の市町村民税に限り、平成十七年一月一日現在において、市町村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で当該市町村内に住所を有するものに係る新法第三百十条の規定の適用については、同条中「三千円」とあるのは、「千五百円」とする。

11　新法附則第四条の二の規定の適用については、平成十七年度分の個人の市町村民税に限り、同条第八項において準用する同条第七項第一号中「第八号」とあるのは、「第八号、第十号」とする。

12　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

13　新法第三百二十一条の八第六項、第八項、第十一項、第十二項、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十項の規定は、平成十三年四月一日以後に開始した事業年度において生じた同条第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に開始した連結事業年度において生じた同条第十一項の控除対象個別帰属税額、同日以後に開始した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十五項の控除対象還付法人税額又は同日以後に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十九項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に開始した事業年度において生じた旧法第三百二十一条の八第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に開始した連結事業年度において生じた同条第十一項の控除対象個別帰属税額、同日前に開始した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十五項の控除対象還付法人税額又は同日前に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十九項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第十条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新法第三百四十三条第九項の規定は、施行日以後に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　施行日前に設けられた旧法第三百四十八条第二項第十五号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　新法第三百四十八条第二項第二十二号の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5　新法第三百四十八条第二項第三十二号の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6　新法第三百四十九条の三第二項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する構築物に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九条の三第二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　旧法第三百四十九条の三第十六項に規定する固定資産に対して課する平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

8　新法第三百四十九条の三第十七項の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9　旧法第三百四十九条の三第十八項に規定する固定資産に対して課する平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

10　施行日前に敷設された旧法第三百四十九条の三第三十二項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11　新法第三百四十九条の三第三十五項の規定は、施行日以後に建設された同項に規定する変電所の用に供する償却資産に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に建設された旧法第三百四十九条の三第三十七項に規定する変電所の用に供する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12　新法第三百四十九条の三第三十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13　施行日前にされた旧法第三百八十二条の三の規定に基づく証明書の交付の請求については、なお従前の例による。

14　平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する倉庫等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15　平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第五項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16　平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項第二号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17　平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第七項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18　平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第九項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19　平成九年度から平成十五年度までの間に新たに固定資産税が課されることとなった旧法附則第十五条第十項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20　平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21　平成八年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する土地及び家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22　平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

23　平成十二年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十四項に規定する国の機関との共同研究に必要な施設の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」とあるのは「平成十二年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」と、「又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいい、非課税独立行政法人であるものに限る。以下本項において同じ。）と共同して研究を行う民法第三十四条の法人で政令で定めるものが当該特定独立行政法人が所有する土地（その使用の対価が時価より低く定められたものとして総務省令で定めるものに限る。）の上に平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得した当該研究に必要な施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの」とあるのは「で当該民法第三十四条の法人が国立大学法人と共同して行う研究に必要な施設の用に供されているものであつて当該民法第三十四条の法人が当該国立大学法人が所有する土地（当該国立大学法人が国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則第九条第一項の規定により国から承継した土地でその使用の対価が時価より低く定められたものとして総務省令で定めるものに限る。）の上に所有する家屋及び償却資産」とする。

24　平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

25　平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

26　平成十二年八月一日から平成十六年三月三十一日までの間に食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた同条第六項に規定する構造改善計画に基づき同法第二条第三項第二号の事業が実施される卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場において直接その本来の事業の用に供された旧法附則第十五条第三十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

27　平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第十一条　新法第四百八十五条の十三第一項の規定は、平成十六年度以後の年度の市町村たばこ税について適用し、平成十五年度までの市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2　平成十六年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは「除して得た割合に百分の百十二を乗じて得た割合」と、「当該超える部分に相当する額」とあるのは「当該超える部分に相当する額の二分の一に相当する額」とする。

3　平成十七年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百四を乗じて得た割合」とする。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第十二条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第六百二条の規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2　別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第六百二条の規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3　新法第五百八十六条第二項第一号の二十五及び第一号の二十六の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4　新法第五百八十六条第二項第十二号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5　新法第五百八十六条第二項第二十一号の二及び第二十七号の六の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特

別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6　新法第五百八十六条第二項第二十三号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

7　旧法第六百二条第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡をすることにつき同項に規定する市町村長の認定を受けた土地の所有者等（旧法第五百八十五条第一項に規定する土地の所有者等をいう。）は、新法第六百二条第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡をすることにつき同項に規定する市町村長の認定を受けたものとみなす。

（市町村法定外普通税に関する経過措置）

第十三条　新法第六百六十九条第一項の規定は、施行日以後に同条の規定によりされる協議の申出に係る市町村法定外普通税の同項に規定する新設又は変更について適用し、この法律の施行の際現に旧法第六百六十九条の規定によりされている協議の申出に係る市町村法定外普通税の同条に規定する新設又は変更については、なお従前の例による。

2　新法第六百六十九条第二項の規定は、施行日以後に議会の議決がされる市町村法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定について適用し、施行日前に議会の議決がされた市町村法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十四条　新法附則第三十二条第一項、第四項及び第六項から第十三項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税に対して適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2　施行日前の旧法附則第三十二条第五項及び第十項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十五条　新法第七百条の四の二の規定は、平成十六年六月一日以後に製造される軽油の販売、消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

2　新法第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定による製造の承認は、これらの号の規定の例により、平成十六年六月一日前においても行うことができる。

3　平成十六年六月一日前に旧法第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定によりされた混和の承認は、新法第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定によりされた製造の承認とみなす。

（狩猟税に関する経過措置）

第十六条　新法の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

（入猟税に関する経過措置）

第十七条　施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十八条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十六年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十六年前の年分の個人の事業及び平成十六年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2　旧法第七百一条の三十四第三項第二十号に規定する資金の貸付けを受けて設置された施設に係る事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

3　旧法第七百一条の三十四第三項第二十号に規定する譲渡しを受けた施設に係る事業のうち、平成十六年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十六年分までの個人の事業に対して課すべき事業所税については、なお従前の例による。

4　旧法附則第三十二条の七第十項の規定は、平成十六年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十六年分までの個人の事業に対して課すべき事業所税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「環境事業団から」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団から」と、「環境事業団法」とあるのは「同法附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）」とする。

5　旧法附則第三十二条の七第十一項に規定する事業のうち、同項に規定する特定施設に係る事業所等（新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいい、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設されたものに限る。）が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該特定施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第六条に規定する認定事業者が行う事業に対して課すべき事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

6　旧法附則第三十二条の八第二項に規定する事業のうち、施行日から特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）の施行の日の前日までに終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税に係る同項の規定の適用については、同項中「平成十六年三月三十一日」とあるのは「平成十六年六月三十日」と、「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

（都市計画税に関する経過措置）

第十九条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　旧法第三百四十九条の三第十六項の規定の適用を受ける土地又は家屋に対して課する平成十六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3　平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設し、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する倉庫等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4　平成八年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する土地及び家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第二十条　新法附則第三十六条の規定は、平成十七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（法定外目的税に関する経過措置）

第二十一条　新法第七百三十一条第二項の規定は、施行日以後に同条の規定によりされる協議の申出に係る法定外目的税の同項に規定する新設又は変更について適用し、施行の際現に旧法第七百三十一条第二項の規定によりされている協議の申出に係る法定外目的税の同項に規定する新設又は変更については、なお従前の例による。

2　新法第七百三十一条第三項の規定は、施行日以後に議会の議決がされる法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例の制定について適用し、施行日前に議会の議決がされた法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例の制定については、なお従前の例による。

（二千五年日本国際博覧会に係る経過措置）

第二十二条　新法附則第三十九条の二第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十七項の規定は、東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法の施行の日の属する年度の翌々年度分以後の国有資産等所在市町村交付金について適用する。

（政令への委任）

第二十五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政法の一部改正）

第二十六条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第四項及び第三十三条の七第一項中「、狩猟者登録税」を削る。

（地方交付税法の一部改正）

第二十七条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「当該道府県の地方道路譲与税」を「当該道府県の地方税法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金（以下「市町村たばこ税都道府県交付金」という。）の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方道路譲与税」に、「当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額」を「当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）」に、「当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額」を「当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）」に、「当該指定市の株式等譲渡所得割交付金」を「当該指定市の株式等譲渡所得割交付金」に改め、同条第三項の表道府県の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　市町村たばこ税都道府県交付金	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の表道府県の項第十二号の規定は、平成十七年度分の基準財政収入額の算定から適用する。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第二十九条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第三十条の三」を「附則第三十条の二」に改める。

（消費税法の一部改正）

第三十条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号ロ中「、第二百五十八条第三項（狩猟者登録税の証紙徴収の手続）（同法第七百条の五十四第一項（入猟税の賦課徴収等）においてその例によることとされる場合を含む。）」を削り、「第六百九十九条の十三第四項（自動車取得税の納付の方法）」の下に「、第七百条の六十九第三項（狩猟税の証紙徴収の手続）」を加える。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第三十一条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第三号及び第四号に掲げる額の合算額（次項に規定する不交付見込都道府県にあっては、第四号に掲げる額）」を「次項に規定する交付見込都道府県である都道府県にあっては第三号及び第四号に掲げる額の合算額（市町村たばこ税都道府県交付金（地方税法第四百八十五条の十三の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金をいう。以下同じ。）の交付を受ける都道府県にあっては第三号から第五号までに掲げる額の合算額）を控除した額とし、次項に規定する不交付見込都道府県である都道府県にあっては第四号に掲げる額（市町村たばこ税都道府県交付金の交付を受ける都道府県にあっては第四号及び第五号に掲げる額の合算額）」に改め、同項に次の

一号を加える。

五　市町村たばこ税都道府県交付金増収見込額（当該都道府県が包括する市町村に係る第三項第四号に掲げる額の合算額をいう。）

第五条第三項中「第三号に掲げる額」を「第三号に掲げる額（市町村たばこ税都道府県交付金を交付する市町村にあっては、第三号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額）」に改め、同項に次の一号を加える。

七　市町村たばこ税都道府県交付金増収見込額	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等

四　市町村たばこ税都道府県交付金減収見込額（各年度の前年度における当該市町村の前号に掲げる額に当該市町村の当該各年度の市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額を当該各年度の前年度の市町村たばこ税の収入額で除して得た率を乗じて得た額をいう。）

第五条第四項の表中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

九　市町村たばこ税都道府県交付金減収見込額	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等

第五条第四項の表に次のように加える。

十一　軽油引取税	前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量
十一の二　地方特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第四項の規定により算定した額

第十四条第三項を次のように改める。

3　各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中「十一　軽油引取税」とあるのは「十一　軽油引取税　前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量　十一の二　地方特例交付金　前年度の軽油引取税交付金の交付額」と、同項の表市町村の項中「十四　軽油引取税交付金」とあるのは「十四　軽油引取税交付金　前年度の軽油引取税交付金の交付額　十四の二　地方特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第四項の規定により算定した額」とする。

正する。

第一条のうち地方税法第三百四十九条の三第二項から第三十一項までの改正規定中「同条第二十八項から第三十一項まで」を「同条第二十七項から第三十項まで」に改め、同条第三十六項の改正規定中「同条第三十六項」を「同条第三十四項」に改める。

理　由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、市町村民税の均等割に係る人口段階別の税率区分の廃止等の個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例による減額を可能とする制度の創設、固定資産税の制限税率の廃止等の課税自主権の拡大、軽油引取税に係る罰則の強化等の措置を講ずるほか、狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税を創設するとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえつ

つ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、市町村民税の均等割に係る人口段階別の税率区分の廃止等の個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例による減額を可能とする制度の創設、固定資産税の制限税率の廃止等の課税自主権の拡大、軽油引取税に係る罰則の強化等の措置を講ずるほか、狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税を創設するとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　地方税法に関する事項

㈠　道府県民税及び市町村民税

改正案		現行（特例措置）	
特別控除後の譲渡益	道府県民税　一・六％ 市町村民税　三・四％	特別控除後の譲渡益	道府県民税　二％ 市町村民税　四％

(1)　道府県内又は市町村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対する均等割の非課税措置を廃止すること。

(2)　老年者控除を廃止すること。

(3)　市町村民税の個人の均等割の標準税率について、人口段階別の税率区分を廃止し、これを三千円（年額）に統一すること。

(4)　土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次のとおり改めること。

ア　税率を次のように改正すること。

イ　土地等の長期譲渡所得に係る百万円特別控除を廃止すること。

ウ　土地等の長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越しを認めないこと。

(5)　上場株式等以外の株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を道府県民税一・六％（現行二％）、市町村民税三・四％（現行四％）に改正すること。

㈡　自動車税

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、税収中立を前提に、次のように講ずること。

(1)　環境負荷の小さい自動車

平成十六年度及び平成十七年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずる。

ア　最新自動車排出ガス基準値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値よりも一定以上燃費性能の良い自動車並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率の概ね百分の五十を軽減する。

イ　最新自動車排出ガス基準値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準を満たすものについて、税率の概ね百分の二十五を軽減する。

ウ　最新自動車排出ガス基準値より五十パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車について、税率の概ね百分の二十五を軽減する。

(2)　環境負荷の大きい自動車

平成十六年度及び平成十七年度に新車新規登録から十一年（ガソリン車又はＬＰＧ車については十三年）を経過した自動車について、税率の概ね百分の十を重課する特例措置（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）を、その翌年度以後について講ずること。

㈢　道府県法定外普通税、市町村法定外普通税及び法定外目的税

(1)　法定外税について、一定の変更をする場合の総務大臣への協議・同意を廃止すること。

(2)　法定外税の納税義務者であって当該納税義務者に課すべき当該法定外税の課税標準の合計が当該法定外税の課税標準の合計の十分の一を超えると見込まれるものがある場合において、当該法定外税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとすること。

㈣　固定資産税及び都市計画税

(1)　商業地等に係る平成十六年度分及び平成十七年度分の固定資産税及び都市計画税については、価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において市町村が条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができる措置を講ずること。

(2)　固定資産税の制限税率を廃止すること。

㈤　自動車取得税

一定の燃費基準を満たす自動車に係る課税標準の特例措置を次のとおり改め、その適用期限を平成十八年三月三十一日まで延長すること。

(1)　一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車で、最新自動車排出ガス基準値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から三十万円を控除すること。

(2)　一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車で、最新自動車排出ガス基準値より五十パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額か

ら二十万円を控除すること。

(3) 一定の燃費基準を満たす自動車で、最新自動車排出ガス基準値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から二十万円を控除すること。

(六) 軽油引取税

(1) 製造等の承認を受ける義務等に関する罪について次のとおり改めること。

ア 製造等の承認を受ける義務等の規定に違反して軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造した者又は軽油を製造した者等に対する罰則を五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はその併科（現行一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）とすること。

イ アの犯罪に係る炭化水素油について、情を知って運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあっせんをした者に対する罰則を創設すること。

ウ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してア又はイの規定の違反行為をした場合には、その法人に対してアについては三億円以下の罰金刑を、イについては一億円以下の罰金刑を科するものとすること。

(2) 軽油引取税に係る脱税に関する罪についての罰金刑を五百万円以下（現行二百万円以下）とするとともに、偽りその他不正の行為によって軽油引取税の徴収不能額等の還付を受けた軽油引取税の特別徴収義務者に対する罰則を創設すること。

(七) 狩猟税

狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税として狩猟税を創設すること。

(八) 非課税等特別措置の整理合理化等

土地改良法により取得する埋立地又は干拓地に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を平成十八年三月三十一日までとするなど、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこと。

(九) その他

標準税率によることを要しない場合に係る規定を整備すること。

2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に関する事項

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法に基づき平成二十二年三月三十一日までに取得される一定の空港の用に供する固定資産について市町村交付金の算定標準額を最初の十年間その価格の四分の一（現行二分の一）の額とすること。

3 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこと。

(二) この改正は平成十六年四月一日から施行すること。ただし、一部については平成十七年一月一日等から施行すること。

なお、以上の地方税制の改正により、平成十六年度において二百十八億円（平年度千四百三十九億円）の増収が見込まれる。

二 議案の可決理由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、市町村民税の均等割に係る人口段階別の税率区分の廃止等の個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例による減額を可能とする制度の創設、固定資産税の制限税率の廃止等の課税自主権の拡大、軽油引取税に係る罰則の強化等所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年三月五日

総務委員長　佐田玄一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権の進展に応じて地方公共団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小する観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の充実確保を図ること。

二 所得税から個人住民税への本格的な税源移譲については、平成十八年度までに確実に実施し、その際には、税源の偏在性が少ない税体系を構築するとともに、個人住民税の負担分任性、応益性をさらに明確化するという観点からその方策を検討すること。

三 地域における受益と負担の関係を明確化し、地方分権の推進を図る観点から、課税自主権を更に活用しやすくなるよう、法定外税に係る国の関与の在り方について検討を進めるとともに、制限税率の見直しなど地方の税率設定の自由度の拡大を図ること。

四 税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

五 今後の固定資産税については、同税が地方税の基幹税目となっていることを理解しつつ、納税者の負担感に配慮すること。

所得譲与税法案

右

国会に提出する。

平成十六年二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

所得譲与税法

（趣旨）

第一条　この法律は、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として所得譲与税を地方公共団体に対して譲与するため、必要な事項を定めるものとする。

（所得譲与税）

第二条　所得譲与税は、毎年度の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定による所得税の収入額のうち四千二百四十九億円に相当する額とし、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して譲与するものとする。

（譲与の基準）

第三条　所得譲与税は、その二分の一に相当する額を都道府県に対し、その二分の一に相当する額を市町村に対し、それぞれ官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県又は各市町村の人口にあん分して譲与するものとする。

（譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額）

第四条　所得譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、都道府県に対して譲与すべきものにあってはそれぞれ当該下欄に定める額の二分の一に相当する額を、市町村に対して譲与すべきものにあってはそれぞれ当該下欄に定める額の二分の一に相当する額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
九　月	当該年度に譲与すべき額の二分の一に相当する額
三　月	当該年度に譲与すべき額の二分の一に相当する額

2　前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかった金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（譲与時期ごとの譲与額の計算）

第五条　各都道府県及び市町村に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき所得譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該各譲与時期ごとに譲与すべき所得譲与税の額とする。

（譲与すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）

第六条　総務大臣は、所得譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があったため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があったことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該譲与時期において都道府県及び市町村に譲与すべき額とするものとする。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第七条　総務大臣は、第十一条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県及び市町村に対して譲与すべき所得譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（所得譲与税の使途）

第八条　国は、所得譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

（地方財政法の適用関係）

第九条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第四条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「特別とん譲与税」とあるのは、「所得譲与税、特別とん譲与税」とする。

（地方交付税法の適用関係）

第十条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定の適用については、当分の間、同法第二条第一号中「所得税」とあるのは「所得税（所得譲与税に係るものを除く。以下同じ。）」と、同法第十四条第一項中「当該道府県の地方道路譲与税」とあるのは「当該道府県の所得譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方道路譲与税」と、「当該市町村の特別とん譲与税」とあるのは「当該市町村の所得譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の特別とん譲与税」と、「当該指定市の特別とん譲与税」とあるのは「当該指定市の所得譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の特別とん譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中

「十三　地方道路譲与税」	前年度の地方道路譲与税の譲与額	」とある
「十三　所得譲与税・十三の二　地方道路譲与税」	官報で公示された最近の国勢調査の結果による道府県の人口	」と、同
「十三　所得譲与税・十三の二　地方道路譲与税」	前年度の地方道路譲与税の譲与額	」

表市町村の項中

「十五　特別とん譲与税」	前年度の特別とん譲与税の譲与額	」とあるのは
「十五　所得譲与税・十五の二　特別とん譲与税」	官報で公示された最近の国勢調査の結果による市町村の人口	」と、同
「十五　所得譲与税・十五の二　特別とん譲与税」	前年度の特別とん譲与税の譲与額	」

とする。

（総務省令への委任）

第十一条　この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行し、平成十六年度分の所得譲与税から適用する。

第二条　第十条の規定により読み替えて適用される地方交付税法第十四条の規定は、平成十六年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

（東京都三宅村に係る所得譲与税の額の算定方法の特例）

第三条　東京都三宅村に対して譲与すべき所得譲与税の額を算定する場合においては、当分の間、第三条の人口について、総務省令で特例を設けることができる。

（東京都三宅村に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第四条　地方交付税法の規定により東京都三宅村に対して交付すべき普通交付税の額を算定する場合においては、当分の間、第十条の規定により読み替えて適用される同法第十四条第三項の表市町村の項の人口について、総務省令で特例を設けることができる。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第五条　交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出しを「（交通安全対策特別交付金に係る読替規定）」に改める。

附則第四条の二中「第四条」を「前条の規定により読み替えて適用される第四条」に、「所得税」を「所得税（所得譲与税に係るものを除く。）」に改め、同条を附則第四条の三とし、附則第四条の次に次の一条を加える。

（所得譲与税に係る読替規定）

第四条の二　当分の間、第三条及び第四条の規定の適用については、第三条中「繰入金」とあるのは「繰入金、所得譲与税に充てられる所得税」と、「地方譲与税譲与金（」とあるのは「地方譲与税譲与金（所得譲与税法（平成十六年法律第　　号）による所得譲与税の譲与金、」と、第四条中「所得税」とあるのは「所得税（所得譲与税に係るものを除く。）」とする。

（総務省設置法の一部改正）

第六条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　所得譲与税に関すること。

附則第五条中「及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）」を「、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）及び所得譲与税法（平成十六年法律第　　号）」に改める。

理　由

個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、毎年度の所得税の収入額のうち四千二百四十九億円に相当する額を所得譲与税として都道府県及び市町村に対して譲与することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得譲与税法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として所得譲与税を地方公共団体に対して譲与するため、必要な事項を定めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　所得税の収入額のうち四千二百四十九億円に相当する額をもって所得譲与税とすること。

2　所得譲与税は、その二分の一に相当する額を都道府県に対して、その二分の一に相当する額を市町村（特別区を含む。）に対して譲与するものとすること。

3　都道府県及び市町村に対して譲与すべき所得譲与税は、国勢調査による人口であん分して譲与するものとすること。

4　所得譲与税は、毎年度九月及び三月に、それぞれ当該年度に譲与すべき額の二分の一に相当する額を譲与するものとすること。

5　国は、所得譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならないものとすること。

6　その他

㈠　この法律は公布の日から施行し、平成十六年度分の所得譲与税から適用すること。

㈡　関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

二　議案の可決理由

個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、毎年度の所得税の収入額のうち四千二百四十九億円に相当する額を所得譲与税として都道府県及び市町村に対して譲与しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

平成十六年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出において、所得譲与税譲与金四千二百四十九億円が計上されている。

右報告する。

平成十六年三月五日

総務委員長　佐田玄一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

所得譲与税法案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権の進展に応じて地方公共団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小する観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の充実確保を図ること。

二　所得税から個人住民税への本格的な税源移譲については、平成十八年度までに確実に実施し、その際には、税源の偏在性が少ない税体系を構築するとともに、個人住民税の負担分任性、応益性をさらに明確化するという観点からその方策を検討すること。

三　地域における受益と負担の関係を明確化し、地方分権の推進を図る観点から、課税自主権を更に活用しやすくなるよう、法定外税に係る国の関与の在り方について検討を進めるとともに、制限税率の見直しなど地方の税率設定の自由度の拡大を図ること。

四　税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

五　今後の固定資産税については、同税が地方税の基幹税目となっていることを理解しつつ、納税者の負担感に配意すること。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第九号中「昭和五十七年度から平成十四年度まで」を「昭和五十八年度から平成十五年度まで」に改め、同表道府県の項第十号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表道府県の項第十二号を削り、同表道府県の項第十三号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同号を同表道府県の項第十二号とし、同表道府県の項第十四号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同号を同表道府県の項第十三号とし、同表道府県の項第十五号を同表道府県の項第十四号とし、同表道府県の項第十六号中「及び平成十四年度」を「から平成十五年度までの各年度」に改め、同号を同表道府県の項第十五号とし、同表市町村の項第十号中「昭和五十七年度から平成十四年度まで」を「昭和五十八年度から平成十五年度まで」に改め、同表市町村の項第十一号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表市町村の項第十三号を削り、同表市町村の項第十四号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同号を同表市町村の項第十三号とし、同表市町村の項第十五号中「平成十四年度」を「から平成十五年度までの各年度」に改め、同号を同表市町村の項第十四号とし、同表市町村の項第十六号を同表市町村の項第十五号とし、同表市町村の項第十七号中「及び平成十四年度」を「から平成十五年度までの各年度」に改め、同号を同表市町村の項第十六号とし、同条第二項の表第二十五号中「並びに大学」の下に「（当該道府県が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する大学を含む。）」を加え、同表第四十七号を次のように改める。

四十七	地方税の減収補てんのため昭和五十八年度から平成十五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収補てんのため、昭和五十八年度から平成十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補てんのため昭和五十八年度から平成十五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額	千円

第十二条第二項の表第四十八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表第五十号を削り、同表第五十一号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同号を同表第五十号とし、同表第五十二号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同号に次のように加え、同号を同表第五十一号とする。

(8)	地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の四の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	

第十二条第二項の表第五十三号中「（昭和二十三年法律第百九号）」を削り、同号を同表第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三	臨時財政対策のため平成十三年度から平成十五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額 (2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円 段階補正、密度補正及び態容補正

第十二条第二項の表第五十四号を削る。

4	その他の土木費	(1) 経常経費	人口

第十三条第五項の表道府県の項第二号中

4	その他の土木費	(1) 経常経費	人口

を

4	その他の土木費	(1) 経常経費	人口

に改め、同表道府県の項第三号中

3	高等学校費	(1) 経常経費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
			生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
		(2) 投資的経費	生徒数	態容補正及び寒冷補正
4	特殊教育諸学校費	(1) 経常経費	教職員数	態容補正
			児童及び生徒の数	態容補正
			学級数	態容補正
		(2) 投資的経費	学級数	態容補正

補正及び態容補正

3	高等学校費	(1) 経常経費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
			生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
		(2) 投資的経費	生徒数	態容補正及び寒冷補正

種別補正、態容補正及び寒冷補正	を	4　特殊教育諸学校費	
種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正		(1)　経常経費	教職員数
			児童及び生徒の数
種別補正、態容補正及び寒冷補正			学級数
態容補正及び寒冷補正			学級数
		(2)　投資的経費	種
別補正、態容補正及び寒冷補正			密
容補正及び寒冷補正			態
容補正及び寒冷補正			寒
別補正、態容補正及び寒冷補正			
度補正、態容補正及び寒冷補正			
容補正及び寒冷補正			
冷補正			

人口	段階補正及び態容補正	に改め、同表道府県の項第四号中	5　労働費
人口	段階補正	に改め、同表道府県の項第	を
六号中			
1　企画振興費			1　企画振興費
(1)　経常経費	人口		(1)　経常経費
(2)　投資的経費	人口		(2)　投資的経費
2　徴税費	世帯数		2　徴税費
1　企画振興費	段階補正及び密度補正		段階補正、密度補正及び態容補正
(1)　経常経費	態容補正		態容補正
(2)　投資的経費	段階補正		段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2　徴税費			

に改め、同表道府県の項第四号中「5　労働費」を「5　労働費」に改め、同表道府県の項第六号中「人口」を「人口」に改め、同表道府県の項第一号中「人口」を「人口」に改め、同表道府県の項第二号中「段階補正及び態容補正」を「段階補正」に改め、同表道府県の項第三号中「人口」を「人口」に改め、同表道府県の項第四号中「段階補正及び密度補正」を「段階補正、密度補正及び態容補正」に改め、同表道府県の項第五号中「段階補正及び態容補正」を「段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正」に改め、同表道府県の項第六号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第七号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第八号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第九号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第十号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第十一号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第十二号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第十三号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第十四号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第十五号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第十六号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第十七号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第十八号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第十九号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第二十号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第二十一号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第二十二号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第二十三号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第二十四号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第二十五号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第二十六号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第二十七号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第二十八号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第二十九号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第三十号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第三十一号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第三十二号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第三十三号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第三十四号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第三十五号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第三十六号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第三十七号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第三十八号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第三十九号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第四十号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第四十一号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第四十二号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第四十三号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第四十四号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第四十五号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第四十六号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第四十七号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第四十八号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第四十九号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第五十号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第五十一号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第五十二号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第五十三号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第五十四号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第五十五号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第五十六号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第五十七号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第五十八号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第五十九号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第六十号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第六十一号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第六十二号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第六十三号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第六十四号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第六十五号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第六十六号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第六十七号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第六十八号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第六十九号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第七十号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第七十一号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第七十二号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第七十三号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第七十四号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第七十五号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第七十六号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第七十七号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第七十八号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第七十九号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第八十号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第八十一号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第八十二号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第八十三号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第八十四号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第八十五号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第八十六号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第八十七号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第八十八号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第八十九号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第九十号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第九十一号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第九十二号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第九十三号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第九十四号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第九十五号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第九十六号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第九十七号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第九十八号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第九十九号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百一号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百二号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百三号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百四号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百五号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百六号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百七号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百八号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百九号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百十号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百十一号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百十二号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百十三号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百十四号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百十五号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百十六号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百十七号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百十八号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百十九号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百二十号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百二十一号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百二十二号中「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　人口　2　徴税費　世帯数」を「1　企画振興費　(1)　経常経費　人口　(2)　投資的経費　世帯数　2　徴税費　段階補正及び密度補正　態容補正　段階補正」に改め、同表道府県の項第百二十三号中「1　企画振興費　

年度	金額
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円
平成二十二年度	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円
平成二十三年度	六千五十七億円
平成二十四年度	七千百五十七億円
平成二十五年度	七千六百十五億円
平成二十六年度	八千三百七十六億円
平成二十七年度	九千二百十六億円
平成二十八年度	一兆百三十五億三千五十七万九千円
平成二十九年度	七千五百九十三億三千三百五十万円
平成三十年度	五千百九十八億円
平成三十一年度	四千二百八十八億円
平成三十二年度	三千百四十四億円
平成三十三年度	千七百二十八億五千万円

附則第四条の二第六項中「平成十六年度から平成三十年度まで」を「平成十九年度から平成三十三年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成十九年度	二千三百九十一億円
平成二十年度	二千九百五十七億円
平成二十一年度	三千七百四十九億円
平成二十二年度	四千六百五十一億二千万円
平成二十三年度	二千七百十億円
平成二十四年度	三千八十億円
平成二十五年度	三千三百八十九億円
平成二十六年度	三千七百二十七億円
平成二十七年度	四千九十六億円
平成二十八年度	四千五百七億二千九百万円
平成二十九年度	三千六百二十六億八千八百万円
平成三十年度	二千六百四十三億四千百万円
平成三十一年度	千六百二十五億三千四百万円
平成三十二年度	四百十七億円
平成三十三年度	二百三十億円

附則第四条の二第八項中「平成十六年度から平成三十年度まで」を「平成十七年度から平成三十三年度まで」に、「平成十六年度から平成二十年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度にあつては第一項の額に当該各年度において第二項から第四項までの規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成十九年度及び平成二十年度」に、「次の表」を「同表」に、「とする」を「とし、平成三十一年度にあつては第一項の額に第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により加算される額並びに同表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成三十二年度及び平成三十三年度にあつては第一項の額に当該各年度において第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により加算される額を加算した額とする」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成十七年度	千九百六十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	七千二十七億円
平成二十一年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十二年度	六千八百九十九億円
平成二十三年度	六千二百七億円
平成二十四年度	五千四百七十一億円
平成二十五年度	四千七百四十九億円
平成二十六年度	四千四億円
平成二十七年度	三千三百二十億円
平成二十八年度	二千五百八十一億円
平成二十九年度	千九百五十二億円
平成三十年度	千二百八十八億円
平成三十一年度	六百六十億円

附則第四条の二第九項中「平成十六年度」を「平成十七年度」に、「四千七百八億七千五百六十二万二千円」を「四千三十六億七千五百六十二万二千円」に、「千三百八十七億百八十九万七千円」を「千百八十九億百八十九万七千円」に改める。

附則第四条の四を削る。

附則第四条の三第一項中「平成十六年度」を「平成十七年度」に、「前条第六項」を「附則第四条の二第六項」に改め、同条第二項中「前条第十項」を「附則第四条の二第十項」に改め、同条を附則第四条の四とし、附則第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三　平成十七年度及び平成十八年度において、地方財政の状況等にかんがみ、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第八項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2　平成十七年度にあつては、前項の臨時財政

対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（以下この条において「臨時財政対策債」という。）で同年度において総務大臣又は都道府県知事が発行を許可するものの予定額の総額から臨時財政対策債に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額の総額の見込額及び次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一　平成十六年度における借入金の額に相当する額のうち交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定により同年度においてすることができることとされた借入金の限度額から平成十七年度においてすることができることとされた借入金の限度額を控除した額に相当する額

二　平成十六年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定による借入金のうち前号に掲げる額に二を乗じて得た額に相当する額の借入金及び当該借入金に係る債務の弁済に起因する平成十七年度における同法第十三条第一項の規定による一時借入金に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額

3　平成十八年度にあつては、第一項の臨時財政対策のための特例加算額は、臨時財政対策債で同年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするものの予定額の総額から臨時財政対策債に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額の総額の見込額及び次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一　平成十七年度における借入金の額に相当する額のうち交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定により同年度においてすることができることとされた借入金の限度額から平成十八年度においてすることができることとされた借入金の限度額を控除した額に相当する額

二　平成十七年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定による借入金のうち前号に掲げる額に相当する額の借入金及び当該借入金に係る債務の弁済に起因する平成十八年度における同法第十三条第一項の規定による一時借入金に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額

附則第六条の三の見出しを「（平成十六年度から平成十八年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）」に改め、同条第一項中「平成十五年度分」を「平成十六年度から平成十八年度までの各年度分」に、「第十一条の規定によつて算定した額から、」を「平成十六年度にあつては第十一条の規定によつて算定した額から」に、「とする」を「とし、平成十七年度及び平成十八年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする」に改め、同項の表中「二四、八五八」を「一七、七四六」に、「一七、三〇八」を「一二、八〇一」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　一〇、二〇六、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費		
	(1)　経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき　一九四、〇〇〇
	(2)　投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき　三、五九五、〇〇〇
	2　河川費		
	(1)　経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき　一三三、〇〇〇
	(2)　投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき　五八四、〇〇〇
	3　港湾費		
	(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　三七、四〇〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一三、九〇〇
	(2)　投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、五八〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、三一〇
	4　その他の土木費		
	(1)　経常経費	人口	一人につき　一、二四五
	(2)　投資的経費	人口	一人につき　七九五
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　五、六六三、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　五、六一四、〇〇〇
	3　高等学校費		
	(1)　経常経費	教職員数	一人につき　七、八〇〇、〇〇〇
		生徒数	一人につき　八一、一〇〇
	(2)　投資的経費	生徒数	一人につき　三九、八〇〇
	4　特殊教育諸学校費		
	(1)　経常経費	教職員数	一人につき　五、六九〇、〇〇〇
		児童及び生徒の数	一人につき　三三二、〇〇〇
	(2)　投資的経費	学級数	一学級につき　一、四九二、〇〇〇
		学級数	一学級につき　一、五二九、〇〇〇
	5　その他の教育費	人口	一人につき　二、一二〇

	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	三三四、〇〇〇
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二三四、六〇〇
四　厚生労働費			
1　生活保護費	町村部人口	一人につき	六、一二〇
2　社会福祉費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	五、七六〇
(2)　投資的経費	人口	一人につき	三八四
3　衛生費	人口	一人につき	五、九四〇
4　高齢者保健福祉費			
(1)　経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	四〇、八〇〇
(2)　投資的経費	六十五歳以上人口	一人につき	二、二四〇
5　労働費	七十五歳以上人口	一人につき	五一、三〇〇
五　産業経済費	人口	一人につき	六八九
1　農業行政費			
(1)　経常経費	農家数	一戸につき	一〇〇、八〇〇
(2)　投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	五三、七〇〇
2　林野行政費			
(1)　経常経費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	四、四二〇
(2)　投資的経費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一一、四〇〇
3　水産行政費			
(1)　経常経費	水産業者数	一人につき	二三七、〇〇〇
(2)　投資的経費	水産業者数	一人につき	四五、八〇〇
4　商工行政費	人口	一人につき	二、五三〇
六　その他の行政費			
1　企画振興費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	一、八一〇
(2)　投資的経費	人口	一人につき	八七〇
2　徴税費	世帯数	一世帯につき	七、五三〇
3　恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、二六二、〇〇〇

4　その他の諸費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	四、八三〇
(2)　投資的経費	人口	一人につき	一、七五〇
	面積	一平方キロメートルにつき	七〇二、〇〇〇
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八　補正予算債償還費	昭和五十年度から平成十年度までの各年度における国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九　地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十年度から平成十五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二五
十　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十八年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二五
十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十二年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を	千円につき	八七

十二　財源対策債償還費	許可された地方債の額	千円につき	八八	
	平成六年度から平成十五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額			
十三　減税補てん債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度及び平成十年度から平成十五年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	四一	
十四　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一三二	
十五　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成十五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一四	
市町村				
一　消防費	人口	一人につき	一〇、八〇〇円	
二　土木費				
1　道路橋りょう費				
(1)　経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	一〇二、〇〇〇	
(2)　投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	三八〇、〇〇〇	
2　港湾費				
(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	三七、四〇〇	
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一三、九〇〇	
(2)　投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、五八〇	
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、三一〇	
3　都市計画費				
(1)　経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	一、二八〇	
(2)　投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	八〇〇	
4　公園費				
(1)　経常経費	人口	一人につき	六七八	
	都市公園の面積	千平方メートルにつき	四四、八〇〇	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	一五七	
5　下水道費				
(1)　経常経費	人口	一人につき	一三〇	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	一〇八	
6　その他の土木費				
(1)　経常経費	人口	一人につき	一、五五〇	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	四七八	
三　教育費				
1　小学校費				
(1)　経常経費	児童数	一人につき	四四、九〇〇	
	学級数	一学級につき	九七三、〇〇〇	
	学校数	一校につき	一〇、二一〇、〇〇〇	
	学級数	一学級につき	六八七、〇〇〇	
(2)　投資的経費	生徒数	一人につき	三八、一〇〇	
	学級数	一学級につき	一、一八一、〇〇〇	
	学校数	一校につき	一一、八三二、〇〇〇	
	学級数	一学級につき	六八七、〇〇〇	
2　中学校費				
(1)　経常経費	生徒数	一人につき	七、七二一、〇〇〇	
	学級数	一学級につき	六三、七〇〇	
	学校数	一校につき	二七、三〇〇	
(2)　投資的経費	生徒数	一人につき	六、二七〇	
3　高等学校費				
(1)　経常経費	教職員数	一人につき		
(2)　投資的経費	学級数	一学級につき		
4　その他の教育費				
(1)　経常経費	人口	一人につき		

(2) 投資的経費	人口	一人につき	三八六、〇〇〇
四 厚生費			二一三
1 生活保護費	市部人口	一人につき	六、二〇〇
2 社会福祉費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	一一、一〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四五三
3 保健衛生費	人口	一人につき	四、三一〇
4 高齢者保健福祉費			
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	七二、一〇〇
(2) 投資的経費	七十五歳以上人口	一人につき	五一、三〇〇
	六十五歳以上人口	一人につき	一、八五〇
5 清掃費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	六、五七〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五五六
五 産業経済費			
1 農業行政費			
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	六四、二〇〇
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	二九、七〇〇
2 商工行政費	人口	一人につき	一、二三〇
3 その他の産業経済費			
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一三四、〇〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	九六、〇〇〇
六 その他の行政費			
1 企画振興費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	四、七五〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、〇〇〇
2 徴税費	世帯数	一世帯につき	八、五七〇

3 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、六七〇
	世帯数	一世帯につき	二、八五〇
4 その他の諸費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	一二、〇〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	二、五八九、〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二八〇
	面積	一平方キロメートルにつき	二四七、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 補正予算債償還費	昭和五十年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
	平成十一年度から平成十四年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額	千円につき	七二
十 地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十八年度から平成十五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	六八

十一　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十八年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二五	
十二　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八七	
十三　財源対策債償還費	平成六年度から平成十五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	八八	
十四　減税補てん債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十年度から平成十五年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	四一	
十五　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	九〇	
十六　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成十五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一五	

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第二条　交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十五年度から平成三十七年度まで」を「平成十六年度から平成三十八年度まで」に、「平成十五年度にあつては四十八兆五千二百七十七億千九十八万七千円（以下「平成十五年度分の借入金限度額」という。）、平成十六年度から平成三十七年度までの各年度にあつては平成十五年度分の借入金限度額」を「平成十六年度にあつては五十兆二千二百三十三億三千二百九十八万七千円（以下「平成十六年度分の借入金限度額」という。）、平成十七年度にあつては平成十六年度分の借入金限度額から七百九十八億七千五百万円を控除した額（以下「平成十七年度分の借入金限度額」という。）、平成十八年度にあつては平成十七年度分の借入金限度額から七百九十八億七千五百万円を控除した額（以下「平成十八年度分の借入金限度額」という。）、平成十九年度から平成三十八年度までの各年度にあつては平成十八年度分の借入金限度額」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額			その他のもの
	地方交付税法附則第四条第一項第七号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第八号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第九号の額に相当する借入金限度額に係るもの	
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	二千三百九十一億円	五十五億円	二兆三千二百八十一億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円	二千九百五十七億円	六十一億円	二兆六千九百七十七億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円	三千七百四十九億円	六十七億円	三兆四百八十七億六千万円
平成二十二年度	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円	四千六百五十一億二千万円	七十三億円	三兆四百九十八億四千万円
平成二十三年度	六千五十七億円	二千七百十億円		二兆八千七百四十億五千万円
平成二十四年度	七千百五十七億円	三千八十億円		二兆八千九百四十五億円

平成二十五年度	七千六百十五億円	三千三百八十九億円	八十一億円	二兆九千五百六十五億千百万円
平成二十六年度	八千三百七十六億円	三千七百二十七億円	八十九億円	二兆八千二百九十三億三千百五十万円
平成二十七年度	九千二百十六億円	四千九十六億円	九十八億円	二兆二千五百億四千万円
平成二十八年度	一兆百三十五億三千五十七万九千円	四千五百七億二千九百万円	百七億円	一兆六千八百十九億四千二百四十万八千円
平成二十九年度	七千五百九十三億三千三百五十万円	三千六百二十六億八千八百万円	百十八億円	一兆三千百十三億二千二百万円
平成三十年度	五千百九十八億円	二千六百四十三億四千百万円	百三十億円	一兆二百八十五億四千百万円
平成三十一年度	四千二百八十八億円	千六百二十五億三千四百万円		八千八百三十億三千四百万円
平成三十二年度	三千百四十四億円	四百十七億円		六千七百四十五億円
平成三十三年度	千七百二十八億五千万円	二百三十億円		五千二十五億円
平成三十四年度				二千三百二十三億円
平成三十五年度				二千四百二十八億円
平成三十六年度				三千七百三十七億円
平成三十七年度				三千九百五億円
平成三十八年度				四千八十億二千万円

附則第六条中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改める。

附則第六条の二第一項中「平成十六年度から平成二十九年度まで」を「平成十七年度から平成三十二年度まで」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成三十年度分」を「平成三十三年度分」に改め、同条第二項中「平成三十年度に」を「平成三十三年度に」に改め、同項第一号中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改め、同項第二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成三十年度分」を「平成三十三年度分」に改める。

附則第六条の三第一項中「平成十六年度から平成二十九年度まで」を「平成十七年度から平成三十二年度まで」に、「平成三十年度まで」を「平成三十三年度まで」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成三十年度分」を「平成三十三年度分」に改め、同条第二項中「平成三十年度に」を「平成三十三年度に」に改め、同項第一号中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改める。

附則第六条の四第一項中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改める。

附則第七条各号列記以外の部分中「平成十五年度」を「平成十六年度」に、「第七号」を「第六号」に、「平成十六年度から平成二十年度までの各年度にあつては第四条の規定により算定した額」を「平成十七年度及び平成十八年度にあつては第四条の規定により算定した額に第一号及び第五号に掲げる額並びに同法附則第四条の三第一項に規定する臨時財政対策のための特例加算額の合算額を加算した額とし、平成十九年度、平成二十年度及び平成三十一年度にあつては第四条の規定により算定した額に、「とする」を「とし、平成三十二年度及び平成三十三年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号から第三号までに掲げる額の合算額を加算した額とする」に改め、同条第二号の表を次のように改める。

年度	金額
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円
平成二十二年度	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円
平成二十三年度	六千五十七億円
平成二十四年度	七千百五十七億円
平成二十五年度	七千六百十五億円
平成二十六年度	八千三百七十六億円
平成二十七年度	九千二百十六億円
平成二十八年度	一兆百三十五億三千五十七万九千円
平成二十九年度	七千五百九十三億三千三百五十万円
平成三十年度	五千百九十八億円
平成三十一年度	四千二百八十八億円
平成三十二年度	三千百四十四億円
平成三十三年度	千七百二十八億五千万円

附則第七条第三号の表を次のように改める。

年度	金額
平成十九年度	二千三百九十一億円
平成二十年度	二千九百五十七億円

平成二十一年度	三千七百四十九億円
平成二十二年度	四千六百五十一億二千万円
平成二十三年度	二千七百十億円
平成二十四年度	三千八十億円
平成二十五年度	三千三百八十九億円
平成二十六年度	三千七百二十七億円
平成二十七年度	四千九十六億円
平成二十八年度	四千五百七億二千九百万円
平成二十九年度	三千六百二十六億八千八百万円
平成三十年度	二千六百四十三億四千百万円
平成三十一年度	千六百二十五億三千四百万円
平成三十二年度	四百十七億円
平成三十三年度	二百三十億円

附則第七条第五号の表を次のように改める。

年度	金額
平成十七年度	千九百六十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	七千二十七億円
平成二十二年度	六千八百九十九億円
平成二十三年度	六千二百七億円
平成二十四年度	五千四百七十一億円
平成二十五年度	四千七百四十九億円
平成二十六年度	四千四億円
平成二十七年度	三千三百二十億円
平成二十八年度	二千五百八十一億円
平成二十九年度	千九百五十二億円
平成三十年度	千二百八十八億円
平成三十一年度	六百六十億円

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二の見出し及び同条第一項中「平成十五年度」を「平成十六年度から平成十八年度までの間」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に、「第二種交付金」を「税源移譲予定特例交付金」に改める。

第一条中「平成十五年度において行われた国の補助金（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十六条に規定する補助金をいう。以下同じ。）及び負担金（同法第十七条に規定する国の負担金をいう。以下同じ。）の見直しに伴い」を「義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第　　号。以下「負担法等改正法」という。）の施行による義務教育費国庫負担金（義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条の規定により国が負担すべき額をいう。以下同じ。）及び公立養護学校教育費国庫負担金（公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）第五条の規定により国が負担すべき額をいう。以下同じ。）の」に改める。

第三条第一項中「平成十五年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴う」を「負担法等改正法の施行による義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金に係る」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　交付金の種類は、減税補てん特例交付金（地方税法改正法及び法人税等負担軽減措置法の施行による道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）及び税源移譲予定特例交付金（負担法等改正法の施行による義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金に係る地方公共団体の減収額を埋めるために、当該減収額を埋めるための国から地方公共団体への税源の移譲を行うまでの間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

第三条第三項中「各地方公共団体」を「各都道府県」に、「第一種交付金及び第二種交付金の合算額」を「減税補てん特例交付金及び税源移譲予定特例交付金の合算額とし、毎年度分として各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して交付すべき交付金の額は、減税補てん特例交付金の額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における減税補てん特例交付金の総額及び当該年度における税源移譲予定特例交付金の総額の合算額として予算で定める額とする。

「第二節　第一種交付金」を「第二節　減税補てん特例交付金」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項中「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改め、同条第三項中「（特別区を含む。以下同じ。）」を削り、「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改める。

第六条中「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改める。

「第三節　第二種交付金」を「第三節　税源移譲予定特例交付金」に改める。

第七条の二の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第二種交付金」を「税源移譲予定特例交

付金」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　当該年度において負担法等改正法第一条の規定による改正前の義務教育費国庫負担法第二条第一号中「報酬等に要する経費（」とあるのは「報酬等に要する経費（退職手当に要する経費に限る。）」と、同条第二号中「報酬等に要する経費」とあるのは「報酬等に要する経費（退職手当に要する経費に限る。）」として同条の規定の例によるものとした場合に国が負担すべき額と当該年度において負担法等改正法第二条の規定による改正前の公立養護学校整備特別措置法第五条第一号中「報酬等に要する経費」とあるのは「報酬等に要する経費（退職手当に要する経費に限る。）」として同条の規定の例によるものとした場合に国が負担すべき額との合算額に相当する額

第七条の二第二号中「第二種交付金」を「税源移譲予定特例交付金」に改める。

第七条の三の見出しを「（各都道府県に交付すべき税源移譲予定特例交付金の算定方法）」に改め、同条第一項中「第二種交付金の額」を「税源移譲予定特例交付金の額」に、「第二種交付金の総額にあん分率を乗じて得た額（第三項において「都道府県第二種交付金総額」という。）」を「税源移譲予定特例交付金の総額」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二種交付金」を「税源移譲予定特例交付金」に改め、「第一項及び」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　財政力指数（地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。）が一を超える都道府県については、負担法等改正法第一条の規定による改正前の義務教育費国庫負担法第二条及び負担法等改正法第二条の規定による改正前の公立養護学校整備特別措置法第五条の規定の例による国庫負担額の最高限度の算定の内容を勘案して、総務省令で定めるところにより、第一項に規定する人口について補正することができる。

第七条の三第五項を削る。

第八条第一項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

第十二条中「第二種交付金」を「税源移譲予定特例交付金」に、「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改める。

第十三条第一項中「地方財政法」の下に「（昭和二十三年法律第百九号）」を加える。

第十四条第一項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同条第二項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改め、同条第三項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

附則第七条を削る。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十条の四第一項中「平成十年度から平成十五年度までの各年度」を「平成十六年度」に、「国家公務員共済組合法附則第二十条の三第一項」を「平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十六年法律第　号）第五条第一項」に改め、同条第二項中「第百十六条第一項中」を「同条第六項及び第七項中」、特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体の負担金」とあるのは「及び特定地方独立行政法人の負担金」と、第百十六条第一項中」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十六年度分の地方交付税から適用する。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十六年度分の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成十六年度分の地方特例交付金及び同年度分の地方交付税から適用する。

2　平成十六年度に限り、地方公共団体に対し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第九条第一項の規定にかかわらず、都道府県にあっては当該都道府県に対する平成十五年度分の第一種交付金（第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「旧法」という。）第三条第二項に規定する第一種交付金をいう。以下この条において同じ。）の額に平成十六年度分の減税補てん特例交付金（第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下この条において「新法」という。）第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金をいう。以下この条において同じ。）の総額の平成十五年度分の第一種交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び平成十六年度分の税源移譲予定特例交付金（新法第三条第二項に規定する税源移譲予定特例交付金をいう。）の総額を総務省令で定めるところにより官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県の人口であん分した額のうち当該都道府県に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては当該市町村に対する平成十五年度分の第一種交付金の額に平成十六年度分の減税補てん特例交付金の総額の平成十五年度分の第一種交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

3　旧法の規定により交付された第一種交付金は、新法の規定による減税補てん特例交付金とみなす。

（平成十六年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第五条　平成十六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額（都にあっては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十六年度減税減収調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額（特別区にあっては、当該額に平成十六年度減税減収調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。

一　イからホまでに掲げる額の合算額（都にあっては、当該合算額に特別区に係る次号ロからホまでに掲げる額の合算額を加算した額）からヘからチまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による

個人の道府県民税の所得割の平成十六年度の減収見込額

ロ　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額

ハ　所得税法等改正法及び地方税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十六年度の減収見込額

ニ　地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十六年度の減収見込額

ホ　地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十六年度の減収見込額（地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の減少見込額を除く。）

ヘ　所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十六年度の増収見込額（所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）

ト　地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十六年度の増収見込額

チ　地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十六年度の増収見込額（地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金（地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）

リ　イからヘまでに掲げる額の合算額（特別区にあっては、イ及びヘに掲げる額の合算額）からトからリまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十六年度の減収見込額

ロ　所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額

ハ　地方税法等改正法の施行による償却資産に対して課する固定資産税の平成十六年度の減収見込額

ニ　地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十六年度の減収見込額

ホ　地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十六年度の減収見込額

ヘ　地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十六年度の減収見込額

ト　地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十六年度の増収見込額

チ　所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金の平成十六年度の増収見込額

リ　地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十六年度の増収見込額

2　前項第一号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一　道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となった納税義務者等の数及び課税標準等の額
二　道府県民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三　法人の行う事業に対する事業税	法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値
四　地方消費税の譲渡割及び貨物割	前年度の譲渡割及び貨物割の課税標準等の額
五　不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
六　道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
七　ゴルフ場利用税	ゴルフ場の延利用人員
八　自動車取得税	前年度中の自動車の取得件数

3　第一項第二号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一　市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となった納税義務者等の数及び課税標準等の額
二　市町村民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三　償却資産に対して課する固定資産税	地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分する償却資産に係る当該配分額
四　市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
五　特別土地保有税	平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額
六　事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
七　地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
八　ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場の延利用人員
九　自動車取得税交付金	前年度における自動車取得税交付金の交付額

4　平成十六年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号。以下この項において「平成十六年地方交付税法等改正法」という。）附則第五条第一項第一号ヘに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率（以下この項において「平成十六年度減税都区調整率」という。）を乗じて得た額（以下この項において「平成十六年度減税地方消費税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号トに掲げる額に平成十六年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十六年度減税たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「自動車取得税交付金」という。）の百分の七十五に相当する額及び都に係る同号チに掲げる額に平成十六年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十六年度減税自動車取得税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十六年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税地方消費税調整額の百分の七十五の額を加算した額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

5　平成十六年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によって読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「及び交付金調整額」とあるのは、「、同項に規定する交付金調整額、都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第五条第一項第一号ヘに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号チに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

第六条　公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「、同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」と、第百十六条第一項中「含む。」とあるのは「含む。）及び附則第四十条の四第一項」とあるのは「次の各号（第一号の二、第四号及び」を「とあるのは「次の各号（に、「、同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」」を「と、「第百十六条第一項中「含む。）」とあるのは「含む。）及び附則第四十条の四第一項」と、第百四十条第一項」とあるのは「第百四十条第一項」に改める。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の償還方法等を改正するとともに、平成十六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、平成十七年度及び平成十八年度における一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例を設けるとともに、平成十六年度から平成十八年度までの間に限り、地方債の特例措置を講ずるほか、平成十六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、平成十七年度及び平成十八年度における一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例を設け、平成十六年度から平成十八年度までの間に限り、地方債の特例措置を講ずることとし、あわせて、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、平成十六年度において行われた義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の見直しに係る地方公共団体の減収額を埋めるために、国から地方公共団体への税源の移譲を行うまでの間の措置として税源移譲予定特例交付金の創設を図る等の措置を講じようとするものである。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方交付税の総額の確保に資するため、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の償還方法等を改正するとともに、平成十六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、平成十七年度及び平成十八年度における一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例を設けるとともに、平成十六年度から平成十八年度までの間に限り、地方債の特例措置を講ずることとし、あわせて、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、平成十六年度において行われた義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の見直しに係る地方公共団体の減収額を埋めるために、国から地方公共団体への税源の移譲を行うまでの間の措置として税源移譲予定特例交付金の創設を図る等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正

㈠　地方交付税の総額の特例

(1)　平成十六年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、平成十六年度における法定加算額三千四百五十億円、臨時財政対策のための特例加算額三兆八千八百七十六億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金一兆七千七百五十四億九千七百万円及び同特別会計における剰余金四千四百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額六千三百八十二億円及び同特別会計借入金償還額七百九十八億七千五百万円を控除した額とすること。

(2)　平成十六年度の交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち、七千百三十五億三千四百万円については、その償還金に相当する額を、平成二十二年度から平成三十一年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れること。

(3)　平成十六年度から平成十八年度までの間に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還を平成二十二年度以降に繰り延べることとすること。

(4)　平成十七年度から平成三十一年度までの地方交付税の総額について、二千九百八十一億円を加算すること。

(5)　平成十七年度及び平成十八年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例を設けること。

(二)　基準財政需要額の算定方法の改正

(1)　教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実、教育情報化対策等教育施策に要する経費、地方団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置すること。

(2)　個性ある地方の活性化に要する経費、住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務の充実等に要する経費の財源を措置すること。

(3)　少子・高齢社会に向けた地域福祉施策の充実、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置等に要する経費の財源を措置すること。

(4)　環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進等快適な環境づくりに要する経費の財源を措置すること。

(5)　公立保育所運営費等国庫補助負担金の一般財源化に伴う経費の財源を措置すること。

(6)　算定方法の簡素化を図るため補正係数を削減すること。

(7)　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。

(8)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

(三)　基準財政収入額の算定方法の改正

平成十六年度における道府県税及び市町村税の減税等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算すること。

(四)　その他所要の改正

2　地方財政法の一部改正

平成十六年度から平成十八年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとすること。

3　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

(一)　税源移譲予定特例交付金の創設

(1)　趣旨

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号。以下「負担法等改正法」という。）の施行による地方公共団体の減収額を埋めるために、当該減収額を埋めるための国から地方公共団体への税源の移譲を行うまでの間の措置として税源移譲予定特例交付金を交付することとすること。

(2)　税源移譲予定特例交付金の総額

毎年度分として交付すべき税源移譲予定特例交付金の総額は、当該年度において負担法等改正法の規定による改正前の義務教育費国庫負担法第二条の国庫負担の対象となる経費を退職手当及び児童手当に要する経費に限るものとして同条の規定の例によるものとした場合に国が負担すべき額と当該年度において負担法等改正法の規定による改正前の公立養護学校整備特別措置法第五条の国庫負担の対象となる経費を退職手当及び児童手当に要する経費に限るものとして同条の規定の例によるものとした場合に国が負担すべき額との合算額に相当する額として予算で定める額とすること。

(3)　税源移譲予定特例交付金の算定方法

毎年度分として各都道府県に対して交付すべき税源移譲予定特例交付金の額は、当該年度における税源移譲予定特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県の人口であん分した額とすること。なお、財政力指数が一を超える都道府県については、改正前の義務教育費国庫負担法第二条及び公立養護学校整備特別措置法第五条の規定の例による国庫負担額の最高限度の算定の内容を勘案して、総務省令で定めるところにより、人口について補正することができるものとすること。

(4)　税源移譲予定特例交付金の算定手続等は従前の第一種交付金（「減税補てん特例交付金」という。）と同様とすること。

(二)　その他所要の規定整備

4　地方公務員等共済組合法の一部改正

(一)　地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例を、平成十六年度においても適用すること。

(二)　その他所要の規定整備

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成十六年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

平成十六年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出において、地方交付税交付金十六兆八千八百六十一億三千二百五十四万千円及び地方特例交付金一兆千四十八億三千四百万円が計上されている。

右報告する。

平成十六年三月五日

総務委員長　佐田玄一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

右国会に提出する。

平成十六年一月十九日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、平成十六年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十六年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成十七年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成十六年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

（国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例）

第三条　平成十六年度における国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十五条第一項の規定の適用については、同項中「国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）」とする。

2　前項の場合における国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項及び第六条の規定の適用については、同項中「国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」と、同条中「受入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「受入金、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」とする。

（厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例）

第四条　平成十六年度における厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第五条及び第六条の規定の適用については、同法第五条中「同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」とあるのは「同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」と、同法第六条中「厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」とあるのは「厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」とする。

（国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例）

第五条　平成十六年度における国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第二項第五号に掲げる費用については、同号及び同条第四項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、これを負担する。

2　前項の場合における国家公務員共済組合法第九十九条第一項、第百二条第一項及び第四項、第百二十四条の二第一項並びに附則第二十条の二の規定の適用については、同法第九十九条第一項中「納付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む」と、「納付に要する費用を含み」とあるのは「納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十六年法律第　号）第五条第一項の規定による国の負担に係るもの、次項第五号の規定による公社の負担に係るもの並びに第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人又は国立大学法人等の負担に係るものを除く。）を含み」と、同法第百二条第一項中「」の規定」とあるのは「」及び平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項の規定」と、同条第四項中「長期給付」とあるのは「長期給付（以下この項において単に「長期給付」という。）」と、「限る。」とあるのは「限る。）及び平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）」と、同法第百二十四条の二第一項中「場合を含む。）」とあるのは「場合を含む。）及び平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項」と、同法附則第二十条の二中「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「」を含み」とあるのは「及び長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含み」とする。

3　前項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

理　由

平成十六年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、平成十六年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る国の負担の特例に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　平成十六年度の一般会計歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること等とする。

2　平成十六年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国の負担を抑制するため、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法の特例を設けることとする。

二　議案の可決理由

平成十六年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めることは、必要にしてやむを得ない措置であると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に伴う予算措置

平成十六年度一般会計予算において、特例公債の発行により総額三十兆九百億円が措置されている。

なお、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置による国の負担の抑制額は、約一千八十九億円である。

右報告する。

平成十六年三月五日

財務金融委員長　田野瀬良太郎

衆議院議長　河野　洋平殿

所得税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百八十条」を「第百八十条の二」に改める。

第二条第一項第三十号を削り、同項第三十一号中「で老年者に該当しないもの」を削り、同号ロ中「合計所得金額」を「第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第三十一号の二中「であつて、老年者に該当しないもの」を削り、同号を同項第三十一号とする。

第三十五条第四項中「百四十万円（その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、七十万円）に満たないときは、百四十万円（その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、七十万円）」を「七十万円に満たないときは、七十万円」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　五十万円

第三十五条第五項を削る。

第八十条を次のように改める。

第八十条　削除

第八十五条第一項中「又は第八十条から第八十二条まで（老年者控除等）」を「、第八十一条（寡婦（寡夫）控除）又は第八十二条（勤労学生控除）」に改め、「、老年者」を削り、「第二条第一項第三十一号イ又は第三十一号の二」を「第二条第一項第三十号イ又は第三十一号」に改める。

第八十七条第一項中「、老年者控除」を削る。

第九十二条第一項中「係るもの」の下に「（外国法人の国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託若しくは特定投資信託の収益の分配又は特定目的信託の収益の分配に係るものを除く。）」を加える。

第百二十一条第一項第二号ロ中「、老年者控除の額」を削る。

第百六十一条第四号ロを次のように改める。

ロ　国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この編において「営業所」という。）に預け入れられた預貯金の利子

第百六十一条第五号を次のように改める。

五　第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ　内国法人から受ける利益の配当、剰余金の分配（出資に係るものに限る。）又は基金利息（保険業法第五十五条第一項（基金利息の支払等の制限）に規定する基金利息をいう。）

ロ　国内にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定目的信託の収益の分配

第百六十五条中「第七十九条から第八十五条まで（障害者控除等）」を「第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十五条まで（寡婦（寡夫）控除等）」に改める。

第百六十九条第三号中「十二万円（その非居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万円）」を「六万円」に改める。

第百八十条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、「定めるところにより」の下に「、当該支払を受けるものが」を加え、「その支払を受ける」を「その支払を受けることとなる」に、「提出した」を「提示した」に改め、同項第一号中「第百六十一条第二号、第三号」を「第百六十一条第一号の二から第三号まで」に改め、「掲げる国内源泉所得」の下に「（同条第一号の二に規定する対価にあつては、第十三条第一項ただし書（信託財産に係る収入及び支出の帰属）に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るものに限る。）」を加え、同項第二号及び第三号中「掲げる国内源泉所得」を「定める国内源泉所得」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「なつた日後」を「なつた日以後」に、「提出先」を「提示先」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　所轄税務署長は、第一項各号に掲げる法人で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する外国法人に該当しないこととなつたと認める場合には、当該証明書の交付を受けたものに対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第百八十条に次の三項を加える。

4　前項の場合において、同項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日以後遅滞なく、第一項に規定する証明書の提示先に当該通知を受けた旨を通知しなければならない。

5　所轄税務署長は、第二項の規定による届出があつた場合又は第三項の規定により通知をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該届出をした者又は当該通知を受けた者の名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。

6　第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一　当該証明書につき所轄税務署長が定めた有効期限を経過したとき。

二　前項の規定による公示があつたとき。

第三編第三章第二節中第百八十条の次に次の一条を加える。

（信託財産に係る利子等の課税の特例）

第百八十条の二　第七条第一項第五号（外国法人の課税所得の範囲）、第百七十八条（外国法人に係る所得税の課税標準）及び第百七十九条（外国法人に係る所得税の税率）の規定は、外国法人である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項におい

て同じ。）が、第百七十六条第一項各号（信託財産に係る利子等の課税の特例）に掲げる信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に属する公社債等（同項に規定する公社債等をいう。以下この項において同じ。）につき第百六十一条第四号（同号ロを除く。）又は第五号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

2　外国法人である信託会社がその引き受けた合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託（第百七十六条第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。以下この条において同じ。）で国内にある営業所に信託されたものの信託財産について納付した所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で同項に規定する政令で定めるものを含む。次項において同じ。）の額は、政令で定めるところにより、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

3　前項の規定により控除すべき合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の信託財産について納付した所得税の額は、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

第百八十七条中「、老年者」を削る。

第百九十条第二号ハ中「障害者、老年者」を「障害者」に、「第七十九条から第八十三条まで（障害者控除等）」を「第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十三条まで（寡婦（寡夫）控除等）」に改め、「、老年者控除の額」を削る。

第百九十四条第一項第二号中「、老年者」を削る。

第百九十五条第一項中「、老年者控除の額」を削る。

第二百三条の三第一号イ中「十万円（その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万五千円）」を「六万五千円」に、「十五万円（その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、九万円）」を「九万円」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「六万五千円」を「三万二千五百円」に、「七万二千五百円」を「四万円」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとする。

第二百三条の五第一項第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老年者」を削る。

第二百三条の六中「規定する公的年金等」の下に「（政令で定めるものを除く。）」を加える。

第二百十二条第一項中「特例」」の下に「又は第百八十条の二第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）」を加える。

第二百十三条第一項第一号イ中「十二万円（その支払を受ける非居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万円）」を「六万円」に改める。

第二百十四条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、「定めるところにより」の下に「、当該支払を受けるものが」を加え、「その支払を受ける」を「その支払を受けることとなる」に、「提出した」を「提示した」に改め、同項第二号及び第三号中「掲げる国内源泉所得」を「定める国内源泉所得」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「なつた日後」を「なつた日以後」に、「提出先」を「提示先」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　納税地の所轄税務署長は、第一項各号に掲げる者で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する非居住者に該当しないこととなつたと認める場合には、当該証明書の交付を受けたものに対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第二百十四条に次の三項を加える。

4　前項の場合において、同項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日以後遅滞なく、第一項に規定する証明書の提示先に当該通知を受けた旨を通知しなければならない。

5　納税地の所轄税務署長は、第二項の規定による届出があつた場合又は第三項の規定により通知をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該届出をした者又は当該通知を受けた者の氏名その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。

6　第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一　当該証明書につき納税地の所轄税務署長が定めた有効期限を経過したとき。

二　前項の規定による公示があつたとき。

第二百二十四条の三の次に次の一条を加える。

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）

第二百二十四条の四　信託（合同運用信託、投資信託、特定目的信託又は法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託を除く。）の受益権（以下この条において「信託受益権」という。）の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所と

する。以下この条において同じ。）を当該各号に掲げる者（以下この条において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一　その信託受益権の譲渡を受けた法人（次号に掲げる者及びその者を通じてその譲渡を受けたものを除く。）

二　その信託受益権の譲渡を受け、又はその譲渡について売委託を受けた信託業法（平成十六年法律第　号）第二条第十一項（定義）に規定する信託受益権販売業者（同法第百五条第二項（信託会社等の信託受益権販売業を営む場合の準用）（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条第三項（信託業務を営む金融機関の信託受益権販売業を営む場合の準用）において準用する場合を含む。）の規定により信託受益権販売業者とみなされる者を含む。）

第二百二十五条第一項第十号中「前条第二項」を「第二百二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」に改め、同項第十一号中「前条第三項」を「第二百二十四条の三第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

十二　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払をする同条各号に掲げる者

第二百四十二条第二号中「及び第百八十条第二項」を「、第百八十条第二項」に改め、「しなかつた者」の下に「及び第百八十条第四項又は第二百十四条第四項の規定による通知をしなかつた者」を加える。

別表第二の備考㈠(4)、別表第三の備考㈠(4)及び別表第四の備考㈡中「、老年者」を削る。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の二」を「第十条の三」に、「第三章　退職年金等積立金に対する法人税　第一節　課税標準及びその計算（第百四十五条の二・第百四十五条の三）　第二節　税額の計算（第百四十五条の四）　第三節　申告及び納付（第百四十五条の五）」を「第二章の二　特定信託の各計算期間の所得に対する法人税　第一節　課税標準及びその計算（第百四十五条の二・第百四十五条の三）　第二節　税額の計算（第百四十五条の四―第百四十五条の七）　第三節　申告、納付、還付等（第百四十五条の八）　第三章　退職年金等積立金に対する法人税　第一節　課税標準及びその計算（第百四十五条の九・第百四十五条の十）　第二節　税額の計算（第百四十五条の十一）　第三節　申告及び納付（第百四十五条の十二）」に改める。

第二条第十七号二中「資産（二）」を「資産（1）」に、「負債（二）」を「負債（2）」に、「当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第十八号二又は第十八号の二へに掲げる金額」を「(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額」に改め、同号ニに次のように加える。

(1)　当該移転資産の帳簿価額（当該適格合併に基因して第十八号へ又は第十八号の二チに掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額を含む。）

(2)　当該移転負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第十八号二又は第十八号の二へに掲げる金額

第二条第十七号ホ中「資産（ホ）」を「資産（1）」に、「負債（ホ）」を「負債（2）」に、「当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格分割型分割に係る第十八号ホ又は第十八号の二トに掲げる金額」を「(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額」に改め、同号ホに次のように加える。

(1)　当該移転資産の帳簿価額（当該適格分割型分割に基因して第十八号ヘ又は第十八号の二チに掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額のうち当該分割法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。）

(2)　当該移転負債の帳簿価額及び当該適格分割型分割に係る第十八号ホ又は第十八号の二トに掲げる金額

第二条第十七号レ中「帳簿価額から」を「帳簿価額（当該適格分割型分割に基因して第十八号へに掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額のうち当該分割法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。）から」に、「第十八号タ」を「同号タ」に改め、同条第三十一号の四中「中間申告」の下に「（第百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三十二号中「確定申告」の下に「（第百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三十三号及び第三十四号中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十二」に改め、同条第四十一号中「係る中間申告による納付」の下に「（第百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加える。

第四条第二項を次のように改める。

2　外国法人は、第百三十八条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得を有するとき（外国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有するときに限る。）、特定信託の引受けを行うとき又は第百四十五条の十（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。

第十条の二中「第百四十五条の三」を「第百四十五条の十」に改め、「範囲」の下に「及び前条」を加え、第一編第三章中同条を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

（特定信託の受託者である外国法人の特定信託に係る所得の課税）

第十条の二　特定信託の受託者である外国法人に対しては、第九条（外国法人の課税所得の範囲）の規定により課する法人税のほか、各特定信託の各計算期間の所得について、各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を課する。

第十五条の三第四項中「内国法人」を「法人」に改める。

第二十三条第一項中「受けるもの」を「受ける第一号に掲げるもの」に改める。

第三十一条第五項を次のように改める。

5　前項の場合において、内国法人の有する減価償却資産（適格合併により被合併法人から移転を受けた減価償却資産、第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）の規定の適用を受けた同項各号列記以外の部分に規定する時価評価資産に該当する繰延資産その他の政令で定める繰延資産に限る。）につきその価額として帳簿に記載されていた金額として政令で定める金額が当該移転の直前に当該被合併法人の帳簿に記載されていた金額、同条第一項の規定の適用を受けた減価償却資産その他の政令で定める減価償却資産に限る。）につきその価額として帳簿に記載されていた金額、同条第一項の規定の適用を受けた直後の帳簿価額その他の政令で定める金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、政令で定める事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。

第五十七条第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第三項中「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第五項中「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に、「五年以内」を「七年以内」に改め、同条第六項中「五年」を「七年」に改め、同条第七項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第八項中「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第九項第一号中「属する事業年度」の下に「以後の各事業年度」を加え、「当該事業年度」を「当該前日の属する事業年度」に改める。

第五十八条第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第四項第一号中「属する事業年度」の下に「以後の各事業年度」を加え、「当該事業年度」を「当該前日の属する事業年度」に改める。

第六十一条の九第一項中「又は選定した方法により換算しなかつた場合」を削る。

第六十二条の二第一項中「帳簿価額」の下に「（当該適格合併に基因して第二条第十八号へ（定義）に規定する事由に該当することとなつた場合には同号へに掲げる金額に相当する金額を、当該適格分割型分割に基因して同号へに規定する事由に該当することとなつた場合には同号へに掲げる金額に相当する金額のうち当該内国法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。）」を加え、「同条第一項後段」を「前条第一項後段」に改め、「（定義）」を削る。

第八十一条の九第一項、第二項及び第四項中「五年以内」を「七年以内」に改める。

第八十一条の十九第三項中「連結確定法人税額に当該連結子法人」の下に「（当該連結完全支配関係がある連結法人との間で自己を被合併法人とする合併を行つたものを除く。）」を加え、「（当該金額が零を下回る場合には、零）」を削り、同条第四項中「当該期間内」を「これらの期間内」に改め、「開始の日の」と」の下に「、「各事業年度（その月数」とあるのは「各事業年度（当該前連結事業年度において行つた連結法人間合併（連結法人を合併法人とし、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人を被合併法人とする合併をいう。以下この項において同じ。）に係る被合併法人の当該連結法人間合併の日の前日の属する事業年度以外の各事業年度にあつては、その月数）」を加え、「属する事業年度若しくは」を「属する事業年度又は」に、「適格合併の日」を「適格合併の日の」に、「」若しくは合併（連結法人を合併法人とし、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人を被合併法人とするものに限る。）の日」を「次号において同じ。）又は連結法人間合併の日の」に、「と読み替える」を「と、「その適格合併の日から」とあるのは「適格合併又は連結法人間合併の日から」と読み替える」に改め、同条第六項第二号中「（当該金額が零を下回る場合には、零）」を削り、同条に次の一項を加える。

8　第一項の申告書に記載すべき同項第一号に掲げる金額につき第二項から第六項までの規定のうちいずれか二以上の規定の適用を受ける場合における当該金額の計算その他第二項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十二条の五第五項中「第二項」を「第一項」に、「第一項及び」を「同項及び」に改める。

第八十二条の十七第一項中「内国法人である」を削り、「をした内国法人」を「をした当該特定信託の受託者」に改め、同条第二項中「である内国法人」を削り、「をした内国法人」を「をした当該特定信託の受託者」に改め、同条第五項中「で

ある内国法人」を削る。

第九十三条第二項第一号中「場合には、連結個別利益積立金額」を「場合には連結個別利益積立金額とし、その解散に基因して第二条第十八号ヘ又は第十八号の二チ(定義)に掲げる金額が生ずる場合には当該金額を含む。」に改め、同項第二号中「内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。)から」を削り、同項第三号中「(定義)」を削る。

第百三十八条第四号ロ及びハを次のように改める。

ロ　国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この条において「営業所」という。)に預け入れられた所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金の利子

ハ　国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託(所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号ロにおいて同じ。)の収益の分配

第百三十八条第五号を次のように改める。

五　所得税法第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ　内国法人から受ける利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限る。)又は基金利息(保険業法第五十五条第一項(基金利息の支払等の制限)に規定する基金利息をいう。)

ロ　国内にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)又は特定目的信託の収益の分配

第百四十五条の五中「第百四十五条の四」を「第百四十五条の十一」に改め、第三編第三章第三節中同条を第百四十五条の十二とし、同章第二節中第百四十五条の四を第百四十五条の十一とし、同章第一節中第百四十五条の三を第百四十五条の十とし、第百四十五条の二を第百四十五条の九とする。

第三編第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第一節　課税標準及びその計算

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準)

第百四十五条の二　特定信託の受託者である外国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準は、各特定信託の各計算期間の所得の金額とする。

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得の金額の計算)

第百四十五条の三　特定信託の各計算期間の所得の金額は、当該特定信託の各計算期間の所得について、政令で定めるところにより、第二編第一章第一節第二款から第八款まで(内国法人の各事業年度の所得の金額の計算)(第四十二条から第四十六条まで(固定資産等の圧縮額の損金算入等)及び第五十三条(返品調整引当金)並びに第四款第九目(契約者配当等)及び第六款(組織再編成に係る所得の金額の計算)を除く。)の規定に準じて計算した金額とする。

2　前項に定めるもののほか、特定信託の元本の金額の増加又は減少を生ずる取引その他特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　税額の計算

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率)

第百四十五条の四　特定信託の受託者である外国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、各特定信託の各計算期間の所得の金額に百分の三十四・五の税率を乗じて計算した金額とする。

(外国法人に係る同族特定信託の特別税率)

第百四十五条の五　同族特定信託(第八十二条の五第一項(同族特定信託の特別税率)に規定する同族特定信託をいう。以下この項において同じ。)の各計算期間の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族特定信託の受託者である外国法人に対して課する各計算期間の所得に対する法人税の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

一　年三千万円以下の金額　百分の十

二　年三千万円を超え、年一億円以下の金額　百分の十五

三　年一億円を超える金額　百分の二十

2　前項に規定する留保金額とは、当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額(次項において「所得等の金額」という。)のうち留保した金額から、当該計算期間の所得の金額につき前条の規定により計算した法人税の額(次条において準用する第八十二条の六(特定信託に係る所得税額の控除)及び第百四十五条の七(外国法人に対する準用)において準用する第八十二条の七(特定信託に係る外国税額の控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税(都民税を含む。)の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

3　第一項に規定する留保控除額とは、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額をいう。

一　当該計算期間の所得等の金額の百分の三十五に相当する金額

二　年千五百万円

4　第八十二条の五第五項から第七項までの規定は、第一項及び前項の規定を適用する場合について準用する。

(外国法人に係る特定信託に係る所得税額の控除)

第百四十五条の六　第八十二条の六(特定信託に係る所得税額の控除)の規定は、特定信託

の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において所得税法第百七十八条（外国法人に係る所得税の課税標準）に規定する国内源泉所得で同法の規定により所得税を課されるものの支払を受ける場合について準用する。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国法人に係る特定信託に係る外国税額の控除）

第百四十五条の七　第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）の規定は、特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）を納付することとなる場合（特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外国法人税を納付することとなる場合を除く。）又は特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき納付することとなつた外国法人税の額が減額された場合について準用する。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節　申告、納付、還付等

（申告、納付、還付等）

第百四十五条の八　前編第一章の三第三節（内国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の申告、納付、還付等）の規定は、外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税についての申告、納付、還付、国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求及び納税義務の承継並びに同法又は行政不服審査法の規定による不服申立て並びに滞納処分の続行について準用する。この場合において、第八十二条の十第一項第二号（特定信託に係る確定申告）中「前節」とあるのは「第三編第二章の二第二節」と、同項第三号及び第八十二条の十五第一項（特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付）中「第八十二条の六及び第八十二条の七（税額控除）」とあるのは「第百四十五条の六（外国法人に対する準用）において準用する第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）及び第百四十五条の七（外国法人に対する準用）において準用する第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）」と読み替えるものとする。

第百四十六条第一項中「及び中間申告書」の下に「、特定信託確定申告書及び特定信託中間申告書」を加える。

第百四十七条を次のように改める。

（更正及び決定）

第百四十七条　第百三十条から第百三十二条の二まで（内国法人に係る更正及び決定）、第百三十三条（確定申告又は連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付）、第百三十四条（確定申告又は連結確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付）、第百三十四条の三（特定信託の確定申告に係る更正による所得税額等の還付）及び第百三十四条の四（特定信託の確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付）の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税、外国法人の特定信託の各計算期間の所得に対する法人税及び外国法人の退職年金等積立金に対する法人税に係る更正又は決定について準用する。

第百四十八条の二中「内国法人」を「法人」に改める。

第百五十九条第一項中「（特定信託の確定申告に係る法人税額）」の下に「（第百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を、「（特定信託に係る所得税額の控除）」の下に「（第百四十五条の六（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を、「（特定信託に係る外国税額の控除）」の下に「（第百四十五条の七（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を加え、「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十二」に、「又は第百四十五条第一項」を「、第百四十五条第一項又は第百四十五条の八」に改める。

第百六十条中「（特定信託に係る確定申告）」の下に「（第百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を加え、「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十二」に改める。

第百六十二条第一号中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十二」に改める。

附則第二十条第二項中「第百四十五条の三」を「第百四十五条の十」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号中「市街地再開発事業又は」を「市街地再開発事業、」に改め、「に規定する住宅街区整備事業」の下に「又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号（定義）に規定する防災街区整備事業」を加え、同条第十三号中「第四十九号」を「第五十号」に改める。

第二十三条第一項中「第二十二号」を「第二十二号の二」に改める。

第二十四条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合には、この限りでない。

第二十四条の二第二項中「前項に規定する場合において、」を削り、「同項」を「前項」に、「ときは」を「場合は」に改め、同条第三項中「第一項に」を「第一項本文に」に改める。

第二十六条第一項中「次項」の下に「及び第四項」を加える。

別表第一第二十四号㈦を削り、同号㈥を同号㈦とし、同号㈤を同号㈥とし、同号㈣を同号㈤とし、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡を同号㈢とし、同号㈠を同号㈡とし、同号を同号㈠とし、同表第二十四号の五を同表第二十四号の六とし、同表第二十四号の二から第二十四号の四までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十四号の次に次のように加える。

二十四の二　信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は特定大学技術移転事業承認事業者、信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者の登録	
㈠　信託業法（平成十六年法律第　　号）第三条又は第五十三条第一項（免許）の規定による信託業の免許	免許件数　一件につき十五万円
㈡　信託業法第七条第一項（登録）の管理型信託会社の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき十五万円
㈢　信託業法第五十四条第一項（登録）の管理型外国信託会社の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき十五万円
㈣　信託業法第五十二条第一項（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）の特定大学技術移転事業承認事業者の登録	登録件数　一件につき十五万円
㈤　信託業法第六十七条第一項（登録）の信託契約代理店の登録	登録件数　一件につき九万円
㈥　信託業法第八十六条第一項（登録）の信託受益権販売業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

別表第一第三十二号の二を削り、同表第三十二号の三を同表第三十二号の二とし、同表第三十八号中「の登録等」を「の登録又は認定」に改める。

別表第三の十九の二の項の第四欄中「登記」を「登記又は登録」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第四条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

防災街区整備事業組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）

（国税通則法の一部改正）

第五条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「納付義務の承継」の下に「（同法第百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を加える。

第十九条第一項及び第二項中「納付義務の承継」の下に「（同法第百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十五条第三項第二号ロ中「（特定信託に係る所得税額の控除）」の下に「（同法第百四十五条の六（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を、「（特定信託に係る外国税額の控除）」の下に「（同法第百四十五条の七（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を加え、「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十二」に改める。

第七十条第一項中「掲げる期限」を「定める期限」に改め、「以後」の下に「（法人税に係る更正については、第一号に定める期限又は日から五年を経過した日以後）」を加え、同条第二項中「掲げる期限」を「定める期限」に改め、「五年を経過する日」の下に「（第二号及び第三号に掲げる更正（純損失等の金額に係るものに限る。）のうち法人税に係るものについては、同項第一号に定める期限又は日から七年を経過する日）」を加え、同条第四項及び第五項中「掲げる期限」を「定める期限」に改める。

第九十五条中「第九十三条第四項」を「第九十三条第六項」に改める。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第六条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「わが国」を「我が国」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　相手国居住者等　所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）又は同項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等（以下「人格のない社団等」という。）を含む。以下「外国法人」という。）で、租税条約の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国（以下「相手国」という。）の居住者又は法人とされるものをいう。

第二条第三号中「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三条第一項から第三項までの規定中「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に改める。

第三条の二から第四条までを次のように改める。

（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）

第三条の二　相手国居住者等が支払を受ける配当等（租税条約に規定する配当、利子若しくは使用料（当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。）又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第百七十条、第百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条

の十第一項若しくは第四十一条の十二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

2　相手国居住者等が支払を受ける相手国居住者等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第百六十四条第二項、第百六十九条、第百七十条、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項並びに第四十一条の十二第一項及び第二項の規定の適用はないものとする。

3　外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等（当該外国法人が人格のない社団等である場合にあつては、株主等に準ずる者）をいう。以下同じ。）である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三、第四十一条の九第二項若しくは第三項若しくは第四十一条の十二第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

4　外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第五号、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二第二項の規定の適用はないものとする。

5　非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるもの（次項において「相手国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第百七十条、第百七十九条若しくは第二百十三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第四十一条の九第一項から第三項まで若しくは第四十一条の十第一項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

6　非居住者又は外国法人が支払を受ける相手国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第百六十四条第二項、第百六十九条、第百七十条、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで及び第四十一条の十第一項の規定の適用はないものとする。

7　非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるもの（次項及び第十二項において「第三国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第四項、第九条の三（所得税法第二百十三条第一項に係る部分に限る。）若しくは第四十一条の九第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

8　非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十一条の九第三項の規定の適用はないものとする。

9　所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（以下この条において「居住者」という。）又は同項第六号に規定する内国法人（人格のない社団等を含む。以下「内国法人」という。）が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この条において「特定配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第百七十五条、第百八十二条、第二百九条の三若しくは第二百十三条第二項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三若しくは第四十一条の九第二項若しくは第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

10　居住者又は内国法人が支払を受ける特定配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第四号、第百七十四条、第百七十五条、第百八十一条、第二百九条の二及

び第二百十二条第三項並びに租税特別措置法第四十一条の九第二項及び第三項の規定の適用はないものとする。

11　第一項、第三項、第五項、第七項及び第九項の規定は、これらの規定に規定する配当等に対し所得税を課さず、又は当該配当等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額にこれらの規定に規定する限度税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

12　所得税法第百七十二条第一項（第二号を除く。）及び第三項の規定は、非居住者又は外国法人が第三国団体配当等（同法第百六十五条又は法人税法第百四十二条の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける場合において、当該第三国団体配当等について第七項又は第八項の規定の適用を受けるときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる所得税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百七十二条第一項	国内における勤務	支払を受ける第三国団体配当等（租税条約実施特例法第三条の二第七項に規定する第三国団体配当等をいう。）
第四号		
第百七十二条第三項	非居住者	非居住者又は外国法人
	金額（前項の規定の適用を受ける者については、当該金額と同項第三号に掲げる金額との合計額）	金額

13　居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する利子等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの（以下この項において「特定利子」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定利子に係る利子所得の金額（以下この項において「特定利子に係る利子所得の金額」という。）に対し、特定利子に係る利子所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から第九項の限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第三条第一項の規定は、適用しない。

14　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十三項（特定利子に係る分離課税）に規定する特定利子に係る利子所得の金額（以下「特定利子に係る利子所得の金額」という。）」とする。

二　所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定利子に係る利子所得の金額を除く。）」とする。

三　所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定利子に係る利子所得の金額」とする。

四　所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）

第百七十二条第一項	次条の規定による申告書を提出することができる場合を除き、その年の翌年三月十五日（同日前に国内に居所を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日）	その年の翌年三月十五日
第百七十二条第一項第一号	第百七十条（税率）	第百七十条（非居住者に係る税率）又は第百七十九条（外国法人に係る税率）
第百七十二条第一項第三号	前号に掲げる	同号に規定する金額につき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二第七項（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）の限度税率を適用して計算した

及び租税条約実施特例法第三条の二第十三項（特定利子に係る分離課税）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定利子に係る利子所得の金額（租税条約実施特例法第三条の二第十四項第三号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定利子に係る課税利子所得の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定利子に係る課税利子所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定利子に係る課税利子所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二第十三項（特定利子に係る分離課税）の規定による所得税の額」とする。

五　前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15　居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「特定収益分配」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定収益分配に係る配当所得の金額（以下この項において「特定収益分配に係る配当所得の金額」という。）に対し、特定収益分配に係る配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から第九項の限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第八条の二第一項の規定は、適用しない。

16　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　特定収益分配に係る配当所得の金額は、その年中の特定収益分配の収入金額とする。

二　所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十五項（特定収益分配に係る分離課税）に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額（以下「特定収益分配に係る配当所得の金額」という。）」とする。

三　所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定収益分配に係る配当所得の金額を除く。）」とする。

四　所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定収益分配に係る配当所得の金額」とする。

五　所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約実施特例法第三条の二第十五項（特定収益分配に係る分離課税）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定収益分配に係る配当所得の金額（租税条約実施特例法第三条の二第十六項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定収益分配に係る課税配当所得の金額」という。）と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定収益分配に係る課税配当所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二第十五項（特定収益分配に係る分離課税）の規定による所得税の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

17　居住者が支払若しくは交付を受け、又は受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「特定懸賞金等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定懸賞金等に係る一時所得の金額（以下この項において「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。）に対し、特定懸賞金等に係る一時所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から第九項の限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第四十一条の九第一項の規定は、適用しない。

18　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　特定懸賞金等に係る一時所得の金額は、その年中の特定懸賞金等の総収入金額とする。

二　所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十七項（特定懸賞金等に係る分離課税）に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額（以下「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。）」とする。

三　所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定懸賞金等に係る一時所得の金額を除く。）」とする。

四　所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定懸賞金等に係る一時所得の金額」とする。

五　所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約実施特例法第三条の二第十七項（特定懸賞金等に係る分離課税）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定懸賞金等に係る一時所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定懸賞金等に係る課税一時所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二第十七項（特定懸賞金等に係る分離課税）の規定による所得税の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

19　居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の十第一項に規定する給付補てん金等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「特定給付補てん金等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定給付補てん金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」という。）に対し、特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から第九項の限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第四十一条の十第一項の規定は、適用しない。

20　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　特定給付補てん金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額は、それぞれその年中の特定給付補てん金等の総収入金額とする。

二　所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十九項（特定給付補てん金等に係る分離課税）に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額（租税条約実施特例法第三条の二第二十項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定給付補てん金等に係る課税一時所得の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定給付補てん金等に係る課税一時所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定給付補てん金等に係る課税一時所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二第十九項（特定給付補てん金等に係る分離課税）の規定による所得税の額」とする。

三　所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額を除く。）」とする。

四　所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

五　所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約実施特例法第三条の二第十九項（特定給付補てん金等に係る分離課税）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額」とする。

係る所得税額、特定給付補てん金等に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二第十九項（特定給付補てん金等に係る分離課税）の規定による所得税の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

21　第十三項、第十五項、第十七項又は第十九項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

22　第一項から第十一項まで、第十三項、第十五項、第十七項及び第十九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（割引債の償還差益に係る所得税の還付）

第三条の三　租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債（以下この条において「割引債」という。）の発行者は、相手国居住者等に対し当該割引債の同項に規定する償還差益（以下この条において「償還差益」という。）の支払をする場合において、当該償還差益（当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされる部分に限る。）につき当該租税条約の規定により軽減を定めるものに限る。）の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2　割引債の発行者は、外国法人に対し当該割引債の償還差益の支払をする場合において、当該償還差益（租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分に限る。）につき当該租税条約の規定（当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。）の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額（前項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部を還付する。

（配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減等）

第四条　相手国居住者等が、配当等又は譲渡収益（資産の譲渡により生ずる収益で所得税法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該相手国居住者等の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得（所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。）の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該相手国居住者等の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

2　相手国居住者等が有する相手国居住者等所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、所得税法第七条第一項第三号、第百六十四条第一項及び第百六十五条並びに法人税法第九条、第十条及び第百四十一条から第百四十四条までの規定の適用はないものとする。

3　外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（法人税法第百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該外国法人の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該外国法人の法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

4　外国法人が有する株主等所得であつて法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得（法人税法第百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、同法第九条、第十条及び第百四十一条から第百四十四条までの規定の適用はないものとする。

5　非居住者又は外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、

当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国団体所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該非居住者又は外国法人の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得（所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。）の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該非居住者又は外国法人の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

6　非居住者又は外国法人が有する相手国団体所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、所得税法第七条第一項第三号、第百六十四条第一項及び第百六十五条並びに法人税法第九条、第十条及び第百四十一条から第百四十四条までの規定の適用はないものとする。

7　第一項、第三項及び第五項に規定する所得税額又は法人税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

8　第一項、第三項及び第五項の場合において、当該租税条約の限度税率が住民税（道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下同じ。）をも含めて規定されているときは、これらの規定の法人税の軽減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定する限度税率を次条第一項に規定する住民税の法人税割の標準税率に一を加えた数で除したものとして政令で定める税率とする。

第五条第一項中「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に、「前条第一項」を「前条第一項、第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条第一項、第三項及び第五項」に改め、同条第四項中「前条第一項に規定する相手国の居住者の行なう」を「前条第一項から第六項までに規定する相手国居住者等、外国法人又は非居住者の行う」に、「配当等」を「これらの規定に規定する配当等」に改める。

第六条中「わが国以外の締約国」を「当該租税条約の相手国」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（相手国居住者等に係る租税条約に基づく認定）

第六条の二　所得税法第百六十一条に規定する国内源泉所得（同法第百六十二条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）又は法人税法第百三十八条に規定する国内源泉所得（同法第百三十九条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）を有し、又は有することとなる相手国居住者等は、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定であつて政令で定めるものの認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、その者の氏名又は名称及び住所、認定を受けることができるとする理由その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、国税庁長官に提出しなければならない。

3　国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第一項の認定をしたとき又は当該認定をしないことを決定したときは、当該申請書を提出した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

4　国税庁長官は、第一項の認定を受けた者について、第二項に規定する理由がなくなつたと認める場合その他の政令で定める場合には、その認定を取り消すことができる。

5　国税庁の当該職員は、第一項の認定又は当該認定の取消しに関し必要な調査をすることができる。

6　国税庁長官は、第四項の規定により第一項の認定を取り消した場合には、当該認定を取り消した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

7　第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る第二項の申請書又は添付書類の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その変更の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を国税庁長官に提出しなければならない。

8　国税庁長官は、第一項の認定をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該認定を受けた者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該認定を取り消したときについても、同様とする。

第七条第一項中「我が国以外の締約国」を「相手国」に、「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に改め、「（同条第一項第六号に規定する人格のない社団等で同法の施行地に主たる事務所を有するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改め、「金額又は」の下に「当該特定信託の受託者である法人の」を加え、同条第二項中「連結所得の金額又は」の下に「特定信託の受託者である法人の」を加え、「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に、「並びに第八十二条の五第三項及び第四項」を「、第八十二条の五第

三項及び第四項並びに第百四十五条の五第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「我が国以外の締約国」を「相手国」に改める。

第八条第一項中「わが国以外の締約国」を「相手国」に改める。

第九条第一項中「我が国以外の締約国」を「相手国」に、「当該締約国」を「当該相手国」に改める。

第十一条中「わが国以外の締約国」を「当該租税条約の相手国」に、「当該締約国」を「当該相手国」に改める。

第十三条第三項中「（所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第七条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の七」に、「特別控除額の特例等」を「特別控除額の特例」に、「第三十七条の九の二」を「第三十七条の九の三」に、「第六十五条の十四」を「第六十五条の十五」に、「第九節　連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）」を「第九節　削除」に改め、「（第六十八条の六十）」を削り、「第六十八条の八十五」を「第六十八条の八十五の二」に、「―第九十条の九」を「・第九十条の九」に改める。

第四条の二第九項中「この法律」の下に「（第九条の三第二項の規定を除く。次条第十項において同じ。）」を加える。

第六条及び第七条中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第九条第二項中「「係るもの」とあるのは、「係るもの」を「ものを除く。）」とあるのは、「ものを除く。）」に改める。

第九条の四第二項中「限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　所得税法第七条第一項第五号、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項の規定は、外国法人である信託会社（同法第百八十条の二第一項に規定する信託会社をいう。）が、証券投資信託以外の投資信託で国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託されたものの信託財産に属する公社債等につき同法第百六十一条第四号（同号ロを除く。）又は第五号に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

第九条の五第二項中「第九条の五第一項」を「第九条の六第一項」に改め、第二章第一節中同条を第九条の六とする。

第九条の四の次に次の一条を加える。

（公募株式等証券投資信託の受益証券を買い取つた証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）

第九条の五　証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。）その他政令で定める者（以下この条において「証券業者等」という。）が募集その他の政令で定める取扱いを行つた公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。以下この条において「公募株式等証券投資信託」という。）の受益証券を当該取扱いに係る顧客から買い取つた場合において、当該受益証券が社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されているものであるときは、当該証券業者等が当該買取りの日又は同日の翌営業日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）に当該公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が当該受益証券を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分については、所得税法第百七十四条、第百七十五条、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

2　前項の規定は、証券業者等が、政令で定めるところにより、当該公募株式等証券投資信託の収益の分配につき同項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第二章第一節中第九条の六の次に次の一条を加える。

（相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例）

第九条の七　相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）による財産の取得をした個人で当該相続又は遺贈につき相続税法の規定による相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第三条の二に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格（同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額）の計算の基礎に算入された前条第一項に規定する上場会社等以外の株式会社（以下この項において「非上場会社」という。）の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場合において、当該譲渡をした個人が当該譲渡の対価として当該非上場会社から交付を受けた金銭の額が当該非上場会社

の法人税法第二条第十六号に規定する資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2　前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第四項（第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の十第四項中「の金額」とあるのは、「の金額（第九条の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

3　第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の二第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「ものとし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る」を削り、同項第四号を削る。

第十条の三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第十条の四第一項第二号中「、小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）」を「又は小売業」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人　器具及び備品（当該事業の基盤の強化に寄与するものとして財務省令で定めるものに限る。）

第十一条第一項の表の第一号中「個人」の下に「（畜産業を営む個人については、政令で定める個人に限る。）」を加える。

第十一条の五を次のように改める。

第十一条の五　削除

第十一条の七第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第十一条の九第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「第一号及び」を削り、同項第一号中「若しくは特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物」を削る。

第十一条の十を削る。

第十二条第一項の表の第一号を削り、同表の第二号を同表の第一号とし、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号中「地区」の下に「及びこれに類する地区として政令で定める地区」を加え、同号を同表の第三号とし、同表の第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条第三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第十三条の三第一項中「又は第四号」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「（前号に掲げる場合に該当する個人を除く。）」を削り、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項第二号中「前項第二号から第四号まで」を「前項第二号又は第三号」に改める。

第十三条の四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第十四条の二第二項第五号中「（政令で定める規模のものに限る。）」を「で政令で定めるもの」に改める。

第十五条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第四項に規定する臨港地区又は」及び「当該地区又は区域の区分に応じて」を削り、「百分の百十二」を「百分の百十」に改める。

第十八条第一項第二号を次のように改める。

二　沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法（以下この号において「読替え後の中小企業経営革新支援法」という。）第四条第一項に規定する経営革新計画（中小企業経営革新支援法第二条第三項に規定する新商品の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る読替え後の中小企業経営革新支援法第四条第三項の承認を受けた沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等　読替え後の中小企業経営革新支援法第四条第二項第五号に規定する負担金

第十九条第一号中「第十条の二から第十五条まで」を「第十条の二から第十一条の四まで又は第十一条の六から第十五条まで」に改める。

第二十条第一項中「平成十六年」を「平成十八年」に改める。

第二十条の三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構」に改める。

第二十二条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第二十五条第三項中「（乳牛の雌のうち政令で定めるものを含み、牛の胎児」を「及び乳牛の雌等（政令で定めるもの」に改める。

第二十五条の二第三項第一号を次のように改める。

一　六十五万円

第二十六条第二項第三号中「又は感染症の予

防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」を「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）」に改める。

第二十八条第一項第二号中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第二十八条の四第三項第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項第四号中「都市計画法」の下に「（昭和四十三年法律第百号）」を加え、同条第六項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「平成十六年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改める。

第三十一条第一項中「第五項第二号の規定により適用される同法第六十九条から第七十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。以下第三十五条まで」を「第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。以下この項及び第三十一条の四」に、「から長期譲渡所得の特別控除額を控除した金額（同号の規定により適用される」を「に対し、長期譲渡所得の金額（第三項第三号の規定により読み替えられた」に、「に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「の百分の十五に相当する金額」に改め、同項各号を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「（第二項の規定により適用される場合を含む。第四号において同じ。）」を削り、同項第一号中「同条第二項、」を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第六十九条」を「第七十一条」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

二　所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）に規定する譲渡による譲渡所得がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（長期譲渡所得の金額を除く。）」とする。

第三十一条の二第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、「前条第三項」を「前条第二項」に、「前条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を「前条第一項前段」に、「同条第一項各号及び同条第二項」を「同項前段」に改め、同項第一号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の十五」を「百分の十」に改め、同項第二号中「四千万円を超える」を「二千万円を超える」に改め、同号イ中「六百万円」を「二百万円」に改め、同号ロ中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同条第二項第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「第五号」を「第六号」に改め、同項第十四号中「第五号、第六号、第九号」を「第六号、第七号、第十号」に改め、同号八中「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一号）」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第五号、第六号、第九号」を「第六号、第七号、第十号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第五号又は第九号」を「第六号又は第十号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第五号又は第九号」を「第六号又は第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第十一号から第十四号まで」を「第十二号から第十五号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第九号又は第十一号から第十四号まで」を「第十号又は第十二号から第十五号まで」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第一号から第三号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

第三十一条の二第三項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、「前条第三項」を「前条第二項」に、「前項第九号から第十四号まで」を「前項第十号から第十五号まで」に改め、同条第四項中「第三十四条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項」を「その有する土地等につき、第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の二、第三十七条の四から第三十七条の七まで、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同条第五項中「第二項第九号から第十二号までの造成又は同項第十三号若しくは第十四号」を「第二項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」に、「第二項第九号から第十四号まで」を「第二項第十号から第十五号まで」に改め、同条第七項中「第二項第九号から第十四号まで」を「第二項第十号から第十五号まで」に改める。

第三十一条の三第一項中「第三十一条第三項」

を「第三十一条第二項」に、「若しくは第三十七条の九の二」を「、第三十七条の九の二若しくは第三十七条の九の三」に、「第三十一条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を「第三十一条第一項前段」に、「同条第一項各号及び同条第二項」を「同項前段」に改め、同条第二項第四号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

第三十二条第一項中「において第三十一条第三項」を「において第三十一条第二項」に、「第四項において準用する第三十一条第五項第二号の規定により適用される同法第六十九条から第七十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。第一号」を「第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。以下この項」に、「次に掲げる金額のうちいずれか多い金額」を「課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（第四項において準用する第三十一条第三項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三十に相当する金額」に改め、同項各号を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

第三十二条第三項中「同項第一号中「百分の四十」とあるのは「百分の二十」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」」を「同項中「百分の三十」とあるのは、「百分の十五」に改め、同条第四項中「第三十一条第五項」を「第三十一条第三項」に、「同条第五項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、「同条第二項、」を削り、「同項第二号」を「同項第二号中「第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）に規定する譲渡による譲渡所得」とあるのは「第三十二条第一項（短期譲渡所得の課税の特例）に規定する譲渡による譲渡所得又は同条第二項に規定する譲渡による所得」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、同項第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第三十三条第一項中「、買入れ」を削り、「、以下第三十七条の九の二まで」を「、以下第三十七条の九の三まで」に改め、同項第三号中「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（」の下に「昭和五十年法律第六十七号。」を加え、同項第三号の五中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号を同項第三号の六とし、同項第三号の四を同項第三号の五とし、同項第三号の三中「第五十七条の五」の下に「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十五条」を、「又は」の下に「都市計画法」を、「第三十四条第二項第二号」の下に「及び第二号の二」を加え、同号を同項第三号の四とし、同項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　資産につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により同法第二百二十六条の規定による補償金（同法第二百十二条第三項の規定により防災施設建築物の一部等が与えられないように定められたこと又は政令で定める規定により防災建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるもの及びやむを得ない事情により同法第二百三条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。）を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

第三十三条第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第六号の二を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

六の二　資産に関して有する権利で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する権利変換により新たな権利に変換をすることのないものが、同法第二百二十一条の規定により消滅し、同法第二百二十六条の規定による補償金を取得する場合（政令で定める場合に該当する場合を除く。）

第三十三条第二項中「であり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を「である」に、「税務署長の承認を受けた取得価額」を「取得価額」に改め、同条第三項第二号中「第三号の二」を「第三号の三」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、第六号」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第三十三条の二第一項第一号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第三号を削り、同条第三項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改める。

第三十三条の三第二項中「以下次条まで」を「次項及び次条第一項」に改め、同条第六項を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　個人が、その有する資産につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権（当該資産に係る権利変換が同法第二百五十五条から第二百五十七条までの規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は個別利用区内の宅地に関する権利）を取得したときは、第二十八条の四、第

三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、当該権利変換により譲渡した資産（次項及び次条第一項において「防災旧資産」という。）の譲渡がなかつたものとみなす。

5　前項の規定の適用を受けた場合において、同項に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条又は第二百五十七条の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）につき譲渡、相続、遺贈又は贈与があつたときは、政令で定めるところにより、当該譲渡、相続、遺贈又は贈与のあつた日において防災旧資産の譲渡、相続、遺贈又は贈与があつたものとみなして第二十八条の四、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条、第三十五条、第四十条若しくは第五十九条の規定を適用し、前項に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八条第一項の規定により同項に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなつたときは、そのなつた日において防災旧資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分につき収用等による譲渡があつたものとみなして第三十三条の規定を適用する。

第三十三条の四第一項中「及び前条第三項」を「、前条第三項」に、「場合を含む」を「場合及び同条第五項の規定により防災旧資産のうち同項の政令で定める部分につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額（とあるのは、「長期譲渡所得の金額のうち五千万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十三条の四第二項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が五千万円に満たない場合には、当該資産の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額（とする。

第三十三条の四第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額（に、「控除した金額」を「控除した金額（に改める。

第三十三条の五第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「第三十三条第二項」の下に「の規定により読み替えられた同条第一項」を加え、同条第四項中「に規定する税務署長の承認を受けた」を「の規定により読み替えられた同条第一項に規定する」に改める。

第三十三条の六第一項中「施設建築物に関する権利又は」を「施設建築物に関する権利、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十二条第二項の規定による防災施設建築物の一部若しくは同法第二百五十五条第四項若しくは第二百五十七条第三項の規定による同法第二百五十五条第二項（同法第二百五十七条第二項において準用する場合を含む。）の防災施設建築物に関する権利又は」に改め、同項第二号中「譲渡資産」を「、譲渡資産」に、「又は」を「を超える場合又は」に、「規定により代替資産の」を「規定により読み替えられた第三十三条第一項に規定するに、「につき税務署長の承認を受けた」を「を超える」に改め、「における当該承認を受けた取得価額の見積額を超える場合」を削り、同条第二項中「若しくは第四項」を「、第四項若しくは第六項」に改める。

第三十四条第一項中「又は第三十七条の九の二」を「、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額（とあるのは、「長期譲渡所得の金額から二千万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十四条第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が二千万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には二千万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。）を控除した金額（とする。

第三十四条第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額（に、「控除した金額」を「控除した金額（に改め、同条第二項第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削り、「又は都市再開発法」を「、都市再開発法」に、「として行う」を「又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業として行う」に、「第三十三条第一項第三号の三又は第三号の四」を「第三十三条第一項第三号の四又は第三号の五」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の都市計画法第五十六条第一項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該防災街区整備事業を行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百三十六条第二項の認可を受けて設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合

第三十四条第二項第三号中「及び第五十六条」を削り、同条第三項中「又は第二号」を「から第二号の二まで」に改める。

第三十四条の二第一項中「又は第三十七条の九の二」を「、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額（とあるのは、「長期譲渡所得の金額のうち千五百万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十四条の二第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が千五百万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係

る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には千五百万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。）を控除した金額（とする。

第三十四条の二第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額（に、「控除した金額」を「控除した金額（に改め、同条第二項第一号中「同じ。）」の下に「、独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加え、「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に、「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第二号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第三号中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同項第六号中「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に改め、同項第七号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第八号中「（平成九年法律第四十九号）」を削り、「都市計画法」の下に「第八条第一項第五号の二に掲げる特定防災街区整備地区又は同法」を加え、「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第九号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第十二号中「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改め、「若しくは環境事業団が行う工場又は事業場の集団化に必要な建物その他の政令で定める施設の設置に関する事業」を削り、同項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第十七号から第二十号まで又は第二十二号」を「第十七号から第十九号まで又は第二十二号」に改める。

第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の九の二」を「、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額（とあるのは、「長期譲渡所得の金額から八百万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十四条の三第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が八百万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には八百万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。）を控除した金額（とする。

第三十四条の三第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額（に、「控除した金額」を「控除した金額（に改め、同条第二項第一号及び第二号中「前条第二項第二十六号」を「前条第二項第二十五号」に改め、同項第三号中「第二十六号」を「第二十五号」に改め、同項第四号中「第五条第三項」を「（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第三項」に改め、同項第八号中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」の下に「（昭和五十四年法律第五十一号）」を加える。

第三十五条第一項中「若しくは第三十七条の九の二」を「、第三十七条の九の二若しくは第三十七条の九の三」に、「若しくは第四十一条の五」を「、第四十一条の五若しくは第四十一条の五の二」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額（とあるのは、「長期譲渡所得の金額から三千万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十五条第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が三千万円に満たない場合には当該資産の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には三千万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該資産の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。）を控除した金額（とする。

第三十五条第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額（に、「控除した金額」を「控除した金額（に改める。

第二章第四節第七款の款名中「特例等」を「特例」に改める。

第三十六条の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第一項中「、前条第一項又は第三十一条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含むものとし、第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は前条第一項の規定により適用される場合を除く。）」を「又は前条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の二第一項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「又は第三十七条の九の二」を「、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に、「又は第四十一条の五」を「、第四十一条の五又は第四十一条の五の二」に改め、同条第二項中「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を削り、「税務署長の承認を受けた取得価額」を「その取得価額」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「の規定は、同項」を「（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十三条第七項」を「第三十三条第六項」に、「第四項」を「第三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十六条の三第二項第一号中「に規定する税務署長の承認を受けた」を「の規定により読み替えられた同条第一項に規定する」に改める。

第三十六条の六第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に、「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「又は第四十一条の五」を「、第四十一条の五又は第四十一条の五の二」に改め、同条第二項の表以外の部分中「第七項」を「第六項」に改め、同表の第三十六条の二第二項の項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同表中

第三十六条の二第三項	第一項（前項において準用する場合	第三十六条の六第一項（同条第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定
第三十六条の二第四項及び第五項	第一項	第三十六条の六第一項
第三十六条の二第六項	第四項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第四項
	同条第七項	第三十三条第七項
第三十六条の二第七項	第三項から前項まで	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第三項から第六項まで
	第一項	第三十六条の六第一項

を

第三十六条の二第三項	第一項（前項において準用する場合	第三十六条の六第一項（同条第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定
	、第一項	、第三十六条の六第一項
第三十六条の二第四項	第一項	第三十六条の六第一項
第三十六条の二第五項	第三項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第三項
	同条第六項	第三十三条第六項
第三十六条の二第六項	前三項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第三項から第五項まで
	第一項	第三十六条の六第一項

に、

第三十六条の三第二項	前条第二項において準用する同条第一項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定により第三十六条の六第一項
	の同条第二項	の同条第二項において準用する第三十六条の二第二項
	前条第二項に規定する	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項に規定する

を

第三十六条の三第二項	前条第二項において準用する同条第一項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定により第三十六条の六第一項
	の同条第二項	の同条第二項において準用する第三十六条の二第二項
	前条第二項の規定	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定
	前条第二項に規定する	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項に規定する

に改め、同条第三項中「第七項」を「第六項」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「（次の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで）」を削り、「で同表」を「で次の表」に改め、同表の第一号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改め、同表の第十四号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表の第十八号を次のように改める。

十八　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区（以下この号において「防災再開発促進地区」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に耐火建築物又は準耐火建築物（それぞれ建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）で政令で定めるものを建築するために譲渡をされるもの	当該防災再開発促進地区内にある土地等、建物又は構築物で、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、当該防災街区整備事業に関する都市計画に従つて取得をされるもの（政令で定めるものを除く。）

第三十七条第三項中「（第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで）の間に同表」を「の間に第一項の表」に改め、同条第四項中「（第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで）の間に同表」を「の間に第一項の表」に改め、「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を削り、「税務署長の承認を受けた取得価額」を「取得価額」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第三十三条第七項」を「第三十三条第六項」に、「、第七項」を「、第六項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第六項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同項を同条第十項とする。

第三十七条の二第二項第一号中「に規定する税務署長の承認を受けた」を「の規定により読み替えられた同条第一項に規定する」に、「当該税務署長の承認を受けた買換資産」を「同条第四項」に改める。

第三十七条の四中「（第三十七条第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで）」を削り、「同表」を「第三十七条第一項の表」に、「、第三十七条の九及び第三十七条の九の二」を「及び第三十七条の九から第三十七条の九の三まで」に改める。

第三十七条の五第二項の表以外の部分中「第九項」を「第八項」に改め、同表の第三十七条第四項の項中「（第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで）の間に同表」を「の間に第一項の表」に改め、同表中

第三十七条第六項	第一項の規定の適用を	第三十七条の五第一項（同条第二項において準用する第三十七条第四項の規定を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を
	同項の資産	第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産
第三十七条第七項及び第八項	第一項	第三十七条の五第一項
第三十七条第九項	、第七項	、第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第七項
同条第七項		第三十三条第七項

を

第三十七条第六項	第一項の規定は、同項	第三十七条の五第一項（同条第二項において準用する第三十七条第四項の規定を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第三十七条の五第一項
第三十七条第七項	第一項	第三十七条の五第一項
第三十七条第八項	、第六項	、第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第六項
同条第六項		第三十三条第六項

に、

第三十七条の二第二項	前条第四項において準用する同条第一項	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項の規定により第三十七条の五第一項
	同条第四項	同条第二項において準用する第三十七条第四項
	前条第四項に規定する	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項に規定する
	事業の用	事業の用又は居住の用

を

第三十七条の二第二項	前条第四項において準用する同条第一項	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項の規定により第三十七条の五第一項
	に同条第四項	に同条第二項において準用する第三十七条第四項
	前条第四項の規定	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項の規定
	前条第四項に規定する	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項に規定する
	事業の用	事業の用又は居住の用

に改

」

め、同条第四項中「第九項」を「第八項」に改め、同条第五項第一号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

第三十七条の六第一項中「、第三十七条の九及び第三十七条の九の二」を「及び第三十七条の九から第三十七条の九の三まで」に改める。

第三十七条の七第三項中「第一項に」を「第一項の個人が、同項に」に改め、同条第四項中「第三十七条第六項から第八項まで」を「第三十七条第六項及び第七項」に、「第一項の規定の適用を」を「第一項の規定は、同項」に、「の規定の適用を」と、「同項の資産の譲渡」とあるのは「第三十七条の七第一項に規定する土地等（以下この条において「土地等」という。）の同項に規定する交換又は譲渡」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第三十七条の七第一項」を「の規定は、第三十七条の七第一項」に、「とあるのは「同項」を「とあるのは「同項に規定する土地等（以下この条において「土地等」という。）の同項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同条第五項中「第三十七条第七項」を「第三十七条第六項」に改める。

第三十七条の九の二第二項中「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を削り、同条第三項中「又は第二号」を「から第二号の二まで」に改め、同条第四項の表以外の部分中「第三十七条第六項から第八項まで」を「第三十七条第六項及び第七項」に、「第三十七条の九」を「前条」に改め、同表の第三十七条第六項の項を削り、同表中

第三十七条第七項	第一項	第三十七条の九の二第一項
	同項の譲渡	同項に規定する交換又は譲渡
	当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその	当該交換の日における当該交換により譲渡した所有隣接土地等及び当該交換により取得した土地建物等（同項第一号に規定する土地建物等をいう。以下同じ。）の価額（同号に規定する交換差金を取得し、又は支払つた場合には、当該所有隣接土地等及び土地建物等の価額並びに当該交換差金の額）又は同項に規定する譲渡による収入金額及び同項第二号の譲り受けた土地建物等の取得価額若しくは譲り受ける見込みである土地建物等の取得価額の
第三十七条第八項	第一項	第三十七条の九の二第一項

を

第三十七条第六項	第一項の規定は、同項	第三十七条の九の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、同条第一項
	同項の譲渡	同項に規定する所有隣接土地等（以下「所有隣接土地等」という。）の同項に規定する交換又は譲渡
	当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその	当該交換の日における当該交換により譲渡した所有隣接土地等及び当該交換により取得した土地建物等（同項第一号に規定する土地建物等をいう。以下同じ。）の価額（同号に規定する交換差金を取得し、又は支払つた場合には、当該所有隣接土地等及び土地建物等の価額並びに当該交換差金の額）又は同項に規定する譲渡による収入金額及び同項第二号の譲り受けた土地建物等の取得価額若しくは譲り受ける見込みである土地建物等の取得価額の
第三十七条第七項	第一項	第三十七条の九の二第一項

に改め、同表の第三十七条の七第六項の項中「又は第二号」を「から第二号の二まで」に改め、同表の第三十七条の九第一項の項中「第三十七条の九第一項」を「前条第一項」に改め、同表の第三十七条の九第二項の項中「第三十七条の九第二項」を「前条第二項」に改める。

第二章第四節第八款中第三十七条の九の二の次に次の一条を加える。

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七条の九の三　個人の有する土地等につき独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」

という。）に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該個人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をしたとき（交換差金を取得し、又は支払った場合を含む。）は、当該土地等（当該用地とともに交換差金を取得した場合には、当該土地等のうち当該交換差金に相当するものとして政令で定める部分を除く。）の交換がなかったものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

2　前項の規定は、同項の個人が、同項に規定する交換をした日の属する年の一月一日前において、当該交換に係る同項の業務の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第三十四条第一項（同条第二項第一号に係る部分に限る。）又は第三十四条の二第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換については、適用しない。

3　第三十七条第六項及び第七項、第三十七条の七第五項及び第六項並びに第三十七条の九の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条第六項	第一項	第三十七条の九の三第一項
	同項の譲渡	同項に規定する土地等（以下「土地等」という。）の同項に規定する交換
	当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額	当該交換の日における当該交換により譲渡した土地等及び当該交換により取得した同項に規定する用地（以下「用地」という。）の価額（同項に規定する交換差金を取得し、又は支払った場合には、当該土地等及び用地の価額並びに当該交換差金の額）
第三十七条第七項	第一項	第三十七条の九の三第一項
第三十七条の七第五項	前項	第三十七条の九の三第三項
	第一項	第三十七条の九の三第一項
	取得し、又は譲り受けた宅地	取得した用地

第三十七条の七第六項	第一項の規定の	第三十七条の九の三第一項の規定の
	交換又は譲渡をした日	交換をした日
	交換又は譲渡に	交換に
	一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために当該造成を行う個人又は法人（当該交換又は譲渡をした土地等につき造成を行う個人又は法人に限る。）	認可計画に係る同項の業務の用に供するために独立行政法人都市再生機構
	第三十四条の二第一項	第三十四条第一項（同条第二項第一号に係る部分に限る。）又は第三十四条の二第一項
第三十七条の九第一項	第三十七条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	第三十七条の九の三第一項
	受けた者（前条第一項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第二項の規定による更正を受けたため、第三十七条の七第一項の規定による特例を認められないこととなった者を除く。）	受けた者

宅地（以下この条において「交換取得宅地」という。）又は譲り受けた宅地（以下この条において「譲受け宅地」という。）	用地（以下「交換取得用地」という。）
交換取得宅地又は譲受け宅地	交換取得用地
交換又は譲渡に要した費用	交換に要した費用
第三十七条の七第一項に	第三十七条の九の三第一項に
交換取得宅地とともに交換差金を取得した場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額を超える場合	交換取得用地とともに交換差金を取得した場合
土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等のうち当該交換差金又はその超える額	土地等の取得価額のうち当該交換差金
交換取得宅地の価額に等しい場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に等しい場合	交換取得用地の価額に等しい場合

土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に相当する金額	土地等の取得価額に相当する金額
交換取得宅地を取得した場合（交換差金を支払つた場合に限る。）又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に満たない場合	交換取得用地を取得した場合（交換差金を支払つた場合に限る。）
土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に当該交換差金の額又はその満たない額	土地等の取得価額に当該交換差金の額
交換取得宅地又は譲受け宅地	交換取得用地
第三十七条の九第二項	

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十第一項中「平成元年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同条第二項中「投資口」の下に「（次条第一項において「投資口」という。）」を加え、「（昭和四十六年法律第五号）」を削り、「第三十七条の十一の四」を「第三十七条の十一の三」に改める。

第三十七条の十一第一項中「以後」を「から平成十九年十二月三十一日までの間」に、「政令で定めるものに限る」を「政令で定めるもの並びに同条第五項に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものの受益証券及び特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口に係る証券取引法第二条第三項に規定する

有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。）の投資口に限る。」に、「から第三項まで」を「及び次項」に、「百分の十五」を「百分の七」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者に対する上場株式等の譲渡で政令で定めるもの

第三十七条の十一第二項を削り、同条第三項中「規定により適用される第一項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「第一項又は前項の規定の適用を受けるため、証券業者」を「前二項の規定の適用を受けるため、証券業者、銀行、協同組織金融機関（証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）又は登録金融機関（同法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、銀行及び協同組織金融機関を除く。）（以下この条及び次条において「証券業者等」という。）に、「当該証券業者」を「当該証券業者等」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第四項から第八項までの規定中「証券業者」を「証券業者等」に改め、同条第十項中「第四十一条の十二第二十三項」を「第四十一条の十二第二十五項」に改める。

第三十七条の十一の四第一項、第三項、第四項及び第八項中「証券業者」を「証券業者等」に改める。

第三十七条の十二第一項中「平成元年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改める。

第三十七条の十二の二第四項中「第五項」を「第四項」に改める。

第三十七条の十三第一項中「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する」を「次の各号に掲げる」に、「設立の際に発行された株式又はその設立の日後に発行された当該特定中小会社の」を「区分に応じ当該各号に定める」に、「これらの株式」を「当該株式」に改め、同項に次の各号を加える。

一　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する株式会社　当該株式会社により発行される株式

二　内国法人のうち、その設立の日以後十年を経過していない中小企業者に該当するものとして財務省令で定める株式会社　当該株式会社により発行される株式で中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合（財務省令で定めるものに限る。）に係る同法第三条第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約に従つて取得をされるもの

三　内国法人のうち、証券業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式を発行する株式会社であつて、その設立の日以後十年を経過していない中小企業者に該当するものとして財務省令で定めるもの　当該株式会社により発行される株式で当該規則において当該株式を取り扱うことができることとされている第三十七条の十第二項に規定する証券業者を通じて取得をされるもの

第三十七条の十三の三第一項中「当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（以下この項において「上場等の日」という。）以後に」を削り、「（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又はその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超える場合に限る。）に、「同条第一項」を「第三十七条の十第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。以下この項において同じ。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（次号において「上場等の日」という。）前に譲渡する場合　当該特定中小会社以外の者に対する譲渡で財務省令で定めるもの

二　当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合　その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するもの

第四十条の二第二項第二号中「「金額とし、」とあるのは、「金額の二分の一に相当する金額とし、」を「「金額とする。」とあるのは、「金額とする。）の二分の一に相当する金額（」に改める。

第四十条の四第二項及び第三項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める。

第四十一条第一項中「第八項」を「第七項」に、「この項及び第三項」を「この項及び次条」に、「平成十六年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、「第三項及び第五項」を「第四項及び次条」に、「次項及び第三項」を「次項及び次条」に、「から第三項まで」を「、次項及び次

条」に、「若しくは平成十五年」を「から平成二十年までの各年」に改め、「（次条において「合計所得金額」という。）」を削り、同項第二号及び第三号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第二項第三号中「又は平成十五年」を「、平成十五年又は平成十六年」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　居住年が平成十七年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　適用年が居住年又は居住年の翌年以後七年以内の各年である場合　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円）の一パーセントに相当する金額

ロ　適用年が居住年から七年目に該当する年以後の各年である場合　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円）の〇・五パーセントに相当する金額

六　居住年が平成十九年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円）の一パーセントに相当する金額

ロ　適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円）の〇・五パーセントに相当する金額

七　居住年が平成二十年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二千万円を超える場合には、二千万円）の一パーセントに相当する金額

ロ　適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二千万円を超える場合には、二千万円）の〇・五パーセントに相当する金額

第四十一条第二項に次の三号を加える。

五　居住年が平成十八年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　適用年が居住年又は居住年の翌年以後六年以内の各年である場合　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円）の一パーセントに相当する金額

ロ　適用年が居住年から八年目又は九年目に該当する年である場合　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円）の〇・五パーセントに相当する金額

第四十一条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「次条第五項」を「第四十一条の二の二第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十五項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第四十一条の二第一項中「前条第一項」を「第四十一条第一項」に、「若しくは平成十五年」を「から平成二十年までの各年」に、「（合計所得金額」を「（同法第二条第一項第三十号の合計所得金額（次項において「合計所得金額」という。）」に改め、同条第四項中「第四十一条の二第一項」を「第四十一条の二の二第一項」に改め、同条第五項中「若しくは平成十五年」を「から平成二十年までの各年」に、「前条第十一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条を第四十一条の二の二とする。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二　居住者が、その適用年において、二以上の居住年（居住年が平成十三年である場合には、平成十三年前期と平成十三年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該適用年における前条第二項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項の規定にかかわらず、当該適用年の十二月三十一日における住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

2　前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる適用年の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　平成十六年　五十万円

二　平成十七年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年、平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（ロに掲げる場合を除く。）　四十万円

ロ　平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円

三　平成十八年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成十八年十二月三十一日における住

宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　五十万円

ロ　平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年又は平成十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　三十七万五千円

四　平成十九年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　五十万円

ロ　平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　三十七万五千円

ニ　平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

五　平成二十年又は平成二十一年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　五十万円

ロ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　三十七万五千円

ニ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

ホ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）　二十五万円

六　平成二十二年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　五十万円

ロ　平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十万円

ニ　平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年又は平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）　二十五万円

七　平成二十三年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　五十万円

ロ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十万円

ニ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年又は平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）　二十五万円

ホ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年又は平成二十年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十七万五千円

ヘ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

八　平成二十四年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十五年、平成十六年又は平成十七年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　五十万円

ロ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年又は平成二十年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　三十七万五千円

ニ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

ホ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）　二十五万円

ヘ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）　二十万円

九　平成二十五年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十六年、平成十七年又は平成十八年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　五十万円

ロ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十年又は平成二十一年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　三十七万五千円

ニ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

ホ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）　二十五万円

ヘ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）　二十万円

ト　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからヘまでに掲げる場合を除く。）　十五万円

十　平成二十六年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年、平成十八年又は平成十九年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　五十万円

ロ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　三十七万五千円

ニ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

ホ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）　二十五万円

ヘ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）　二十万円

ト　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからヘまでに掲げる場合を除く。）　十五万円

チ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからトまでに掲げる場合を除く。）　十万円

十一　平成二十七年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年、平成十九年又は平成二十年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　五十万円

ロ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十二年又は平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　三十七万五千円

ニ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

ホ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年又は平成二十四年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）　二十五万円

ヘ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）　二十万円

ト　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからヘまでに掲げる場合を除く。）　十五万円

チ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからトまでに掲げる場合を除く。）　十万円

十二　平成二十八年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年、平成二十年又は平成二十一年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　五十万円

ロ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年又は平成二十四年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　三十七万五千円

ニ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

ホ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）　二十五万円

ヘ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）　二十万円

ト　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからヘまでに掲げる場合を除く。）　十五万円

チ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからトまでに掲げる場合を除く。）　十万円

リ　平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからチまでに掲げる場合を除く。）　五万円

が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年である住宅の取得等（その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　三十七万五千円

ニ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　三十万円

ホ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）　二十五万円

八　平成二十四年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　五十万円

ロ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　四十万円

ハ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　三十万円

ニ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年、平成十三年又は平成十九年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　二十五万円

九　平成二十五年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　五十万円

ロ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　二十五万円

ハ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年又は平成二十年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　二十万円

ニ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　十五万円

十　平成二十六年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　二十五万円

ロ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　二十万円

ハ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　十五万円

ニ　平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　十二万五千円

十一　平成二十七年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年である住宅の取得等（その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合　二十五万円

ロ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　十五万円

ハ　平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　十二万五千円

十二　平成二十八年　十二万五千円

第四十一条の三第一項中「第四十一条第七項」を「第四十一条第六項」に、「前条第四項第二号」を「同条第四項第二号」に改める。

第四十一条の五の見出しを「（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控

除）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

個人の平成十六年分以後の各年分の譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、第三十一条第一項後段及び第三項第二号の規定にかかわらず、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、所得税法第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。ただし、当該個人がその年の前年以前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、居住用財産の譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第四十一条の五第九項中「第七項の」を「第十三項又は第十四項の」に、「で第七項」を「で第十三項又は第十四項」に、「第四十一条の五第七項」を「第四十一条の五第十三項又は第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「前項」を「前二項」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「第一項」を「第四項」に改め、「当該適用に係る」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第一項の規定の適用がある場合には」を「第四項の規定の適用がある場合には」に改め、同項第一号中「（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）」を「（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）」に改め、同項第二号中「第四十一条の五第一項（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）」を「第四十一条の五第四項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）」に改め、同項第三号中「第四十一条の五第一項（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）」を「第四十一条の五第四項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）」に、「第四十一条の五第一項」を「第四十一条の五第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　第一項の規定の適用を受けた者は、特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産の取得をしない場合、買換資産の取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日から四月を経過する日までに同項の規定の適用を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

第四十一条の五第五項中「及び前項」を「、第四項及び前三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「同法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額（以下この項において「純損失の金額」という。）のうちに居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額（指定期間内に譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）があつた譲渡資産に係る当該譲渡」を「純損失の金額のうちに特定純損失の金額（適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡」に改め、「金額をいう」の下に「。次項及び第十項において同じ」を加え、「同法第七十条第一項」を「同条第一項」に、「第四十一条の五第四項（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）に規定する居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額」を「第四十一条の五第八項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9　確定申告書を提出する個人のその年において生じた純損失の金額のうちに特定純損失の金額がある場合における所得税法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項中「生じた純損失の金額」とあるのは、「生じた純損失の金額（租税特別措置法第四十一条の五第九項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額を除く。）」とする。

10　当該個人につき所得税法第百四十条第五項に規定する事実が生じた場合又は当該個人が死亡した場合において、当該事実が生じた日又は死亡した日の属する年の前年において生じた純損失の金額のうちに特定純損失の金額があるときにおける同項又は同法第百四十一条第四項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第百四十条第五項中「及び第百四十二条第二項」とあるのは「、第百四十二条第二項」と、「となつたもの」とあるのは「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五第十項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額」とする。

第四十一条の五第三項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に、「指定期間」を「適用期間」に、「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「この号及び」を「この項及び」に改め、「（次項において「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。）」を削り、「この号において」を「この号、次項及び第十三項において」に改め、「当該個人が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、」を削り、「又は前々年」を「若

しくは前々年」に、「又は第三十六条の六の規定の適用を受けている場合」を「若しくは第三十六条の六の規定の適用を受けている場合又は当該個人がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき次条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合」に、「（第七項」を「（第十三項及び第十四項」に、「及び第七項において同じ。）をし」を「、第十三項及び第十四項において同じ。）をして当該取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し」に改め、「その年において生じた所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額（同法第七十条第一項又は第二項（同法第百六十五条において適用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの及び同法第百四十二条第二項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）のうち、」を削り、「に係るもの（当該譲渡資産のうちに土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれている場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額」を「のうち、当該特定譲渡をした日の属する年分の第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同号の次に次の二号を加え、同項を同条第七項とする。

二　純損失の金額　所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。

三　通算後譲渡損失の金額　当該個人のその年において生じた純損失の金額のうち、居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（当該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれている場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第四十一条の五第二項の次に次の四項を加える。

3　税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　確定申告書を提出する個人が、その年の前年以前三年内の年において生じた通算後譲渡損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前の年において控除されたものを除く。）を有する場合において、当該個人がその年十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡した日）において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産（第七項第一号に規定する買換資産をいう。）に係る住宅借入金等の金額を有するときは、第三十一条第一項後段の規定にかかわらず、当該通算後譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する長期譲渡所得の金額、第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該個人のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える年については、この限りでない。

5　前項の規定は、当該個人が居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき第二項の確定申告書をその提出期限までに提出した場合であつて、その後において連続して確定申告書を提出しており、かつ、前項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6　第三項の規定は、第四項の規定を適用する場合における前項の提出期限までに確定申告書の提出がなかつたとき又は同項の書類の添付がない確定申告書の提出があつたときについて準用する。

第四十一条の五の次に次の一条を加える。

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第四十一条の五の二　個人の平成十六年分以後の各年分の譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、第三十一条第一項後段及び第三項第二号の規定にかかわらず、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、所得税法第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。ただし、当該個人がその年の前年以前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　確定申告書を提出する個人が、その年の前年以前三年内の年において生じた通算後譲渡損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前の年において控除されたものを除く。）を有する場合において、当該個人がその年十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡した日）において当該通算後譲渡損失の金

額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する長期譲渡所得の金額、第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該個人のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える年については、この限りでない。

5　前項の規定は、当該個人が特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき第二項の確定申告書をその提出期限までに提出した場合であつて、その後において連続して確定申告書を提出しており、かつ、前項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6　第三項の規定は、第四項の規定を適用する場合における前項の提出期限までに確定申告書の提出がなかつたとき又は同項の書類の添付がない確定申告書の提出があつたときについて準用する。

7　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定居住用財産の譲渡損失の金額　当該個人が、平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの期間（次項において「適用期間」という。）内に、その有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるもののうち次に掲げるもの（以下この号及び次項において「譲渡資産」という。）の譲渡（第三十三条第三項第一号に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするものその他政令で定めるものを除く。以下この号及び次項において「特定譲渡」という。）をした場合（当該個人が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該個人がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十六条の六の規定の適用を受けている場合又は当該個人がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき前条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。）において、当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該個人が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年分の第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。）をいう。

イ　当該個人がその居住の用に供している家屋で政令で定めるもののうち国内にあるもの

ロ　イに掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの（当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。）

ハ　イ又はロに掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利

ニ　当該個人のイに掲げる家屋が災害により滅失した場合において、当該個人が当該家屋を引き続き所有していたとしたならば、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超える当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利（当該災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。）

二　純損失の金額　所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。

三　通算後譲渡損失の金額　当該個人のその年において生じた純損失の金額のうち、特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

四　住宅借入金等　住宅の用に供する家屋の新築若しくは取得又は当該家屋の敷地の用に供される土地若しくは当該土地の上に存する権利の取得（以下この号において「住宅の取得等」という。）に要する資金に充てるために第八条第一項に規定する金融機関又は住宅金融公庫から借り入れた借入金で契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもののその他の住宅の取得等に係る借入金又は債務（利息に対応するものを除く。）で政令で定めるものをいう。

8　確定申告書を提出する個人の所得税法第七十条第一項に規定する各年において生じた純損失の金額のうちに特定純損失の金額（適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。次項及び第十項において同じ。）がある場合における同条第一項（同法第百六十五条において適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「及び第百四十二条第二項」とあるのは「、第百四十二条第二項」と、「となつたもの」とあるのは「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五の二第八項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額」とする。

9　確定申告書を提出する個人のその年において生じた純損失の金額のうちに特定純損失の金額がある場合における所得税法第百四十条

第一項又は第百四十一条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項中「生じた純損失の金額」とあるのは、「生じた純損失の金額（租税特別措置法第四十一条の五の二第九項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額を除く。）」とする。

10　当該個人につき所得税法第百四十条第五項に規定する事実が生じた場合又は当該個人が死亡した場合において、当該事実が生じた日又は死亡した日の属する年の前年において生じた純損失の金額のうちに特定純損失の金額があるときにおける同項又は同法第百四十一条第四項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第百四十条第五項中「及び第百四十二条第二項」とあるのは「、第百四十二条第二項」と、「となつたもの」とあるのは「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五の二第十項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額」とする。

11　第一項、第四項及び前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12　第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の五の二（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除）の規定」とする。

二　所得税法第二十二条の規定の適用については、同条第二項中「又は第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）」とあるのは「、第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除）」と、同条第三項中「の規定の」とあるのは「又は租税特別措置法第四十一条の五の二の規定の」とする。

三　所得税法第百二十三条の規定の適用については、同条第一項中「の規定の」とあるのは「若しくは租税特別措置法第四十一条の五の二第四項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除）の規定の」と、「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項」と、同条第二項第五号中「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項」とする。

四　国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号八(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

五　前各号に定めるもののほか、第四項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の九第四項中「とする」を「と、同法第百四十四条中「所得税法の」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法の」と、「（同法」とあるのは「（所得税法」と、同法第百四十五条の六第一項中「国内源泉所得で同法」とあるのは「国内源泉所得又は租税特別措置法第四十一条の九第二項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等で所得税法又は租税特別措置法」とする」に改める。

第四十一条の十二第四項中「とする」を「と、同法第百四十四条中「所得税法の」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法の」と、「（同法」とあるのは「（所得税法」と、同法第百四十五条の六第一項中「国内源泉所得で同法」とあるのは「国内源泉所得又は租税特別措置法第四十一条の十二第二項（償還差益に対する分離課税等）に規定する償還差益で所得税法又は租税特別措置法」とする」に改め、同条第九項第九号中「短期社債」の下に「又は同法附則第三十六条第一項に規定する振替外債のうち財務省令で定める要件を満たすもの」を加え、同条第十二項中「第九項第一号から第八号までに掲げる国債で特定短期公社債に該当するもの」を「特定短期公社債」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第二十五項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十七項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十九項及び第二十項」を「第二十一項及び第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十一項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける」を「当該特定振替国債等に係る当該外国仲介業者の前項に規定する」に、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「支払をする法人」を「支払をする次の各号に掲げる者（当該各号に掲げる者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける。以下この項において「支払者」という。）」に、「第二十一項から第二十三項まで」を「第二十三項から第二十五項まで」に、「確定した日の属する年」を「確定した日（その支払者が当該特定振替国債等に係る当該外国仲介業者の当該特定振替機関等である場合には、当該特定振替機関等が当該外国仲介業者から第十六項の規定による通知を受けた日。以下この項において同じ。）の属する年」に、「支払をする者」を「支払者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その特定振替国債等の譲渡を受けた法人（次号に掲げる者を通じてその譲渡を受けたものを除く。）

二　その特定振替国債等の譲渡について売委託を受けた特定振替機関等又は外国仲介業者

第四十一条の十二第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十六項前段」を「第十八項前段」に、「第十六項後段」を「第十八項後段」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15　外国仲介業者は、第十二項に規定する振替記載等を受ける者が当該外国仲介業者から振替記載等を受けた特定振替国債等につき帳簿を備え、当該振替記載等を受ける者の各人別に、政令で定めるところにより、当該特定振替国債等につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

16　外国仲介業者は、前項に規定する振替記載等を受ける者の各人別に、政令で定めるところにより、当該振替記載等を受けた特定振替国債等につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を当該外国仲介業者が当該特定振替国債等の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替国債等の振替記載等を受けた特定振替機関等）に対し書面による方法その他政令で定める方法により通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、当該特定振替国債等につき帳簿を備え、当該各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

第四十一条の十三中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十五の次に次の一条を加える。

（公的年金等控除の最低控除額等の特例）

第四十一条の十五の二　年齢が六十五歳以上である個人が、平成十七年以後の各年において、その年中の所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この項及び次項において「公的年金等」という。）の収入金額がある場合における当該公的年金等に係る同条第四項（同法第百六十五条において適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「七十万円」とあるのは、「百二十万円」とする。

2　前項の規定の適用を受ける公的年金等に係る所得税法第四編第三章の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　年齢が六十五歳以上である居住者が提出した所得税法第二百三条の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書にその居住者の年齢が六十五歳以上である旨の記載がある場合における同法第二百三条の三の規定の適用については、同条第一号イ中「九万円」とあるのは、「十三万五千円」とする。

二　前号に定めるもののほか、前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　年齢が六十五歳以上である非居住者が平成十七年一月一日以後に所得税法第百六十一条第八号ロに掲げる年金の支払を受ける場合における同法第三編第二章第三節及び第四編第五章の規定の適用については、同法第百六十九条第三号又は第二百十三条第一項第一号イ中「六万円」とあるのは、「十万円」とする。

4　第一項の個人の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定はその年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡し、又は所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をする場合には、その死亡又は出国の時）の年齢によるものとし、第二項の居住者又は前項の非居住者の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定はその年十二月三十一日の年齢によるものとする。

第四十一条の十七第一項中「第二条第一項第三十一号イ」を「第二条第一項第三十号イ」に、「であつて、同号に規定する老年者に該当しない」を「である」に改める。

第四十二条の二第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「利子（」の下に「政令で定めるものを除く。」を加える。

第四十二条の二の二を削る。

第四十二条の三第一項第一号中「同条第十六項」を「同条第十八項」に改め、同項第二号中「第四十一条の十二第十九項」を「第四十一条の十二第二十項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改め、同項第四号及び第五号中「第四十一条の十二第二十三項」を「第四十一条の十二第二十五項」に改め、同条第三項中「第四十一条の十二第十九項」を「第四十一条の十二第二十一項」に、「同条第二十項」を「同条第二十二項」に改める。

第四十二条の三の二第二項中「第四十一条の二」を「第四十一条の二の二」に改める。

第四十二条の五第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「ものとし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る」を削り、同項第四号を削る。

第四十二条の六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第四十二条の七第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「、小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）」を「又は小売業」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人　器具及び備品（当該事業の基盤の強化に寄与するものとして財務省令で定めるものに限る。）

第四十二条の七第二項中「第四号又は第五号」を「第五号又は第六号」に改め、同条第三項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。

第四十三条第一項の表の第一号中「法人」の下

に「（畜産業を営む法人については、政令で定める法人に限る。）」を加え、同表の第四号中「（当該航空機のうち経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の八）」を削る。

第四十三条の三第二項の表の第二号中「百分の八」を「百分の七」に改める。

第四十四条の五を次のように改める。

第四十四条の五　削除

第四十四条の七第一項中「同表の第五号から第八号まで」を「同表の第五号」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項の表の第五号中「第九号までに」を「ロに」に改め、同表の第六号から第九号までを削る。

第四十四条の九第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「第一号及び」を削り、同項第一号中「若しくは特定家庭用機器再商品化法第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物」を削る。

第四十四条の十を削る。

第四十五条第一項の表の第一号を削り、同表の第二号を同表の第一号とし、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号中「地区」の下に「及びこれに類する地区として政令で定める地区」を加え、同号を同表の第三号とし、同表の第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十六条の二第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第四十六条の三第一項中「又は第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「（前号に掲げる場合に該当する法人を除く。）」を削り、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項第二号中「及び第三号」を削り、「同項第二号又は第三号」を「同号」に改める。

第四十六条の四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第四十七条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「次に掲げるもの（を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの（に、「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に、「又は優良賃貸住宅」を「又は特定優良賃貸住宅」に、「の当該優良賃貸住宅」を「の当該特定優良賃貸住宅」に、「当該優良賃貸住宅」を「当該特定優良賃貸住宅」に、「百分の三十（当該優良賃貸住宅」を「百分の二十一（当該特定優良賃貸住宅」に、「百分の四十」を「百分の二十八」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に改める。

第四十七条の二第三項第五号中「（政令で定める規模のものに限る。）」を「で政令で定めるもの」に改める。

第四十八条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区又は」及び「当該地区又は区域の区分に応じて」を削り、「百分の十二」を「百分の十」に改める。

第五十二条第一項第二号を次のように改める。

二　沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法（以下この号において「読替え後の中小企業経営革新支援法」という。）第四条第一項に規定する経営革新計画（中小企業経営革新支援法第二条第三項に規定する新商品の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る読替え後の中小企業経営革新支援法第四条第三項の承認を受けた沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等　読替え後の中小企業経営革新支援法第四条第二項第五号に規定する負担金

第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の四から第四十八条までの規定」を「、第四十四条の四若しくは第四十四条の六から第四十八条までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改める。

第五十三条第一項第二号中「又は第四十二条の十から第四十八条まで」を「、第四十二条の十から第四十四条の四まで又は第四十四条の六から第四十八条まで」に改める。

第五十五条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「、飼料用穀物」及び「（栽培その他これに類する行為を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同項第三号中「、育苗」を削る。

第五十五条の五第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第五十五条の七第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構」に改め、同条第七項中「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構」に改める。

第五十六条第一項中「昭和六十一年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業（以下この条において「鉄道事業」という。）の全部を移転する場合の当該合併又は当該分割型分割の日の前日を含む事業年度を除く。）」を「適用事業年度」に、「特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項の認定」を「同法第三条第一項の認定（平成十七年九月三十日までに受けたものに限る。）」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項第一号中「鉄道事業」を「鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業（以下この条において「鉄道事業」という。）」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項第二号中「二分の一」を「十分の四」に、「（次項」を「（第三項」に、「第三項」を「第四項」に、「に第五項」を「に第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「次項から第四項まで」を「第三項から第五項まで」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第三項から第五項まで」に改め、同条第十九項中「第八項及び第九項」を「第九項及び第

十項」に、「第一項から第七項まで及び第十項」を「第一項から第八項まで及び第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第五十六条第一項から第三項まで」を「第五十六条第一項、第三項及び第四項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第十六項前段」を「同条第十七項前段」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第五十六条第一項から第三項まで」を「第五十六条第一項、第三項及び第四項」に、「第六十八条の四十七第十四項」を「第六十八条の四十七第十五項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第十四項前段」を「同条第十五項前段」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第五十六条第一項から第三項まで」を「第五十六条第一項、第三項及び第四項」に、「第六十八条の四十七第十三項」を「第六十八条の四十七第十四項」に、「及び第四項」に、「第五十六条第三項」を「及び第四項」に、「第五十六条第四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第十二項前段」を「同条第十四項前段」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第六十八条の四十七第十一項前段」を「第六十八条の四十七第十一項に」を「第六十八条の四十七第十二項に」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「第六十八条の四十七第十三項」を「第六十八条の四十七第十四項」に、「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十項」を「第十一項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項から前項まで」を「第十二項、第十三項、第十五項及び第十七項」を「第三項から前項まで」に、「第十三項、第十四項、第十六項及び第十八項」を「第十四項、第十五項及び第十七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項から前項まで」を「第十二項、第十三項、第十五項及び第十七項」を「第三項から前項まで」に、「第十三項、第十四項、第十六項及び第十八項」を「第十四項、第十五項及び第十七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第四号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する適用事業年度とは、整備事業計画に記載された特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項第二号に規定する期間（第四項第一号において「整備事業計画の期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により鉄道事業の全部を移転する場合の当該合併又は当該分割型分割の日の前日を含む事業年度を除く。）をいう。

第五十六条の三第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第五十八条第一項及び第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十一条第一項中「並びに生活衛生同業組合連合会並びに」を「、生活衛生同業組合連合会」に、「で政令で定めるもの」を「のうち、その事業年度終了の日における出資総額が政令で定める金額以下のもの」に改め、「（当該法人の設立の日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）以後五年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度については、当該各事業年度終了の日における出資総額が一億円以下である場合における当該各事業年度に限る。）」、「以下この項において同じ。」、「以下この項において「控除対象留保金額」という。」及び「（当該事業年度終了の日における出資総額が一億円を超える法人の同日における利益積立金額が二千五百万円を超える事業年度については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額）」を削り、同項各号を削る。

第六十二条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十二条の三第四項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同項第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「第五号」を「第六号」に改め、同項第十四号中「第五号、第六号、第九号」を「第六号、第七号、第十号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第五号、第六号、第九号」を「第六号、第七号、第十号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第五号又は第九号」を「第六号又は第十号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第五号又は第九号」を「第六号又は第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第十一号から第十四号まで」を「第十二号から第十五号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第九号又は第十二号から第十五号まで」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第一号から第三号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

第六十二条の三第五項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、

「前項第九号から第十四号まで」を「前項第十号から第十五号まで」に改め、同条第七項中「第四項第九号から第十二号までの造成又は同項第十三号若しくは第十四号」を「第四項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」に、「同項第九号から第十四号まで」を「同項第十号から第十五号まで」に改め、同条第八項中「第四項第九号から第十四号まで」を「第四項第十号から第十五号まで」に改め、同条第九項中「第六十五条の七から第六十五条の十四まで」を「第六十五条の七から第六十五条の十五まで」に改め、同条第十三項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第六十三条第三項第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第七項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第六十四条第一項中「、買入れ」を削り、同項第三号の五中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号を同項第三号の六とし、同項第三号の四を同項第三号の五とし、同項第三号の三中「第五十七条の五」の下に「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十五条」を、「又は」の下に「都市計画法」を、「第六十五条の三第一項第二号」の下に「及び第二号の二」を加え、同号を同項第三号の四とし、同項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　資産につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により同法第二百二十六条の規定による補償金（同法第二百十二条第三項の規定により防災施設建築物の一部等が与えられないように定められたこと又は政令で定める規定により防災建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるもの及びやむを得ない事情により同法第二百三条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。）を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

第六十四条第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第六号の二中「交換」を「変換」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

六の二　資産に関して有する権利で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する権利変換により新たな権利に変換をすることのないものが、同法第二百二十一条の規定により消滅し、同法第二百二十六条の規定による補償金を取得する場合（政令で定める場合に該当する場合を除く。）

第六十四条第二項中「、第一項」を「、同項」に改め、同項第二号中「第三号の二」を「第三号の三」に、「第四号」を「第三号」に改め、同条第三項中「、第六号」を削る。

第六十五条第一項第一号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　資産につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権（当該資産に係る権利変換が同法第二百五十五条から第二百五十七条までの規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は個別利用区内の宅地に関する権利）を取得するとき。

第六十五条第七項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改め、同条第十一項中「、第七項又は第八項」を「又は第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項第五号の規定の適用を受けた場合（連結事業年度において第六十八条の七十二第一項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同号に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八条第一項の規定により同項に規定する差額に相当する金額（次条第一項において「防災変換清算金」という。）の交付を受けることとなつたとき又は当該権利に基づき同号の防災施設建築物の一部（同号の防災施設建築物に関する権利を含む。）を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、同号の資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分又は同号に規定する権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は第一項から第六項までの規定を適用する。

第六十五条の二第一項中「前条第一項第一号から第三号まで」を「前条第一項第一号若しくは第二号」に、「同条第一項第五号」を「同条第一項第四号」に改め、「変換清算金」の下に「及び防災変換清算金」を加え、「前条第一項第四号又は第五号」を「前条第一項第三号から第六号まで」に改め、同条第二項中「前条第一項第四号又は第五号」を「前条第一項第三号から第五号まで」に、「同条第一項第五号」を「同条第一項第四号」に改め、「みなされる場合」の下に「及び同条第八項の規定により同条第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合」を加え、「同項第四号又は第五号」を「同項第三号から第五号まで」に改める。

第六十五条の三第一項中「第六十五条の十四」を「第六十五条の十五」に改め、同項第一号中「都市基盤整備公団、」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を

削り、「又は都市再開発法による第一種市街地再開発事業」を「、都市再開発法による第一種市街地再開発事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業」に、「第六十四条第一項第三号の三又は第三号の四」を「第六十四条第一項第三号の四又は第三号の五」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の都市計画法第五十六条第一項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該防災街区整備事業を行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百三十六条第二項の認可を受けて設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合

第六十五条の三第一項第三号中「及び第五十六条」を削り、同条第二項中「前項第一号又は第二号」を「前項第一号から第二号の二まで」に改め、同条第三項中「第一項第一号又は第二号」を「第一項第一号から第二号の二まで」に改める。

第六十五条の四第一項中「第六十五条の十四」を「第六十五条の十五」に改め、同項第一号中「同じ。」の下に「、独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加え、「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に、「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第二号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第三号中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同項第六号中「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に改め、同項第七号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第八号中「都市計画法」の下に「第八条第一項第五号の二に掲げる特定防災街区整備地区又は同法」を加え、「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第九号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第十二号中「中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改め、「若しくは環境事業団が行う工場又は事業場の集団化に必要な建物その他の政令で定める施設の設置に関する事業」を削り、同項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項及び第三項中「第十七号から第二十号まで又は第二十三号」を「第十七号から第十九号まで又は第二十二号」に改める。

第六十五条の五第一項中「第六十五条の十四」を「第六十五条の十五」に改め、同項第一号及び第二号中「前条第一項第二十六号」を「前条第一項第二十五号」に改め、同項第三号中「第二十六号」を「第二十五号」に改める。

第六十五条の七第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同項の表の第十五号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表の第十九号を次のように改める。

十九　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区（以下この号において「防災再開発促進地区」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、当該防災街区整備事業に関する都市計画に従つて取得をされるもの（政令で定めるものを除く。）

第六十五条の七第十五項第一号イ中「第五号」を「第四号」に、「第四号」を「第三号」に、「、買収又は買入れ」を「又は買収」に、「第六十五条第七項若しくは第八項」を「第六十五条第七項から第九項まで」に改める。

第六十五条の八第一項及び第六十五条の九中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の十一第一項中「第六十五条の九第一項」を「第六十五条の九」に改める。

第六十五条の十三第八項中「同項第一号又は第二号」を「第一号から第二号の二まで」に、「第六十五条の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五条の三第一項第一号から第二号の二まで」に改め、同条第九項中「同項第一号又は第二号」を「第一号から第二号の二まで」に改める。

第三章第六節第四款中第六十五条の十四の次に次の一条を加える。

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）

第六十五条の十五　法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）につき独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。）に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該法人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換（政

令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十五条の九に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該交換により取得した用地（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該事業年度終了の時において、当該交換取得資産の取得価額から独立行政法人都市再生機構に当該交換により譲渡をした土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一　交換取得資産とともに交換差金を取得した場合　帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二　当該交換とともに交換差金を支出した場合　帳簿価額に当該交換差金の額を加算した金額

三　交換譲渡資産の交換に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合　帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3　第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

4　法人が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換に係る交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　第六十五条の七第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6　第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産（連結事業年度において第六十八条の八十五の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。）について準用する。

8　第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする法人が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度前の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「交換前連結事業年度」という。）とする。）において、当該交換に係る第一項の業務の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第六十五条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第六十五条の四第一項の規定（交換前連結事業年度にあつては、第六十八条の七十四第一項（同号に係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五第一項の規定）の適用を受けている場合には、当該交換については、適用しない。

9　第一項又は第四項の規定の適用を受けた法人（連結事業年度において第六十八条の八十五の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度以後の各事業年度（当該交換をした日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において同項の認可計画（当該交換に係るものに限る。）に係る同項の業務の用に供するために独立行政法人都市再生機構に対して土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡については、第六十五条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第六十五条の四第一項の規定は、適用しない。

10　第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の四第六項中「及び当該国外関連者」を「並びに当該国外関連者」に改め、「受託者である内国法人」の下に「及び外国法人」を加え、同条第十六項中「第四項まで」の下に「（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）」を加える。

第六十六条の六第二項及び第三項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める。

第六十六条の十第一項第二号を次のように改める。

二　沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等　同条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法第四条第三項の承認に係る同条第一項に規定する経営革新計画において定められている同法第二条第三項に規定する新商品の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六条の十一第一項第二号中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備

機構」に改める。

第六十六条の十二及び第六十六条の十三を削る。

第六十六条の十四第一項中「平成四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「この条」を「この項」に、「第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額」を「設備廃棄等欠損金額」に改め、同項第二号中「第九条第五項」を「第九条第二項」に、「施行の日から平成十六年三月三十一日まで」を「施行の日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「設備廃棄等による欠損金額」を「設備廃棄等欠損金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「設備廃棄等による欠損金額」を「設備廃棄等欠損金額」に、「（欠損金の繰越期間の特例）」を「（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する設備廃棄等欠損金額とは、産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第三条第一項の認定（同法第四条第一項の認定を含む。）、同法第五条第一項に規定する共同事業再編計画に係る同項に規定する認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。）又は同法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に係る同条第一項に規定する認定（同法第七条第一項の認定を含む。）を受け、かつ、同法第十七条第二項又は第三項の確認（産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法（以下この項において「旧産業活力再生特別措置法」という。）第十七条第五項の確認（以下この項において「旧確認」という。）を含む。）を受けた法人（当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する国内にある減価償却資産で政令で定めるものにつき、当該事業再構築計画、当該共同事業再編計画又は当該経営資源再活用計画に基づく設備の廃棄等（同法第十七条第二項に規定する特定施設撤去等（旧確認を受けた法人にあつては、旧産業活力再生特別措置法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄）に該当するものをいう。以下この項において同じ。）を行つた場合（産業活力再生特別措置法第十七条第三項の確認を受けた法人にあつては、同項の関係事業者が設備の廃棄等を行つた場合）における当該法人の当該設備の廃棄等を行つた日を含む事業年度の欠損金額のうち当該設備の廃棄等を行つたことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額をいう。

第六十六条の十四を第六十六条の十二とする。

第六十七条の三第二項中「（乳牛の雌のうち政令で定めるものを含み、牛の胎児」を「及び乳牛の雌等（政令で定めるもの」に改める。

第六十七条の五を削る。

第六十七条の六第一項中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の五第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）」に改め、同条第二項中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の五第一項」に改め、同条を第六十七条の五とする。

第六十七条の七の見出しを「（金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例）」に改め、同条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「場合」の下に「その他当該発行金融機関等と政令で定める関係を有する場合」を加え、「第六十七条の七第一項（銀行持株会社等」を「第六十七条の六第一項（金融機関等」に改め、同条を第六十七条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十七条の七　青色申告書を提出する法人で保険業法第三条第一項又は第百八十五条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の特別利子（保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約がされている損害保険契約（同法第四条第二項第二号に掲げる事業方法書又は同法第百八十七条第三項第二号に掲げる事業の方法書に記載された財産の種類が株式及び出資その他の政令で定める財産以外の種類の財産に制限されたものに限る。）により支払われるべき金銭のうち経済的な性質が利子に準ずるものとして政令で定めるものをいう。）に係る法人税法第二十三条第四項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七条の七第一項（金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例）に規定する特別利子」とする。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十五第一項第二号ヘを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数の百分の五十以上に相当する数の株式（出資を含む。）を有していないこと。

第六十七条の十五第四項の表以外の部分を次のように改める。

投資法人に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十七条の十五に次の五項を加える。

9　その有する資産を主として政令で定める不動産（以下この項及び第十一項において「不動産」という。）に対する投資として運用することを目的として設立された投資法人のうちその発行をした投資証券が証券取引法第二条第二十二項に規定する投資証券が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されていることその他政令で定める要件を満たすもの（以

下この条において「不動産投資法人」という。）が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下この項において「特定目的会社」という。）が発行をした優先出資証券（同条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下この項及び次項において同じ。）の全部を取得した場合（当該特定目的会社の同条第九項に規定する特定社債券の償還の日（当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日）を含む事業年度（以下この項において「償還事業年度」という。）の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間（以下この項において「適用対象期間」という。）内に取得した場合に限る。）には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度（その取得の日から当該事業年度終了の日（当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日）まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。）の第一項第二号への規定の適用については、当該特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

10　前項の規定により不動産投資法人がその優先出資証券の全部を保有する同項の特定目的会社について第一項第二号へに規定する他の法人に含まれないこととされた場合において、当該不動産投資法人が当該各事業年度において支払を受ける当該優先出資証券に係る前条第一項に規定する利益の配当（以下この項において「受取配当」という。）があるときは、同号ホに規定する政令で定める金額のうち当該受取配当に相当する金額として政令で定める金額は、第一項の規定により損金の額に算入される配当等の額に含まれないものとする。

11　不動産投資法人が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前に設立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社（同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下この項において「旧特定目的会社」という。）が発行をした同条第七項に規定する優先出資証券の全部を取得した場合（当該旧特定目的会社の同項に規定する特定社債券の償還の日（当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日）を含む事業年度（以下この項において「償還事業年度」という。）の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間（以下この項において「適用対象期間」という。）内に取得した場合に限る。）には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度（その取得の日から当該事業年度終了の日（当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する旧特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日）まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。）の第一項第二号への規定の適用については、当該旧特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

12　第十項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

13　第九項又は第十一項の規定の適用を受けた不動産投資法人の配当可能所得の金額の計算その他第九項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十六第二項及び第四項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二第一項第一号及び第二号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第三号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年四月十三日」に改める。

第六十八条の三中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の三第二項中「第八十二条の三」の下に「及び第百四十五条の三」を加え、「同条第一項」を「同法第八十二条の三第一項及び第百四十五条の三第一項」に改め、同条第三項中「第八十二条の七」の下に「（同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「同法第八十二条の七第一項」に改め、同条第五項及び第七項中「内国法人」を「法人」に改め、「第八十二条の四」の下に「及び第百四十五条の四」を加え、同条第九項中「第八十二条の十五第一項」の下に「（同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加え、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第二項中「第八十二条の三」の下に「及び第百四十五条の三」を加え、「同条第一項」を「同法第八十二条の三第一項及び第百四十五条の三第一項」に改め、同条第三項中「第八十二条の七」の下に「（同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「同法第八十二条の七第一項」に改め、同条第五項及び第七項中「内国法人」を「法人」に改め、「第八十二条の四」の下に「及び第百四十五条の四」を加え、同条第九項中「第八十二条の十五第一項」の下に「（同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加え、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の五第一項中「内国法人」を「法人」に改め、同条第三項中「内国法人」を「法人」に改め、「第八十二条の三第一項」の下に「又は第百四十五条の三第一項」を加え、同条第五項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改め、同条第六項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に、「当該内国法人」を「当該法人」に、「又は内国法人」を「又は特定信託の受託者である法人」に改め、同条第七項、第八項及び第十四項中「内国法人」を「法人」に改め、同条第十五項中「第四項まで」の下に「（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）」を加え、同項第一号並びに同条第十六項及び第十八項中「内国法人」を「法人」に改める。

第六十八条の三の六第一項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に、「当該内国法人」を「特定信託の受託者である法人」に改め、同条第二項中「当該内国法人」を「当該法人」に、「内国法人が」を「特定信託の受託者である法人が」に改める。

第六十八条の三の七中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める。

第六十八条の三の八第一項中「内国法人」を「法人」に、「同法第八十二条の七の」を「同法第八十二条の七（同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。）の」に、「同条第四項」を「同法第八十二条の七第四項」に改め、同条第二項中「内国法人」を「法人」に改め、「第三項まで」の下に「（同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十八条の三の九第一項第三号中「内国法人」を「法人」に改め、同条第三項中「第四項」の下に「並びに第百四十五条の五第二項及び第三項」を加える。

第六十八条の三の十中「内国法人」を「法人」に改める。

第六十八条の四中「第十条の二」を「第十条の三」に改める。

第三章第九節を次のように改める。

第九節　削除

第六十八条の八　削除

第六十八条の九第十一項中「前条第一項、」を削る。

第六十八条の十第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「ものとし、第四号に掲げる減価償却資産については、同号に規定する連結法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る」を削り、同項第四号を削り、同条第五項中「第六十八条の八第一項、」を削る。

第六十八条の十一第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第六項及び第七項中「、第六十八条の八第一項」を削る。

第六十八条の十二第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「、小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）」を「又は小売業」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人に該当する連結法人　器具及び備品（当該事業の基盤の強化に寄与するものとして財務省令で定めるものに限る。）

第六十八条の十二第二項中「第四号又は第五号」を「第五号又は第六号」に改め、同条第三項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同条第六項及び第七項中「、第六十八条の八第一項」を削る。

第六十八条の十三第四項中「第六十八条の八第一項、」を削る。

第六十八条の十四第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第十一項及び第十二項中「、第六十八条の八第一項」を削る。

第六十八条の十六第一項の表の第一号中「連結法人」の下に「（畜産業を営む連結法人については、政令で定める連結法人に限る。）」を加え、同表の第四号中「（当該航空機のうち経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の八）」を削る。

第六十八条の十八第二項の表の第二号中「百分の八」を「百分の七」に改める。

第六十八条の二十二を次のように改める。

第六十八条の二十二　削除

第六十八条の二十四第一項中「同表の第五号から第八号まで」を「同表の第五号」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項の表の第五号中「第九号まで」を「ロに」に改め、同表の第六号から第九号までを削る。

第六十八条の二十六を削る。

第六十八条の二十五第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「第四十四条の九第一項第一号及び第二号」を「第四十四条の九第一項第二号」に改め、同条を第六十八条の二十六とする。

第六十八条の二十四の二を第六十八条の二十五とする。

第六十八条の三十一第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十二第一項中「又は第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「（前号に掲げる場合に該当する連結親法人又はその連結子法人を除く。）」を削り、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項第二号中「及び第三号」を削り、「同項第二号又は第三号」を「同号」に改める。

第六十八条の三十三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「次に掲げるもの」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの」に、「「優良賃貸住宅」を「「特定優良賃貸住宅」に、「又は優良賃貸住宅」を「又は特定優良賃貸住宅」に、「の当該優良賃貸住宅」を「の当該特定優良賃貸住宅」に、「、当該優良賃貸住宅」を「、当該特定優良賃貸住宅」に、「百分の三十（当該優良賃貸住宅」を「百分の二十一（当該特定優良賃貸住宅」に、「百分の四十」を「百分の二十八」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に改める。

第六十八条の三十六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区又は」及び「当該地区又は区域の区分に応じて」を削り、「百分の十二」を「百分の十」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の二十一」の下に「、第六十八条の二十三」を加え、「又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定」を「若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として

政令で定める規定」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の二十七」を「第六十八条の二十一まで、第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項第六号中「（同項第一号に規定する開発をいう。次号において同じ。）」を削る。

第六十八条の四十四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第六項中「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構」に改める。

第六十八条の四十七第一項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度」を「適用事業年度」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項第一号中「の第五十六条第一項」を「の第五十六条第一項第一号」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項第二号中「二分の一」を「十分の四」に、「（次項」を「（第三項」に、「第三項」を「第四項」に、「に第五項」を「に第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「次項から第四項まで」を「第三項から第五項まで」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第三項から第五項まで」に改め、同条第十八項中「第一項から第五項まで及び第九項」を「第一項、第三項から第六項まで及び第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」を「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六十八条の四十七第三項」を「第六十八条の四十七第四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」を「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「第五十六条第十五項」を「第五十六条第十六項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六十八条の四十七第三項」を「第六十八条の四十七第四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」を「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「第五十六条第十三項」を「第五十六条第十四項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六十八条の四十七第三項」を「第六十八条の四十七第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第五十六条第十二項」を「第五十六条第十三項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六十八条の四十七第三項」を「第六十八条の四十七第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度」を「同項に規定する適用事業年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する適用事業年度とは、整備事業計画に記載された特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項第二号に規定する期間（第四項第一号において「整備事業計画の期間」という。）内の日を含む各連結事業年度をいう。

第六十八条の四十九第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十一第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「第六十八条の八第一項、」を削る。

第六十八条の六十八第一項中「第六十八条の八第一項、」を削り、同条第四項及び第五項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第六十八条の七十二第七項中「第六十五条第一項第五号」を「第六十五条第一項第四号」に改め、同条第十一項中「、第七項及び第八項」を「及び第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項（第六十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合（連結事業年度に該当しない事業年度において同号の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同号に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八条第一項

第六十八条の七十第一項中「、買入れ」を削る。

第六十八条の七十一第一項中「、買入れ」を削る。

第六十八条の七十二第一項中「第六十五条第一項第五号」を「第六十五条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第六十五条第一項第五号」を「第六十五条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第六十五条第一項第五号」を「第六十五条第一項第四号」に改め、同条第四項中「第六十五条第一項第五号」を「第六十五条第一項第四号」に改め、同条第五項中「第六十五条第一項第五号」を「第六十五条第一項第四号」に改め、同条第六項中「第六十五条第一項第五号」を「第六十五条第一項第四号」に改め、同条第七項中「第六十五条第一項第五号」を「第六十五条第一項第四号」に改め、同条第八項中「同条第四項第九号から第十四号まで」を「同条第四項第十号から第十五号まで」に改め、同条第八項中「同条第四項第十号から第十四号まで」を「同条第四項第十一号から第十五号まで」に改め、同条第十三項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の八第一項、」を削り、同条第三項第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第七項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

の規定により同項に規定する差額に相当する金額（次条第一項において「防災変換清算金」という。）の交付を受けることとなつたとき又は当該権利に基づき同号の防災施設建築物に関する権利を含む。）を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、第六十五条第八項に規定する政令で定める部分又は同号に規定する権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は第一項から第六項までの規定を適用する。

第六十八条の七十三第一項中「第六十五条第一項第一号から第三号まで」を「第六十五条第一項第一号若しくは第二号」に、「第六十五条第一項第四号」に改め、「変換清算金」の下に「及び防災変換清算金」を加え、「第六十五条第一項第四号又は第五号」を「第六十五条第一項第三号から第六号まで」に改め、同条第二項中「第六十五条第一項第四号又は第五号」を「第六十五条第一項第三号から第五号まで」に、「同号」を「第六十五条第一項第四号」に改め、「みなされる場合」の下に「及び前条第八項の規定により第六十五条第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合」を加える。

第六十八条の七十四第一項中「第三号の三又は第三号の四」を「第三号の四又は第三号の五」に、「第六十八条の八十五」を「第六十八条の八十五の二」に改め、同条第二項及び第三項中「第六十五条の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五条の三第一項第一号若しくは第二号」に改める。

第六十八条の七十五第一項中「第六十八条の八十五」を「第六十八条の八十五の二」に改め、同条第二項及び第三項中「第十七号から第二十号まで又は第二十二号」を「第十七号から第十九号まで又は第二十二号」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「第二十六号」を「第二十五号」に、「第六十八条の八十五」を「第六十八条の八十五の二」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同条第十五項第一号イ中「第五号」を「第四号」に、「第四号」を「第三号」に、「、買収又は買入れ」を「又は買収」に、「第六十八条の七十二第七項若しくは第八項」を「第六十八条の七十二第七項から第九項まで」に改める。

第六十八条の七十九第一項及び第六十八条の八十中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改める。

第六十八条の八十二第一項中「第六十八条の八十第一項」を「第六十八条の八十」に改め、同条第十項中「前各項」を「第一項又は第四項」に改める。

第六十八条の八十四第八項中「第六十五条の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五条の三第一項第一号から第二号の二まで」に、「同項第一号又は第二号」を「第一号から第二号の二まで」に改め、同条第九項中「第六十五条の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五条の三第一項第一号から第二号の二まで」に改め、同条第十項中「前各項」を「第一項又は第四項」に改める。

第三章第十九節第四款中第六十八条の八十五の次に次の一条を加える。

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）

第六十八条の八十五の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）につき独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。）に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十八条の八十に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該交換により取得した用地（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該連結事業年度終了の時において、当該交換取得資産の取得価額から独立行政法人都市再生機構に当該交換により譲渡をした土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一　交換取得資産とともに交換差金を取得した場合　帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二　当該交換とともに交換差金を支出した場合　帳簿価額に当該交換差金の額を加算した金額

三　交換譲渡資産の交換に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合　帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3　第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換に係る交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　第六十八条の七十八第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6　第四項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第六十八条の七十八第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十五第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。）について準用する。

8　第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度前の各連結事業年度（当該交換の日を含む連結事業年度開始の日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「交換前事業年度」という。）とする。）において、当該交換に係る第一項の業務の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第六十八条の七十四第一項（第六十五条の三第一項第一号に係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五第一項の規定（交換前事業年度にあつては、第六十五条の三第一項（同号に係る部分に限る。）又は第六十五条の四第一項の規定）の適用を受けている場合には、当該交換については、適用しない。

9　第一項又は第四項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十五第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該交換をした日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において同項の認可計画（当該交換に係るものに限る。）に係る同項の業務の用に供するために独立行政法人都市再生機構に対して土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡については、第六十八条の七十四第一項（第六十五条の三第一項第一号に係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五第一項の規定は、適用しない。

10　第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第四項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の八十八第五項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改め、同条第十六項中「第四項まで」の下に「（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）」を加える。

第六十八条の九十第三項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める。

第六十八条の九十八第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百三中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の五第一項」に改める。

第六十八条の百三の二を第六十八条の百三の三とし、第六十八条の百三の次に次の一条を加える。

（損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例）

第六十八条の百三の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で保険業法第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度が平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において特別利子（第六十七条の七第一項に規定する特別利子をいう。）がある場合における法人税法第八十一条の四第三項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七条の七第一項（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）に規定する特別利子」とする。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百九第一項中「以下この条において同じ。」を削り、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年四月十三日」に改める。

第六十九条の五第一項中「（以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定株式　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式で、当該相続開始の時において、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所（第三号及び第五号において「証券取引所」という。）に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

二　特定出資　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた有限会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該相続開始の時において、当該出資に議決権の制限がないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

三　特定受贈株式　被相続人である特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）をした株式で、当該贈与の時において、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

四　特定受贈出資　被相続人である特定贈与者が贈与をした有限会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該贈与の時において、当該出資に議決権の制限がないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

五　特定保有株式　被相続人である特定贈与者が贈与の直前に有していた株式で、当該贈与の時において、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

六　特定保有出資　被相続人である特定贈与者が贈与の直前に有していた有限会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該贈与の時において、当該出資に議決権の制限がないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

七　特定同族会社株式等　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた次に掲げる要件のすべてを満たす特定株式又は特定出資のうち、当該特定株式又は特定出資に係る法人の当該相続開始の時における発行済みの株式の総数又は出資の合計額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ　当該相続開始の直前及び当該相続開始の時に、被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有していた株式（当該被相続人に係る特定株式に係る法人の株式（議決権の制限がある株式として財務省令で定めるものを除く。以下イ、次号イ及び第十一号において同じ。）に限る。）の総数又は出資（当該被相続人に係る特定出資に係る法人の出資（議決権の制限がある出資として財務省令で定めるものを除く。以下イ、次号イ及び第十一号において同じ。）に限る。）の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額の二分の一を超えること。

ロ　次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1)　当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定株式（当該被相続人に係る特定受贈株式を含む。）に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数に当該特定株式の当該相続開始の時における一株当たりの時価として財務省令で定めるものを乗じて得た金額の合計額

(2)　当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定出資（当該被相続人に係る特定受贈出資を含む。）に係るすべての法人について、当該法人の出資の総口数に当該特定出資の当該相続開始の時における一口当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

八　特定受贈同族会社株式等　被相続人である特定贈与者が贈与をした次に掲げる要件のすべてを満たす特定受贈株式又は特定受贈出資のうち、当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の当該贈与の時における発行済みの株式の総数又は出資の合計額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ　当該贈与の直前及び当該贈与の時に、被相続人である特定贈与者及び当該特定贈与者の親族その他当該特定贈与者と政令で定める特別の関係がある者が有していた株式（当該贈与に係る特定受贈株式に係る法人の株式に限る。）の総数又は出資（当該贈与に係る特定受贈出資に係る法人の出資に限る。）の合計額が当該株式又は出資の総数又は出資の合計額の二分の一を超えること。

ロ　次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1)　当該贈与に係る特定受贈株式（当該贈与に係る特定贈与者に係る特定受贈株式を含む。）又は特定保有株式に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数に当該特定受贈株式又は特定保有株式の当該贈与の時における一株当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

(2)　当該贈与に係る特定受贈出資（当該贈与に係る特定贈与者に係る特定受贈出資を含む。）又は特定保有出資に係るすべての法人について、当該法人の出資の総口数に当該特定受贈出資又は特定保有出資の当該贈与の時における一口当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

九　特定森林施業計画対象山林　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定

の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定（以下この項において「市町村長等の認定」という。）を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。以下この項において「森林施業計画」という。）が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。次号において同じ。）をいう。

十　特定受贈森林施業計画対象山林　被相続人である特定贈与者が贈与をした立木又は土地等のうち当該贈与の前に市町村長等の認定を受けた森林施業計画が定められている区域内に存するものをいう。

十一　特定事業用資産相続人等　イ又はロに掲げる者をいう。

イ　相続又は遺贈により特定同族会社株式等又は特定森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)に掲げる要件を満たすもの

(1)　当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定同族会社株式等を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(2)　申告期限を経過する時において、選択特定事業用資産である特定同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3)　当該相続開始の時において、選択特定事業用資産である特定同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(4)　当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施業計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(5)　当該相続開始の時から申告期限まで引き続き選択特定事業用資産である特定森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行つていること。

ロ　贈与により特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)に掲げる要件を満たすもの

(1)　当該特定受贈同族会社株式等に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(2)　当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限を経過する時までの間のうち政令で定める期間において、選択特定事業用資産である特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3)　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(i)　特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時において、選択特定事業用資産である当該特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(ii)　特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時において、当該個人並びに当該個人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族が選択特定事業用資産である当該特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の二十五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(4)　当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(5)　当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き選択特定事業用資産である特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行つていること。

十二　特定事業用資産　次のイ又はロに掲げるものをいう。

イ　特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から当該相続開始の時まで引き続き特定事業用資産相続人等が有しているもの（限る。）である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額の合計額のうち十億円以下である当該特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等の部分

ロ　次に掲げる立木又は土地等

(1)　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定（特定森林施業計画対象山林のうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。(2)において同じ。）に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二

条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

(2)　被相続人である特定贈与者が贈与の前に受けていた市町村長等の認定に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

第六十九条の五第五項を次のように改める。

5　第一項の規定により同項に規定する選択特定事業用資産として選択された特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額の合計額（以下この項において「選択金額」という。）が、当該特定同族会社株式等若しくは特定受贈同族会社株式等に係る第二項第七号若しくは第八号に規定する三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに相当する金額の合計額又は十億円のいずれか低い金額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該選択特定事業用資産（第二項第十二号ロに係るものに限る。）については、その価額に当該いずれか低い金額から当該選択金額を控除したものの当該いずれか低い金額に占める割合を乗じて得た価額に達するまでの部分につき、第一項の規定の適用を受けることができる。

第六十九条の五第七項を次のように改める。

7　前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計が四百平方メートル未満である場合には、第四項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額に達するまでの部分について、第一項の規定の適用を受けることができる。

一　第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等（特定受贈同族会社株式等を含む。以下この号及び第三号において同じ。）を同項に規定する選択特定事業用資産として選択をする場合（第三号に掲げる場合を除く。）　当該特定同族会社株式等に係る第五項に規定するいずれか低い金額に特定割合（四百平方メートルから前条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計を控除したものの四百平方メートルに占める割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た価額

二　第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林施業計画対象山林（特定受贈森林施業計画対象山林を含む。以下この号及び次号において同じ。）を同項に規定する選択特定事業用資産として選択をする場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該特定森林施業計画対象山林の価額に特定割合を乗じて得た価額

三　第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等及び特定森林施業計画対象山林を同項に規定する選択特定事業用資産として選択をする場合　次に掲げる価額の合計額

イ　第一号に定める価額

ロ　特定森林施業計画対象山林の価額に特定割合から政令で定める割合を控除した割合を乗じて得た価額

第六十九条の五第九項中「第十一項及び第十二項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九項及び」を「同項及び」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二項第九号イ(4)又は同号ロ(4)」を「第二項第十一号イ(5)又は同号ロ(5)」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　前項の場合において、同項の期間内に、同項の特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林に係る同項の書類が納税地の所轄税務署長に提出されていないときは、当該特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林については、第一項の規定の適用を受けることができない。

第七十条の三第三項第五号中「当該取得又は当該増改築等」を「当該新築、取得又は増改築等」に改める。

第七十条の八第一項中「第六十九条の五第二項第七号」を「第六十九条の五第二項第九号」に改める。

第七十条の十二第一項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。

第七十一条の四第一項第二号中「当該事業協同組合等が」の下に「独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第二十条の規定による廃止前の」を加える。

第七十五条中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第七十六条を削る。

第七十七条中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条を第七十六条とし、第七十七条の二を第七十七条とする。

第七十八条の二第一項及び第四項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第七十九条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「千分の十四」を「千分の十八」に改め、同条第三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「千分の一・五」を「千分の二」に改め、同条第四項中「千分の一・五」を「千分の二」に改める。

第八十条中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第八十条の二第三項中「前二項」を「同項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項（第一号に限る。）及び前項の規定は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第百五条第三項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け又は当該第一号措置に関する

株式の取得であつて政令で定めるものが行われる場合において、銀行その他の政令で定める者が当該内閣総理大臣の決定の日から一年以内に当該株式の引受け又は当該株式の取得による資本の増加の登記を受けるときについて準用する。

第八十条の三第一項中「第八条」を「第七条」に、「第七条第一項の認定」を「第六条第一項の認定（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第　号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する旧組織再編成促進特別措置法第八条に規定する認定経営基盤強化計画に係る当該旧組織再編成促進特別措置法第七条第一項の認定を含み、」に、「同法第二条第一項第一号」を「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二条第一項第一号」に、「が受けたもの」を「第三項において同じ。）が提出したこれらの認定経営基盤強化計画に係るもの」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、第一項各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が次に掲げる決定又は承認に係るものであるときについて準用する。

一　金融機能の強化のための特別措置に関する法律第十七条第一項の経営強化計画に係る同項の規定による主務大臣の決定（同法の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該経営強化計画に係るものに限る。）

二　金融機能の強化のための特別措置に関する法律第十九条第一項の変更後の経営強化計画に係る同項の規定による主務大臣の承認（同法の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該変更後の経営強化計画に係るものに限る。）

第八十一条第四項を削り、同条第五項中「第五号を除く。）」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第八十条第一項第五号」を「第八十条第五号」に改め、同項を同条第四項とする。

第八十三条を削り、第八十三条の二を第八十三条とする。

第八十三条の三第四項中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条を第八十三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第八十三条の三　都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設のうち財務省令で定めるもの（以下この条において「特定都市計画施設」という。）の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項に規定する業務に関する計画（同条第六項の規定により当該計画の変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき当該土地に関する権利との交換により独立行政法人都市再生機構が有する当該特定都市計画施設の区域外の土地で財務省令で定めるものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八（平成十九年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に取得をした当該土地の所有権の移転の登記にあつては、千分の十）とする。

第八十三条の四中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第二号中「前号の廃止路線」を「同号の廃止路線」に改める。

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人宇宙航空研究開発機構の項の前に次のように加える。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第六条第一項	独立行政法人奄美群島振興開発基金

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人海上災害防止センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第八条及び第十条第一項

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人科学技術振興機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項及び第四条第一項

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人自動車事故対策機構の項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の項、独立行政法人通関情報処理センターの項、独立行政法人農業者年金基金の項、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の項及び独立行政法人北方領土問題対策協会の項を削り、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）附則第十一条の規定により日本環境安全事業株式会社が受ける設立の登記及び同法附則第八条の規定により環境事業団が行う出資に係る財産の給付に伴い日本環境安全事業株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

4　成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）附則第九条の規定により成田国際空港株式会社が受ける設立の登記及び同法附則第六条の規定により新東京国際空港公団が行う出資に係る財産の給付に伴い成田国際空港株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

第八十七条の五第一項及び第八十八条の二第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第四号中「、第二七一一・一四号の二又は第二七一一・一九号の一」を「又は第二七一一・一四号の二」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一一号の一の㈡のBの(2)の(i)若しくは第二七一〇・一九号の一の㈠のBの(2)の(i)に掲げる灯油又は同表第二七一〇・一一号の一の㈢の(1)若しくは第二七一〇・一九号の一の㈡の(1)に掲げる軽油

第九十条の四第二項中「揮発油」の下に「、灯油、軽油」を加える。

第九十条の五の見出し中「特定揮発油」を「特定揮発油等」に改め、同条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「前条第一項第二号に掲げる揮発油」を「第九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油」に、「特定揮発油」を「特定揮発油等」に改め、同条第二項中「特定揮発油以外の揮発油」を「特定揮発油等以外の揮発油、灯油又は軽油」に改め、同条第三項中「特定揮発油」を「特定揮発油等」に、「その他の揮発油及び石油化学製品」を「その他の揮発油、灯油又は軽油及びその他の石油化学製品」に改め、同条第四項中「及び」を「並びに」に、「特定揮発油」を「特定揮発油等の品名及び品名ごと」に改め、同条第五項中「特定揮発油」を「特定揮発油等」に、「又は同項に規定する揮発油」を「又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油」に、「「同項に規定する揮発油」を「同項に規定する揮発油、灯油、軽油」に、「特定揮発油等」を「特定石油製品等」に改める。

第九十条の六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第九十条の八第一項中「この項及び第九十条の九第一項」を「この項」に改め、同条第二項中「第九十条の九第一項」を「次条第一項」に改め、同条第五項中「第九十条の九第七項」を「次条第七項」に改める。

第九十条の八の二を削る。

第九十条の九第一項中「（沖縄特定離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。）」を削り、同条第三項及び第五項中「又は沖縄特定離島路線航空機」を削り、「第九十条の八第一項（前条において準用する場合を含む。）」を「前条第一項」に改める。

第九十一条の二第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第九十七条の表の都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十二号ハ及び第十三号ニ」を「第三十一条の二第二項第十三号ハ及び第十四号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十二号ハ及び第十三号ニ」を「第六十二条の三第四項第十三号ハ及び第十四号ニ」に改め、同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十三号ニ、第六十二条の三第四項第十三号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ」に改める。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八条　阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「第三十三条第一項第三号の三又は第三号の四」を「第三十三条第一項第三号の四又は第三号の五」に改め、同項第二号及び同条第五項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第十四条第四項中「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を削り、「税務署長の承認を受けた取得価額」を「取得価額」に改め、同条第五項の表以外の部分中「第九項」を「第八項」に改め、同表の租税特別措置法第三十七条第六項の項、租税特別措置法第三十七条第七項及び第八項の項及び租税特別措置法第三十七条第九項の項を次のように改める。

租税特別措置法第三十七条第六項	第一項の規定は、同項	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条及び同法第十四条第五項において準用する第三十七条の三第二項において同じ。）の規定は、同法第十四条第一項
租税特別措置法第三十七条第七項	第一項	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第一項
租税特別措置法第三十七条第八項	、第六項	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第五項において準用する第三十七条第六項
	同条第六項	第三十三条第六項

第十四条第七項中「第九項」を「第八項」に改める。

第十六条第一項中「及び第三項」を「及び第四十一条の二」に、「同条及び同法第四十一条の二」を「同法第四十一条及び第四十一条の二の二」に改め、同条第二項中「第四十一条の二」を「第四十一条の二の二」に改め、同条第三項中「第四十一条の二の二」を「第四十一条の二の二に、「第四十一条第三項」を「第四十一条の二の二に改め、同条第五項中「第四十一条の二の」を「第四十一条の二の二の」に、「から第三項まで」を「、次項及び次条」に、「及び第三項」を「及び次条」に、「若しくは平成十五年」を「から平成二十年までの各年」に、「第四十一条の二第一項」を「第四十一条の二の二第一項」に、「、居住日」を「、居住日の」に、「前条第一項」を「第四十一条第一項」に、「供した日」と、」を「供した日の」と、」に改め、同条第六項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第十七条第三項中「又は第四十四条の四」を「第四十四条の六」に、「若しくは第四十四条の四から第四十四条まで又は」を「第四十四条の六から第四十八条まで若しくは」に改め、同条第六項中「第四十二条の十」を「第四十四条の十」に改める。

第十八条第二項中「又は第四十四条の四」を「第四十四条の六」に、「若しくは第四十四条の四から第四十四条まで又は」を「第四十四条の六から第四十八条まで若しくは」に改め、同条第五項中「第四十二条の十」を「第四十四条の六」に改める。

第十九条第一項第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「第六十四条第一項第三号の三又は第三号の四」を「第六十四条第一項第三号の四又は第三号の五」に改め、同項第二号及び同条第五項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第二十六条の二第三項及び第二十六条の三第二項中「又は第六十八条の二十九」を「第六十八条の二十九」に、「若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで又は」を「第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで若しくは」に改める。

第二十六条の四第四項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正）

第九条　経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二百三条の三第一号ホ」を「第二百三条の三第一号ニ」に改める。

第十六条第三項中「第八十二条の四」の下に「及び第百四十五条の四」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

別表第一の注(1)中「、「老年者」」、「、第三十一号ロ(2)」及び「、老年者」を削り、同表の備考(1)(4)中「、老年者」を削る。

別表第二の注(1)中「、「老年者」」、「、第三十一号ロ(2)」及び「、老年者」を削り、同表の備考(1)(4)中「、老年者」を削る。

別表第三の注(1)中「、「老年者」」、「、第三十一号ロ(2)」及び「、老年者」を削り、同表の備考(1)中「、老年者」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　平成十六年七月一日

イ　第一条中所得税法第百八十条の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同法第二百十四条の改正規定及び同法第二百四十二条第二号の改正規定並びに附則第四条第一項から第三項まで及び第九条の規定

ロ　第七条中租税特別措置法第二十八条の四第三項第二号の改正規定、同法第三十一条の二第二項第二号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同項第五号の改正規定（「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同法第三十三条第一項第三号の五の改正規定（同号を同項第三号の六とする部分を除く。）、同法第三十四条第二項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削る部分に限る。）、同法第三十四条の二第二項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同法第三十七条第一項の表の第十四号の改正規定、同法第四十一条第一項第二号及び第三号の改正規定、同法第四十二条の二の二を削る改正規定、同法第六十四条第一項第三号の五の改正規定（同号を同項第三号の六とする部分を除く。）、同法第六十五条の三第一項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団、」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削る部分に限る。）、同法第六十五条の四第一項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同法第四十三条第一項の表の第一号の改正規定、同法第四十三条第一項の表の第一号の改正規定及び同法第六十八条第一項の表の第一号の改正規定（「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）

ハ　第八条中阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同項第二号及び同条第五項の改正規定、同法第十九条第一項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同項第二号及び同条第五項の改正規定並びに同法第二十六条の四の改正規定

ニ　第七条中租税特別措置法第十一条第一項の表の第一号の改正規定、同法第四十三条第一項の表の第一号の改正規定及び同法第六十八

条の十六第一項の表の第一号の改正規定並びに附則第二十五条第一項、第四十条第一項及び第四十九条第一項の規定　平成十六年十一月一日

三　次に掲げる規定　平成十七年一月一日

イ　第一条の規定（所得税法の目次の改正規定、同法第九十二条第一項の改正規定、同法第百六十一条の改正規定、同法第百八十条の改正規定、同法第三編第三章第二節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百十二条第一項の改正規定、同法第二百二十四条の改正規定、同法第二百二十四条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定及び同法第二百四十二条第二号の改正規定を除く。）並びに附則第三条、第六条及び第七条の規定

ロ　第七条中租税特別措置法第十二条第一項の改正規定（「地区」の下に「及びこれに類する地区として政令で定める地区」を加える部分を除く。）、同法第三十四条の三第二項第四号の改正規定、同法第四十一条の十五の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十七第一項の改正規定及び同法第四十五条第一項の改正規定（「地区」の下に「及びこれに類する地区として政令で定める地区」を加える部分を除く。）並びに附則第二十五条第五項、第三十四条、第四十条第八項、第四十九条第八項及び第七十一条の規定

ハ　第九条の規定（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条第三項の改正規定を除く。）及び附則第五十九条の規定

四　第七条中租税特別措置法第四十一条の十二第十二項の改正規定（「第十六項」を「第十八項」に改める部分を除く。）及び附則第三十三条第二項の規定　平成十八年四月一日

五　次に掲げる規定　信託業法（平成十六年法律第　号）の施行の日

イ　第一条中所得税法の目次の改正規定、同法第九十二条第一項の改正規定、同法第百六十一条の改正規定、同法第百八十条第一項第一号の改正規定、同法第三編第三章第二節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百十二条第一項の改正規定、同法第二百二十四条の三の次に一条を加える改正規定及び同法第二百二十五条第一項の改正規定並びに附則第四条第四項、第五条、第十条及び第十一条の規定

ロ　第二条中法人税法の目次の改正規定、同法第二条第三十一号の四から第三十四号まで及び第四十一号の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第十条の二の改正規定、同法第十条の次に一条を加える改正規定、同法第十五条の三の改正規定、同法第二十三条の改正規定、同法第八十二条の十七の改正規定、同法第九十三条第二項第二号の改正規定、同法第百三十八条の改正規定、同法第三編第三章第二節中第百四十五条の四を第百四十五条の十一とする改正規定、同章第一節中第百四十五条の三を第百四十五条の十とし、第百四十五条の二を第百四十五条の九とする改正規定、同編第二章の次に一章を加える改正規定、同法第百四十六条の改正規定、同法第百四十七条の改正規定、同法第百四十八条の二の改正規定、同法第百五十九条の改正規定、同法第百六十条の改正規定、同法第百六十二条の改正規定並びに同法附則第二十条の改正規定並びに附則第六十条の規定

ハ　第三条中登録免許税法別表第一の改正規定（同表第三十八号中「の登録等」を「の登録又は認定」に改める部分を除く。）並びに附則第十六条第二項及び第三項の規定

ニ　第五条中国税通則法第十八条の改正規定、同法第十九条の改正規定及び同法第六十五条の改正規定

ホ　第六条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定（同条第一項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める部分及び「金額又は」の下に「当該特定信託の受託者である法人の」を加える部分並びに同条第二項中「連結所得の金額又は」の下に「特定信託の受託者である法人の」を加える部分及び「並びに第八十二条の五第三項及び第四項」を「、第八十二条の五第三項及び第四項並びに第百四十五条の五第二項及び第三項」に改める部分に限る。）

ヘ　第七条中租税特別措置法第九条第二項の改正規定、同法第九条の四の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十一条の九の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第六十六条の四第六項の改正規定、同法第六十六条の六の改正規定、同法第六十八条の三の二の改正規定（同条第九項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の三の四の改正規定（同条第九項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の三の五第一項、第三項、第五項から第八項まで、第十四項、第十五項第一号、第十六項及び第十八項の改正規定、同法第六十八条の三の六から第六十八条の四までの改正規定、同法第六十八条の八十八第五項の改正規定並びに同法第六十八条の九十の改正規定

ト　第九条中経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条第三項の改正規定

六　第七条中租税特別措置法第十四条の二第二項第五号の改正規定及び同法第四十七条の二第三項第五号の改正規定並びに附則第二十五条第十項及び第十一項、第四十条第十三項及び第十四項並びに第四十九条第十三項及び第十四項の規定　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行の日

七　第七条中租税特別措置法第二十六条第二項第三号の改正規定　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の施行の日

八　第七条中租税特別措置法第二十八条第一項第二号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第十二号の改正規定（「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の四第一項第十二号の改正規定（「中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。）及び同法第六十六条の十一第一項第二号の改正規定　中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）の施行の日

九　第七条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第一号の改正規定（「同じ。）」の下に「、独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加える部分に限る。）及び同法第六十五条の四第一項第一号の改正規定（「同じ。）」の下に「、独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加える部分に限る。）　中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十　第七条中租税特別措置法第八十条の三の改正規定及び同法第八十一条第五項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第　号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第十一条までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（公的年金等に係る国内源泉所得に対する所得税に関する経過措置）

第三条　新所得税法第百六十九条第三号及び第二百十三条第一項第一号イの規定は、平成十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百六十一条第八号ロに掲げる年金について適用し、同日前に支払うべき第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第九条までにおいて「旧所得税法」という。）第百六十一条第八号ロに掲げる年金については、なお従前の例による。

（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例に関する経過措置）

第四条　新所得税法第百八十条の規定は、同条第一項に規定する法人が平成十六年七月一日以後に支払を受けるべき同項各号に定める国内源泉所得について適用し、旧所得税法第百八十条第一項に規定する法人が同日前に支払を受けるべき同項各号に定める国内源泉所得については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、旧所得税法第百八十条第一項に規定する法人が平成十六年七月一日前に同項に規定する証明書を同項の定めるところにより同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出した場合には、当該法人が同日以後その証明書が効力を有している間に支払を受けるべき当該国内源泉所得については、当該法人が当該証明書を新所得税法第百八十条第一項の定めるところにより当該支払をする者に提示したものとみなして、同条の規定を適用する。

3　第一項の規定にかかわらず、旧所得税法第百八十条第一項に規定する証明書は、同項に規定する法人が平成十六年七月一日前に同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出しなかった場合には、その効力を失う。

4　新所得税法第百八十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する法人が附則第一条第五号に定める日以後に支払を受けるべき同項第一号に定める国内源泉所得について適用し、旧所得税法第百八十条第一項に規定する法人が同日前に支払を受けるべき同項第一号に定める国内源泉所得については、なお従前の例による。

（信託財産に係る利子等の課税の特例に関する経過措置）

第五条　新所得税法第百八十条の二第一項の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に支払われる同項に規定する国内源泉所得について適用する。

2　新所得税法第百八十条の二第二項及び第三項の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に支払われる新所得税法第百八十条の二第二項に規定する収益の分配について適用する。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第六条　新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第百九十四条第一項及び第百九十五条第一項の規定は、平成十七年一月一日以後に提出する新所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第百九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第七条　新所得税法第二百三条の三及び第二百三条の六の規定は、平成十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百三条の五第一項の規定は、平成十七年一月一日以後に提出する同条第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

（特例年金給付に係る源泉徴収に関する経過措置）

第八条　平成十六年六月一日から同年十二月三十一日までの間に、居住者に対し国内において支払うべき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成

十三年法律第百一号）附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付に該当する旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等に係る旧所得税法第四編第三章の二（旧所得税法第二百三条の六に係る部分を除く。）の規定の適用については、旧所得税法第二百三条の五第一項中「その他政令で定めるものを除く」とあるのは「を除く」と、「毎年」とあるのは「平成十六年六月一日以後」とする。

2　前項の規定を適用する場合における同項の公的年金等の金額から控除する金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得に関する経過措置）

第九条　新所得税法第二百十四条の規定は、同条第一項に規定する者が平成十六年七月一日以後に支払を受けるべき同項各号に定める国内源泉所得について適用し、旧所得税法第二百十四条第一項に規定する者が同日前に支払を受けるべき同項各号に定める国内源泉所得については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、旧所得税法第二百十四条第一項に規定する者が平成十六年七月一日前に同項に規定する証明書を同項の定めるところにより同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出した場合には、当該者が同日以後その証明書が効力を有している間に支払を受けるべき当該国内源泉所得については、当該者が当該証明書を新所得税法第二百十四条第一項の定めるところにより当該支払をする者に提示したものとみなして、同条の規定を適用する。

3　第一項の規定にかかわらず、旧所得税法第二百十四条第一項に規定する証明書は、同項に規定する者が平成十六年七月一日前に同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出しなかった場合には、その効力を失う。

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置）

第十条　新所得税法第二百二十四条の四の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に行われる新所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受益権（次条において「信託受益権」という。）の譲渡について適用する。

（支払調書の提出に関する経過措置）

第十一条　新所得税法第二百二十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に行われる信託受益権の譲渡について適用し、同日前に行われた信託受益権の譲渡については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下附則第十五条までにおいて「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日前に開始した計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）

第十三条　新法人税法第五十七条（第九項を除く。）並びに第五十八条第一項及び第二項の規定は、法人の平成十三年四月一日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）

第十四条　新法人税法第八十一条の九の規定は、連結法人の平成十三年四月一日以後に開始した連結事業年度（同条第二項に規定する政令で定める連結事業年度を含む。以下この条において同じ。）において生じた連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

（連結中間申告に関する経過措置）

第十五条　新法人税法第八十一条の十九の規定は、施行日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用し、施行日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第三条の規定による改正後の登録免許税法（次項において「新登録免許税法」という。）第五条第七号の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用する。

2　新登録免許税法別表第一第二十四号の二の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に受ける同表第二十四号の二に規定する免許又は登録について適用し、同日前に受けた第三条の規定による改正前の登録免許税法（次項において「旧登録免許税法」という。）別表第一第二十四号(七)に規定する免許に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　附則第一条第五号に定める日前に受けた旧登録免許税法別表第一第三十二号の二に規定する許可に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　第五条の規定による改正後の国税通則法（次項において「新国税通則法」という。）第七十条第一項の規定は、施行日以後に同項第一号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に当該期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。

2　新国税通則法第七十条第二項の規定は、法人の平成十三年四月一日以後に開始した事業年度、計算期間又は連結事業年度において生じた純損失等の金額（新国税通則法第二条第六号ハ

に規定する純損失等の金額をいう。以下この項において同じ。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度、計算期間又は連結事業年度において生じた純損失等の金額については、なお従前の例による。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　第六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等配当等について適用し、第六条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧租税条約実施特例法」という。）第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2　新租税条約実施特例法第三条の二第二項から第十項までの規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する相手国居住者等、外国法人、非居住者、居住者又は内国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国団体配当等、第三国団体配当等又は特定配当等について適用する。

3　新租税条約実施特例法第三条の二第十二項、第十三項、第十五項、第十七項及び第十九項の規定は、施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する第三国団体配当等、特定利子、特定収益分配、特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税について適用する。

4　新租税条約実施特例法第三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する割引債（以下この条において「割引債」という。）の同項に規定する償還差益（以下この条において「償還差益」という。）について適用し、旧租税条約実施特例法第三条の三に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき割引債の償還差益については、なお従前の例による。

5　新租税条約実施特例法第三条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する外国法人が支払を受けるべき割引債の償還差益について適用する。

6　新租税条約実施特例法第四条第一項の規定は、同項に規定する相手国居住者等が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等所得に係る所得税又は法人税について適用し、旧租税条約実施特例法第四条第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等又は譲渡収益に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

7　新租税条約実施特例法第四条第二項から第六項までの規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等、外国法人又は非居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等所得、株主等所得又は相手国団体所得に係る所得税又は法人税について適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第十九条　第七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下附則第五十七条までにおいて「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第二十条　新租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三第十項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下附則第五十七条までにおいて「旧租税特別措置法」という。）第四条の二第九項又は第四条の三第十項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（公募株式等証券投資信託の受益証券を買い取った証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第二十一条　新租税特別措置法第九条の五の規定は、同条第一項に規定する証券業者等が施行日以後に買い取る同項に規定する公募株式等証券投資信託の受益証券に係る当該公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約について適用する。

（相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する経過措置）

第二十二条　新租税特別措置法第九条の七の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する相続又は遺贈により取得する同項に規定する株式を施行日以後に譲渡する場合について適用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十三条　個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二第一項第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十四条　新租税特別措置法第十条の四の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第二十五条　新租税特別措置法第十一条の規定は、個人が平成十六年十一月一日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする新租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等について適用し、個人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定する承認を受けた同項の基本構想において定められた同項の重点整備地区の区域内において、個人が取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3　新租税特別措置法第十一条の九の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する再商品化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

4　個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の十第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

5　個人が旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号に規定する実施計画（平成十六年十二月三十一日までに定められたものに限る。）に定められた工業等導入地区内において当該実施計画が定められた日から平成二十一年十二月三十一日までの間に取得等をする同項に規定する工業用機械等については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

6　新租税特別措置法第十二条（第一項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

7　施行日前に旧租税特別措置法第十三条の三第一項第三号に規定する認定を受けた同号の個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

8　新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

9　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

10　新租税特別措置法第十四条の二第一項の規定は、個人が附則第一条第六号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

11　個人が附則第一条第六号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12　新租税特別措置法第十五条の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

13　個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

14　新租税特別措置法第十八条の規定は、個人が施行日以後に支出する同条第一項第二号に定める負担金について適用し、個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八条第一項第二号に定める負担金については、なお従前の例による。

（青色申告特別控除に関する経過措置）

第二十六条　新租税特別措置法第二十五条の二第三項の規定は、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十七条　新租税特別措置法第三十一条の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

2　施行日前に死亡した者、施行日前に平成十六年分の所得税につき所得税法第百二十七条（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者の同年分の所得税に係る新租税特別措置法第三十一条（新租税特別措置法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第三十一条第一項中「第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額」とあるのは「第三項第二号の規定により読み替えられた同法第六十九条から第七十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額」と、「課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす」とあるのは「課する」と、同条第三項第二号中「第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）に規定する譲渡による譲渡所得がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（長期譲渡所得の金額を除く。）」とあるのは「第六十九条から第七十一条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、長期譲渡所得の金額」と、同項第三号中「第七十一条」とあるのは「第七十二条」とする。

3　施行日前に死亡した者、施行日前に平成十六年分の所得税につき所得税法第百二十七条（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者に係る旧租税特別措置法第三十一条第四項に規定する長期譲渡所得の特別控除額の同条第一項の規定による控除については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第三十一条の二（第二項第五号に係る部分を除く。）の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第三十一条の二第二項第五

号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用する。

6　新租税特別措置法第三十二条の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

7　施行日前に死亡した者、施行日前に平成十六年分の所得税につき所得税法第百二十七条（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者の同年分の所得税に係る新租税特別措置法第三十二条の規定の適用については、同条第一項中「第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額」とあるのは「第四項において準用する第三十一条第三項第二号の規定により読み替えられた同法第六十九条から第七十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額」と、「課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす」とあるのは「課する」と、同条第四項中「同項第二号中「第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）に規定する譲渡による譲渡所得」とあるのは「第三十二条第一項（短期譲渡所得の課税の特例）に規定する譲渡による譲渡所得又は同条第二項に規定する譲渡による所得」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、同項第三号中」とあるのは「同項第二号中「第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）に規定する譲渡による譲渡所得がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（長期譲渡所得の金額を除く。）」」とあるのは「第六十九条から第七十一条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、短期譲渡所得の金額」と、同項第三号中「第七十一条」とあるのは「第七十二条」と、」とする。

8　新租税特別措置法第三十三条（第一項第三号の三、第三号の四及び第六号の二に係る部分に限る。）、第三十三条の三及び第三十三条の四の規定は、個人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡（新租税特別措置法第三十三条第三項の規定により収用等による譲渡があったものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条（第一項第三号の三に係る部分に限る。）、第三十三条の三及び第三十三条の四の規定に該当する資産の譲渡（旧租税特別措置法第三十三条第三項の規定により収用等による譲渡があったものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）については、なお従前の例による。

9　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条（第一項第五号に係る部分に限る。）及び第三十三条の二（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定に該当する資産の譲渡については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第三十四条第二項第一号、第二号の二及び第三号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第八号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第八号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

12　個人の有する旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等が、施行日前に環境事業団が行った同条第二項第十二号の事業の用に供するために環境事業団に買い取られた場合については、なお従前の例による。

13　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第十九号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

14　新租税特別措置法第三十七条（第一項の表の第十八号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等に関する経過措置）

第二十八条　新租税特別措置法第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五まで（第三十七条の十一の三第三項第一号に係る部分を除く。）及び第三十七条の十二の二の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五までの規定の適用については、新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項中「上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する株式等証券投資信託の受益証券及び特定投資法人の投資口（同項に規定する証券取引所に上場されている株式等その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。）を除く。」とする。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等に関する経過措置）

第二十九条　新租税特別措置法第三十七条の十一の三及び第三十七条の十一の四（これらの規定中新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、個人が施行日

前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

2　施行日から平成十六年九月三十日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五までの規定の適用については、新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項中「上場株式等」とあるのは、「上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する株式等証券投資信託の受益証券及び特定投資法人の投資口（国外において発行されたもの及び同項に規定する証券取引所に上場されている株式等その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。）を除く。」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例に関する経過措置）

第三十条　新租税特別措置法第三十七条の十三及び第三十七条の十三の二の規定は、個人が施行日以後に払込みにより取得をする新租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定株式について適用し、個人が施行日前に払込みにより取得をした旧租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十七条の十三の三の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する特定中小会社の特定株式（新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号及び第三号に定めるものにあっては、施行日以後に払込みにより取得をするものに限る。）の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項に規定する特定中小会社の特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十一条　居住者が、新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定の適用については、その適用を受けようとする新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する適用年が平成十六年以後の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条第三項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における同項に規定する適用年が平成十五年以前の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置）

第三十二条　新租税特別措置法第四十一条の五の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡については、なお従前の例による。

（償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置）

第三十三条　新租税特別措置法第四十一条の十二第九項第九号の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十一条の十二第十二項の規定は、平成十八年四月一日以後に同項に規定する特定振替機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定振替国債等の同項に規定する振替記載等を受ける場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第十二項に規定する特定振替機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定振替国債等の同項に規定する振替記載等を受ける場合については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十一条の十二第十五項及び第十六項の規定は、施行日以後に同項に規定する振替国債等について適用する。

4　新租税特別措置法第四十一条の十二第二十一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする同項各号に掲げる者が行う当該支払について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第十九項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする法人が行う当該支払については、なお従前の例による。

（公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置）

第三十四条　新租税特別措置法第四十一条の十五の二第二項第一号の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成十七年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

（外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例に関する経過措置）

第三十五条　旧租税特別措置法第四十二条の二の二に規定する外国法人が平成十六年七月一日前に支払を受けるべき同条に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、旧租税特別措置法第四十二条の二の二に規定する外国法人が平成十六年七月一日前に同条の規定により読み替えられた所得税法第百八十条第一項に規定する証明書を旧租税特別措置法第四十二条の二の二の規定により読み替えられた同項の定めるところにより同条に規定する国内源泉所得の支払をする者に提示した場合には、当該外国法人が同日以後その証明書が効力を有している間に支払を受けるべき当該国内源泉所得については、当該外国法人が当該証明書を同項の定めるところにより当該支払をする者に提示したものとみなして、所得税法第百八十条の規定を適用する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整）

第三十六条　附則第二十三条、第二十四条又は第二十七条から第三十一条までの規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第二十三条、第二

十四条及び第二十七条から第三十一条までの規定並びに」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第三十七条　新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十八条　法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十九条　新租税特別措置法第四十二条の七の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第四十条　新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成十六年十一月一日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十三条の三第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の三第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する承認を受けた同項の基本構想において定められた同項の重点整備地区の区域内において、法人が取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設については、同条の規定は、なおその効力を有する。

5　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第六号から第九号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第四十四条の九の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する再商品化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

7　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の十第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

8　法人が旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号に規定する実施計画（平成十六年十二月三十一日までに定められたものに限る。）に定められた工業等導入地区内において当該実施計画が定められた日から平成二十一年十二月三十一日までの間に取得等をする同項に規定する工業用機械等については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

9　新租税特別措置法第四十五条（第一項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

10　施行日前に旧租税特別措置法第四十六条の三第一項第二号に規定する認定を受けた同号の法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

11　新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

12　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第四十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

13　新租税特別措置法第四十七条の二第一項の規定は、法人が附則第一条第六号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

14　法人が附則第一条第六号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第四十九条第十四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

15　新租税特別措置法第四十八条の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

16　法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第四十九条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十六第一項」とする。

17　新租税特別措置法第五十二条の規定は、法人が施行日以後に支出する同条第一項第二号に定める負担金について適用し、法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第二号に定める負担金については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第四十一条　新租税特別措置法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第五十六条第一項に規定する法人が施行日前に受けた同項に規定する認定に係る同項に規定する整備事業計画に定められた同項に規定する特定都市鉄道工事に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「十分の四」とあるのは、「二分の一」とする。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第四十二条　新租税特別措置法第六十四条（第一項第三号の三、第三号の四及び第六号の二に係る部分に限る。）、第六十五条及び第六十五条の二の規定は、法人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡（新租税特別措置法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があったものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る法人税については、なお従前の例による。

2　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十四条（第一項第五号に係る部分に限る。）及び第六十五条（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十五条の三第一項第一号、第二号の二及び第三号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5　法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等が、施行日前に環境事業団が行った同項第十二号の事業の用に供するために環境事業団に買い取られた場合については、なお従前の例による。

6　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十九号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十九号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第四十三条　新租税特別措置法第六十六条の十の規定は、同条第一項第二号に掲げる法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げる法人が施行日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）

第四十四条　旧租税特別措置法第六十六条の十二第一項に規定する法人の平成十三年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項		
	法人税法	所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧法人税法」という。）
第二項		
	同法第八十条第一項	旧法人税法第八十条第一項
	国税通則法	所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）第五条の規定による改正前の国税通則法
	租税特別措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第四十四条第一項（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法

第四項		
法人税法	（租税特別措置法	（所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　　号）附則第四十四条第一項（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）
同法	「租税特別措置法	旧効力措置法
第五項		
法人税法	租税特別措置法第六十六条の十二第一項の法人	所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　　号）附則第四十四条第一項（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第六十六条の十二第一項の法人
第六項		
法人税法	租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定	旧効力措置法第六十六条の十二第一項の規定

2　旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項に規定する法人の平成十三年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項		
法人税法		所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　　号）第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧法人税法」という。）
同法第八十条（同法		旧法人税法第八十条（旧法人税法
第二項		
法人税法		旧法人税法
同法第八十条（同法		旧法人税法第八十条（旧法人税法
第四項		
国税通則法		所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　　号）第五条の規定による改正前の国税通則法
租税特別措置法		所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　　号）附則第四十四条第二項（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法
第六項		
法人税法	（租税特別措置法	旧法人税法
同法		旧効力措置法
「租税特別措置法		「旧効力措置法

第七項	法人税法	旧法人税法
	租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項に	所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第四十四条第二項（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第六十六条の十三第一項又は第二項に
第八項	法人税法	旧法人税法
	租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の	旧効力措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第四十五条　新租税特別措置法第六十七条の十五の規定は、同条第九項に規定する不動産投資法人が施行日以後に同項に規定する特定目的会社の同項に規定する優先出資証券又は同条第十一項に規定する旧特定目的会社の同項に規定する優先出資証券を取得する場合で、施行日以後に終了する事業年度について適用する。

（連結法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第四十六条　連結親法人の施行日前に開始した法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度における当該連結親法人の各連結事業年度の連結所得に係る旧租税特別措置法第六十八条の八第一項の表の第二欄に掲げる規定の適用については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十七条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十八条　新租税特別措置法第六十八条の十二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第四十九条　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十六年十一月一日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の十八第二項の規定は、連結親法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十八第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の二十二第一項に規定する承認を受けた同項の基本構想において定められた同項の重点整備地区の区域内において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十四条の五第一項に」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第四十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第四十四条の五第一項に」と、「第四十四条の五第一項各号」とあるのは「旧効力措置法第四十四条の五第一項各号」とする。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の表の第六号から第九号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十八条の二十六（新租税特別措置法第四十四条の九第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税

特別措置法第四十四条の九第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

8　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号に規定する実施計画（平成十六年十二月三十一日までに定められたものに限る。）に定められた工業等導入地区内において当該実施計画が定められた日から平成二十一年十二月三十一日までの間に取得等をする同項に規定する工業用機械等に係る新租税特別措置法第六十八条の二十七の規定の適用については、同条第一項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十五条第一項	第四十五条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　　号）附則第四十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第四十五条第一項
同項の表の各号の第一欄	第四十五条第一項の表の各号の第一欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄
当該各号の第二欄	当該各号の第二欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄
当該各号の第三欄	当該各号の第三欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄
同表の他の号	第四十五条第一項の表の他の号（旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の適用を受ける場合には、第四十五条第一項の表の各号）
当該各号の第四欄	当該各号の第四欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第四欄

9　新租税特別措置法第六十八条の二十七（新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用する。

10　施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の三十二第一項第二号に規定する認定を受けた同号の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

11　新租税特別措置法第六十八条の三十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

12　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第二号中「第四十七条第一項第二号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　　号）附則第四十条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条第一項第二号」と、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは「旧効力措置法第四十七条第一項」とする。

13　新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項（新租税特別措置法第四十七条の二第三項第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第六号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第四十七条の二第三項第五号に掲げる構築物について適用する。

14　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第六号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等に係る新租税特別措置法第六十八条の三十五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第四十七条の二第一項	第四十七条の二第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　　号）附則第四十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第四十七条の二第一項
	同条第一項	第四十七条の二第一項又は旧効力措置法第四十七条の二第一項

第三項	同項第五号	同項第五号及び旧効力措置法第四十七条の二第三項第五号

15　新租税特別措置法第六十八条の三十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

16　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十八条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第四十条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項」とする。

17　新租税特別措置法第六十八条の三十九（新租税特別措置法第五十二条第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第二号に定める負担金については、なお従前の例による。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第五十条　新租税特別措置法第六十八条の四十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第六十八条の四十三第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に受けた新租税特別措置法第五十六条第一項に規定する認定に係る新租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する整備事業計画に定められた同項に規定する特定都市鉄道工事に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「十分の四」とあるのは、「二分の一」とする。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十一条　新租税特別措置法第六十八条の七十（新租税特別措置法第六十四条第一項第三号の三、第三号の四及び第六号の二に係る部分に限る。）、第六十八条の七十二及び第六十八条の七十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡（新租税特別措置法第六十八条の七十第二項の規定により収用等による譲渡があったものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十（旧租税特別措置法第六十四条第一項第五号に係る部分に限る。）及び第六十八条の七十二（旧租税特別措置法第六十五条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の七十四第一項（新租税特別措置法第六十五条の三第一項第一号、第二号の二及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等が、施行日前に環境事業団が行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十二号の事業の用に供するために環境事業団に買い取られた場合については、なお従前の例による。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十九号に係る部分に限る。）に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十七号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人

が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第五十二条　新租税特別措置法第六十八条の九十四の規定は、連結親法人で新租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げるものが施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用し、連結親法人で旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げるものが施行日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例に関する経過措置）

第五十三条　新租税特別措置法第六十八条の百三の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第五十四条　新租税特別措置法第四章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、施行日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十九条の五第二項（第十二号イの十億円に係る部分に限る。）及び第五項（十億円に係る部分に限る。）の規定は、平成十六年一月一日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第五十五条　施行日前に国から旧租税特別措置法第七十六条に規定する売渡しを受けた場合の当該売渡しに係る土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第七十九条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に受ける同条第一項に規定する漁船の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する漁船の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第七十九条第三項及び第四項の規定は、施行日以後に受ける同条第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた旧租税特別措置法第七十九条第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第八十条の二第三項の規定は、施行日以後に受ける同項に規定する資本の増加の登記に係る登録免許税について適用する。

5　施行日前に旧租税特別措置法第八十三条に規定する法人が、同条に規定する特定の公共的建設事業の用に供する土地の所有権の取得をした場合における当該所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（石油石炭税の特例に関する経過措置）

第五十六条　施行日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

2　施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる石油石炭税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第五十七条　施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2　施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の八の二において準用する旧租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合には、その時に、当該航空機燃料に対する航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の九第二項に規定する一般国内航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の八の二において準用する旧租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合には、その時に、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に対する航空機燃料税法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に対する航空機燃料税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　施行日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる航空機燃料税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条　第八条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条及び第十六条の規定は、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第五十八条第一項の規定並びに」とする。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　第九条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律別表第一から別表第三までは、平成十七年一月一日以後に支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第六十条　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「準用する場合を含む。）及び第二項第一号」の下に「（同法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第六十一条　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条第六項中「昭和六十三年一月一日から平成二年十二月三十一日まで」を「平成三年一月一日から同年十二月三十一日まで」に、「平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「平成十六年三月三十一日までに」を「平成十九年三月三十一日までに」に改め、同条第七項及び第八項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十二条　前条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九条第六項に規定する農業相続人が、同項に規定する特定市街化区域農地等に該当するものについて同項各号に掲げる要件に該当する転用をする見込みであることにつき施行日前に同項に規定する税務署長の承認を受けた場合における相続税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第六十三条　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「平成十七年分」を「平成十六年分」に改める。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第六十四条　租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第二項中「第三項」を「第四十一条の二」に、「同条及び新租税特別措置法第四十一条の二」を「新租税特別措置法第四十一条及び第四十一条の二の二」に改め、同条第三項中「第四十一条の二の二」を「第四十一条の二の二」に改め、同条第五項中「第四十一条の二」を「第四十一条の二の二」に改め、同条第六項中「第四十一条の二の二」を「第四十一条の二の二の二」に、「から第三項まで」を「、次項及び次条に、「及び第三項」を「及び次条」に、「若しくは平成十五年」を「から平成二十年までの各年」に、「第四十一条の二第一項」を「第四十一条の二の二第一項」に、「、居住日」を「、居住日の」に、「前条第一項」を「第四十一条第一項」に、「供した日」と、」を「供した日の」と、」に改め、同条第七項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十五条　前条の規定による改正後の租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第十八条の規定は、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第六十五条第一項の規定並びに」とする。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第九十九条第二項及び第百十八条第二項中「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

附則第百二十四条第十項中「までの」と、」の下に「「国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律」とあるのは「独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）附則第十四条の規定による廃止前の国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律」と、」を加える。

（地方自治法の一部改正）

第六十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の二第二項第十二号ハ及び第十三号ニ」を「第三十一条の二第二項第十三号ハ及び第十四号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十二号ハ及び第十三号ニ」を「第六十二条の三第四項第十三号ハ及び第十四号ニ」に改め、同表租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第二号中「第三十一条の二第二項第十三号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ」に改める。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第六十八条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　租税特別措置法第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円（長期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除した金額」とする。

二　租税特別措置法第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から千五百万円（短期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該短期譲渡所得の金額）を控除した金額」とする。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六十九条　前条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条の規定は、同条第一項に規定する帰島者が平成十六年一月一日以後に行う同項又は同条第三項に規定する資産の譲渡について適用し、当該帰島者が同日前に行った前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項又は第三項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

2　前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第六十九条第一項の規定並びに」とする。

（国有農地等の売払いに関する特別措置法の一部改正）

第七十条　国有農地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「同条第二項又は」を削る。

（農村地域工業等導入促進法の一部改正）

第七十一条　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第七十二条　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条を削る。

（総合保養地域整備法の一部改正）

第七十三条　総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

（輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正）

第七十四条　輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第七十五条　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正）

第七十六条　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「認定特定事業計画に従って第四条第四項第一号、第五号若しくは第六号に掲げる特定事業を実施しようとする者又は」及び「当該認定特定事業計画又は」を削る。

（中小企業経営革新支援法の一部改正）

第七十七条　中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項から第四項までを削り、同条第五項を同条第二項とする。

第十三条第二項を削る。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第七十八条　産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「法人税に係る欠損金の繰越し又は」を削る。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第七十九条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第三項」を「次項」に、「五年」を「七年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「租税特別措置法第六十六条の十四第一項」を「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十二第一項」に、「第六十六条の十二第一項に規定

する設備廃棄等による欠損金額」を「設備廃棄等欠損金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「五年以内」を「七年以内」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第八十条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の表第九条第二項の項及び第九条第三項及び第四項の項を削り、同表中「第九条第五項」を「第九条第二項」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第八十一条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項を削る。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、公的年金等控除の上乗せ措置及び老年者控除の廃止等年金税制の改正、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の延長、居住用財産の買換え等の場合の損益通算及び繰越控除制度の拡充、土地建物等の長期譲渡所得の税率の引下げ等住宅・土地税制の改正、非上場株式の譲渡に係る税率の引下げ、特定中小会社の特定株式の取得等に係る投資促進税制の対象範囲の拡充等の中小企業等の支援のための改正並びに公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における上場株式等に係る優遇税率の適用等金融・証券税制の改正を行うとともに、法人の欠損金の繰越期間の延長、連結法人の法人税率の特例措置の廃止、租税条約の相手国との間で課税の取扱いが異なる事業体に係る課税の特例の創設等を行うほか、特定余暇利用施設の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、年金税制、法人税制、国際課税等につき所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　住宅・土地税制

㈠　住宅借入金等に係る所得税額控除制度を見直しの上、延長することとする。

㈡　居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度を拡充・創設することとする。

㈢　土地、建物等の長期譲渡所得の税率を引き下げることとする。

2　中小企業関連税制

非上場株式の譲渡益に対する税率を引き下げ、いわゆるエンジェル税制を拡充し、中小同族株に係る相続税の課税価格の軽減特例を拡充することとする。

3　金融・証券税制

公募株式投資信託の譲渡益に対する税率を引き下げることとする。

4　年金税制

㈠　公的年金等控除の上乗せ措置及び老年者控除を廃止することとする。

㈡　六十五歳以上の者については、公的年金等控除の最低保障額を通常の額に五十万円加算して百二十万円とする特例措置を講ずることとする。

5　法人税制

㈠　欠損金の繰越期間を延長することとする。

㈡　連結付加税を廃止することとする。

6　国際課税

租税条約の相手国との間で課税の取扱いが異なる事業体に係る課税の特例を創設することとする。

7　その他

特定余暇利用施設の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図るとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長するなどの措置を講ずることとする。

8　施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十六年四月一日から施行することとする。

二　議案の可決理由

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、年金税制、法人税制、国際課税等につき所要の措置を講じようとするもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して谷垣財務大臣から「本修正案については、政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に伴う減収見込額は、初年度において約百八十億円、平年度において約千六百八十億円である。

右報告する。

平成十六年三月五日

財務金融委員長　田野瀬良太郎

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　財政の持続可能性に対する懸念に対して、中長期的な財政構造健全化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化に努めるとともに、歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税のあり方についての抜本的見直しを行い、持続的経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。

一　租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。

一　納税者数・滞納状況等に見られる納税環境の変動、経済取引の国際化・高度情報化による業務の一層の複雑・困難化、更には滞納整理等に伴う事務量の増大にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、税負担の公平を確保する税務執行の重要性を踏まえ、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配意し、今後とも処遇の改善、定員の確保、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うこと。

一　高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の機械化の充実に特段の努力を行うこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　本号一部　一、一五〇円（本体一、一〇〇円）